

へに負へるは決めて上古の神跡と所見たり、又新治郡鴨大神御子神主神社と有る鴨大神は事代主命に坐せるに、其神主神は懿德天皇御紀に淳名底仲媛命を事代主神孫鴨主女也と有る其鴨主命の事にして、奇稻田姫命の曾孫なるに、二十八社鎮座に、在中郡莊鴨毛邊村、今賀茂村也、所祭大田々根子命と有るが如く、其地名にさへ負へるも又由縁有る事になむ有りける、此稻田神社の御事を二十八社鎮座に、今屬茨城郡、在稻田村、所祭奇稻田姫命、今祠二許町上是謂奥宮舊趾と所見たり、然るに素戔嗚尊の御在し坐す御社式には所見す、其新治郡郷名に月波郡都木波とあるは由有りげなれども、其稻田神社の神大社にて渡らせ給へるに、其夫神の式外にて御在し坐さむも理に合はざれば、若くは筑波郡筑波山神社名神一大一小と有るは、筑波山の神社と申すには無く、筑波の山神社なるにて、稻田神社の御爲には御祖父母にて渡らせ給ふにてはあらしか、其は風土記に、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳云々、此時福慈岳云々、更登筑波岳云々、此時筑波神答曰云々と有るに、其福慈神は同式に駿河國富士郡富知神社坐せるに、其風土記に不二神社大山祇之命也云々と有る是なり、此を以て見れば其筑波神社と云ふも同じ大山祇命に御在し坐すを其山々に鎮坐す御靈の御事なり、又其筑波と云ふ山名は古老曰、筑波之縣、古謂紀國、美萬貴天皇之世、遣采女臣友屬筑波命於紀國之國造、時筑波命曰、欲令身名著國而後世流傳、即改本號更稱筑波者と有りて筑波と云ふ山號は神代を去りて後の稱呼なれども式外にて、近江國筑摩社を三才圖會に保食神と有るに合せて、常陸風土記信太郡條に郡北十里碓井云々、其里西飯名社此即筑波岳所_レ有飯名神之別屬也と有れば、此も其山に御在し坐す神にて、飯名は飯坐_{イヒ}の義と見ゆれば、即ち保食神などに坐すにか、大忌祭詞に、御膳持_須若宇加能賣命_命云々、倭國能_能六御縣乃山口_坐坐皇神等前_前

毛云々とありて、山神と保食神とは殊に親しき神に御在し坐すを思ひ合するに、其筑波命の本居も近江國なるにて、全く保食神を其山に移し奉れるが相殿になど御在し坐すなる可し、萬葉九卷登筑波山_時歌に、男神毛、許賜、女神毛、千羽日給而と有りて男女二神なる由云へるは、其大山祇命夫婦の事なる可きを、二竝筑波の山と云ふに就て伊弉諾伊弉冊尊二神と云ふ説の有るは如何有らむ、其筑波山末社に、蠶影祠在_蠶養山_祭稚産靈命_と二十八社鎮座記に云へるも右の飯名神に由有り、又其記に筑波山神社所祭二座伊弉諾尊在_陽峰_伊伊弉冊尊在_陰峰_通謂_之筑波大明神、攝社殊獄祀_素戔嗚尊、其一に原本社在_吉野嶺_祀蛭見命、其一和多利社、在_國割嶺_祀月讀尊、其一稻田社在_鷲嶺_祀天照皇太神、風土記所謂筑波飯名神乃是也、世謂_之筑波六所大神_と見えたるは、其神社を二柱御祖神と爲るから強て其御子神等に當てたる事なる可けれども、例へば蛭見は神に坐さずして國土を云ふなり、又飯名神を稲村神と云ふは然も有るべし、然れども天照皇太神と申すは、疑ふらくは豐受太神を混へたるなる可き事は、飯名と云ふは飯_{イヒ}生と云ふ義と聞ゆるが上に、神名式に久慈郡稻村神社を社説に筑波山神之女也と有るも、右に云へる大忌神詞に思ひ合す可き由有るなど傳八卷に云へるが如し、若くは稻田姫命かとも思ひしかども飯名神と云ふに合はず、然れども筑波山神社を大山祇命と見る時は此稻田神社大いに由縁有り、後に聞くに稻田神社に甚奇しき事有けり、此神社常に御扉を閉して神主たりと雖も開き奉る事なし、神の御心に向け給ふ時には自然に御戸開けて諸人に拜まれさせ給ふ御事にて、或は三年・五年・十年・廿年と間有りて何時とも定まれる事なし、神體は木像にて大にも小にも美にも醜にも其見奉る人に依て各別なるが、御前に小き壺有りて何時も水湛へたりとぞ、或止事無き君淫祀を廢たむとて強て戸を打破らせ

けるに、神體は無し、唯盥に水有るのみ、手を入れて見給へれば、中より手を握る者ありて身體動く事能はず、故に其罪を謝し申されて封田を數多く寄せられて今猶有り」と吾友新井俊功語れりき、又神名式に能登國能登郡久志伊奈太伎比咩神社は同郡に能登生國玉比古神社と有る、此神は正しく大已貴命にて渡らせ給へる事、已く生島神祈年祭詞講義又傳廿七に云へる如くなれば、其御子神に御在し坐し、又傳廿五・廿七・廿八にも云へる羽咋郡氣多神社(名神大)は一宮記に大已貴命と有り、頭註又此に同じきを、其越中國礪波郡氣多神社を同書に社記曰天活玉命と有るは生國玉比古神の事なるを、天ノ字を添へて稱へ申せるにて大已貴命なる證是なり、若て其氣多神社を能登國名勝志と云ふ物に、「本殿は大已貴命與社は素戔嗚尊・稻田姫命、頂社は大已貴命の石像なり、神代より鎮り坐せり、又滿汐珠有り、奇瑞有る靈類なり、大祭は二月初午に能登生國玉比古神社へ神幸有りて二夜を経て歸らせ給ふ」(下略)と有るも、其三神共に鎮り坐す御社にて渡らせ給ふ御事なれば、此國に所由有る事右の如く、又當郡白比古神社坐は傳廿五に註せるが如く素戔嗚大神に渡らせ給ふなど考へ合すべし、(又上に註せるが如く、神名式に武藏國足立郡水川神社名神大月次新嘗と有るは、素戔嗚尊・奇稻田姫命・大已貴命三神にて渡らせ給へるが上に、其入間郡中氷川神社を頭註に日本武尊東征時勸請稻田姫命也と有る外に猶諸國に多在りぬ可くなむ)○所以哭者は、右に汝等誰也、何爲哭之如此耶と問はせ給へるに、其哭居る事情を明らかめ奉れる語なり、古事記素戔段に、大穴牟遲神見其菟言何由汝泣伏と有るに對へ進らせたる語の終に因此泣患者と有る文體に彷彿たり、○往時は佐伎爾と訓來れり、古事記には自本と有る所なり、○吾兒は阿賀古なる事已に云へり、金澤本には吾兒者と有り、然らば阿賀古杼母と訓むべし、古事記國避段に汝子等と云

ふ對に、僕子等二神隨白僕又不違云々、亦僕子等百八十神者云々と有る例是なり、又此を熱田緣起には僕とのみ有るなり、其は夜都加禮と訓むも惡からじ、又此所を古事記には我之女者自本在八稚女と有りて、下なる須佐之男命の御言に是汝之女者奉於吾哉と對へたり、(此にも下に若然者汝當以女奉吾耶と有りて此の吾兒に對へ云はれたり、吾と汝とを竝べられたる心用ひ右に異ならず)○八箇少女は夜都多理能袁登賣と訓み來れるは、夜多理と訓む時は彌人の義と成るを、此は眞數の八人なりし故に夜都多理とは云へるにて、四神出生章第六一書には八人を夜都比登と訓みたるに其意味同じかる可し、偕此事を古事記には八稚女に作れ、熱田緣起には八女子と有り、其を夜袁登賣と訓める例は、神宮例集に、今丹波國與佐乃比治乃眞魚井坐道主王子八乎止女乃齋奉御饌都神止由居乃神乎、高橋氏文に、大八洲像天八乎止古八乎止咩定天神齋大嘗等仕奉始支など有り、(右に神齋と云ふは神今食の神事を申すなり、右の八乎止古八乎止咩の事を儀式には八社男八社女と書されたり、即ち江次第に謂ゆる十男十姫の事にて有るなり、委しくは中臣壽詞講義第十條に已に云へりき)○毎年、金澤本には傍に毎生と有り、當昔の一本なる可し、古事記にも毎年來喫と有るを、記傳に登斯基登爾と訓まれたるに従ふ可し、凡此言に當りて萬葉には五(十七丁)に、得志能波爾、波流能伎多良婆、十六(六丁)に、常哉將戀、彌年之羽爾、十七(三十六丁)に、安利我欲比、伊夜登能波爾、又(四十丁)、安里我欲比、伊夜登之能播仁、十八(三十四丁)に、往更、年能波其登爾、十九(二十丁)に、如是已會、彌年能波爾、又(四十三丁)、如是許會、見爲安伎良目、米立年之葉爾と有り、又六(十丁)に、毎年、如是裳見牡鹿、十(九丁)に、毎年、梅者開友、十九(十二丁)に、毎年爾、鮎之走婆、又(十六丁)、毎年爾、來喧毛能由惠と有り

て、下に毎年謂之等之乃波と云ふ細書見えたれば、其に従ふ時は此の毎年も然訓むべくして登斯基登とは云ふべからざるに似たりと雖も、登斯基波と云ふは年之經にて年序の來經を云ふに就たる言なり、然るを登斯基登と云ふ時は其歳年を経て行く内に其節の有る度を捉へて云ひ別かて語なり、故に右に引ける中には、往更、年能波其登爾とも詠めるなりけり、(然れば毎字に當る基登爾と云ふ訓は別字の義にして、毎年は年別など云はむが如くして、毎見毎聞は見別聞別と云ふに異ならずなむ) 借右の異本に毎年を毎生と有るも僻事ならず、第二一書にも我生兒雖多、毎生輒有八岐大蛇、來吞不得一存と有る、是に引合ふ事なれば然る本も亦有り傳はりつるなめり、但右に此神正妊身と云ひ、今當且産、恐亦見吞と云ひ、至産時必彼大蛇當戸將吞兒焉と云ひ、是後以稻田宮主簀狹之八箇耳生兒眞髮觸寄稻田媛云々と有るは甚く異なる傳なれば、此も毎生と有る本に依るとも右等の事を此に取りて心得べきには非ずなむ有りける、○八岐大蛇は熱田縁起には尾八岐大綺と有り、下に果有八岐、頭尾各有八岐と有るを對へ考ふるに、若くは頭尾八岐大蛇と有りけむも亦知るべからず、古事記には是高志之八俣遠呂智云々、爾問其形如何云々、身一有八頭八尾と有る、是にて其意明らかし、香具山日記には常世有大蛇と云へる常世も、國名にて常住不斷と云ふ義には有るべからずして、其常世は黃泉國に屬る邪神の謂なる可し、若て八岐と云ふは、常陸風土記久慈郡條に松樹八俣と云ふ事の有るは彌俣の意と通ゆれども、此の八岐は正しく數の八なりけむ事、右の八頭八尾は更なり下に蔓延於八丘八谷之間と照應ふ文有るを以て知られたり、(其も彌丘彌谷ならざる事は、天孫降臨章第二一書に、時味耜高彥根神光儀花艶、映于二丘二谷之間と有りて、其下照媛命の歌句の中にも彌多爾輔拖和拖羅須と有る、即ち右の二

丘二谷の事なるを以て、此なる八も彌には非ざるを思ふべし、下に云へる有大蛇、頭尾各有八岐の所に云へる事共を考へ合す可し、) 大蛇を袁呂智と云ふ事は、通證に乎呂尾也、知雷也、有尾而可畏之義と云へるは然る言なり、和名抄に、蛇和名倍美、一云久知奈波、日本紀私記云乎呂知と有る、倍美は這身と云ふ事なり、久知奈波は口之延にて口の長く開きたるを云ふなる可く、乎呂知と云ふは稍長延たるを云ふ稱と思しければ、尾有雷と云ふ説信に云はれたりと云ふべし、下に云ふ事なるが、其蛇に雷と云ふは傳九に引て云へるが如く、雄略天皇七年御紀に、乃登三諸岳捉取大蛇奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺々目精赫々と有る是なり、地神本紀にも此八岐大蛇の事を素戔嗚尊乃拔所帶十握劍寸斬其蛇、此蛇爲八段、每段成雷、擡爲八雷、飛躍昇天と有りて其相等しき物なるを曉るべし、又傳八に引ける常陸風土記に、新治郡驛家名曰大神、所以然稱者大蛇多在、因名驛家と云へれば、大蛇をも淤加美とは云ひしなりけり、又俗曰謂蛇爲夜刀神、其形蛇身率紀、兎云々と有るは彌利神と云ふ事にて、蛇をしも雷と云ふに異ならざる稱と所見たり、(又古語拾遺の此段なる以天十握劍斬八岐大蛇の下に、其名天羽々斬今在三石上神宮、古語大蛇謂之羽々、言斬蛇也と有り、然れば大蛇を羽々とも云へりしにや、通證に河内國澁川郡有蛇草村、見平氏太子傳と云へるが如く今も然る地名遺れり、大蛇を羽々と云ふは這々の言の切れるにや、傳二十〇卷天蠅斫之劍に云ふを見るべし、) 借其高志之八俣遠呂智と云へる高志は、記傳九(二十二丁)に引かれたる出雲風土記に、神門郡古志郷即屬郡家、伊弉那彌命之時以日淵河築造池之、爾時古志國人等到而爲堤即宿居之處、故云古志と所見たれども其地には有るべからず、其本國なる古志國を云ふなり、但右に引ける如く香具山日記に常世有大蛇と云へる常世

は、黃泉國に屬る邪神の謂なりければ、此は其所屬を云ひ、高志は、今在る地を付して云へるなる可し、古事記に此八千矛神將^レ婚^ニ高志國之沼河比賣^ニ幸行之時、到^ニ其沼河比賣之家^ニ、歌曰と有りて、登富々々斯、故志能久邇々と云ふ御句有るは、神名式に越後國頸城郡奈川神社と見えたる其國の事なるに、和名抄郡名に同國古志と有れば其より出でて今越前加賀能登越中越後等の摠てを古に高志と云ひけるなり、出雲風土記に所^レ造^ニ天下大神命將^レ平^ニ越八國^ニ爲而幸と有るが如くにて、其摠てを越八國とは云ひけるが、次に云ふが如く伊吹山は近江・美濃に跨がりたる山なれども、其後には直に越前國なりければ共に越八國の内なりしなりけり、樋河上天淵記に、又此去^ニ河上^ニ二里有餘、有^ニ深溪^ニ名^ニ天淵^ニ、即大蛇之窟宅也と所見たれば、其高志國より通ひて此に潜まり棲みて人を惱ませりし者なるにこそ、必ず其常居には非ざる可し、(其前文に、山陰道出雲州仁多郡三澤郷樋河上天淵者上古海潮來注之溪曲也、今既澗水衰衰然爲^ニ漲流河湫^ニ之淵^ニ矣云々、天地二神之交有^ニ八岐蛇^ニ而居^ニ其中^ニ焉云々と云へれば、此に來栖める者なり、)然るを此下に此八岐大蛇を斬り給へる所に、素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上^ニ獻於天神^ニ也と有る、此事を天淵記に、素戔嗚尊奉^ニ劍天照太神^ニ、太神曰、我屏^ニ天岩屋^ニ時、落^ニ此劍^ニ江州伊布貴山^ニ、是我神劍也と所見たる、是時に天上より其伊吹山に落れりし所由已に傳十七に註せるが如し、此に就て師説に「此八岐大蛇又尋常の大蛇に非ず、其命布支山に住める多々美比古有亦名は夷服岳神と云ふ荒振る神の化れるにて、出雲國まで往通りて人をも取り喫へるなりけり」と云はれたるは實に卓見なり、其は神社考にも、素戔嗚尊在^ニ出雲國^ニ斬^ニ八岐蛇^ニ尾中有^ニ神劍^ニ、所謂天村雲劍也、尊獻^ニ之于天照太神^ニ、太神云、是入^ニ天岩戸^ニ時、隕^ニ於近江國伊吹布貴山^ニ、即惟日本武尊所^レ佩之劍、乃素戔嗚尊所^レ獲^ニ于蛇尾^ニ者

也、故八岐蛇靈爲^レ求^ニ其舊物^ニ而當^ニ于尊之行^ニ道^ニ也、是以謂^ニ膽吹神^ニ爲^ニ八岐大蛇之所^レ變也と有るに依られたる者にして、其神社考の説も必ず受くる所有りて記せる者なりけらし、其は竹生島縁起に、大日本根子彦太瓊尊(號^ニ孝靈天皇^ニ)二十五年乙未、湖水湛而此島顯出也、此御宇霜速彦命生^ニ三兒^ニ、氣吹雄命坂田姬命淺井姬命天^ニ降坐豐葦原水穗國、箇中氣吹雄命坂田姬命二神下^ニ坐淡海國坂田郡之東方、淺井姬命下^ニ坐淺井郡之北邊、爰淺井姬命與^ニ氣吹雄命^ニ競^レ勢爭^レ力、更去^ニ北邊^ニ、下^ニ坐海中^ニ、其下^ニ海音云^ニ都布都布^ニ、故云^ニ都布夫島^ニ(下略)と云ふ事有り、此江湖の湛始まれる事を、神社考には孝靈天皇四年江州地拆、湖水始湛、駿州富士山忽出焉、景行天皇十年湖水初涌出云と見え、皇年代略記首書には孝靈天皇五年近江國水海湛始と有りて一年の差有り、又皇代記首書にも孝靈天皇五年近江湖水始湛、富士山初出と云ひ、又成務天皇十年庚辰近州湖中竹生島初出と所見たるなど其説區々にして更に定まらざるなり、然は有れども、其富士山の事は、萬葉三(二十七丁)に、天地之分時從、神左備手、高貴寸、駿河有、布士能高嶺乎と有れば太古よりの山なる事論無きを、其次歌に日本之、山跡國乃、鎮十方、坐神可聞、寶十方、成有山可聞とも有れば本より國の鎮に置き給へるなり、又常陸風土記に福慈神筑波神の祖神尊巡^ニ行諸神之處^ニと有るも皆神代の事と聞ゆれば、右に謂ゆる湖水と共に成り出でたりとは云ひ難き程の事なりけり、然れども湖水の此に湛へ竹生島の其時に顯れ出でたりと云ふ事は、必ずしも其孝昭天皇二十五年乙未に實に在りつる事右の如くならむを、其霜速彦命以下の神等の其御世に天降り坐せりと云ふ事は後人の其に係けたる文と見えたり、決めて神代の古昔ならずては右に引ける天淵記にも合はず、又神社考に、謂^ニ膽吹神^ニ爲^ニ八岐大蛇之所^レ變也と云ふに違ふ可くや侍らむ、(此縁起の事色葉字類抄にも出で

て、竹生島在近江國、此島坐神依中臣奏上一件神奉授從五位上勳八等、昔淺井姬命與氣吹雄命競勢爭力、去丸邊下坐海中云々、即件神疑水沫而爲磐積風塵而作島云々、又此島有大鯰、長千丈也、纏島數廻、首尾相咋、又有二蛇、長數丈也、從宇治川登到居此島之上と見えたり、共に古傳と見ゆ、(儲帝王編年記にも、霜速比古命之男多々美比古命、是謂夷服岳神也、女此依志比女命、是夷服岳神之姊在於久惠峰也、次淺井比咩命、是夷服神之姪、在於淺井岳也、是夷服岳與淺井岳相競長高、淺井岡一夜增高、夷服怒拔刀劍殺淺井姬之頭墮江中而成江島、名竹生島、其頭手と所見たるも縁起と同じ傳なるが、如此くは上古に氣吹山と淺井岳とは長高相等しかりつらむを、氣吹雄命の怒に依りて淺井岳の頭を斬りたる、是水に落つる音都布都布と云ひけむから竹生島と云ふ名は起りつる者なりけり、故に其霜速彦命と云ふは決く靈神の屬なる可し、其霜と云ふは、萬葉(二十二丁)に、吾崗之、於可美爾言而、令落、雪之摧之、彼所爾塵家武と有る是なり、但此神は天降り坐さずして右の三子のみ天降れるなめり、若て其多々美比古命と云ふは立水彦と云ふ事にて、和名抄に暴雨楊氏漢語抄云白雨、和名無良左女と有る、此暴雨を萬葉以下の歌に由布陀知と詠めるは、割きたる木綿を立てたるが如き狀を以て云ひ、又同抄に、潦、和名爾八太豆美、雨水也と有るも庭立水と云ふ事なると同じければ暴雨を主とる謂なるにや、其は景行天皇四十年御紀に、日本武尊云々、於是聞近江膽吹山有荒神、即解劍置於宮簀媛家、而徒行之至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊不知主神化蛇之謂、是大蛇必荒神之使也、既得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行、時山神之興雲、零水峯霧谷噎無復可行之路、乃棲違不知其所跋涉、然凌霧強行、方僅得出と有る、此零水を古事記には於是零大氷雨、

打感倭建命と所見たり、是其神を多々美比古命と云ふ所以なり、又此を氣吹雄命と云ふ、其氣吹は右に峰霧谷噎云々と有る即ち其氣吹の事にして、此より雲と成り雨と降る是なり、(但右の編年記に此依志比女命と有る此字は、比を誤れるにて彼の日枝山の事なるにや、古事記に日枝山と有るを神名式には近江國滋賀郡日吉神社名神大と有るを、後に比與志と訓めるは、住吉は須美能延なる須美與志と唱ふる例の如しと雖も、本は比延志と云ひけむを比延と唱へたりけむも知るべからず、若て氣吹は右の如く大蛇の住ひて常に雲霧の立覆へるを、日吉は大空に晴渡れる謂などには非じか、但此は今試みに云へるのみ、)然れば此は上に云へるが如くして、氣吹の山神と鳥上の山神の相争ひ競ふとして例の大蛇に成りて行向ひて、年々に其足摩乳・手摩乳神の女子を喫ひ盡して、終には其老夫婦をも呑みてむとは爲つる者なる可し、故に是を以て古事記には其本國を指して高志之八俣遠呂智とは云へるなりけり、又其氣吹雄命八岐大蛇と化りて素戔鳴尊に殺され奉りつゝも、彼の神靈彼の山に遣りて彼の孝昭天皇二十五年に淺井姬と勢力を相争そふ程なりしかば實に荒神にて有りしなり、然るに彼の神社考に、謂膽吹神爲八岐大蛇之所變也と有るに合ひて、天淵記にも日本武尊東征の御事を書して、此尊上洛時、江州伊布貴山麓先八岐蛇靈出黑雲爲怨、欲奪寶劍也、尊舉御足蹴殺給仍毒氣止云々と有りて、此時に至りて全く其神の妖氣止みて後世其人を惱ます事を聞かざるは、日本武尊其神靈を彼の寶劍に留めさせ御在し坐して彼の熱田神宮に鎮り御在し坐すが爲に、終に其荒神も心和みて皇御孫尊の大御世を護り奉る事とは成れるなる可し、神名式に近江國坂田郡伊夫伎神社、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙巳朝王子授近江國伊富伎神從五位下、清和天皇實錄に貞觀元年正月廿七日甲寅奉授近江國從五位下伊富伎神從五位上、同九年四月二日辛

未遣神祇大祐正六位上大中臣朝臣常道、向近江國伊福伎神社、奉弓箭鈴鏡、陽成天皇實錄に元慶元年十二月廿五日授
近江國正四位下伊富伎神從三位と見えたり、但貞觀元年と元慶元年との間に今一度進階の御事御在し坐しつらむを
記し漏らされたり、又同式に美濃國不破郡伊富岐神社、文德天皇實錄に仁壽二年十二月癸亥以美濃國伊富伎神列
於官社、清和天皇實錄に貞觀七年五月八日授美濃國從五位下伊富岐神從四位下、同十一年十二月五日授美濃國從五
位上伊布貴神正五位下、陽成天皇實錄に元慶元年閏二月廿一日授從四位下伊富岐神從四位上と有り、然して右の貞
觀七年の度なるは近江國伊夫伎神社の進階ならむを、誤りて此には入れるなる可くして打合はざるなり、(此伊富岐神
社の岐を祕釋本に伎に作れり、美濃國式社考に、在伊吹村、去垂井驛北一里許、今稱伊吹大明神と書し、又同
國百葦根と云ふ書に「野上村五六丁北なり、野上伊吹兩邑の社にして古代は大社なり、祭神鸚鵡草葺不合尊也」と云
へれども更に由無き事なり、其は此神の後豐玉姬命の御子を生み坐す時に、方産化爲龍と云ふ事の有るより事の混れ
て、彼の八岐大蛇の事を然思ひ誤れる者にて、甚々可畏き事なりかし、偕此伊吹山は近江・美濃兩國に跨がれる山なる
が故に、各國に其の社は立たせ給へる者なる可し、○所吞は、第二書に乃告素戔嗚尊曰、我生兒雖多、每生輒有
八岐大蛇來吞不得一存と見え、第四一書に、到出雲國簸川上所在島上之峰時、彼處有吞人大蛇と有る是なり、
古事記には是高志之八僕遠呂智年每來喫と有り、偕大蛇には吞とこそは云ふべかりけれ、喫とは如何なる如くなれど
も、仁德天皇五十五年御紀に、有大蛇發瞋目自墓出以咋蝦夷とも云ふ事有り、此事を天淵記には又此去河上
二里有餘、有深溪、名天淵、即大蛇之窟宅也、其中大蛇食噉國人國人將盡、故歲々以一人宛彼犧牲、雖然

如レ此人民殆盡、我有八兒、經七年而七爲蛇被吞と所見たり、但し犧牲に宛てたるには有るべからず、大蛇の來
りて奪ひ吞み去る事を然書せるなめり、又經七年其七爲蛇被吞と有るも彼八箇少女毎年爲八岐大蛇所吞と云
ふ事を然言ひ拵へたる者にして、其事の委しきに過ぎて却りて信しからずなむ有りける、(通證に、宋玉招魂云、雄虺九
首往來、倏忽吞人以益其心と有るが如く、大蛇の人を吞むは其心を益などの事有るなる可し、又搜神記曰、東越閩
中有庸嶺、高數十里、其下北隙中有大蛇、長七八丈、圍之一丈、土俗常懼、治都尉及屬城長吏多有死者、祭以牛
羊、故不得福、或與人夢、或諭巫祝、欲得啗童女年十二三者と有るは犧牲の類なれども、此は似たる事なが
ら外に故有る事にて一に成すべきに非ず、) ○少童は袁登賣と訓むべき事上なる童女少女の例の如し、又は賣能和良
波と云はむも僻事ならじ、且臨被吞は麻多吞禮那牟登須流爾と訓べし、第二一書に今吾且産、恐亦見吞と有る是
なり、但し右は今姪身の事にして傳へたる者にして佗傳の狀とは異なる者なり、第三一書に、素戔嗚尊欲幸菴稻田媛
而乞之脚摩乳手摩乳、對曰、請先殺彼蛇、然後幸者宜也と見えたるも已に長と成れる趣なる者ならずや、(天淵記
には其七爲蛇被吞、此少女今一也と云ひ、古事記に今其可來時、故哭と有るも、共に其殘れる一女の被吞むと爲る
を歎けるなり、) ○無由脱免は、能賀流々由無志と訓むべし、新宮本には脱免を麻奴加流々と訓めり、共に同言に
して往離の義にして、傳八に離を佐加流と訓めるに、今昔物語に「年頃住みける女を去枯にけり」と有るを證として説け
ると相似たる事なり、此用例は古事記八十神段に、爾八十神覓追而矢刺之時、自木保漏逃而去と有り、神武天皇戊午
年御紀に初孔舍衛之戰有人隱於大樹、而得免難、仍指其樹恩如母、時人因號其地曰母木邑、今云猷悶迺奇

小事爲勅曰と所見たる如くにて、凡て此大神の御事はしも皇祖天神と相等同しく會釋ひ奉らせ給ふ御事なるが故に、此事を承けて次にも隨勅奉矣と有り、又下にも因勅之曰とも書されたるは、信に有將欲しき文法と云ふべくなむ有りける、熱田縁起に我是天照太神之弟也と御名乗爲させ御在し坐しける所に、於是翁姬即知天神と有りが如く、二柱御祖神の珍子に渡らせ給へるが故に、當昔は此大神を指して天神と稱し奉るを知るべし、又神祇令天神義解に、謂天神者云々、出雲國造齋神等類是也と有るは、謂ゆる神名式に意宇郡熊野坐神社(名神大)と有る是なり、次に地祇者大神大倭葛木鴨出雲大汝神等類是也と有りて、其出雲郡杵築大社(名神大)と御父子の間に天神地祇の差別を被立たり、姓氏錄にも此素戔嗚尊の御末を地祇に收められたれども、此大神を地祇と申すには非ず、其御子大己貴神以下の御子孫なるに係けて地祇とは申せるなり、此を以ても古に此大神を尊み崇まへ奉られし事の尋常ならざりし御事をなむ明らかめ奉る可き事なりける、(第二一書にも素戔嗚尊教之曰云々、二神隨教云々と有る教字も、瑞珠盟約章に素戔嗚大神の御父大神に申させ給へる御言に、吾今奉教將就根國と有る教を美許登能理と訓める、是にて甚く尊崇まへ奉れる所なり、)倍此大神の御事をしも世に皇祖天神と等し並に崇まへ尊み奉らざりけるこそ心憂き事なりけれ、即ち四神出生章に何不_レ生_二天下之主者_一敷と詔り給ひて日神と共に初めて、御名の出でたる所に次生_二素戔嗚尊_一と有る、此尊字は神世七代章に至貴曰_レ尊自餘曰_レ命と有るに當りて心得るに、其尊く高く御在し坐す事世に比しへ無くなむ渡らせ給へりける、其第一一書に、伊弉諾尊曰_レ吾欲_レ生_二御宙之珍子_一と詔り給へる御事見え、古事記にも、此時伊弉諾尊大歡喜詔、吾者生_二生子_一而於_二生終_一得_二三貴子_一と有る、三貴子とは天照太神と月夜見尊と此大神を合せて三柱の謂なるが、實は月夜見

尊と此大神とは同神に渡らせ給へれば二貴子にて、天照太神に次て至尊く御在し坐す御事を明らかめ奉るに足れり、若て其第六一書に素戔嗚尊者可_レ以_レ治_二天下_一也と勅任し奉らせ給へる御事所見て、主張りて此天下國土の大君主宰に渡らせ給へる此大神になむ御在し坐せば、其所知看すと所知看ざるとの御事は次にして、此大神の天下に比無く尊く高く御在し坐す正しき證には有りける、然れども故有りて御母國に根國に渡らせ給ふ可き去敢させ給はざる御事に依りて天上に昇り詣らせ御在し坐々けり、若て天照太神と共に御誓の御事御在し坐しけるに、固より其清明き御心なむ顯はれさせ御在し坐して終に男御子を生み奉らせ給へりける、故に瑞珠盟約章に、是時天照太神勅曰、原_二其物根_一則云々者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉と所見たるに、傳十三に云るが如く谷川士清説に、夫根系統脈在_レ父而不_レ在_レ母、如_二五男_一則日神猶_レ父也、素尊猶_レ母也、物根固出_二于日神_一、非_二日種_一而何耶と云へる、實に然る説にて、日神はしも女神に御在し坐しながら大御父の如く、素戔嗚尊はしも男神に渡らせ給ひながら大御母の如く御在し坐して、天壤と共に無窮き天津日繼の元つ大御祖に渡らせ給へるが故に、此第四一書にも、素戔嗚尊曰、韓鄉之島、是有_二金銀_一、若使吾兒所_レ御之國不_レ有_二浮寶_一者未_レ是佳_一也の大御言有り、是を以て此大神の御上をしも天照坐皇太神に相並べて仰ぎ奉り尊み奉り敬まひ奉り可畏み奉る可き御事になむ有りける、如此く天皇の大御祖神に渡らせ給へるは然る物にて、天照太神の日に御在し坐せるに相並ばして、後に月神と御在し坐して大地の晝夜を持ち別けて御照し坐す御事は申すも更なり、其御兒大己貴神と皇御孫尊と相並ばして、幽冥事顯露事とを持ち別けて所知看すなど、皆其本の本を知り元の元を云ふ時は此大神に係らずと云ふ事無ければ、實に仰ぐ可く尊む可く敬ひ可畏み奉る可き大神になむ渡らせたまへりける、(然

れば天下に有りと有らぬ人の上と御在し坐して、天下に二無く尊く御在し坐す皇御孫尊の御民と有る者の限りは、此大神をしも日神に相等同しく仰ぎ可畏み奉る可きを、若し其事に違ひ奉れらむは、即ち皇御孫尊を輕蔑しめ奉るに當りて其罪去り所無き者ぞかし、日月の大御光を戴き奉り幽顯の大御政に預り奉る世人にして、然る事意をも取り知り委しく明らめ奉らざらむは大なる罪人と云ふべし、○以女は許能牟須賣と訓むべし、諸本此を以_レ女と訓めるを、金澤本に然訓めるなむ甚宜かりける、熱田縁起には以女を少女に作れり、然る本の有りつるにこそ、古事記には是汝之女者と有り、偕牟須賣は牟須古の對なり、源氏帚木卷に御息男の君等云々と有り、其牟須賣と云ふ例は殊に多くして、天孫降臨章に高產皇靈尊之女栲幡千千姫と有りて、其第六一書に高產皇靈尊女子栲幡千千姫萬幡幡姫命と見え、其第七一書には見字を美牟須賣と有り、又其天孫降臨章正書に皇孫問_ニ此美人_一曰、汝誰之女子耶、其第二一書に皇孫因謂_ニ大山祇神_一曰、吾見_ニ汝之女子_一、欲_ニ以爲_レ妻_一、其第五一書に天孫幸_ニ大山祇神之女子吾田鹿葦津姫_一、其第六一書に又問曰、其於秀起浪穗之上起_ニ八尋殿_一而手玉玲瓏織_ニ之少女者誰之子女耶_一と見え、海宮遊行章に海神女豐玉姫、其第三一書に海神迎拜延入奉_レ慰、因以_ニ女豐玉姫_一妻之と有り、神武天皇御紀に母曰_ニ玉依姫_一、海童之少女也、綏靖天皇御紀に母曰_ニ媛蹈鞬五十鈴媛命_一、事代主神之_ニ大女也_一、安寧天皇御紀に母曰_ニ五十鈴依媛命_一、事代主神之_ニ少女也_一などの如く、大女_ニ少女_一の稱有り、催馬樂律の我門爾美言乃布乃、美會乃不乃、安也女乃古保利乃、大領乃末名牟須女止以戸、於止牟須女止古會伊波女と有りて、此にも眞名女子弟女子の事を云へり、記傳三(十丁)に、「高御產巢日神・神產巢日神と申す牟須は生なり、其は男子女子又若の牟須草の牟須など云ふ牟須にて物の成生るを云ふ」と云はれたる是にて、牟須は其成す方より

云ふ稱なるが故に、我之女とか誰之女子とか上に其成せる人の事を先づ置きて云ふ故に、男女子を打ち任せて云ふ稱には非ざるなり、又右の准らひに、男子にも眞名男子又大男少男の稱有るを知るべし、(又古今集詞書にも、「良峯乃恒成が四十の賀に娘に代りて詠み侍りける、」又「或人此歌は昔大和國なる人の女に或人住渡りける、」此女家も無く成りて云々」など有り、偕牟須古・牟須賣には息男・息女の字を常に書けるを、禮記註に陽生曰_レ息と云ひ、字書に吾所_レ生者故曰_レ息と有りて、我が牟須と云ふ言も其産み成す人の方に屬きて云ふに合へり、又娘は韻會に少女之號と有り、○奉_レ吾耶は、先づ其女を素戔嗚大神の御物に令_レ奉て、然る後に事を計はむとの御事なり、此三字金澤本に吾爾多氏麻都良牟夜と訓み、袖中抄七(二十四丁)に、日本紀云と引けるにも、然訓みたる、甚宜し、古本には奉字を久禮牟夜と訓める、其も例有る事にて、瑞珠盟約章第二一書に、汝以_ニ汝所_レ持八坂瓊之曲玉_一、可_ニ以_レ授_レ予矣_一と有る、授字に久禮與の訓有りて、其意は已に傳五十七に註せりと雖も、其は同じ程の中間ならばこそ有らめ、卑しき方より高きに對ひて云ふべき語ならざれば此所に似著はしからざるなり、次に對曰_レ隨_レ勅奉矣_一と有るに合せて、古事記にも此を爾速須佐之男命詔、其老夫是汝之女者奉_ニ於吾_一哉云々、爾足名稚手名稚神白、然坐者恐立奉と有るは、正しく此の奉字を立奉と訓むべき徵なる者なり、又古事記高千穗宮段に、故乞_ニ遣其父大山津見神_一之時、大歡喜而副_ニ其姊石長比賣_一、令_レ持_ニ百取机代之物_一奉出(中略)爾大山津見神、因_レ返_ニ石長比賣_一而、大耻、白送言、我之女二並立奉由者(下略)と有るなども此の一例に備ふ可きなり、(此下に、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜_ニ號於二神_一曰_ニ稻田宮主神_一と有る御有狀を見奉りても、吾爾久禮與などは詔ふまじく見えたり、)○隨_レ勅奉矣_一は、御言能隨爾奉良牟と訓むべし、熱田縁起

に、謝曰左右任勅と有る是なり、例は古事記平國段に、建御名方神の亦不違我父大國主神之命、不違八重事代主神之言、此葦原中國者隨天神御子之命、獻云々、汝子等事代主神建御名方神二神者隨天神御子之命、勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白僕之不違、此葦原中國者隨命既獻也など有る是なり、此隨勅と云ふは不違勅と云はむが如し、熱田縁起に、若然者汝當以少女奉吾邪、老翁對曰、不敢背云々、謝曰、左右任勅と有るに思ひ合すべし、右に引ける古事記の文中に、不違命又不違言又勿違又不違と有るは、何れも隨の言を注せるが如く用ひたる者にて、此二を相對攻ふれば大いに其意味をなむ知らる可き事なりける、(其例共は多く傳二十卷に擧げたるを、其麻邇々々の言は不違と云ふに當れるに、心も著かざりし故に今茲に云ふなり、)○古事記には此所の文殊に委しく有りて甚々美好たき事なむ多在りける、此全文を此に擧げて少々注す可きなり、爾速須佐之男命詔其老夫、是汝之女者、奉於吾哉、答曰、恐亦不覺御名、爾答詔、吾者天照太御神之伊呂勢者也、故今自天降坐也、爾足名椎手名椎神白然坐者恐立奉と所見たるに合せて、熱田縁起にも凡ては此御紀と同じきながら、此の所を、素戔嗚尊勅曰、若然者汝當以少女奉吾邪、老翁對曰、不敢背、抑聞御名、答我是天照太神之弟也、於是翁嫗即知天神、謝曰、左右任勅と所見て、此の事實正しきを得たり、故其是汝之女者奉於吾哉と有るは、此に若然者汝當以女奉吾耶と問ひ係けさせ給へるに同じき事已に右に註せるが如し、恐亦は記傳に加斯許禰禮杼母と訓まれき、此は素戔嗚大神をしも眼前に見奉り知らざるが故に容易く其御婚ひの御事は許し奉り難き中にも、其御光儀を今見奉れば甚々可畏く敬ひ奉る故に恐るゝ其御名を聞き奉らむとて先づ初に如此く打出でたるなり、然るは此大神の御事を四神出生章に其光彩亞

日と有り、第一書にも、即大日靈尊及月弓尊竝是質性明麗と有るが如く、此大神の光儀實に日神に亞で明麗はしく御在し坐すが上に、其神性の雄健く御在し坐す御有状は、武素戔嗚尊とも速素戔嗚尊とも申奉る如くに渡らせ給へれば、天下に誰か有らむ、正に其大神ならむとは思知りつゝも、其御名を聞き奉らざる程なる故に如此く申して名乗らせ奉らむとは爲られける者なめり、(然して其問ひ奉らむと爲るに猶甚可畏こかりければ猶豫らひて申し出し奉り難かりけむ、其の時の老夫婦の状も想像られて何恰なる事なりかし、)不覺御名は、其老夫婦共に大神の尋常の神にては御在し坐さず正しく素戔嗚大神に御在し坐せらむとは其御容儀の明麗しく渡らせ給へると其御稜威の健速く神在し坐すにて心には知りても有りつらめども、其御名乗の御事御在し坐す迄は許し奉られざる、信に古の意にて世に美好き事の極となむ所思えたる、其上文に、我之女者、自本在三八稚女、是高志之八俣遠呂智每年來喫、今其可來時、故泣と語り申せる如く、在りつる八稚女は喫み盡されて、唯一人残れるも此大神の御助力を乞ひ奉らずば忽に吞まれむと爲る今の際に至りても、其御神の御名を覺知り奉らざる限は信がひ奉られざる事はしも、此老夫婦も大山祇神の御子にして竝々の神には御在さざる故に、先づ問ひ奉りて後に立奉らむと爲られたる者にして、何恰なる中に云ひ知らぬ深き味はひ有る所にて有るなりけり、熱田縁起には老翁對曰、不敢背抑聞御名と有れども、此にては其心深からず、右の古事記に、答曰、恐亦不覺御名と有るには如かさるなり、然れば此第三一書に、素戔嗚尊欲幸奇稻田媛而乞之脚摩乳手摩乳、對曰、請先殺彼蛇、然後幸者宜也と有るなどは此に要と有る其老夫婦の心を記し漏らされたる傳にて、事足はぬ心ちなむ爲めるを、古事記の右の傳なむ實に愛たく所思えたりける、(上古よりして婚儀の重かりし事は、繼嗣令に、凡王

娶親王、臣娶五世王者、唯五世王不得娶親王と有るにて知られたり、然るに紀略に、延暦十三年九月丙戌詔、見任大臣良家子孫許娶三世以下、但藤原氏者累代相承攝政不絶、以此論云不可同等殊可聽娶二世以下者有りて其法稍弛みたるを、後には皇女をだに人臣の家に降し嫁しめ給ふ御事の御在し坐すには至れり、此老夫婦にだに耻らはせ給はゞ、其の治め給はむ道も必ず御在し坐さましを、君臣の御間甚近く成り以て行きて果々は君上を輕しめ奉る媒と成らずしも非ずなむ、吾者天照太御神之伊呂勢者也とは、己尊の御名を以て顯はし給はずして日神の御兄と御名乗り爲させ給へるは、抑其素戔嗚尊と申し奉る御名の其時に在りつるを隠して、然詔り給へるには有るべからず、其素戔嗚尊と申し奉れるは、神性の健く速く進りに御在し坐すが故に、始より然稱奉りて終には其御名と成れども、大神の御身自らは唯右の如く常に佗に對ひては天照太神を本にして然御名乗らせ御在し坐しける御事と所見たり、其は天孫降臨章第一書に、天照太神之子所幸道路有如此居之者誰也、敢問之、衢神對曰、聞天照太神之子今當降行、故奉迎相待と有るも、皇御孫尊に未だ此時御名御在し坐さず、其第六書に、乃用眞床覆衾、裏皇孫天津彦根火瓊杵根尊、而排披天八重雲以奉降、故稱此神曰天國饒石彦火瓊杵尊と有るが如く、其御天降の狀の饒しかりつる故に御名は定り坐せると同じかる可し、又此には天照太御神之伊呂勢者也と宣ひ、右に皇御孫尊の御名を指さずして天照太神之子と申されたるを以て、凡此天地の間には天照太神に益りて貴神御在し坐さざるが故に、其皇太神を先體に居え置きて後に其御枝葉の御事を名乗る古の定格なりしを知るべし、(又此に如此く伊呂勢者也と宣り給へるを以て、此外に月夜見尊と申す一神の別に御在し坐さざる御事をも亦此に徴すと云ふべし、其は此外にも御在し坐せらむには

自らの御事のみを然名乗らせ給ふまじき者なるをや、) 偕其伊呂勢と申すは同母の御兄弟に御在し坐す由を以て詔り給へるなり、仁賢天皇六年御紀に、古者不言兄弟長幼、女以男稱兄、男以女稱妹と有る是なり、但し熱田緣起には、答曰、我是天照太神之弟也、於是翁嫗即知天神と所見たれば、古事記にも本は伊呂杵と有りけむも知るべからざるなり、地神本紀にも此文吾者天照太神之弟也と有るを證と爲べし、偕伊呂勢は伊呂妹の對なり、伊呂泥は伊呂杵の對なり、又郎子・郎姬を伊良都古・伊良都賣と訓み、某入彦・某入姬など申す伊理此に同じくして、其本は母を伊呂波と云ふに出でたる事にて、其伊良伊理伊呂共に同胞の兄弟姊妹を並べ云ふ時に限る事にて、異母兄弟なるには庶兄庶妹と云ひて、其は縦に物爲さする友にて、何れも右等は入字の意にして互に相親しむ言なりけり、然りとて此素戔嗚大神より日神を指し奉らせ給ふには何時も姊と申し奉らせ給ひて、伊呂妹とは申させ給はざりけれども、此は唯其二神に向はせ給ひて其日神の御同胞に御在し坐す由を已く示させ御在し坐さむとして、吾者天照太御神之伊呂勢者也とは御名乗り爲させ給へる者にして、此御言を受賜はりて、然御在し坐さば素戔嗚大神にこそ御在し坐しけれと心に知りて、敬ひ恐こみ奉れる所には至れりし者なりけらし、偕其伊呂勢などの伊呂を入の義なりと云ふは、已に傳六に父母を加會伊呂波と云ふに就て注せるが如く、其を知々波々と云ふも血脈又腹の義なるに等しく、伊呂波と云ふは入腹と云ふ事にして、其伊呂は母の方にては我腹内に容れて産み出す意を以て云ひ、子の方にては母胎に入りて其より生み來る義に云ふなれば、母に云ふも子に云ふも其本一なりける者なり、其伊呂に兄と妹の言を从れば伊呂勢と成り伊呂妹と成り、又姊と弟の言を从れば伊呂泥と成り伊呂杵と成り、又子と女の言を从れば郎子と成り郎姬と成り、又彦と姫の言を从れば、入彦と成

り入姫と成れる者なり、其中に伊呂泥は兄にも姉にも通はし云ふ言にや、古事記白檮原宮段に伊呂兄と有るを、御紀には兄字を書きて伊呂禰と訓まれたり、其は唯片假字以て傍書せるなれば書違へとも云はゞ云ふべからむを、和名抄に、兄男子先生爲兄、一云昆、和名古乃加美、日本紀云和名伊呂禰と有るを誤とも定め云ふ可からざれば、伊呂阿爾の言より約りて此も亦伊呂泥とは成れる者と見えたり、其上傳十三に云へる如く、姉を那泥と云ふも汝姉と云ふ事なるが、兄を阿爾と云ふも然にて、此爾と泥と共に尊稱にして根と云ふに異ならざれば、右の如く兄にも姉にも伊呂泥と云ひて事の違ふには非ざる者なるぞかし、然るを此郎子・郎姫を色津子・色津姫の義に説き、母を伊呂波と云ふにも、色身は母より受くれば色母の義なる可しなどと色の事にして云ふ説は、大いに遠き違有る者なり、男色女色に愛てこそは色某とも云はゞ云ふらめ、事も無きに唯に男女の子を然云はむ事心得ず、其上色身など云ふ事は外國の轉りにて、我が皇大御國の上古に且ても人の云はざりし事なるを如何爲む、故今自天降坐也と詔り給へるは、其上に故所避而降出雲國之肥河上在鳥髮地と有るは其記の地より書ける語なるが、此なるは正しく其大神の御言に宣ひ出でさせ給へるなれば、此を以て證として、右に所避而の語有るは誤なる事を知るに足れりと云ふべし、其は傳二十より始めて此卷首にも追々に事實を徴し論じ云へるが如く、此素戔嗚大神の天上より所逐れて初て天降り御在し坐し、御時には、皇國の内_ニ在らゆる衆神も此に置き奉らず、共に距みて留め奉らざりしかば終に外國の地に先づ落著せさせ御在し坐しけり、此第四一書に、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神到降於新羅國、居曾戶茂梨之處と有る是なり、其次に遂に埴土作舟乘之東渡到出雲國簸川上所在島上之峯と有れども其は誤りにて、其初めて東渡らし給ひ著かせ給へりしは筑紫洲内

の事にして、其より此大八洲國を青山と成し給へる時には、未だ出雲國に御事跡は非ざりし事著明し、其後此土より高天原に參上らせ御在し坐して、其再度天降り御在し坐しつる地なむ、此第二一書に是時素戔嗚尊下到於安藝國可愛之河上_ニ也と所見たる是にて、即ち出雲國に御在し坐し著かせさせ給へる始なりける、偕此故今自天降坐也と有るは初度の御事にては御在し坐さざる慥なる證有り、其老夫婦が八俣遠呂智の形狀を語り申せる語の中に、亦其身生蘿及檜_ノ楹と有る檜楹は、此第五一書に乃拔鬚散之即成杉、又拔散胸毛是成檜と有るが如く、其は素戔嗚大神の御身より化出でたるものにして、此顯國の本よりの有ならず、其大蛇の背に迄も生立つ程に至れるは、悉く大八洲國の青山と成り盡し極まりての上の事なりければ、先に天降り御在し坐して、然る御功を立てさせ御在し坐しけむよりは何千萬年をか經たりけむ、知るべきに非ず、若て其再び天上に昇り詣らせ御在し坐してより以來も決めて久しき年序をや經たりけむ、其老夫婦の心にも其可畏き御光儀を見奉り上げたらむには誰かは御在し坐さむ、此大神に御在し坐すらしとは思ひながら、今天上より此に天降り御在し坐し著させさせ御在し坐さむとは思ひも係け奉らざりし筋なりければ、其御名を問ひ奉れるに合せて、今自天降坐也とは對へさせ給へりし御事になむ有りける、然れば古事記にも其御天降の御事を合せて一に爲るは中古に出來し事にて、古き傳には上章第三一書の如く有りつらむ事、右に引ける故今自天降坐也と有る御言に本著きて、其前後の事實を合せて曉る可き者になむ有りける、又此上に、是時素戔嗚尊自天而降到於出雲國簸之川上と有るも、右に云へる第二一書に、下到於安藝國可愛之川上_ニ也と有ると同じ傳なるにて、其は上章正書の終に已而竟遂降焉と有るよりは續かずして、其第三一書に、是後素戔嗚尊曰、諸神遂我、我今當永去、如何不

與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天時云々、今則奉觀已訖云々、已而復還降焉と有るより續く文意にて、古事記には其第三一書の如き文は無けれども、其意を補ひて見ざる時は大いに其趣を得べからざる可し、傳二十卷に云へる事共を引合せ見るべし、然坐者は、下に即知速須佐之男命と云ふ言の有る心持にて見る可し、熱田縁起には我是天照太神之弟也、於是翁嫗即知天神と有るに思ひ合す可きなり、預て素戔嗚大神はしも此天下の大君主宰の大神と御父大神に勅任され奉られ給へりし神に御在し坐せば、其大神の御事を此國土に在りと有ゆる國神にして誰かは外々しく知り奉らざると云ふ事の有らむ、然るを其老夫婦も此大神は天上に復參昇らせ御在し坐しけると心得て有りつらむに、今此處に御在し坐さむとは如何は知る事の有らむ、然るを此に入らせさせ御在し坐しけるに就ては、其斯る災厄の時に臨みて其御扶助を仰ぎ乞ひ奉るに、大神の御心にも其女を己尊の御物にして其大蛇を殺して其災害の根を斷たせさせ御在し坐さむと、即ち其女を奉る可き由を仰せ宣へる、御名を不知と恐るゝ申上げられたるに對へて、吾者天照太御神之伊呂勢者也、故今自天降至也と詔へるに就て、然坐せば即ち天神に渡らせ給ひて、其素戔嗚大神に御在し坐しけりと自得りて、此に其大御言を肯伏ひ奉れる所なるにて、其例は此章第六一書に大己貴神の幸魂奇魂神の顯れ出でさせ給へる所に、是時大己貴神問曰、然則汝是誰邪、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然迺知、汝是吾之幸魂奇魂(下略)と有る迺知と同じくして、彼方より詔り給へるを待ち取り奉りて此方にて決著むる所なれば、此も然坐者の下に右に其意を補ひ云へるが如き言を加へて見ざれば其深義は見得難き者なるぞかし、(然れば此に吾者天照太神之伊呂勢者也と有りて、其大神の御名を名乗らせ給はざると、此に其老夫婦二神の然坐者と對へ奉りて其御名を舉

げて申されざるとに甚々甘き味有る所なるを思ふ可し、)恐立奉は、熱田縁起に於是翁嫗知天神、謝曰、左右任敕と有るに當れり、此謝曰を加志古麻理氏曰と訓める是なり、偕此は上には汝之女者奉於吾哉と係けさせ給へる其御言に應へて、其畏伏の狀を申し奉る所なるにて、此に素戔嗚尊勅曰、若然者汝當以女奉吾耶と有るに對へ奉りて隨勅奉矣と申せるに相同じき所なるにて、此恐は加志古志と訓みて即ち其隨勅の二字に當り、其隨勅は即ち不違勅と云ふに其意味同じき事上に註せるを見て知るべし、偕此加志古志と云ふ言は物を承伏ひ奉る語なるにて、其例共を一二見集むるに、其古事記平國段に、坐天安河々上之天石屋名伊都之尾羽張神是可遺(中略)故爾使天迦久神問天尾羽張神之時、答曰、自恐之任奉然於此道者僕子建御雷神可遺、乃貢進と有るは、其葦原中國に征伐の御使に差し給へる御事なるを、其畏こまりを申す所なるが故に恐之任奉と申給ひ、又其神の自行向ひ給はずとも其子建御雷神を天降しても事の濟むなる所なる故に、其を戻きて然云々とは申給へるなり、其次に、是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱(中略)問大國主神言(中略)汝之宇志波祢流葦原中國者我御子之所知國言依賜、故汝心奈何爾答白之、僕者不得白、我子八重言代主神是可白(中略)故爾遣天島船神徵來八重事代主神而問賜之時、語其父大神言、恐之此國者立奉天神之御子、即踏傾其船而天逆手矣於青柴垣打成而隱也と有るも、其御父大國主大神を進めて共に天神の御言を肯伏ひ奉る所なる故に恐之と申給ひて、此國を避け奉る事に就て異議御在し坐さざる由を明し白し給へるなり、其文に引續きて故爾問其大國主神、今汝子事代主神如此白訖、亦有可白子乎、於是亦白之、亦我子有建御名方神、除此者無也(中略)故追往而迫到科野國之洲羽海、將殺時、建御名方神白、恐莫殺我、除此地者不行佗處(中略)此葦原中國者隨天

神御子之命一獻と有る恐も、今殺され奉るに就て申給へるのみならず、上と同じく此國を奉る事を肯がひ奉れる由をも相兼ねて申給へるにて、此恐は二義に互れり、又其朝倉宮段なる葛城神の顯れ出させ御在し坐しける所に、天皇於て是惶畏而白、恐我大神有_三字都志意美_一者、不覺白而大御刀及弓矢始而脱_三百官人等所_レ服之衣服_一以拜獻と有る、此は右の三例とは異なるにて、唯俗に恐れ入り奉る意味を以て詔り給へるにて、此恐は常に云ふ加志古志にて、祝詞宣命などに掛麻久毛畏伎と多く用ひられたる是にて、右の事を承伏ひて云ふ恐と同言ながら、其用ふる意なむ異なりける、然れども、其加志古志と云ふに本より二無ければ、然云ひ別つと雖も共に物に隔を際々しく立て輕蔑りがましからざる謂なりければ、此の本は加志古は彼處と云ふ事にて下に志とも伎とも活くは其形狀を云ふ言となむ思めかしかりける、(然れば物を懼れて加志古志と云ふは、我とは甚く事の隔りたる狀に持ち成すを云ふなり、又中昔の物語書などに人を持ち崇むる事を加志豆久と云ひて傳字を書くも、恐こみ仕ふる由にて、物を尊とみて龜略に爲す甚じき物に爲るに出でたる言なり、又源氏帶木卷に、「畏こまりも置かず心の内に思ふ事も隠し敢ず云々」と有る畏こまりは、畏れ敬ふ事なり、置かずとは、打解けて相共に語り申す所なる故に云ふにて、心を置かざるを云ふ、然るは貴人の御前などに侍らひては際々しく禮を盡して恐れ敬ふ可き事なれども、親しき中間なる故に禮儀がましき所作をも爲さぬを右の如く云へるなり、又今も貴人より仰事の有るに従ひ奉る事に畏まると云ふも、此の老夫婦が其女の事を恐立奉と申されしと相似通ひたり、)

故素_カ淺_ス鳴_ミ尊_ミ立_テ化_ス奇_キ稻_イ田_ノ姬_ノ爲_シ湯_ユ津_ツ爪_ツ櫛_ツ而_テ挿_ス於_ニ御_ノ髻_ニ乃_チ使_シ脚_ノ摩_ス

乳_チ手_ノ摩_ス乳_チ釀_ス八_ノ醞_ノ酒_ヲ并_ニ作_シ假_シ廢_ス〔假廢。此云佐受樹。〕八_ノ間_ノ各_ノ置_ス一_ノ口_ヲ
 槽_ニ而_テ盛_ル酒_ヲ以_テ待_ツ之_也至_レ期_ト果_シ有_リ大_ノ蛇_一頭_ノ尾_各有_リ八_ノ岐_一眼_ノ如_シ赤_ノ酸_ノ
 醬_一〔赤酸醬。此云阿箇箇鵝知。〕松_ノ栢_ノ生_ル於_ニ背_ノ上_ニ而_テ蔓_ニ延_ル於_ニ八_ノ丘_ノ八_ノ谷_ノ之_間
 及_ニ至_ル得_ル酒_ヲ頭_ノ各_一槽_ニ飲_シ醉_シ而_テ睡_ス時_ニ素_ノ淺_ノ鳴_ノ尊_ノ乃_チ拔_ス所_ノ帶_ノ十_ノ
 握_ル劍_ヲ寸_ニ斬_ル其_ノ蛇_ヲ至_レ尾_ノ劍_ノ及_ニ少_ク缺_ク故_ニ割_リ裂_ク其_ノ尾_ヲ視_ス之_也中_ニ有_リ一_ノ劍_一
 此_ノ所_ノ謂_フ草_ノ薙_ノ劍_ノ也_一〔草薙劍此云俱婆那伎能都留伎一書曰本名天叢雲劍蓋大蛇所居
 之上常有雲氣故以名敷至日本武皇子改名曰草薙劍〕

素淺鳴大神の大蛇を平治げさせ御在し坐しけるは、其初め脚摩乳神に頼まれ奉られさせ御在し坐しけるに起りたる御事には渡らせ給へれども、又此御政に就ては奇稻田姫命を后神と定めさせ御在し坐す御事に至らせ給ひ、又其に依りては愈其御心に思ほし定めさせ給ひて、大蛇を殺させ給はむ御設共類に行備へさせ御在し坐して、終に其肯がひ詔り給へるが如く平治げさせ給ひけるに、其中尾を斬らせさせ給へる時其御劍に當る物有り、命怪しみ御在し坐して割裂きて見行はせさせ御在し坐し、かば、奇異びに神靈しき寶劍をなむ見當らせ給ひける、下に、素淺鳴尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上_三獻於天神_一也と見え、第四一書に、素淺鳴尊曰、此不可_レ以吾私用_一也、乃遣_三五世孫天之葺根神

上奉於天、此今所謂草薙劍矣と有り、又古事記にも、故取此大刀、思異物、而白上於天照太御神也、是者草那藝之大刀也と有るが如く、其御許に私に留めさせ御在し坐さずして、天神の御許に上獻らせ給ひける、是にて上章第三一書なる再昇天の御事御在し坐す所に、是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當水去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天と有るが如き清明き御志操の御程顯れさせ御在し坐しける事、右の擅自徑去歟と有ると、此に吾何敢私以安乎と有るとを考へ合はせて、其大神の御心を明らかめ奉る可くなむ有りける、(然れば右の擅と此の私とは相照して其清明き御心の百千が一も見奉り知るべき所にて、謂ゆる字眼とも云ふべき程の所なる事、已に傳二十卷に其擅字の事を註すに就て委しく辨へたるが如し、熱田縁起は此より取れる文なるに、素戔嗚尊曰、是神劍也、何故私祕藏乎、獻於天照太神也と有りて、私以安乎を私祕藏乎の字に換へたり、) 倭右に引ける古事記に、白上於天照太御神也の白上は、白而上理給比伎と訓むべき所なるにて、白は大蛇を殺して其得給へる由を日神に奏聞し、其劍は私に以安給ふまじき物として此を上獻らせ給ふ御事なるなり、若て樋河上天淵記に、素戔嗚尊奉劍天照太神、太神曰、我屏天岩屋時、落此劍江州伊布貴山、是我劍也と有るが如く、本より皇太神の御物にて、此御劍の起原は、傳十三・十六・十七に云へるが如く、古語拾遺天石窟段に、令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸(古語佐那伎)と有る其刀にて、實には其時招實と爲して天香山之五百箇真坂樹に鏡と瓊と此大御劍とを取り繫けられたりつるを、其時に取り落させ給へるを、其氣吹雜命と云ひける神の我有として祕藏し持たりけるを、其大蛇と化成りて脚摩乳手摩乳神の子を取喫ひ盡して終に其神をも併せ滅ほさむと爲つるを、此大神の事向させ御在し坐しける故に、今まで世に埋れた

りし神劍の靈威再び復顯はれて、皇太神の大御許に還り給へるに就ても、皇太神の御爲に取りても、此天下國土の爲に取りても、比類無き大御功と申す者にして、御名に負せる武速素戔嗚尊と申し奉る可畏き御稜威の見はれさせ御在し坐せる所なれば、大蛇の事は天神の御上に係けて申し奉る可きならねども、彼の大御鏡と此の大御劍と二種を併せ奉りて、掛まくも可畏き皇御孫尊の大御祖と御在し坐す天照太神素戔嗚尊の大御靈と爲して、天地と日月と共に無窮き天津日嗣の大御靈と定まらせ御在し坐しける大御功なむ、此に立たせさせ御在し坐しける、斯れば史籍に傳はらずと雖も、其御使と爲て奉らせ給へる時の御返言にも、皇太神の大御命を懇到に仰せ進らせさせ御在し坐して、猶此顯國に留まらせさせ給ひて國土を御經營爲させ給ふ可き由共を委しく仰せ含め奉らせなど爲し給ひけらし、上章第三一書に、今則奉觀已訖、當隨衆神之意、自此永歸根國矣と有るが如き、其御辭見の御詞を奉らせ給ひつゝも、其御詞には似氣無くして、自然に然御在し坐しつ可き時勢とは申し奉りながらに、其奇稻田姫命を后神と成し給ひ、又其后神と共に住ませさせ御在し坐さむ爲に更に須賀宮を作らせ給ひて、永に其國に御在し坐すべき御儲の御政を物爲させ給ふ事、彼の逐はれ奉られさせ給へりし此大神の、擅に私に行ひ物爲させ給ふ可きに非ざりければ、其れ將に天照太神の大御心を御心と爲させ給へるにむ御在し坐すべかめれば、此に於て正に其考へ無くては得有るべからぬ事とぞ所思ゆる、然れば此に彼の大蛇を事向させ給へる御政は、此大神の御上に取りて世の涯なる御大業に渡らせ給へるが故に、甚如此くしも委しく詳かには語り續ぎ云ひ續ぎ、終に書典に收めて記し傳へさせ給ひけらし、(予已く思ひけらくは、此大蛇を事向させ給ひける御事は、此國土人民に巨害を成す一怪物を平治らげさせ給へるなりければ、其御功甚大なりと雖

も、此大神に合せては何計りの御事にも御在し坐さざらむを、然事々しく傳へさせ給へる者なるかな、膳臣巴堤使が虎を打殺して其子の仇を報いたると大小の異こそは有りけめ、同じ趣なりける者なるをと思ひ取りて、然のみ右に云へる如き所以を深く探索らざりけるこそ、今思へば中々なる鹿略なる學び様には有りけれど、悔の八千度臍を嚙む思なむ止まざりけるを、世には又予が先の心の如くなる人の多からむを、入紐の同じ心に諾ふや信なはざるや知らざれども、人の云ひ思ふ所に抱はる可き事かはと後進の爲に驚かし云ふことになむ、(借此に標たる文は、其大蛇を亡ほさせ給ふ御設と、又此大神の其老公と老婆との語り申す言に合せて大蛇を打ち見給へるに、果して然有りけると終に切り割き屠殺し給へる御事とを載せられたりけるなるが、先に其二神の語り申せし語を省かれたるは、御紀の例摠て簡易に物爲らるゝ習に依れる者にして奇らしからずと雖も、今此事を註すには又其文を擧げずは有るべからざるなり、其は上に出来る古事記の爾速須佐之男命詔其老夫、是汝之女者奉於吾哉云々の文に引續ける其上に、亦問汝哭山者何、答自言、我之女者自本在八稚女、是高志之八俣遠呂智每年来喫、今其可來時故泣、爾問其形如何、答曰、彼目如赤加賀智而身一有八頭八尾、亦其身生羅及檜櫛、其長度豁八谷峽八尾而見其腹者悉常血爛也(此謂赤加賀知者今酸醬者也)と云ふ文有り、此には今此少童且臨被吞無由脱免、故以哀傷と有る下に其大蛇の形狀を語る語の決めて有るべき所なるを、次に其退治の所に、至期果有大蛇、頭尾各有八岐、眼如赤酸醬(赤酸醬此云阿箇箇鵝知)松柏生於背上而蔓延於八丘八谷之間と有るは、其老夫婦の云ふ言に合せて、信に然有りけりと此大神の打ち見行はし、所を宣へる所なるが故に至期果の語は有るなり、又古事記には上に語り申す所を具に記さるゝ故

に、下には如此設備待之時、其八俣遠呂智信如言來と有りて、其同じ事を重ね載せられざるにて、此には上を略き、彼の記は下を事略がれたる者になむ有りける、但し此に蔓延於八丘八谷之間の下に其腹皆爛壞の五字を漏らされたり、熱田縁起に依りて補ふ可し、偕又第三一書には、彼大蛇每頭各有石松、兩脇有山、甚可畏矣と語り申す事有れども足らざるなり、若て其始の御問對の御事を天淵記に書せるには、而後還長者原問曰、其蛇何形、對曰、甚可怖也、八頭八尾如參天枯木也、眼如日月光輝上下、牙如交劍戟、毒氣如火焰、其舌如紅、其大齊谷、出窟則洪霧煙起如火鳴響と有るは少異なる傳なりと雖も、中には然もこそ所思しき事無きに非ざれば、又此をも捨てずして事實を徴す一には備ふ可きなり、(但し右に還長者原問曰とは、其上文に、素戔鳴尊先欲隱此女去者七里、構八重牆於佐草里、隱女於其中、于始詠三十一文字和歌曰云々と有りて、此の時に其奇稻田姬命を佐草里に幽し置して老夫婦の許に還り來坐せる趣なれども、紀記共に其童女を湯津瓜櫛に取り成して挿せ給へるこそ見えたりけれ、佐草里に隠すと云はゞ事違ふ可く、又彼の八雲神詠も此より後に須賀宮作らし、御時の事にて有りければ其も違へり、又其長者と云へるは、其始に、素戔鳴尊被謫雲州云々、於越經大原郡福武莊、到八頭坂麓長者、但有老翁傭中坐少女而泣と有る其二神の家を云ふなり、出雲社記にも、仁田郡佐田村與大原郡中久野村、有八頭坂、斬八岐蛇處也と云へれども、其にては安藝國可愛之川上と云へるに合はざれば信ひ難かり、)右に天淵記に書せるも其大蛇の形容を知るに便宜と成る事有るべし、甚可怖也は、第二一書に汝是可畏之神と大神さへに大蛇に勅り給へる御事の御在し坐し、第三一書にも兩脇有山甚可畏矣と見ゆれば、實に然こそ有りつらめ、如參天枯木也と

は、八頭八尾にて大虚を翔け巡る状なむ然こそ有りけらし、其枯木と云へるも、景行天皇十八年御紀に、時有_二僵木_一長九百七十丈焉と有れば、此に蔓_三延於八丘八谷之間_一と有るに思ひ合はす可し、眼如_二日月_一と有るは、此に如_二赤酸醬_一と云へば、其眼の血走りて赤く潤みたる形を云ひ、右に如_二日月_一とは其_三應_二めく_一状を云ふなり、光輝_三上下_一とは其眼光の物を射るを云ふなり、牙如_二交_三劍戟_一とは、其齒牙の交利にして信に然見えつるなる可し、毒氣如_二火焰_一其舌如_二紅_一とは、二十二社註式奥入に、正一位油日大明神（江州甲賀郡）圓融院御宇當所有_二大蛇_一惱_二人民_一、依_二之橋_一敏保朝臣爲_二勅使_一令_二參向_一之、退_二治彼大蛇_一、然處自_二口吹_一炎、昇_二天_一翻_二虚空_一、射_二矢不_一立、頗無_二可_一退治_二之術_一計、仍祈_二當山_一之處、種々有_二奇瑞_一而遂殺畢、彼山之頂如_二油火_一顯_二光赫々_一、仍件大山之麓始建_二立社壇_一、奉_二號_三正一位油日大明神_一と有るは、彼の八岐大蛇に比ては物にも非ざれども、右に自_二口吹_一炎と有るに思ひ合はす可し、又其毒氣の事は仁德天皇五十五年御紀に謂ゆる田道臣の化るを、即ち有_二大蛇_一發_二瞋目_一自_二墓出_一以_二咋_三蝦夷_一、悉被_二蛇毒_一而多死亡と有る是なり、其大齊_三谷_一とは、此に松相生_二於背上_一而蔓_三延於八丘八谷之間_一と有り、第三一書に兩脇有_二山_一と云ふ程の事なれば、其八頭八尾なる其間合なる所即ち谷に齊しかりしを云ふなり、出_二窟_一とは、其上文に樋河の事を先づ云ひて、又去_二此河上_一二里有餘_二有_一深溪、即大蛇之窟宅也と有り、又其下に、東岸盤渦之底有_二三尺餘圓穴_一、其中渺渺水也、茫々而無_二滴水_一、蓋蛇窟宅云とも見えたる是を云ひて、其本國の高志より此に通ひ栖める處なる可き事、上に云へるが如し、但し推古天皇二十六年御紀に謂ゆる霹靂木を伐る所に、雷神即化_二少魚_一以_二挾_三樹枝_一、即取_二魚焚_一之と見え、又常陸風土記行方郡條に、夜刀神相群引率悉盡到來、左右防障令_二勿_一耕佃（俗曰謂_二蛇爲_一夜刀神云々）於

是麻多智大起_二怒情_一、著_二被甲鎧_一之自身執_二仗打殺驅逐_一（中略）其後壬生連麻呂初占_二其谷_一令_二築_三池堤_一、時夜刀神昇_二集池邊之椎樹_一、經_二時不_一去（中略）即令_二役民_一曰、目見_二雜物魚虫之類_一無_二所_一憚懼_二隨盡打殺言了_一、應時神蛇避隱と有るが如く、斯る類は隱顯出沒共に奇異なる者にし有りければ、其深溪なる窟宅に潛める時は其身を少さく成して住まへりしも知るべからざるなり、洪霧煙起とは、景行天皇四十年御紀に所見たる日本武尊の膽吹山に御在し坐したる所に、因_二跨_三蛇_一猶行時、山神之興_二雲零_一水、峰霧谷墮と有るが如きは大蛇の常なるを、又上に云へるが如く、此八岐大蛇と云ふは其氣吹雄命と云ふ神の化れるなれば、其出行くに隨ひては雲を起し霧を立てたりけむは然も有りぬ可き事なりかし、又如_二火而鳴響_一と云へるは、雷の如く鳴り轟き渡るを云ふなり、地神本紀に、寸_二斬其蛇_一、此蛇爲_二八段_一、每_二段成_三雷_一、摠爲_二八雷_一、飛躍昇_二天_一と有るが如く、其寸に斬られたるすらに雷と成りて天翔ける者を、況て其大蛇の雷の如く鳴り轟きたりけむは、如何は甚じき事にて有りけむ、（但し此の天淵記は大永の頃の奥書有る物にして、古書と云ふには非ざりければ、今其を立て、云ふには非ざれども、右に記せる事共は外にも合ふ所有る事右の如くなれば、其大蛇の大凡をも想像り知るべき爲に此には少か註せるなり、紀記二典は正しき傳なるに、斯る餘事に及ばむは叢脞しきに過ぎたりと思ふらむかなれども、若く事の打ち合へる上は指し置き難くてなむ、）偕又素戔嗚大神の彼の大蛇を退治させ御在し坐さむと爲て、其御事謀の御有状には異なる所も無しと雖も、其傳々に各々精しきも鹿きも有りて一に定まらざるなり、此は古事記と熱田縁起の委しきには如かざるなり、先づ此の本文を本として此に比校べ其可否を先づ定む可くなむ有りける、故に此に故素戔嗚尊立化_二奇稻田姬爲_一湯津爪櫛_一而挿_二於御髻_一と有るは、縁起の文亦此に同じ

きを、古事記にも、爾連須佐之男命乃於湯津爪櫛取_ニ成其童女_ニ而刺_ニ御美豆良_ト有りて、其趣違ふ事無く、其化の字と取成の字とは同じ訓なる所なり、倭古に頭に挿す櫛に玉櫛など云ふ稱も所見たりければ、玉を以て櫛の装ひとは成せりけむを、今も此女神をして其物に取り化させ御在し坐しけるにて、上に引ける出雲風土記に、久志伊奈太美等與麻奴良比賣命と申し奉れる御名の起り此に在る事なりけり、其久志伊奈太は櫛鬢なり、美等與は瑞豐なり、麻奴良は眞瓊在にて玉と化らせさせ御在し坐しけるに依れる御名なりければ、此にては其童女の形を幽して湯津爪櫛と變さしめ給ひて、其害を避させ御在し坐さむと事謀らせ御在し坐しける由、其御名の義に合せ曉る可くなむ有りける、天淵記に、爾素戔鳴尊計_ニ奇計_ニ置_ニ八槽醞舟_一、又作_ニ艾偶女_一裝_ニ之置_ニ東山頂_一、其影沈_ニ八槽_一、大蛇見_ニ之以爲_ニ眞女_一、便矯_ニ八頭_一飲_ニ八槽_一、中無_ニ女_一、仰見_ニ山頂_一、無端吞_ニ艾女_一、熱悶と見えたる、如此く有りつる者なるにて、其奇稻田姬命と見ゆ計りに作り装ひて立たせたりけるにて、其れ艾偶女なりしなる可し、其れにて此に立化_ニ奇稻田姬_一爲_ニ湯津爪櫛_一と有るも甚能く聞ゆめり、(先には其童女を湯津爪櫛の上に居えて、其影を酒槽に移して、其れ眞の童女なりと思はせむ謀計に物爲させ給へる事と思ひしは非ざりけり、其は古事記に取成と有る事は其變化を云へる物にて、其平國段に、故我先欲_ニ取_ニ其御手_一、故令_ニ取_ニ其御手_一者即取_ニ成立氷_一、亦取_ニ成劍刃_一と有るは、立氷に變化_ニ劍刃_一に變化れるを云ふなるに合せて、此は其童女を玉櫛に取り化し給へる事を知るべし、倭其艾女の事に就て思出けらくは、年中行事秘抄に引ける弘仁近衛式に、五月五日藥玉料高浦蓬艾雜花、三日平且申_ニ內侍司_一列_ニ設南殿前_一と有る、此事延喜近衛式にも見えたるが、書典には載せずと雖も、天下一般の風として五月五日に高浦蓬艾を屋に葺く事なる、其高浦は劍に比_ニら_ニふ_一可し、蓬艾は何

の爲なりと云ふ事を知らざるは、若くは彼の艾女を作りて大蛇を退治させ御在し坐し、吉例を引けるには非ざるにや、太神宮儀式帳に五月五日節高浦並蓬等神宮並高宮及諸殿供奉と有るが如く、神宮にすら仕へ奉るを以て、古き傳有りて然爲し習へる事を知るべし、倭此艾女の事に依りて其より以降魔物などの其艾を畏るゝ事には成れりけむとぞ所思たえる、(倭此の次第は一に釀_ニ八醞酒_一と有るは緣起此に同じく、又古事記に釀_ニ八鹽折之酒_一と有る是なり、然るを第二一書に汝可_ニ以_ニ衆菓_一釀_ニ酒_一八鹽と見えたるは、其料物と釀る状とを仰示させ給へるにて甚愛たきを、第三一書に釀_ニ毒酒_一と有るは味氣無き事なる可し、二には古事記に且作_ニ廻垣_一於_ニ其垣_一作_ニ八門_一と有るを、地神本紀は此より取りて然有り、緣起には并作_ニ假度八間_一一面開_ニ八戸_一と有るは右に當る可きが、此れ正書に漏れたり、三には此に并作_ニ假度八間_一各置_ニ一口槽_一而盛_ニ酒_一以待_ニ之_一也は、古事記にも毎_ニ門結_一八佐受岐、毎_ニ其佐受岐_一置_ニ酒船_一而每_ニ船盛_一其八鹽折酒_一而待、故隨_ニ告而如_一此設備待_ニ之_一と見え、地神本紀右に同じく、緣起には右に引ける如く作_ニ假度八間_一、一面開_ニ八戸_一、各置_ニ槽_一、盛_ニ酒_一待_ニ之_一と有り、四には此に至期果有_ニ大蛇_一云々は緣起此に同じく、古事記には上に其二神の申せる語に在る故に此所には其八俣遠呂智信如_ニ言來_一と有り、地神本紀には、時八岐大蛇如_ニ所_一言蔓_ニ延於八丘八谷_一之間_ニ而至矣_一と有り、五には第二一書に、素戔鳴尊勅_ニ蛇曰_一、汝是可畏之神、敢不_ニ饗乎_一、乃以_ニ八鹽酒_一每_ニ口沃_一入_ニ其蛇_一、飲_ニ酒而睡_一と有るは、何れの傳にも無き事にて甚愛たし、此には及_ニ至得_一酒、頭各一槽飲醉而睡とのみ有り、緣起には及_ニ至得_一酒氣、八戸分_ニ頭_一、飲醉而睡と有るは其委しきなり、古事記にも乃每_ニ船乘_一入_ニ已頭_一飲_ニ其酒_一、於是飲醉留伏寝と有り、此第三一書には乃計_ニ釀_一毒酒_一以_ニ飲_一之、蛇醉而睡とあれども、毒酒の事は信なひ難かり、(如此く文を

列ね見ざる時は其次第に於て缺けたる所なむ有るべかりければ、今註す可き事にては有れども云ふなり、心をなむ著くべかりける。○立は、諸本共に立化を多知那我良と訓み、新宮本には其を多知杼古呂爾と訓めり、然れども天孫降臨章に天稚彦の事を中矢立死、第一書にも因以立死、又海宮遊行章第四一書に所失之針鈎立得など有るは、立の一字を多知杼古呂爾と訓めれば、此も右に従ふ可きなり、遷却崇神詞に、天若彦毛返言不申高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支と有る是なり、○化字は、金澤本に依りて登理那志氏と訓むべし、即ち古事記には爾速須佐之男命乃於湯津爪櫛取成其童女と取成の字に當れる事上に註せるが如し、已に引ける其の平國段に、然欲爲力競、故我先欲取其御手、故令取其御手者、即取成立氷、亦取成劍刃と有る、取成の字は取化と云ふ事にて、此の物を變へて彼の物に化すを云へる事なれば、此は其奇稻田姬命に然る術の御在し坐さざるを、此大神の奇異なる御所行を以て其女神の形容を易へさせ御在し坐して、其大蛇を退治させ給ふ危ふき御間には此を玉櫛と化させさせ御在し坐して御髻には挿せ給へる事上に註せるが如し、然るを度會延佳説に、此の文を訓みて立化奇稻田姬爲湯津爪櫛而と訓みて、文義明らかなりと云へるは、此女神の名義をも説き得ずして妄に云へる者にして云ふにも足らざる者ながら、實には皇典の罪人と云ふ者なり、若し此の大神の其童女に化らせ給へらむには、何どてかは古事記に此を於湯津爪櫛取成其童女とは云はむ、又櫛を作る事ならむには、如何にしてかは諸本共に此爲字をしも登理那志氏とは訓み傳ふる事の有らむ、又次に挿於御髻と云ふに非ずや、抑髻と云ふは男に限りたる事にて、已に傳十三に云へるが如く、瑞珠盟約章に所見たる天照太神の大夫の武備を設けさせ給ふ所に乃結髮爲髻と有り、又神功皇后の征韓の御時

にも便結分髮而爲髻と有りて、下に暫假男貌強起雄略と有るが如く、髻は男子の貌なり、若し此の大神の然女神に化り給へらむには髻と云ふ事を何とかは爲る、又凡ての御身を女に化して髻のみを猶男ならむは打合はざるに非ずや、笑ふに堪へざる僻訓なり、且又古書に多く湯津爪櫛を御髻に挿せ給ふ事をば云へれども、未だ其櫛を作爲りて挿せし事を云はず、理にも違ひ例共にも合はざりける者なりかし、(然るを白井宗因が「此訓前人未發の所を發す、後學の一助と云ふべし、櫛を作爲して挿し給ふ事は上代女の飭と所見て歌などにも訓めり」と云へるは何たる僻心ぞや、又通證にも、今按、景行天皇御紀所謂日本武尊解髮化童女姿、以密伺川上臬帥、蓋意同と云へれども、彼は壯士を怖れ近附かざりし故にこそ然る童女とも成りて伺はせ給へるにこそは有けれ、此は大いに饜をして待ち設させ給へるに何の女神に變化させ給ふ事有らむ。○湯津爪櫛は傳十八に云へり、神名式に駿河國安倍郡小梳神社見えたるに、通證に引ける駿河風土記に小梳神社所祭素戔鳴尊與奇稻田姬也と有るに、先には心も留らざりける事なれども、今思ふに必ず然る可き所由有る事なりけらし、同式に同郡神部神社見えたり、風土記に、神部云々、日本武尊驛此護持神劍、故有神部號、神部神社則日本武尊所祭太神宮也と有り、然るに其の神部は、此第三一書に、其素戔鳴尊斷蛇之劍、今在吉備神部許也と有るを、地神本紀に、素戔鳴尊十一世孫田々彦命、此命磯城瑞籬朝御世、賜神部直大神部直姓と有る此なれば、右に太神宮と云へるは此素戔鳴尊に御在し坐するにや、又右に神劍の事を云へるを思ひ合はす可し、又式に足坏神社、風土記に足都幾神社所祭蛭兒也と云へるは、味耜高彥根神を出雲國にて阿須伎神社と申す其須と都との違なるのみなるを、其蛭兒と云ふは後世事代主神を俗に然申すに依りて誤れる者なれば其も由

有り、又和名抄郷名に同郡美和と有りて、式に益頭郡神社今も三輪村と云ふに御在し坐すなど、隣郡なれば得去らぬ由有るべく、又此一郡の内に右の如く素戔鳴尊・奇稻田姬命は小梳神社と神部神社とに御在し坐し、其御子大物主神・其子事代主神の然所々に鎮まり御在し坐すなる上に、又神名式に有度郡草薙神社坐すは、彼の景行天皇四十年御紀に、日本武尊の野火の難に遭はせさせ御在し坐しける時、彼の大御劔の自らに抽出で大御稜威を顯はし給へりし跡所の即神社を齋き奉らせ給ふ始と成れるなれば、小梳神社はしも神代の故事に就ても此御劔の御上に就ても此上無く深き御由緒なむ御在し坐す御社には渡らせ給へりける、又式に廬原郡久佐奈岐神社、風土記に東草奈岐(或久佐奈岐)草奈岐神社、稚足彦天皇元年辛未始祭_レ之、奉_レ官幣_一と有る是なり、(楮右に云へる吉備神部の事に就て考ふるに、景行天皇四十年御紀日本武尊東征條に、天皇即命_レ吉備武彦與_レ大伴武日連、令_レ從_レ日本武尊_一と見えたるに、姓氏錄右京皇別下に、廬原公笠朝臣同祖稚武彦命之後也、孫吉備建彦命、景行天皇御世被_レ遣_レ東方、伐_レ毛人及凶鬼神、到_レ乎阿倍廬原國、復命之日、以_レ廬原國_一給_レ之と有るに就て思ふに、其神部も此吉備建彦命に従ひ下りて、此に其子孫の遺りて祭れるにては非ざるか、)○御鬘は美々豆良と訓むべき事、已に傳十三に註せるが如し、其瑞珠盟約章に鬘を美伊奈太伎と訓めるは、上に引ける神名式に能登國能登郡久志伊奈太伎比咩神社と有るも、此に立化_レ奇稻田姬命_一爲_レ湯津爪櫛_一挿_レ於御鬘_一と有るが如く、御櫛に取り成して御鬘に戴かせ給へるにて、此奇稻田姬命と申す御名の起り此に在る事なれば、此一のみは美伊奈太伎と訓みてむとす、○挿は、古事記に刺_レ御美豆良_一と有る是なり、萬葉十九(二十七丁)に、黃楊小櫛之賀左志家良之、催馬樂律の刺櫛に、左之久之波、止宇高利名々川、安利之加止、太介久乃濠乃、

之安太爾止利、與宇左利止利、止利之加波、左之久之毛奈之也、沙支牟太知也、新勅撰集に「且見れど猶ぞ戀しき吾妹子が湯津の瓜櫛如何挿まし」と有り、通證に此歌を引きて、重遠曰、瓜櫛挿_レ鬘者、古之婚禮、婿爲_レ新婦_一上髮挿_レ櫛、主定之義也と云ふを擧げ、蓋童女垂_レ髮許_レ嫁而後結_レ髮挿_レ櫛也と註し、又疑瓜櫛本是妻櫛之謂、古者男女嫁娶而後俱挿_レ櫛亦未_レ可_レ識也と云へるは、然る故實の正しく有りけむと所思ゆるを、此には合はざるなり、然るは上に汝當_レ以_レ女奉_レ吾耶、對曰隨_レ勅奉_レ矣と有るが如く、此神に奉られたるには有れども未だ嫁ひ坐しと云ふにも非ず、其童女を御鬘に挿せる御櫛に取り成させ御在し坐しけるなれば、此には其故實を云ふべき所ならざるなり、(然れども、伊勢物語に「比べ來し振分髮も肩過ぎぬ君ならずして誰か上ぐべき」と有るを以て見るに、其婚ふ時に當りて髮を結へる事なれば、櫛も其時に挿せるなり、瓜櫛は妻櫛の義ならむは實に然る言なる者なり、士清が言云はれたりと思ゆ、)○八醞酒は、古事記には八鹽折之酒と作り、私記に、一度醞熟絞_レ取其汁_一弃_レ其糟_一、更用_レ其酒_一爲_レ汁_一、亦更醞_レ之、如_レ此八度、是爲_レ純醕之酒_一也、謂_レ之鹽_一者、以其汁_一八度絞返故也、今世亦謂_レ一度_一、便爲_レ一鹽_一也、謂_レ之折_一者、以其八度折返故_一也、是古老之說也と所見たる、是實に其造製様を委しく書して殘る所無き者なり、口訣には其を切めて、醞_レ八醞酒_一者以_レ酒醞_レ八度_一也と云ひ、纂疏には其言を脱して、八醞謂_レ醇厚酒_一也、和訓八入折、蓋八度醞釀猶如_レ紅色_一入_レ再入_レ之類_一也と宣へり、古事記玉垣宮段に八鹽折之紐刀と云ふ稱の所見たるも此に同じくして、幾回も練熟ひたる稱なるを思ひ合はす可し、偕此八は彌にて七八の八には有るべからず、此八醞酒と云ふは、謂_レゆる耐_一酒の事と所見たり、和名抄酒醴類に、耐酒、説文云、耐(漢語抄云豆久利加倍世流佐介)三重醞酒也、西

京雜記云、正旦作酒、八月成名曰酎酒、一名九醞（通俗文云醞設酒於國家也、蔣勗切韻云、醞酒再下麴也、俗語云會比）と有る、此物の狀に私記の説の合へるを思へば彌々酎酒なる事著明き者なり、（右に三重釀酒也と有るは、一度酒に釀りて其酒に再び麴を下して復釀り、又其を水に用ひて三度麴を下して釀れるを酎酒と云ふなり、又酸再下麴也と云ふは、其酒を本として二度麴を和し釀れるを云ふにて、酸は異名と見ゆ、）倭右の鹽は借字にして入は其本字なるが、其言を推し試みるに、滄海の潮なるに對へて江湖に阿波宇美と云ふ稱有るは、潮水は鹹味なるに眞水は淡味なる物なるが故なり、然るは海水も本同じく淡味なる百川の水の會まれる物には有れども、常に同じ處に居て白浪の八重折る上を天日の光に蒸れて止まざるが故に自然に鹹味を爲して潮水となれる者なり、又其潮水を汲みて海藻に灌ぎ、或は白沙を浸して此を日に干し、又其上を幾入も灌浸して愈々天日に乾かせるを水に垂れて煮る時は終に白鹽と成るなり、是其潮水の凝り固まるには有るべからず、天の火と海の水と地の土と三物の相結ばれる氣互に相釀して成れる所なれば、鹽は氣穗にて其折返し釀し成せる氣の精妙なる物なるが故に穗とは云ふなり、是にて鹽と入との義明らかなるなり、若て色に入と云ふは其本素の淡しきも彩色る可き物に浸し灰汁を灌ぎて乾す時は數回を経て稍に純粹なる濃色と成るなり、此を以て一入再入と云ひ八入千入とは云ふなり、色も亦其物の氣の穗に見はるゝなれば、其と此と同言同義なりとは云ふなり、然れば酒に八鹽折と云ふも、右の如く幾入も釀返せる故に其米と麴の質を去りて其氣の穗の純粹なる物のみになるが故に云ひて、其氣の強壯なる事を明らかに云ふなり、又刀に八鹽折と云ふも、其眞鐵を幾入も鍛ひ返して作るが故に其本質を去りて其純粹なる物のみを以て作れる謂にて、匕首にては有れども此

上無き利刀なる事を知らせたる稱なるなり、折は折返なる事、右の私記の説の如し、（又傳二十卷に云へるが如く、血と血液との差別有る事にて、血と云ふは人體に在る水液の總稱なり、其を釀し色みたるをば血液と云ひて、尋常の水液に分かてるも此と同例なり、凡て鹽と云ふは右に云へる如く氣の精妙なる物を云ふ稱なるが、其始は水土と風火の相和りて地中に鹽氣を生めり、硝石硫黃の類是なり、此鹽氣を巖石に含みて靈氣を釀し成す時は、珠玉・寶石・金・銀・銅・鐵本此に因りて成る者なり、又一切萬物の味は本淡き物なり、其味を成す所以の物は即ち鹽に起れる事、右に云へる説共に依りて知る可し、）○酒は食に對へるの名なり、其は祝詞に汁爾毛穎爾毛と並べ云ひて、汁は酒なり、穎は食なり、其食を飯と云ふ時は氣生の意にて、食以て腹中に釀し氣を生じて其身體を長存ふる謂なり、若て酒は汁と云ふ物の狀には有れども、食物の如く其質を尙ぶ物ならず、酒は眞氣の義にして其氣を主と爲る事にて、食は腹内に入りて氣を釀し、酒は外に釀して内にて醉ふ所の物なる事、已に傳十七に粗云へるが如し、倭酒の眞氣なりと云ふは、此下なる及至得酒を、熱田緣起には及至得酒氣と有り、又萬葉十四（四丁）に、不盡能彌乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴と有る、此を以て其醉と云ふ物は其氣に在りて質に非ざる事を曉る可き者なり、神功皇后十三年御紀大歌に、虛能彌企波、和餓彌企那遜儒、區之能伽彌、等虛豫耳伊麻輪、伊波多々須、周久那彌伽未能、云々と有る區之能伽彌を、鈴屋大人の酒之神と云はれ、古事記明宮段大御歌に、許登那具志惠具志爾と詠ませさせ給へるを、言和酒吟酒爾と説かれたるが如く酒を區之と云ふは氣汁の義なり、又右に彌企と有るは御酒なり、又中臣壽詞に謂ゆる黒木白木乃大御酒を、儀式には黒酒白酒と有り、如此く酒を企とのみ云ふも其言

義は氣なるを以てなり、和名抄酒醴類に、酒食療經云、酒（和名佐介）五穀之華味之至也と有るも、五穀の精華味の至極なりと云ふ事なりければ、彼にても酒を氣と爲るなりけらし、（通證に、篤信曰、酒之爲言避也、去邪消憂者、今按、是陶淵明稱忘憂物、蘇東坡名掃愁帚之意と云へれども、其は西戎なる崎人の戲言にこそ有りけれ、何ぞ此を以て神代の事には及ぼさる可き、）○釀は迦美と訓むべし、神功皇后十三年御紀に、武内宿禰爲太子答歌之曰、許能彌企塲、伽彌雞武比等破、會能菟豆彌、于輸珥多氏氏、于多比菟菟、伽彌雞梅伽墓、許能彌企能、阿椰珥于多娜濃芝作沙と有る、此御歌古事記にも出でたるが、前文に爾其御祖息長帶日賣命釀待酒以獻云々と有り、其明宮段にも、又於吉野之白橋上作橫白而於其橫白釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須袁都久理、余久須邇、迦美斯意富美岐（下略）と、此大御歌此には十九年御紀に有り、又萬葉四（二十五丁）に、爲君、釀之待酒、安野爾、獨哉將飲、友無二四手、十六（十三丁）に、味飯乎、水爾釀成、吾待之、代者會無、直爾之不有者など有るも酒を釀し成す事なり、偕此迦牟又迦母須とも活く事なるが、言義は氣産にて、其牟須は傳二に謂ゆる高皇產靈尊・神皇產靈尊の産に同じかる可し、飯と水との氣相釀して成れる酒なれば必ず然有るべからむとこそ所思えたれ、又出雲國にて國造の新嘗祭に行向ふ社を神魂社と書きて迦母斯能社と云ふは、酒を釀し成す社の謂なる可けれども、然るにても神魂の字に然る訓の有る事又故有りて聞ゆめり、又和名抄麴糶類に、釋名麴朽也、鬱之使生衣朽敗也、和名加無太知と有るも釀立の義なり、又俗に此を音便に迦宇自と云へるは釀實の義なり、又、藥說文云、藥牙米也、和名與禰乃毛夜之と云へる、毛夜之の言も産息にて其同類の言になむ有りける。（清原宣賢卿說に

釀此云加牟、古者咬咀作酒也と云はれたるに就て、通證にも、今按、口嚼酒、見大隅風土記、嚼之而腐熟也と云へり、天下の廣き中には邂逅に然る事も有るべきかなれども、若し右の如くならむには貴人の料は誰に釀しめて奉らむ、四神出生章第十一、一書に、是時月夜見尊忿然作色曰、穢矣鄙矣、寧可、以口吐之物、敢養我乎、迺拔劍擊殺と有るを如何訓まれたる説なりけむ、予は甚心得難こそ所思ゆれ、○此八醴酒を釀れる事は、古事記に告其足名稚手名稚神、汝等釀八醴折之酒と有り、此も然る趣なるが、此二神は已に大山津見神之子也と已に名乗られたる事所見たり、又天孫降臨章第三、一書に、神吾田鹿葦津姬以ト定田號曰狹名田、以其田稻釀天甜酒嘗之、又用淳名田稻爲飯嘗之と有るは、即ち木花之開耶姬命の御事に御在し坐して、共に大山祇神の御子にして酒を釀らせ給へり、又常陸風土記に、昔祖神尊巡行諸神之處、到駿河國福慈岳云々、此時福慈神答曰、新粟初嘗、家内諱忌云々、更登筑波岳、亦請容止、此時筑波神答曰、今夜雖新粟嘗、敢不奉尊旨、爰設飲食、敬拜祇承云々と所見たる、この兩岳の神共に大山祇神に御在し坐せるが、各其山に依りて分身を以て栖ませ給へりと見えたり、偕此新嘗とは當年の新穀を酒に釀り飯に炊きて嘗初むる謂なるが、此にては其御父大山祇神の爲させ給へる御政なり、斯るに神名式に山城國葛野郡梅宮坐神四座（竝名神月次新嘗）と有る祭神の中に、酒解神と申すは大山祇神に御在し坐し、酒解子神と申すは木花之開耶姬命に渡らせ給へる古傳なり、若て其酒解と申すは味飯を水に解きて酒に譲り成し給ふ由の御名と聞えたり、其は傳二十に註せるが如く、神名式に相模國大住郡比々多神社有るを、神體は古き瓶なる由云へるに、風土記に、比々多神社天萬豐日天皇乙丑十月所祭、大酒解小酒解神也、神貢三十束と有り、又駿河風土記に、伊穂原郡

酒瓶神社、大酒解命小酒解神也、彦押別天皇十三年癸未六月癸未初奉_ニ官幣國中_ノ四宮_一也と有るを、同郡關田神社所祭大山祇尊木花開耶姬也と有るに合せて、右の小酒解神は酒解子神に御在し坐して、即ち木花之開耶姬命の御事に渡らせ給へるを思ふ可きなり、斯れば此大山祇神より始めて此脚摩乳手摩乳神に至る迄、何れも酒を醸り成す事にも御功坐す神になむ渡らせ給へける、(此に就て思出けらくは、筑前國志摩郡越浦に櫻谷と云ふ有り、其所に若宮大明神と申す御社なむ御在し坐しけるが、去し寛永_〇年十一月の事なりけらし、其他に中西市兵衛と云ふ者の妻夢に見つらく、白髪のお姫と美麗しき女神と二神入り來らせ御在し坐して宣へらくは、我は木花之開耶姬命苔虫姫命なり、明且海より浮び來らむ、待ち迎へ奉れ、家も饒かに在らせむ、壽命をも長から令む、又酒作の事を守りてむと仰せ給へると正しく思えたる間に、其翌日其浦の人々と共に沖方を見渡すに、何物にか有りけむ、光を放ちて浪穂より徐々と浮き來る任に人々海中に入りて抱き上げ奉らむと爲しに上らせ給はず、其中西氏の妻手を出してければ兩手に抱れさせ御在し坐して石の御像にて上らせ給ひければ、其中西氏の床上に置きて齋み奉りつるに、人家は穢も有る者なり、疾く櫻谷に移し奉る可き由又夢に告げさせ御在し坐し、かば、即ち小祠を定めて祀ひ奉れりとぞ、其家も豊饒に在らせむと仰せ給へるは、古事記なる大山津見神の御言に如_ニ木花之榮_一榮坐と有るに當り、壽命の事は、天孫降臨章第二一書に、生兒永壽有_ニ磐石之常存_一と磐長姫命の申し給へる是なり、又酒の事は右の天孫降臨章第三一書に謂ゆる天甜酒の御事御在し坐せば、其御由縁を以て其守神と御在し坐すにて、此御守に就ては殊に御守厚く御在し坐す御事となむ云へる、右の苔虫姫命と申す御名奇珍らし、御鎮座傳記に、苔虫神一座櫻大刀子神與合_レ刀坐、靈石座也と有るを、師説

に、苔虫神と申すは、古今集に「我君は千代に八千代に小石の巖と成りて苔の生まで」と有る意にて、即ち磐長姫命の亦の名なる由云はれたるは然る言なるを、本國にても其苔虫姫命と申すは何れの神とも知らずて有りしを、玉櫛の書の板本と成りて彼の國に至れるを見て漸に知る事と成れりとぞ、其神の苔虫姫命と御名乗り坐して顯はれさせ御在し坐してより凡百_〇十年許を経て此頃其傳記の明らかに成れるを以て、後世猶斯る類の事なむ年を経て世に顯はる可かりければ、此皇大御典計り世に尊く奇しく妙なる物は又も非ざりけり、○假廢此云_ニ佐受枳_一は、熱田縁起は假廢に作れり、古事記には結_ニ八佐受岐_一每_ニ其佐受岐_一と有り、天淵記に置八槽地乃天淵之坤隅也と有れば、謂ゆる簸川上の西岸に設けさせ給へるなりけり、故に其假廢は神功皇后御紀にも、二王各居_ニ假廢_一赤猪忽出之登_ニ假廢_一、昨_ニ鷹坂王_一而殺焉と見え、源氏葵卷に「所々の御佐自伎心に爲し盡したる」と云ふ事も有り、釋に兼方案之似_レ屋也、今世棧敷敷と云ひ口訣には假屋也と註し、又纂疏に假廢者假作之閣也と有るが如く、假に作り儲けたる席の稱なり、此は八間の假皮を結び、其上に酒槽を置き、其所に八岐大蛇の八頭を載せて酒を呑むべき料に物爲させ給へるなり、舊禮の古點に假を佐志於久と訓み、閣を佐受枳と訓めるを、和名抄居宅類に、棚閣、和名多奈と所見たれば、佐受枳は指席_ニの義なる可し、若て指は今俗に母屋の廂を佐志陀志と云ひ、又廂無くして櫓計の外に張り出したるを佐志加祁と云へる、此は雅言に傳はらずして俗語に遺れる者なり、志伎は敷にて座を下る所を云ふなり、俗に座敷など云ふ敷是なり、(通證に、説文皮本作_レ賡、集韻皮閣_ニ藏食物_一と云へり、尾張人秦鼎が縁起の註に、假皮假構_ニ屋内_一床之名也、皮閣板爲_レ之、所_ニ以藏_ニ食物_一也と云へるは、字に泥みたる説なり、此は今世の棧敷の如く爲れるにて、屋内の床を云ふとは異なり、)○

八間は、通證に作_レ假殿於八間也、舊讀恐非と云へるは然る事にて、即ち新宮本には然訓めり、長く一聯なる假殿を中に各界を置きて八間に分けられたるなり、口訣には、假殿者假屋八間八處也と有る是なり、偕古事記には、且作_レ廻垣、於_レ其垣作_レ八門、每_レ門結_レ八佐受岐と有り、記傳九(十丁)に云はれたる説に予が意を加へて少か云ふべし、武烈天皇御紀鮪答歌に、飫彌能古能、耶陞耶晉羅晉積、諭屢也登耶彌古と有る、晉羅晉積は柯垣なり、又飫囊枳彌能、耶陞能矩彌晉積、晉晉梅騰謀、儼鳴阿摩之弭備、晉晉農俱彌柯積と有るは組垣の事なり、又太子御歌に、於彌能姑能、耶賦能之摩晉積、始陀騰余彌、那爲我與釐據魔、耶黎夢之磨柯積と有るは柴垣なり、此に柯垣・柴垣の稱有れば上古の垣は然る物を以て作れるなり、偕此に垣と云ふは、槍藥の如く結ひ廻らし給ひて大蛇を内に入れ給へるなめり、垣は字書に牆也、徐曰垣有_レ院、周繞之意、早曰垣高曰_レ墉と所見たるを、和名抄墉壁類に垣墉、爾雅云、墉謂_レ之墉、季巡曰謂_レ垣、和名賀岐と見え、又籬(拵宇附)釋名云_レ籬(宇亦作_レ籬和名末加岐、一云末世)、以_レ柴作_レ之言疎籬也、説文云柵(和名加久布)以_レ柴壅_レ之など有る加伎是なり、作廻は柵_レひ巡らするなり、下に引ける古事記麩栗宮段歌に意富岐美能、許々呂袁由良美、淤美能古能、夜幣能斯婆加岐、伊理多々受阿理の竝びに、意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理、斯麻理母登本志、岐禮牟志婆加岐、夜氣牟志婆加岐と有る母登本志是なり、於_レ其垣作_レ八門は、大蛇の頭を入るべき門を八所に開きて、其八門と八佐受岐と相對はせたるなり、縁超に一面開_レ八戸と有るも此に當りて、其槍藥の四方ならむには其三方をば垣として戸を開かず、大蛇の向ひ來る方のみ唯一面に竝べて八門を通はし假殿八間に合せたるなり、若て此八門より八間に其八頭を各々入れて容易く抜けて出づべからず物爲させ給

へるになむ有りける、(和名抄に、門、和名加度、所_レ以通_レ出入也と有る是なり、槍藥は文選に夜良比と訓みて、註に作_レ木槍、相累爲_レ柵也、藩屏也と有る是なり、又行馬の字をも訓むなり、代醉篇に、行馬一木横_レ中、兩木互穿、以爲_レ四角、施_レ之門、以爲_レ禁約也と云へれば少か異なり、)每_レ門結_レ八佐受岐は、其垣に八の門戸有りて、其何れにても一門より入れば八の假殿有りて、各其一處にして其八頭を竝べ飲む可く物爲させ給へるにて、其門を合すれば惣て八八六十四の假殿と成るなり、但し此には作_レ假殿八間と有りて、其垣無く門の事無ければ、唯一假殿にして其中を隔て、八間に支別けたるのみにて、古事記の八門八假殿にして八八六十四なるとは大いに異なりけり、今何れが宜しからむと考ふるに、此は素戔嗚尊の何れに在れ遁し給ふまじく物爲させ給へると、又其大蛇に可畏き神なりと御言を係かせ御在し坐して甚く饜爲させ給ふ狀に持ち成させ給へるなれば、其大蛇は素より食ほりて飽く事を知らざる可かめれば、此に呑み乾しては彼に移り、彼に畢りては此に來り飲みて、終に勞れ臥す可く事計らせ御在し坐しけりとも云はば云ふべき狀なれども、熟見れば右の八八六十四の假殿にて可なる狀なれども、猶熟思ふに右の每門結_レ八佐受岐と有るは其假殿を八間と成し門を八戸に開きて、其一門に假殿の一間を向合たせる可ければ、其八佐受岐は此の作_レ假殿八間と云ふに異ならざりけり、然れども凡ての委しき事共は古事記の方なむ其理合ひて甚正しき傳と所思えたりける、(但し地神本紀には、亦造_レ廻垣、則於_レ其垣作_レ立八門、造_レ八假殿と有りて、每_レ門の字無きは、其八八六十四の假殿に見誤つが煩さくて、其二字を削りたる本の有りつるを取れるならめども、古事記の作_レ八門每_レ門結_レ八佐受岐と有るも、每_レ門に其八假殿の一間一間と結び附くる意に目易く見る時は、却りて其二字有る方幾計か勝れりける、)

○作の字此には由比と訓みて、古事記に結八佐受岐と其訓同じきは、唯假殿なる故に今結ひ給へる事決きを、甚々上古には天皇の殿を始め奉り、凡ての人の宅舎も其如く結絡たりし者なりけり、其は古事記山戸神の御子に久々紀若室葛根神と申す神御在し坐す、其久々紀は莖木なり、若室は新室なり、葛根は結絡むる葛の名なり、顯崇天皇御紀室壽御詞に、築立稚室葛根云々取結繩葛者此家長御壽之堅也と見え、大殿祭詞にも、引結繩葛目能緩比取葺計葛草乃噪無久と有るは、天皇の大殿造の状には有れども、猶葛目を以て結はしめ給へり、又大嘗祭式悠紀主基二院を令造らるゝ所に、所造正殿一字、構以黒木、葺以青草、以檜竿爲天井、席爲承蔭、壁葺以草、表裏以席、地敷東草（所謂阿都加）上加竹篋、其室實上加席と有りて、萬に葛を以て結ひ縛りて御屋とは成せるなり、是上世の家作の状にし有れば、況て假殿などの如き假初なる所は葛以て結ひ作らる可き事云ふも更なりかし、（又其諸門の事を編楮爲扉と有るは更なり、後の神事に被る八座置四座置などの如き物をも皆葛以て結ばるゝ上代の状をも此に思ひ合す可し）○各置一口槽は、各比登都能酒船袁置氏と訓めり、纂疏に、設八口酒槽則爲令飲八頭蛇也と有るが如し、此を緣起には各置槽と有りて一口の字無し、其各字は古事記に每佐受岐と有るに當れり、其一口は上に謂ゆる作假殿八間と有る其一間毎に一口の酒槽を入るゝ故に、第二一書には釀酒八甕と云ひ、地神本紀にも釀八醞酒八甕云々、作立八門造八假殿各置槽一口とは文を成せるにて、其一甕を一口と云ふなり、但し此八甕と云ふは八槽と云ふ事を假に云へるにて、實は甕は瓦器なり、槽は木器なり、此を一に爲べからざるなり、偕大和志に、高市郡飛鳥神社酒殿在岡村上方、一大石縦一丈五尺横五尺、石面彫刻槽七道、相傳者沃溜神酒於此と所見たれ

ば、上代には石にても酒船を彫り作れるなりけり、和名抄木器類に、酒槽、文選酒德頌注云槽（酒槽、佐賀布禰）如今之酒槽也と有り、（右の飛鳥神社なるは神代に事代主神の酒を作らせ給へるなれば神酒と續け訓むべからず、神と酒とを放ち訓むべし、山城國松尾神社の傳に「大山咋神日尾の楯を以て桶に作り、山田の米を以て御手洗の水に浸して酒を釀り給ふ」と云ふ事有る、其大山咋神と申すは即ち事代主神に渡らせ給へる由、傳十三卷に云へるを考ふ可し） 偕此各置一口槽と有るは、其八門より其八頭を指し入れて其假殿に届り、各其間毎に在る一口の酒槽に頭を一頭宛向はしめて、其八頭共に各休らふ事無く一時に口を入れて呑み酔ひぬ可く神量に謀らせ給へる物にして、後に頭を拔出さむと爲るにも、酒と云へば猛烈しき八醞酒なり、酔ひては動く可らず、又出で去りなむと爲とも其門に抑え止められて容易く出で去る事を得ざらしめて、此には必ず切り伏せむと思はし定めさせ給へる神策になむ渡らせ給へりける、天淵記に、爾素淺鳴尊計奇計置八槽醞舟、又作艾偶女置東山頂、其影沈八槽、大蛇見之以爲眞女、便矯八頭飲八槽、中無女、無端吞艾女熱悶と有るが如く、彼は本より彼の童女を志して來れる者にし有りければ、其槽中に移れる影を見て信に其と心得て呑みたりけむは然る事なりかし、但し艾女を仰ぎ見る迄には至る可からず、此に呑み伏し寝たりと見るや穩には有るべからむ、口訣に、使老公釀八度酒、搆八處、議亡大蛇以令報所天八箇少女也と云ひ、谷重遠説に、結搆八架置一槽、使八岐首各不可轉動、是乃尊之兵法也と云ひ、玉木某も、八頭異處、以分其勢、此以寡敵衆之略也、酒則蛇之所嗜、故設之、此誘其欲以折銳氣之術也と云へるは、何れも云ひ得て愛しき説共なる者なり、（然れば、我が上古に兵機を始めて超させ御在し坐しけるは、此の大神

になむ渡らせ給へりける、彼の西戎に謂ゆる握機八陣の如きは、皆此の大神に始れる神軍の法の全く彼に傳はれる者と云ひて可かる可し、○盛酒の盛字は母理氏とも伊禮氏とも二の訓有り、私記にも盛酒入酒也と有れども、猶初の方や然る可からむ、古事記にも此を盛其八鹽折酒と有り、凡て器に物を容るゝ事を母流と云ふは、大同本記水取文に、天忍石乃長井乃水乎取八盛天誨給文、此水持下天、皇太神乃御饌八盛、又、皇御孫命乃御饌八盛獻天と有るは、盛を母理と訓む外無き所なるなり、武烈天皇御紀影媛が歌に、挖摩該備播、伊比佐倍母理、挖摩暮比備、瀾逗佐倍母理と有るは更なり、酒宴の事を佐迦母理と云ふなども、酒を盞に盛りて飲むより云ふ語なるなど思ひ合す可し、(又盛は餘と同じ言なるは、其器有りて物を入るゝに器より餘る計りに成るを云ふなり、此を伊流と云ふ時は多少に拘はらぬを、母流と云ふ時は大に語に力有り、)○待之也は、麻知多麻比伎と訓むべし、新宮本又縁起共に此に也字無し、第二一書に二神隨教設酒と見え、又古事記にも、告其足名稚手名稚神、汝等云々而待、故隨告而如此設備待之時と有りて、其二神を負せて設備して待たしめ給へるが故に、上なる待字は記傳に麻知氏余と訓まれたるが如く二神に負せて令待給へるなり、次に待之時と有るも、其誨へ給へる如くして二神の待ち居りて、大神は傍に御在し坐す義なれば、麻都時爾と訓むなり、然るを此にも上に、乃使脚摩乳手摩乳釀八醞酒并作假辰八間と云ふ迄は其二神を使令はせ給へる文なるを、次に各置一口槽而盛酒と云ふは此大神の御所作なれば、此の待之也は其も亦大神の待たせさせ給へる意なり、右の如く事は共に同じき物から此待字に至りて自他の差有る者なり、故に其古事記の隨告は隨勅と云はむが如く、如此設備待之は、古語拾遺石窟段に仍令某神作某々と有りて、其物既備云々、備備

既畢、具如所謀爾云々と有るが如く、先に其使令を云ひ、中には其仰事奉りて事物の出来る事を云ひ、終には事物已に具足ひて其謀る所を行ふ謂なると、全く文義の段落有りて紛るゝ所無き者なり、(但し此と古事記と一ならざる事は、上に云へるが如く、彼の記には其八岐大蛇の事を先に語り申せるを、此は先に其狀を云はずて至期果有三大蛇云々と云へるなれば一ならず、)○至期は、登伎爾と訓めるを、金澤本には登伎伊多理氏又許登能基登久と云ふ二訓有りて共に面白き事なり、其登伎伊多理氏は、上に否兒有八箇少女、毎年年爲八岐大蛇所吞、今此少童且臨被吞と有るは、毎年に大凡大蛇の出で来る可き時日の有るを、已に其時に近著けるを右の如く申せるなるが、其時節に至りてと云ふ事なり、古事記に今其可來時故泣と有る是なり、又今一許登能基登久と云へるは、如言と云ふ事にて、右に大蛇の始末を語り申せるに合せて、果して然有りけると思ひ合せ給へる所是なり、然れども此は登伎爾伊多理氏と訓むや正しく叶ふ可からむ、(萬葉三卷五十丁に、應還、時者成來、又、時爾波不有跡、雲隱座、六卷四十五丁に、時之往者、京師跡成宿、十卷二十六丁に、金風、靡見者時來之、又三十五丁に、時有者、今盛有、又四十六丁に、黃葉爲、時爾成良之、十五卷二十七丁に、和藝毛故我、麻多牟等伊比之、等伎會伎爾家流など云へる、即ち此なる訓の例とも云ふべき事共なり、)○果を波多志氏と云ふ例は、武烈天皇御紀皇太子御歌に須衛婆陀志見謀と有るを、釋に末果也と註せる是なり、此は已に其言ふ所信有りて終に其事の見はるゝを云ふなり、故に此は古事記に其八俣遠呂知信如言來と有るに換へて、至期果有三大蛇とは有るなりけり、天孫降臨章第一一書に、果如先期皇孫則到筑紫日向高千穂檉觸之峯と有る果字を、官本に都比爾と訓めるを、新宮本に波多志氏と訓み、海宮遊行章に

唯赤女比有口疾而不來、因召之、探其口者果得矢鈎、其第二一書に、是後豐玉姬果如其言來至と見え、古語拾遺御天降段に、天鈿女命還報天孫降臨、果皆如期とも有り、(言義は物の最末を端と云ひ、竟と云へる是なる可し、名義抄に、俗作葉、許能美、俗云久陀物、波多須宛也、濟也、信勝也、能也、登具又祁奴とも有り、○大蛇は説上に云へり、但し縁起には有大蛇到と有る、其文は凡て此より取れる者と所思しければ、其書の成りし寛平の當昔に然る善本の有りしなりけり、下に云ふを照らし見る可し、) ○頭尾各有八岐は、古事記に身一有八頭八尾と有る是にて、頭有八岐尾有八岐と云はむが如し、偕其八岐の説は上に註せるが如く彌岐の義かとも聞ゆれども、其記に作八門と云ひ、結八佐受岐と有る八字は、夜都と訓む可き所なるが、上に此にも蔓延於八丘八谷之間と云へるなどは、正しく數の八と聞ゆれば、實に身一にして八頭有り八尾有りける事灼然き者なりかし、偕者身一と云へるは、第三一書に乃以蛇韓鋤之劍斬頭斬腹、其斬尾之時劍刃少缺と有るに合せて思ふに、其腹を指して云ふなりけり、大蛇に八頭八尾有りと云ふ事は人皆訝かる事には有れども、神代は除て人世にすら一體にして兩頭有り四手四足有る異狀なる者有りけり、仁德天皇六十年御紀に、飛彈國有二人、曰宿難、其爲人壹體有兩面、面各相背、頂合無項、各有手足、其有膝而無臑踵、力多以輕捷、左右佩劍、四手並用弓矢、是以不隨皇命、掠略人民爲樂と有るが如き人も有りけり、況て蛇には常に兩頭の者有りて奇らしからざるを、此は謂ゆる夷服岳神の變化れる大蛇にして尋常の者ならざりければ、其形も亦異狀なりつらむを、何かは以て疑を容る可からむ、(然るを口訣に、頭尾各有八岐者、增長一形、狀如素戔鳴尊爲八惡行と云へるは、此人にも似合しからざる妄言を吐き出でたる者なり

り、豈此大蛇の八頭八尾を以て此大神の以前に犯し給へりし御惡行に配る事を得むや、餘りなりける附會と云ふべし、偕此岐字は、名義抄に、知麻多、又伊波夜、又佐加流、又須智加倍、又美知、又須美夜加と有る、其初めの知麻多を取れる者なり、釋名に物兩爲岐と見ゆ、又通證に引ける宋玉招魂に、雄虺九首往來倏忽吞人と有るを、猶吳都賦に雄虺之九頭と有る註に毒頭九頭と有れば、西戎にても毒蛇の九首なるが有りしなりけり、) ○眼如赤酸醬(赤酸醬此云阿箇箇知)を、古事記に彼目如赤加賀知而と有るに依つて、此の眼字は目と訓むべし、然るは御紀には通はし被用れたれども、已に傳八に註せるが如く、和名抄に、目釋名云目默也、默而内識也と有りて其の摠稱なり、次に眼(眼皮附)廣雅云眼(和名萬奈古)目子也、一云瞳(訓同上)遊仙窟云眼皮(師說萬比岐、一說萬奈古井)と有りて、眼は目之心と云ふ義にて其の中心を云ふなれば、目の全形の稱には非ざるなり、又其眼皮と云ふは其表皮を云ひて、萬比岐は目引にて其眼上を包む謂なり、又萬奈古井と云ふは、源氏柏木(三十丁)に、只今ながら麻奈古井閑かに恥かしき狀も様離れて薰り可笑しき貌ざまなり、横笛(十八丁)に、麻奈古井など此は今少し強う廉有る狀勝りたれど、なども有りて、此は眼居にて其眼中の居れる狀を云ふ稱なり、此を以て目は其外郭なる眼皮にて包めるながらなる其摠體を云ひ、眼は其眼皮を以て覆へる其中心に在りて、物を見る所の稱なるを知るべし、字鏡に暗晴也、萬奈古又眸目精、萬奈古と有る、此を以て曉るべし、故に四神出生章第六一書に、洗左眼、又洗右眼と云ふ眼字は、目を洗ひ給ふにて、目の中心を云ふに非ざるが故に萬那古とは訓まず、古事記に洗左御目、又洗右御目と有るに等しく美米と訓まれ、又其第十一一書に眼中生稗と有るも、同記大宜津比賣神段に於三目生稻種と有るも、共に其

目より出来成れるにて、其中心を云ふに非ざるが故に此眼字をも唯に米とのみ訓みたり、但し大同類聚方第二章に、波奈々剝、久知那剝、萬那古奈俚、美味阿奈々剝と有れば、此萬那古は目の摠稱の如くなれども其中心を云へるにて、眼皮は皮に屬き肉に屬く物なれば、此にても打任せたる名の謂には非ざる者なり、然れば此に如_ニ赤酸醬_一と云へるも、其光と云ひ色と云ひ其實の狀に甚能く似たりける故に譬を取れる者なれば、此眼字を字の任に萬那古とは訓むべからず、古事記の如くに目と訓みつ可き所なるを知るべし、又同抄に瞶、文字集略云瞶（和名久呂萬奈古）瞳子黒也と有るは黒眼と云ふ事にて、瞳子の黒點を指して萬奈古とは云ふなり、又眸廣雅云眸（和名比止美、云訓與_レ眼同）目珠子也と有る、此の比止美は人見と云ふ事にて物を見る所の稱なり、此に別に訓與_レ眼同と有るは、名義抄にも萬奈古又比止美の兩訓見たる是なり、斯れば萬那古と云ふ稱は瞳と眸との所在に在りて目の摠體に非ざる事、此を以て知らる可き者なりかし、故に此目の言を本にして目某と云ふ言の多在るは皆此に从ふ事なる故に、同抄に瞶（和名萬奈不_レ太）目瞶也と有るは目之蓋の義なり、瞶（和名萬奈加布良）目瞶也と有るは目之覆の義なり、瞶（和名萬奈之利）目裂也、遊仙窟云眼尾（師說訓同上）と有るは目之後なり、餘は此に准らへて知る可し、（又名義抄に眼匡麻都保と有るは目匡なり、眇を米久會又麻久會と有るは目屎なり、唐韻に目汁凝也と有る是なり、瞬を麻多々久と有るは目叩なり、文選註に閉_レ目之間也と有るを以て、僅に叩く程の間を閉る義なるを思ふ可し、此等を以ても目と云ふは其摠稱にして、此を眼目など熟字に云へば身と心とを竝べ云ふに異ならざる云様になむ、）○赤酸醬此云_ニ阿箇箇鴉知_一は、古事記にも此謂_ニ赤加賀知_一者今酸醬者也と所見たり、天孫降臨章第一一書に猿田彦神の御形狀を書されたるに、眼

如_ニ八咫鏡_一而絶然似_ニ赤酸醬_一也と有る、此は神の御目なれども同じ物に譬へたる者なり、仁德天皇五十五年御紀に、因以掘_ニ田道墓_一、發_ニ瞶目_一自_レ墓出以_レ昨_ニ蝦夷_一と有りて、大蛇の目を發瞶らせる狀の可畏き事を云ひ、雄略天皇七年御紀に、乃登_ニ三諸岳_一捉_ニ取大蛇_一奉_レ示_ニ天皇_一、天皇不_ニ齋戒_一、其雷_ニ虺々_一目精_ニ赫々_一、天皇畏_レ蔽_ニ目不見_一、却_ニ入殿中_一使_レ放_ニ於岳_一と有るも、同じく其目精の光赫きて可畏き狀を云へるなれども、其形を註されざるを、此に眼如_ニ赤酸醬_一と有るは、其形狀をのみ云へるなり、若て此物の質はしも、西戎にても洛神珠とも玉母珠とも云へるが如く、赤くして圓かなる珠の狀したる物なるを取りて譬へたるは、彼の海鰓などの目の如く外に飛出て、其頭毎に二の赤酸醬を附けたる狀なりけむから然書し傳へられたりけむ事甚、著明き者なりけり、（俗にも蛇目と云ひて紋などに畫ける狀は、唯丸くして中子の白く有るのみなり、其は唯尋常の狀なりけるを、此大蛇の眼の狀は、其赤酸醬を二竝べて著けたるが八頭にて十六計にて、虺々たるなむ甚恐ろしげなる狀云はむ方無き事なりけらし、）偕此赤酸醬を、私記に其色如_ニ赤血_一也、其目耀_ニ絶猶如_ニ赤血_一也、欲_レ言_ニ赤血_一便假云_ニ赤酸醬_一也、是今保々都岐者也、其色亦絶然、故爲_レ之、其本意是赤血也と有る、此説に依る時は赤酸醬は赤赤血と云ふ事の約れるなりけり、古事記見_ニ其腹_一者悉常血爛と云ひ、縁起にも其腹皆爛壞と有るが如し、血走りたる眼の狀思ふ可し、和名抄蟲彙類に蟒、蛇、兼名苑云蟒（和名夜萬加々智）蛇之最大也と見えたるを以て思ふに、其蟒蛇の目の狀に草實の彷彿たる故に號けたるを、本に復して其大蛇の眼を譬へ申せる者なる事、此神世七代章に謂ゆる葦牙は本清陽なる物の稱に阿斯訶備と云ふ言の有るを取りて草名とし、又其を復して其清陽なる物に譬へたる如き者なり、但し保々都岐と云ふをも其絶然たる色の名と爲る事なれども然らず、其は本草

和名に、酸醬一名酢漿、一名酢菜（出ニ雜要訣）一名苦蒼子（出ニ小品方）一名洛神珠、一名王母苦蒼珠（蒼音針）一名寒漿（已上出ニ兼名苑）一名苦葺、一名苦葺子、一名王母珠、一名皮辨草（已上出ニ古今註）一名酸芳草（出ニ副繁語）和名保々都岐、一名奴加都岐と所見たる、此保々都岐は通證にも火々著也と云へれども、次なる奴加都岐は如何とも訓むべからざるなり、故に思ふに保々都岐は頗著なり、奴加都岐は額著なる可くして、小兒の常に手弄にして其中の醬水を抜き出し去り、皮計りにして頬に貼け額に押などして遊ぶ事を今も見る上は、上古にも兒戲に然物爲たりつらむを、唯有に軽く其稱として呼びつる者と所見たり、（口訣にも赤酸醬熟保豆枳と云へり、此草實の熟らめるは信に火珠の如くなる物なれば、其如き状ならむには甚々可畏く怖ましかりつらむ事、云ふも更なる事なり）○松栢生ニ於背上是、第三一書に、彼大蛇每頭各有石松、兩脇有山、甚可畏矣と有るを、口訣の此の註に松栢生レ背經年之謂と云へるが如く、年序を數多に經たりける大蛇にして、其身と云へば次に蔓延於八丘八谷之間と見えたる程の物にし有りければ、其頭八岐なる所にまで磐石有り松栢有り、殊に其兩脇には山岳を載せたる程の怪物にし有りければ、然る松栢の如き大樹共は生ひ出でたりけむ事、信に然有ぬ可き事なりけり、古事記には亦其身生蘿及檜楹と所見たれば、異なる傳なるが如しと雖も然らず、其背上に自然に土沙の凝重なりて深山幽谷の如くして松栢の如きも檜楹の如きも蒼鬱りて蘿などの類までも生ひ茂りたる状なり、其蘿も一名松蘿と云へれば、檜楹とは唯其一二を採り出して云ふにこそ有りけれ、松栢も並び生へたる事其蘿字にて所見たれば、共に別なる所なむ無かりける、（其事共は此次にて云ふを見るべし、又此には唯松栢のみ云へるは甚事の足らはざるに似たりと雖も、其深山

木の大凡を云へるにて其余を響かせたる者なり、香具山日記にも松栢生背と見ゆ、松栢は麻都加倍と訓めり、此如く並び用ひたる例は、萬葉十九（十六丁）に、眞珠乃、見我保之御面、多太向、將見時麻泥波、松栢乃、佐賀延伊麻左禰、尊安我吉美と有る是なり、故に此に松栢の二を抜き出して云ふは、松は長生の物なり、栢は深山の物なり、其背上なる樹共の年深くして深高に立てる状なる事を強く令聞られたる者なり、先づ松の事を云はむ、古事記日代宮段倭建命御歌に、尾津前袁都能佐岐那流、比登都麻都阿勢袁と有る、比登都麻都と云ふは喬松にして、群木に抜き出でたる由なるが、此は萬葉六（四十一丁）登活道岡集二株松下飲歌二首に、一松、幾代可歷流、吹風乃、聲之清者、年深香聞、又、靈剌、壽者不知、松之枝、結情者、長等會念と有るが如く、一松とは古松の謂なる者なり、猶松の壽きを詠めるには、其三（四十八丁）に、眞木葉哉、茂有良武、松之根也、遠久寸、九（三十一丁）に、妹等許、今木乃嶺、茂立、孀待木者、古人見祁牟、十二（二十二丁）に、神左備而、巖爾生、松根之、君心者、忘不得毛、十九（四十二丁）に、都我能本能、伊也繼々爾、松根能、絕事無久、二十（六十丁）に、波之伎余之、家布能安路自波、伊蘇麻都能、都禰爾伊麻佐禰、伊麻毛美流其等、又夜知久佐能、波奈波宇都呂布、等伎波奈流、麻都能左要太平、和禮波牟須婆奈など有る、遠久寸は其壽きを云ひ、古人見祁見は其年舊たる由を云ひ、神左備而は年を経て神々しく成れるを云ひ、絕事無久は其長く續ける由を云ひ、都禰爾伊麻佐禰は其變らざるを云ひ、等伎波奈流は其葉易へぬを云ふなり、如此く松には其久しく在持てる事を云へる常なるを思ふ可し、古今集賀歌にも「萬世と松にぞ君を祝ひつる千年の陰に住むと思へば」と有りて、斯る類珍奇らしからず、（通證に、篤信曰、松持也、持久之意と有るは然る事な

り、萬葉十一卷七丁に、千早振、神持在命、誰爲、長欲爲と所見たれば、多母都の切れる言なるめり、柏は右に引ける萬葉に松柏と竝べ云へるが如く、漢籍にも然竝べ云ふ事常なり、和名抄木類に、柏兼名苑云柏、一名掬、和名加閉と有るを、別本に和名加江と有り、又名義抄に柏子一名榧子と所見たるに、同抄葉類に、榧子、本草云柏實、一名榧子、和名加倍と有れば、柏と榧とは同木なる事知られたり、本草和名にも松實と竝べて、栢實子人（出蘇敬註）一名掬（音菊、已上二名出兼名苑）和名比乃美、一名加倍乃美と有るを、又榧實一名彼子、一名被杉（已上二名出蘇敬註）和名加倍乃美と有りて、柏と榧とを分けたりと雖、栢實にも榧實にも同じく加倍乃美と云ふ訓有るを以て考ふるに、通證に加閉今按香重也と云へるが如く、其種類を加倍と云へるなれば、同名にして異木なる可きは、栢實の方には今一別比乃美と有れば、漢籍にも松柏の栢を榿なる由に云へるに等しく榿實なる可ければ、此は必ず榿にこそ有りつらめ、若て榧の方は本草に、時珍云生深山中、人呼爲野杉、其實爲被子、又曰玉山葉と有れば、名義抄和名抄などに柏子と榧子とを一に爲られたるは、其實の香細しきから共に加倍と云ふに依りて、混れたる者ぞと所思えたる、然れども其木を云ふ時は本より別なりと知るべし、然れば古事記なる蘿は此の松に當り、榿は本より栢に當れる事云ふも更なる事なりかし、（又此を加夜と云ひ加江と云ふは、其榧字の方に限れる訓にて、此は人の食用とも成る物なれば香餅の義なる可し、然れば其實に唯香のみを賞づると食用に充るとの異なる事と見えたり、江次第御佛名條に、今夜羞栢梨、左近衛府攝津在名也と有りて、裏書に、栢梨昔府中將和氣某以攝津國栢梨莊寄左近府と見えたる、此地に出来る酒を被用る故に、歌詞に加倍那志の酒と詠めるも栢は加倍なり、但し此の栢栢同字なるを以て解字

に借り用ひられける古書の例なれども、此松柏の栢には非ず、思ひ混ふる事勿れ、故に其栢は正しく榿に當れるを、其古事記に謂ゆる蘿は和名抄苔類に、蘿（日本紀私記云蘿、比加介）女蘿也、又松蘿一名女蘿（和名萬豆乃古介、一云佐流乎加世）と有るを、名義抄に蘿字を比加介又古介と訓まれたり、凡て古介と云ふは何に在れ其苔類の稱にし有れば、深山幽谷に多く生ひて松には限らざる事なれども、殊に松には多く生ふる物なるが故に已に松蘿の名有り、已に萬葉二（十四丁）に、從吉野折取蘿生松柯遣時額田王奉入歌一首と詞書に在りて、三吉野乃、玉松之枝者、波思吉香聞、君之御言乎、持而加欲波久と有り、歌に其蘿の事を入れ給はざるは、松枝に屬たる物なるが爲なり、此を以て古事記に亦其身生蘿及榿榿と有るを、此に松栢生於背上と有ると相等しき傳なりと合せ云ふは、右の蘿及榿は此の松柏に正しく當れる事右の如きを以てなり、次に榿は此に云はざれども、其主と有る松柏に約めたる者なれば、義に於て違ふ可からずなむ有りける、若て其榿榿は、傳二十及び上に已に引ける此第五一書に、素戔嗚尊曰、韓鄉之島是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之即成杉、又拔散胸毛是成榿（中略）夫須噉八十木種皆能播生と所見たる、此時に成り生でたる物共なり、然れば此大神の出雲國に天降り御在し坐して此大蛇を退治させ給へるは、天上より再び降り來坐せる時の御事にして、彼の木共を生し立てさせ御在し坐しけるは先度なるにて、其年序は幾千萬年をか隔在りけむ、其大蛇の背上にまで然る松柏の如き大樹の生え茂りけむは、天下悉く青垣山と成りぬる上の事なる可きを思ひて、其御天降の前後をも此に思ふ可き者になむ有りける、然るを地神本紀などにも、右の第五一書のご事を其大蛇を事向給へる後、須賀宮に宮處定め坐しよりは次に收めたるぞ精しか

らざる事なりける、其大神の未だ世に播生し給はざる以前に、如何にして檜楹は生ひたりしか、前後共に打合はざる事なるを、其心至らざりけるこそ哀れなりける所作なりけれ、(又平田史にも、其大神の再び天に參升らせ御在し坐しける御事を、天上より神逐はれて天降り御在し坐して、即有りし者の如く記されて、右の第五一書の事共をば再び天降り坐し、時の事實として、簸川上段の先に入れられたるは、深くも考へざりし者にて龜き事なり、能々此卷首に云へる事共を合せ見る可し。)○背上、古事記には亦其身と有る所なり、此は曾毘良爾と訓むべし、此字瑞珠盟約章第一一書に出でたり、説は傳十に云へりき、○蔓延於八丘八谷之間は、古事記には其長度三谿八谷峽八尾二而と有りて、其大蛇の這ひ度る長さを見渡して、其鳥上山の丘谷を以て量れるなり、此八も例の彌に非ざる證は、天孫降臨章第一一書に、時味稻高彦根神光儀花艶映_ニ于二丘二谷之間と有るも、其處の丘谷を以て量れるに同じ事なり、又其正書に頓丘此云_ニ毗陀鳥_トと注して、丘を鳥と訓める證是なり、偕其八丘は數の八なるを、彌の意にて云へるは、萬葉十九(十丁)に、足引之、八峯之鳩、又、(十一丁)奥山之、八峯乃海石榴、又、(十四丁)安之比奇能、八峯布美越、又、(十五丁)安之比奇乃、八丘飛越、又、(十八丁)八峯爾波、霞多奈婢伎、又、(四十二丁)安之比奇能、八峯能宇倍能、二十(五十五丁)に、安之比奇能、夜都乎乃都婆吉など有る、此は物に際界を立て云ふに非ざれば、此の八丘八谷の例には非ず、偕丘を袁と云ふ例は、已に四神出生章第六一書に畝丘と有るを、古事記には畝尾に作れり、天孫降臨章に頓丘此云_ニ毘陀鳥_トと見え、雄略天皇五年御紀歌に、倭我尼尋能衰利志、阿理鳴能宇倍能云々、皇極天皇三年御紀歌に、武舸都鳥爾、陀底屢制羅我など有り、丘は尾と云ふに等しく、山上より麓方へ打延べ續きたる小岑の、長く

して物の尾の如く有るを以て云ふ稱なり、猶下に丹後風土記に尾上と峯頭と照し應せたる文に就きて注する條を見る可し、(和名抄山谷類に、丘周禮註云土高曰_レ丘、和名乎加と見え、岡丘也と有るを、説文に山脊也と云ひ、又岳を廣雅に山高者名_レ岳、小者名_レ丘と見え、阜を釋名に土山曰_レ阜と有る、此も皇極天皇三年御紀に袁加と訓めり、又釋名に大阜曰_レ陵、小阜曰_レ丘と有るなど、此等は何れも袁加と訓む所なるが、其は丘處の意なる可し、猶其事は神武天皇御紀なる國見丘の下に云ひてむ。)八谷の谷は、景行天皇十二年御紀に皆投_ニ洞谷_トと有る洞谷を訓み、雄略天皇四年御紀に、天皇射獵於葛城山、忽見_ニ長人_ト、來望_ニ丹谷_トと有るは、谷峽の義にて、世に谷間と云へる是なり、萬葉六(二十五丁)に、谷蟻乃、狹渡極、十一(四十丁)に、山高、谷邊蔓在、玉葛、十二(二十五丁)に、谷迫、峰邊延有、玉葛、十四(二十六丁)に、多爾世婆美、彌年爾波比多流、多麻可豆良、十七(四十一丁)に、彌彌太可美、多爾乎布可美等、十九(十八丁)に、谿敞爾波、海石榴花咲、又、(二十五丁)和我勢故我、垣都谿爾云々、之可禮杼毛、谷可多頭伎氏、又、(二十六丁)多爾知可久、伊敞波乎禮騰毛、許太加久、氏佐刀波安禮騰母など有る、多邇は垂往にて、水の流れに就て云ふ稱なり、其は大忌祭詞に、山山乃自口狹久那多利爾下賜水乎甘水登受而、又大祓詞に、高山末短山之末與理佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須と有るを、鈴屋大人の後釋に、狹は例の眞にて眞下垂なり、川水の山より落つる狀を云へり、偕然水の落つる所を久良とも多爾とも云ふ、久良は久那、多爾は多理にて、共に久那太理より出でたる名なり、(下略)と云はれたるにて著かり、其に就て神名式に近江國栗太郡佐久奈度神社御在し坐す、今櫻谷神社と申せり、此を以て其多爾又多理を登と云ふ事知らる、山之門是なり、萬葉八(二十三丁)

に、霍公鳥、今毛鳴奴、山之常影爾、十(四十丁)に、足日本乃、山之跡陰爾、鳴鹿之など有る常影又は跡陰は借字にて門陰の義なり、又中古の歌に、「谷の戸出づる鶯」など詠めるも同じくして、其谷なる所はしも山の形容に取りて門とも云ふべき所なりければ云ふなり、又其谷なる所を富登と云へるも合門の義なり、又古事記浮穴宮段に御陵在_ニ畝火山之御富登也と有るを、懿德天皇御紀に畝火山南御陰井上陵と作れり、此富登も亦右に同じ、又傳八に云へる谷を久良と云ふ古言の有るに考へ合はす可き者なり、(又思ひ出しけらくは、日本靈異記に閩を志那太理久煩と有る志那太理は、下之谷の義なるに、其を富登と云ふは合門なる事、傳七卷に云へるが如し、此も谷を門と云へるなり、又兩股間を麻多具良と云ふも勝谷と云ふ事にて、山に稱けたるも人に號くる事も其本同じく出でたるなり、考へ合はす可し、) ○間は阿比陀爾なり、齊明天皇四年御紀大御歌に、阿須箇我播、瀨儺蟻羅毘都々、喻矩瀨都能、阿比娜謨儺俱母、於母保喻屢柯母と有る四句を、釋に無_レ間也言_レ無_レ隙也と有り、萬葉四(二十四丁)に、山跡道之、島乃浦廻爾、緣浪、間無牟、吾戀卷者、又(三十五丁)無間戀爾可有牟、十一(九丁)に、烏玉、間開乍、又、(十八丁)昨日見而、今日社間、吾妹兒之、幾許繼手、見卷欲毛、又、(三十五丁)醉蛾島之、夏身乃浦爾、依浪、間文置、吾不念君、又、(三十六丁)風緒痛甚、振浪能、間無、吾念君者、又、(三十七丁)大海二、立良武浪者、間將有、又、(三十九丁)荊草乃、束之間毛、又、(四十二丁)玉緒之、間毛不置、十二(二丁)に、今日間、戀暮鴨、又、戀間、年經乍、又、(二十丁)無間、思乎如何、又、(二十二丁)間文置而、吾不念國、十四(十丁)に、安比太欲波、佐波太奈利努乎、又、(三十五丁)於保々思久、見都々曾伎奴流、許能美知乃、安比太、十五(三十九丁)に、保登等藝須、

安比太之麻思於家、十七(三十八丁)に、余能安比太母、都藝底民仁許武、又、(四十五丁)惠麻比都追、和多流安比太爾など有りて間處の義なり、(又名義抄に間字に種々の訓有るが中に、阿比太麻又阿比太無と云ふ訓有る、其下の麻と無とは通音にて、阿比太の下に間の言を添ふるなり、) ○蔓延を波比和多禮理と訓めり、古事記には其長度_ニ銚八谷峽八尾_ニ而と有るを合せて思ふに、其這ひ度る長の事を八丘八谷の間に係れりとなり、但し其丘谷の上を一條に直に渡れるには非ず、丘に上り谷に下りて這ひ渡る事を云ふなり、然れば八丘八谷とは云へども其屈伸の長さを云ふ時は甚々大にして長き者なりけり、纂疏に、蔓延大蛇蜿蜒之貌、八丘八谷由_ニ八岐蛇_ニ而言_ニ其長大_ニと有る是なり、日本靈異記中卷に大蛇の事を腹行蜿蜒と云ふは、此に蔓延と有るを云ふなり、蔓字は、萬葉十(十四丁)に、藤浪、咲春野爾、蔓葛、十一(四十丁)に、山高、谷邊蔓在、十二(二十五丁)に、谷迫、峰邊延有、玉葛、令蔓之有者、年二不來友、一云石葛令蔓之有者など有る是なり、又海宮遊行章第三一書に化_ニ爲_ニ八尋大熊鱈_ニ匍匐透蛇_ニと有る、此の同じ事を古事記にも化_ニ八尋和邇_ニ而匍匐委蛇_ニと所見たるも此の例に近かり、(源氏夕顔卷にも「出見むとて這渡る打橋だつ物を道にてなむ通ひ侍る云々」と云ふ事も見ゆ、西京賦に巨獸百尋是爲_ニ蔓延_ニと云ひ、卓氏藻林に蔓延連屬不_レ絶也と有る字是なり、又吳都賦に地勢塊北卉木跃蔓、注に、塊北地勢高下也、草木跃蔓、言_ニ草木盛長而蔓延_ニ、跃長也とも見ゆ、天淵記に、八頭坂左右有_ニ葛根_ニ而蔓延長_ニ葺岳谷_ニ、是尙大蛇遺子也と云ふ事有るは、此蔓延の字に就て語を成せる者にて、取るべからざる事になむ、) ○古事記の此の文、其長度_ニ銚八谷峽八尾_ニ而見_ニ其腹_ニ者悉常血_ニ爛也と有るを、縁起にも右の如く蔓_ニ延於八丘八壑之間_ニ其腹皆爛_ニ壞_ニと所見たり、凡ての文體此と同じきを、右の如く其

腹皆爛壞の五字有るは、御紀にも當時然る本の有りし事知らる、其は丘谷を蔓延るとして常に其身に傷つける形状を云ふなり、又は彼の御劔を尾中に收藏し持てる故に其身の腐爛れたりとも見る可き事、下の草薙劔の所に云ふを見て知るべきなり、記傳に其血字を知阿延と訓まれたるは、枕草紙に汗の出づる事を汗阿由流と云ひ、又「乳阿延受成りぬる乳母云々」と云ふは、乳汁の出でず成りぬるを云ふなり、空穂物語に「己が眩の血を指阿夜して云々」又住吉物語にも「足より血阿延理云々」古事談にも血阿由流と云へるなど、共に皆血の出づる事を云ふなり、又常に血を令出する事を血を阿夜加須と云へるに出字を書ける是なり、傳二十七に注せる如く、大同類聚方に阿世依伊路依と有るは、汗阿延色阿延なるをも思ふ可し、若て爛は多陀禮と訓み、右の爛壞は多陀禮夜夫禮多理と訓むべし、上に註せるが如く、松柏の背上に生ひたる山を載せて蔓延る者にし有りければ、其觸るゝ所より血出で、又其疵より爛れ腐敗たる由なり、大同類聚方に師々者、多々連、布玖禮、美太利須と有る、美太利須と右の壞字と相當れり、倍此の爛は四神出生章第九一書に脹滿太高と有りて、太高の字を訓ませたる事傳十に註せるが如し、又和名抄病類に、賤、文選風賦云得目爲賤、師說多々良女と有るは爛目の義なり、然れば多陀禮又多陀倍理又多陀良など同言にして物の滿ち極まる事に稱辭又は潮の湛ふなど云ふと等しく、肉の高く起り腐るを爛るとは云ふなり、(名義抄に爛字を美太流又多陀流又富能富又久佐流又都久又久都など訓み、爛字を多陀流又許賀流又多都又由流布と有りて、字を書き別けたれども、爛爛共に同字なり、又字鏡集に此字を多陀流又由比久又由和加須と訓めり、猶名義抄に壞字を夜夫流又許煩流又加久流と有り、)○又地神本紀には此を時八岐大蛇如所_レ言蔓延於八丘八谷之間而至矣と有りて、而至矣の三字有り、熱

田縁起には此と同じからずして、此の上文至期果有大蛇と云ふ所を至期有大蛇到と見えて、到字有る事上に云へるが如し、上に到字有るか此に至字有るか、何れにしても一所に無くては得有るまじく所思るを、此は次なる及至得酒の所にて聞く文なるなり、古事記にも、如此設備待之時、其八俣遠呂智信如言來と有る所に當れるを、此には甚く事略れて文を成されたる者なりけり、○及至得酒は、酒袁得流爾伊多理氏と有れども、今改めて酒袁登米伊多理氏と訓めり、縁起には及至得酒氣と有るを酒能香加岐伊多理氏と有る、其は酒氣の薰馥れるに引かれて來る義なれば甚宜しきを、此には氣字無ければ然は訓むべからざるなり、然れども舊訓の任にては既に酒を得たる事に成れれば、得字を登米と訓む時は、上に云へる故尋聲竟往者と有るに意味同じき所なるに合ふべく所思る故に今改めて、其は右に、乃使脚摩乳手摩乳釀八醞酒并作假殿八間各置一口槽而盛酒以待之也と有るは、天淵記に爾素淺鳴尊計奇計と見えたるが如く、神策を設けさせ御在し坐しけるなるが、其御謀計悉くに圖る所に當りて、果して其大蛇なむ其酒を認めて來れる所なりければ、得字必ずしも字流とは訓むまじかりけるを思ふ可き者なりけらし、(蛇の酒を好む事は、常陸風土記に、茨城里云々、古老曰、有兄妹二人、兄名努賀昆古、妹名努賀昆咩、時妹在室、有人不知姓名、常就求婚、夜來晝去、遂成夫婦、一夕懷妊、至可產月、終生小蛇云々、即盛淨杯、設壇安置、一夜之間已滿杯中、更易盃而置之、亦滿盃內、如此三四、不敢用器、母告子曰、量汝器宇、自知神子、我屬之勢不可養長、宜從父所在、不合有此、云々、臨決別時、不勝怒怨、欲震殺伯父、而昇天時、母驚動取瓮投之、觸神子、不得昇、因留此峰、所盛瓮甕今存片岡之村、其子孫立社致祭、相續不堪と有

るを熟見るに、小蛇を生めるに依りて始は坏中にて養し、後には瓮に盛りて生長しめたる由なる是なり、白井宗因説に「西國にて反鼻を取らむとは、醇酒を草に洒ぎて相待つに、必ず多く集まる、是酒氣を好みて來る者と所見たり」と云へり、信に然り、○第二一書に、素戔鳴尊勅蛇曰、汝是可畏之神、敢不饗乎、乃以八甕酒、每口沃入其蛇、飲酒而睡と有るは此所に當る文なり、神祇本紀に其文を取り入れて此所を、則隨詔而如此設備而待之時、八岐大蛇如所言蔓延於八丘八谷之間而至矣、素戔鳴尊勅蛇曰、汝是可畏之神、不敢饗之乎、乃以八甕酒、得每頭一槽、飲醉而睡伏寢矣と書せるは、其委しく成れる者にて殊に美たし、其は勅蛇曰、汝是可畏之神と有るは、此時に當りて然御言を係させ給ふ可き御有増なり、然るは上件の如く種々の御設の御在し坐しけるも、其好む所の酒を物爲て丁寧に饗應す狀に拵らへて、賺し寄せて其甚く飲み酔ひ伏寢るを度として斬り殺させ御在し坐さむ御謀計を施させ給へるなれば、其事を悟らしめ給ふまじき狀に萬を行はせ給ふ所なる故に、掛まくも甚も可畏き大神に渡らせ給ひながらに、其事を秘させ御在し坐して、汝是可畏之神とは崇まへ詔り給へる者にして、彼の欽明天皇六年御紀に謂ゆる膳臣巴提便が子の仇を報いむとして、其虎に向ひて惟汝威神と云へるとは其言同じくして、其御心用ひに至りては甚く異にて反對なる所になむ有りける、(然れば通證に引ける玉木某説に、酒則蛇之所嗜、故設之、此誘其欲、以折銳氣之術也と云へるは、實に謂れたる事なりけり、)敢不饗乎は、其可畏き神なるに依りて主設け爲て此に來る事を勞らはせ給はむと御言詔し給へるなり、此御謀計の狀は神武天皇戊午年御紀に、既而餘黨猶繁、其情難測、乃願勅道臣命、汝宜帥大來目部作大室於忍坂邑、盛設宴饗誘虜而取之、道臣命於是奉密旨、掘窖於忍坂

而選我猛卒與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後、吾則起歌、汝等聞吾歌聲、則一時刺虜、已而坐定酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉、時道臣命乃起而歌之曰(中略)時我卒聞歌俱拔其頭椎劍、一時殺虜、虜無復噍類と有るが如く、甚く饗爲る狀を成して、其徑に酔ひ仆れたる時に一時に殺し給はむと爲させ給へる者なりけり、此垣を作り廻はし八門を作り八假殿を作らしめ給へる、御設共の少縁ならず見ゆるを以て思ふに、此大神と脚摩乳手摩乳神と僅に三神のみには御在し坐さずして、其供奉の神等をも帥て御在し坐しながらに其兵卒をば伏せて、飽まで其大蛇の心を緩怠させ置かして、殺し給はむと爲させ給へる所なるが故に、此饗應の御時には唯此大神のみぞ物爲させ給へりけむを、其斬り給ふ御時に至りては、四方より起りて一時に斬屠り給ひけむとこそは所見たりけれ、(然は有れども、事實は其主宰と御在し坐す此大神にて傳はる御事にし有りければ、後の軍物語の如く其供奉の神等の委しき事までは擧げらる可くも非ざる者なり、)○頭各一槽は、古き任に頭袁各一都酒槽爾落志入氏と訓むべし、上に謂ゆる釀八甕酒、并作假殿八間、各置一口槽、而盛酒以待之也と有る御謀略の如く、事相叶ひて其酒槽に口を入るゝ所是なり、古事記には乃每船垂入己頭と見え、緣起には八戸分頭と云ひ、天淵記にも便矯八頭飲八槽中と有りて、何れも同じ趣なる傳共なり、故に其古事記なるは、上に、且作廻垣、於其垣作八門、每門結八佐受岐、每其佐受岐置酒船と有れば、八門より八頭を挿し入れ、八假の一間毎に各頭を垂れて其八槽の酒を飲む事にて、其精しきと粗きとの差ひこそは有りけれ、此と全く同じ事なる者なり、又緣起に八戸分頭と有るも、其上文に一面開八戸、各置槽と有るに相應へたる者なるをも此に思ひ合はす可き事なり、(第二一書には、乃以八甕酒、每口沃

入と有りて、素戔嗚大神の御自沃ぎ入れさせ給へる趣なれども、若然ならむには、八咫を結び八槽を置くには及ばせ給ふまじき筈なり、此は唯其八甕酒を汲み取りて沃ぎ入れさせ給ふとのみの傳にて、其支度に至りては甚く異なる所
有る者なり、地神本紀に乃以八甕酒得毎頭一槽と有るなむ宜しきを、古史成文に、乃以八甕酒每口沃入之、
則其遠呂智每船垂入頭而飲其酒矣と有るは、委しきに似たりと雖も異説を以て續け合せたる者にて非なり、然
れば此の頭各一槽は入八頭於八槽と云ふに異ならざる所なり、各一槽と云へるは即ち八槽の謂なる事云ふも更な
り、纂疏に、及大蛇飲其酒、各以一頭低於一槽、故飲盡八槽之酒而已と有るを以て曉る可し、若て此に落志
入氏イシテの言を讀み附くるは、古事記に垂入と有るが如く、其頭を下して酒槽の中に入るを云ふなり、但口訣本、官本
共に飲字を落志入氏と訓みたれども、其は下へ著きて飲醉と續く字なれば、然は訓むべからざるを、新宮本は其如く
なれば、右の言は上に讀み附けて添ふ可き所なる事著き者ぞかし、○飲醉而は、金澤本に能美惠比氏と有るに従ふ可
き事、右に云へるが如し、第二書に其蛇飲酒と云はれ、第三書に釀毒酒以飲之蛇、醉而睡とも有る是なり、
古事記に於是飲醉と見え、又縁起にも八戸分頭飲醉而睡なども有り、飲は、萬葉三(三十一丁)に、一坏乃、濁酒
乎、可飲有良師、又、酒不飲、人乎熟見者、又、(三十二丁)酒飲而、情乎遣爾、豈若目八方、五(十五丁)に、能
彌見能々知波、知利奴得母與斯、六(二十五丁)に、相飲酒會、此豐御酒者、七(二十八丁)に、遊士之、飲酒杯
爾、陰爾所見管、八(五十八丁)に、酒杯爾、梅花浮、念共、飲而後者、落去登母與之、又、宮爾毛、縱賜有、今夜
耳、將飲酒可毛、散許須奈由米、十九(二十四丁)に、皇祖神之、遠御代三世、波射布折、酒飲等伊布會、此保寶我

之波など有り、凡て水を呑む、物を呑むと云ふも同じく、此能牟は加牟の對にて、齒に觸れて碎く物に嚙と云ひ、然
らずして直に喉内に入る物に飲とは云ふなりけり、和名抄鼻口類に、咽喉、和名乃無止と有るは、即ち呑門なるに
思ひ合はす可くなむ、(又名義抄に、噲に須布、又能牟の訓有るは更なり、嗽にも須布又能牟と見え、呷にも其二訓
有り、咆に能牟と有り、嚏に能牟又須々流又布久牟、吮に須布又能牟止又能牟止布延と有り、噓に能牟噤に能牟又須
々流と見え、又俗に饑を能美久良布と訓み、酹を能美保須又能美都久須と訓める、即ち説文に飲酒盡也と有る意な
り、)醉は、古事記石屋戸段に、如尿醉而吐散登許會我那勢之命、爲如此迦と有る其事を引きて已に傳十七に云へり、
猶其明宮段に、於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒、御歌曰、須々許理賀、迦美斯美岐邇、和禮惠比邇邇理、許登那
具志、惠具志爾、和禮惠比邇邇理と有る宇羅宜は、情舉と云ふ事にて、裡に所思す御心の表に見はるを云ひて此は
其酒に酔ひ浮かれさせ給へる御事を申し奉れるなり、傳十七噓樂の下に引きて註せる大嘗會辰日儀の宣命に、黑岐白
岐乃御酒赤丹乃穗食惠良岐云々と有る、惠良岐は右の宇羅宜に等しく所見たるを以て考ふるに、惠布は宇羅布にて、酒
氣の循巡りて心の浮る事云ふなり、萬葉三(三十一丁)に、酒飲而、醉哭爲師、益有良之、又、(三十二丁)世
間之、遊道爾恰者、醉哭爲爾、可有良師、又、飲酒而、醉泣爲爾、尙不如來、六(二十八丁)に、大夫之、禮豐御
酒爾、吾醉爾家里と有り、又其十九(四十二丁)に、豐樂、見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、島山爾、安可流
橋、宇受爾指、紐解放而、千年保伎、保伎吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎、見之貴左と有る惠良々々も、酒に酔ひ
浮かれて笑み浮かるゝ狀を云へるにて、何れも惠の一言を本として云ふ語共なる者なり、(土佐日記、又源氏少女卷

に酔しれて云々と云ふ語有るは沈酔フカヰの事を云ふなり、又船に酔ふを駕に酔ふと云ふも酒に云ふと同じく其氣の上逆ノボりて我知らず成れるを云ふなり、又土佐日記に「彼の船酔の淡路島の大きい子云々、此が中に心ち悩む、船君甚く愛て船酔し給へりし御顔には似ずも有るかなと云ひける云々」と見ゆ、船酔は和名抄に苦船、布奈夜毛非と有る是なるが、其船駕の病に笑む意は無きを惠布と云ふは、太抵酒に酔ひ浮るゝと同じ意なれば假りて云ふなり、○睡は、禰布流と訓みて、第二書第三一書なるも然り、熱田縁起に布志禰多理と訓めるは、古事記に於是飲醉留伏ユヰと有るに依れる者なり、偕此睡字は睡眠と熟する字なりけるが、神武天皇戊午御紀に、于時天皇適寐ヨクイネキリ、忽然而寤サテ之曰、予何長眠ナガイシツルカ若此乎と有るには、眠を伊と訓みて、即ち禰布流と同じく目を合する事を云ふなり、寢又寐字を禰とも奴流とも云ふは、身を打ち伏す事を云へる者なり、名義抄に睡を禰布流又美流又加須加爾又章禰布理と有りて、説文に睡坐イヰ寢也と有るが如く、其所を去らずして居附たる任に眠る事を云ふなれば、古事記の留伏ユヰの義にも遠からざる者なり、(又同抄に眠字を禰布理とも禰布流とも久良志とも伊奴とも訓めり、但右の縁起に布志禰多理と有るも、強て彼の記に合せたる者にて、調へりとは聞えず、)偕右の古事記なる留字は、諸本共に誤りて死由の二字に作れるを、記傳に一字にて皆字なる可き由に云はれたるを、平田史第七十段徴に、「眞福寺本には留と作れり、抑此留字は留字の一體にて卯と作くも死と書くも同事なり、其は柳字の卯を常に卯と作くにも悟る可し、眞福寺本何處も留字を留と作り、然して留伏ユヰとは己が元の住處には歸らで酒を飲みたる處に留まりて伏し寢たるとの事なり」(採要)と云はれたるは實に然る言なるにて、頃年世に出でたる伊勢本の字體も全く眞福寺本と同じ様なりければ、此説は實に信なる

可き言なる者なりかし、伏には臥字をも書きて身を起立せずして横ヨコ休るを云ふ、同記八十神段に、於是到氣多之前時、裸菟伏也、爾八十神謂其菟云、汝將爲者浴此海鹽當風吹而伏高山尾上、故其菟從八十神之教而伏(下略)と有るは更なり、綏靖天皇御紀に、於片丘大嘗中獨臥于大床と有る、臥字を禰布世流と訓めるは、此の伏寢を倒反に云へるなり、又寢處を伏處と云ふ類是なり、萬葉二(三十二丁)に、立者、玉藻之如、許呂臥者、川藻之如久、又、(三十四丁)鹿自物、伊波比伏管、又、(三十七丁)夜羽毛、夜之盡、臥居雖嘆、又、(四十二丁)荒床、自伏君之、五(四十丁)に、天神、阿布藝許比乃美、地祇、布之且額拜云々、伏仰、武禰字知奈氣吉、八(三十九丁)に、伏鹿之、嬌呼音乎、九(七丁)に、臥鹿之、今夜者不鳴、寢家良霜、又、(十一丁)射目人乃、伏見何田井爾、十(十六丁)に、大夫之、伏居嘆而、十一(三十二丁)に、伏以死、汝名羽不謂、又、(四十七丁)山河爾、笠乎伏而、十二(二十九丁)に、紫草乎、草跡別々、伏鹿之、十六(二十九丁)に、今日良毛加、鹿乃伏良武など、外にも數知らず多在り、(起と伏と對ひ立と伏と對ひ、居と伏と對へる言なり、又俯を俛をも布須と訓み、又布志麻呂布と云ふに當て轉輾の字を書けるを、毛詩註に臥不安席之意と注し、文選に蹉跎の字を訓めるを、字書に失足貌と云ひ、又靈異記に蛇の事に腹行轉轉の語有るを、常に其轉轉の字をも然訓める事なるは、共に何れも伏を本と爲たる語なり)寢は臥す事の稱にて、目を合はする事を云ふ時は、伊禰、伊奴、伊奴流と活く言なり、古事記須佐之男命段に、爾其大神出見而告此者謂之葦原色許男、即喚入而令寢其蛇室云々、故如教者蛇自靜故平寢出之云々、其大神以爲咋被吳公唾出而於心思愛而寢云々、故其所寢大神聞驚而引其室と見え、天孫降臨章第六一書に、皇

孫憂之、乃爲歌之曰、憶企都茂播、陸爾幡譽辰耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽、又海宮遊行
 章第六一書に、于時彥火々出見尊乃歌之曰、飲企都鄧利、軻茂豆句志磨爾、和我謂禰志、云々、又古事記白檮原宮
 段に、天皇幸行其伊須氣余理比賣之許、一夜御寢坐也、後其伊須氣余理比賣參入宮内之時、天皇御歌曰、阿斯波
 良能、志禰融去岐袁夜邇、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐氏、和賀布多理泥斯、又景行天皇四十年御紀に、是夜以歌之間
 侍者曰、珥比麼利、菟玖波塙須擬氏、異玖用加禰菟流、など猶餘多有るを一二採り出でたるのみなり、萬葉一(二
 十九丁)に、我宿有衣乃上從、二(十八丁)に、玉藻成、依宿之妹乎、又、(十九丁)、左宿夜者、幾毛不有、又、(二
 十一丁)、玉藻成、靡吾宿之、又、(三十一丁)、劔刀、於身副不寢者、云々、草枕、旅宿鴨爲留、又、(三十九丁)、
 吾妹子與、二人吾宿之、枕付、孀屋之内爾、又、(四十一丁)、劔刀、身二副寢價牟、四(三十二丁)に、皆人乎、
 宿與殿金者、打禮杼、君乎之念者、寢不勝鴨、五(三十丁)に、楚取、五十戶長、我許惠波、寢屋度麻低來、立呼比
 奴、六(四十丁)に、妹之手枕、卷手寢益乎、又、(四十六丁)、曉之、寢覺爾聞者、又、(四十七丁)、眞十鏡、見宿
 女乃浦者、七(二十七丁)に、夏影、房之下庭、十(二十七丁)に、遙嫗等、手枕易寢夜、又、左尼始而、何太毛不
 在者、又(二十九丁)、公常不宿、孤可母寐、又、(三十一丁)、佐宿者、年之度爾、直一夜耳、又、(四十八丁)、
 物念跡、寐不所宿、又、(五十七丁)、秋之長夜乎、寐師耳、十一(六丁)に、朱引、秦不經、雖寐、又、(二
 十二丁)、敷細、枕動而、宿不所寢、又、人之手枕而、將寐兒故、又、(二十四丁)、妹與吾、寢夜者無而、又、
 (二十七丁)、如何爲跡可、吾宿始兼、又、(二十八丁)、君戀、寢不宿朝明、又、(二十九丁)、寐吾來乎、人見兼

鴨、又、(四十一丁) 左寐蟹齒、孰共毛宿常、十二(三丁)に、玉劔、卷宿妹母、又、(五丁) 黒玉之、宿而之晚
 乃、又、(十四丁) 人之宿、味宿者不寢哉、十三(十四丁)に、指易而、將宿君故、又、(三十二丁) 浦裳無、所宿有
 人者、其外にも多在るを、右に寢をも寐をも通はし用ひたる字義にも互りて考ふ可し、名義抄に寢字を寢に作りて意
 富登能基母流と訓めるを、源語に多く寢る事を大殿隠オホドモコモリと所見たり此にて睡眠オホドモと伏寢フシスルとの差別有る事を曉る可し、(又
 伊奴とも布須とも云ふ訓有るは更なり、寐字を布須とも伊奴とも禰多理とも訓み、宿字を與流とも夜杼流とも禰多理
 とも訓めるなり是にて奴流は睡眠るには非ずして横に臥すを云ふ事なるを明らむ可くなむ。) ○乃拔ニノヒキ所帶シヨウ十握劔
 は、第二一書には拔劔斬之と有りて御劔の名無きを、其下に其斷蛇劔號曰蛇之龜正と書され、次に第三一書に
 は乃以蛇韓鋤之劔と見え、第四一書には乃以天蠅斫之劔と有りて、此三は共に其十握劔の名なり、古語拾遺には
 天十握劔と書して、其本註に、其名天羽羽斬今在石上神宮、古語大蛇謂之羽羽、言斬蛇也と所見たり、其羽々の
 事は傳二十五に註す可し、然して其天十握劔と云ふ天は、此大神の天上より將來らせ御在し坐しける御事に依れるな
 る可き事申すも更なり、楮十握劔の事は傳八に云へるが如く、口訣に十握以三指計十也と有るが、何と無く唯に
 劔のみ云ひて有りぬ可き所に十握劔と云ふは、殊更に深き所以有る事なりけり、其は神代に八握劔九握劔十握劔等
 の三劔有りて此を大刀と云ふ、即ち刀子の小刀なるに對へたる稱なり、楮又傳十七に云へる狀に、上世には鏡に八咫
 鏡と云ひ、瓊に八坂瓊と云ふも尺寸の事にて、其身の度に應へて造れりし者なるが、劔も其如くにて八握九握十握の
 稱有るが、其用ふ可き事の大小に依りて劔にも長短の用異なりける者となむ所見たりける、然れども劔は十握を極み

として其及ばざる所には矛を用ひ、其又至るまじき所には弓矢を以て向ふ可き自然の勢になむ有りける、(劍は十握を極みなりと云ふは、上古の法其四指を以て布て八搏なるを八握と云ひ、九搏なるを九握と云ひ、十搏なるを十握劍とは云ひけるなり、然して古事記なる阿遲志貴高日子神の十握劍の事を、其持所切大刀名謂大量と有るを以て考ふるに、十握劍は其手を以て量る其長さの極なるが故に大量とは云ふなり、是大刀を作る故實と所見たり、天孫降臨章には大葉刈に作れり、借字なり、) 其十握劍を大節に被用たる例を云はむには、四神出生章第六一書に、遂拔所帶十握劍斬軻遇突智爲三段、此各化爲成神也と有るは、伊弉諾大神の其甚しく惡ませ給ふ餘に十握劍を用ひさせ給へるにて、火神はしも尋常の神に御在し坐さざればなり、天孫降臨章、經津主神武甕槌神の征伐として天降り給へる所に、則拔十握劍倒植於地、踞其鋒端而問大己貴神曰云々と有るは、葦原中國の荒振神を事向給ふ大節なりければ其十握劍を用ひ給へるなり、其第一一書に、時味耜高彥根神忿曰云々、乃拔十握劍斫倒喪屋、其屋墮而成山、此則美濃國喪山是也と有るも、下りて山と成る計の大なる屋を斫倒し給ふ爲なる故に十握劍を用ひさせ給へる者なり、傳二十九大葉刈の所に云ふべし、然れば此も其例なるにて、八丘八谷の間に蔓延る計に大なる蛇にし有りければ、此にても天十握劍を用ひさせ給へりけむは、然も御在し坐しつ可き御事なりかし、斯りければ、何と無く唯に劍とのみ云ひて有りぬ可き所に十握劍と書かれたるには有るべからざる者になむ有りける、(但瑞珠盟約章第一一書第三一書等に十握劍九握劍八握劍の三劍を並べ擧げられたるは、其所には物を斬斷の用無くして其御誓の御爲なれば、其正書に十握劍の御事の出でたる、共に今云ふ限に非ざるなり、) ○寸斬は、緣起又地神本紀共に寸斬其

蛇と有り、即ち第三一書に謂ゆる斬頭斬腹其斬尾と有るが如く段々に斬斷させ給へる御事なり、地神本紀に此蛇爲八段、毎段爲雷と有るに思ひ合はす可し、此を又天淵記に斬蛇寸寸と作り、靈異記に衣欄捕粉條然るに同じ事なり、偕此二字の訓を都陀々々爾伎流と有るは甚く後の事ならむと思ひつるに、靈異記に衣欄捕粉條然と有る下に、條然(二合都太々々)と訓を註し、又名義抄に寸字を伎陀々々又都陀々々と有る、其言義を未だ得ずと雖も其古言なる事此を以て知らるれば、猶本の任に訓みて有りぬ可くなむ所思ゆる、但伎陀々々と同言なりとは聞ゆるなり、然るは古事記には此を切散の字を書かれたるに、出雲風土記を見れば、童女胸鉏所取而大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛、闇々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾と云ふ語有るは、國の餘を割き取らせさせ御在し坐して出雲國に引來給へる文なり、其大魚之の之は如の義にて、大魚は寸々に切り割きて用ふる物なる故に發語に置けるのみなり、支太は寸字又は段字に當れり、波多須々支は發語、穗振別は屠別にて切散の義なれば、此に寸斬を都陀々々と訓めるも右の意に合へる者なり、(日本靈異記にも、又其蛇來登於屋頂、拔草而入、女棘々焉、唯床前有跳爆之音、明日見之者、有一大蟹而彼大蛇條然段切云々と有り、又蛇繞屋轉腹行、以尾打壁、登於屋頂、咋草拔開落於女前、雖然蛇不就女身、唯有爆音如跳鱗鱗、明日見之、大蟬八集、彼蛇條然擲段切之云々と有る、共に此の寸斬と云ふ事に異ならざる者なり、遊仙窟にも、但當把手子寸斬亦甘心と有り、又淚臉千行愁腸寸斷など有る寸字を須陀々々とも伎陀々々とも訓めり、) 偕此に寸斬大蛇と有る事に就て様々に意を補ふ可き所なむ有りける、地神本紀に、此蛇爲八段、毎段成雷、總爲八雷、飛躍昇天、是神異之甚矣と

見えたり、此事釋紀寸斬の下にも、私記曰、師說此蛇斬爲八段、即每段成雷云々と書して右と全く同文なるは、決めて古傳なる可き者なり、少か注してむ、此蛇爲八段と云ふは、右に引ける第三一書に斬頭腹其斬尾と有る三段の事とは異なるにて、其斬頭と云ふ事の義なり、其一時に八頭を斬り落させ給へりけむが、即ち飛去りて雷とは成れるなり、其は傳九にも右の文を引きて云へるが如く、龍蛇と雷とは別なる物の如くなれども、雄略天皇七年御紀に、三諸岳神の事を少子部連螺瀛に仰せ給へる所に、乃登三諸岳捉取大蛇奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺々目精赫々、天皇蔽目不見、却入殿中使放於岳、仍賜名爲雷と云ふ事見えたり、此正身は大蛇なれども其可畏き狀に依りて雷とも云ふが如くなれども然らず、此事を靈異記には、當於時而空雷鳴、即天皇勅栖輕而汝鳴雷奉請之耶云々と所見たれば、其雷と成りて落ちたるも此を捉ふれば大蛇にて有りけるなり、斯れば此に其八頭の八段に斬られ奉りて八雷と成りて天に昇れりと云ふは、八蛇と成りて飛躍去れる者なる可し、已に上に云へるが如く彼の日本武尊を惱まし奉れりし膽吹山の八蛇は其八雷の一なりと聞えて、神社考に謂膽吹神爲八岐大蛇之所變也と有るは此に合ひて、必ず受くる所有る説となむ所有たりける、故此八岐大蛇は已に師說に謂ゆる氣吹雄命の化れる者なりけるが、其體を如此く斬られ奉りては其靈の寓宿る可き物無きが故に、八雷と化りて分れ去たる物から、然其體を異にし靈を分くる時は其勢力の拆けて終に振はず成れるが爲に、再び斯る妖怪も非ざりけるを、遙に神世を去りて後に偶に、日本武尊の彼山神を退治に御在し坐しける時に、甚く辛苦なめ奉れりしかども、其より後に其心和みて伊夫伎神社と稱へられて、近江にも美濃にも二國に鎮りて國の守神と成り給へりし者なめり、飛躍昇天と云ふは、

其始に大蛇にて至る時は腹行蛇轉して渡りけるを、今小く八雷と成りては、僅に空行して偕々と其元の氣吹山に還り、或は外にも分散たりけむが、已に其氣吹雄命と云ふ靈は大蛇と共に亡なりて唯八雷に分れたる靈のみには成され奉れる者なるにて、其に就ても此素戔嗚大神の御稜威の可畏き世に甚しく御在し坐す御事なむ知られたりける、(但右に神異之甚也とは、後より書ける文の狀なれども、然には有るべからず、八岐大蛇はしも尋常の蛇蝎の類とは甚く異なる物にし有りければ、然亡ほされ奉りながらに然る神異の事共の有りけるに就て、大神の奇異しませ給へりし御言の遣り傳はれる者なるにてぞ有りぬ可き、通證に、今斬蟒蛇反鼻之屬、其頭飛去不知所在者、世往々有之と云へり、天淵記に、居人傳語云、八九十年前天淵之傍有大杉、或時雷落懸燒倒、其中有大蛇燒死、人皆拾骨築塚云、往昔靈蛇之苗種大蛇歟、則素戔嗚尊以天火燒之言傳也と云へり、此書は大永三年の奥書有る其より八九十年以前と云ふ時は、後花園天皇文安の頃なる可きにこそ、又古事記に肥河變血而流と有るを、神祇本紀にも右に引ける文に次て有り、緣起には簸河之水一時流血と有るが如く、簸河の水一時に血に成りて流れ出でたりと云ふは、彼八丘八谷に蔓延る大身にし有りければ、其川大河なりと雖も信に然こそは有りつらめ、此の云ひ狀神武天皇戊午年御紀に、乃自蹈機而壓死、時陳其屍而斬之、流血沒踝、故號其地曰菟田血原と有るに似たり、故此寸斬大蛇の事は、天淵記に、寸蛇流滯處、謂之來次八本杉矣、腹皮流止處、謂之皮原、八尾流落處、謂之三刀屋尾崎、蛇枕寄處、謂之草枕、置八槽地乃天淵之坤隅也、中古燒鹽濱也、今成田、謂之鹽田、悶熱宛轉匍匐跡猶存、天淵東岸是也、東岸有樵徑、樵徑以上山腹至絕頂數十餘丈、皆鐵塙也、居人謂之鎮築地、蛇從淵窟通

八頭坂山底之熟路也、昔長者以冶鐵横塞大蛇之熟路云(中略)又東岸盤渦之底有三尺餘圓穴、其中渺々水也、茫々而無滴水蓋蛇窟宅云爾と所見たるにて大抵は知らる可し、又出雲社記に、仁田郡佐田村與大原郡久野村堺有八頭坂、斬八岐蛇處也と云ふ事有り、然れども第三書に、其斬蛇之地則出雲國簸之川上山是也と所見、又右の天淵記にも、置八槽地乃天淵之坤隅也と云れば、即ち謂ゆる簸川の西岸なる處に在りて、其地に於て大蛇を寸々に斬らせさせ給へる事決きを、蟒蛇の類は其頭頸を截り斷れたる後にも其死る事の遅くして猶荒狂ほふ者にし有りければ、其八頭坂まで追迫させ御在し坐して斬盡させ給へりけむを、然も傳へたる者こそは思はるれ、(其八頭坂は、或書に仁多郡布勢郷今上布勢村・下布勢村二村に分れたるを、其上布勢村に大蛇池、浪越坂、八頭坂、岩布施山等の地有り、其地に脚摩乳手摩乳二神の像有りと云へる此地なり、天淵記に、於越經大原郡福武莊到八頭坂麓長者、但有老翁嬸中坐少女而泣と有りて、老翁老嬸の住處に云へるは、其大蛇を斬り盡し給へりし地なるから後に混ひつる者なる可し、又右に擧げたる天淵記に、山腹至絶頂數十餘丈、皆鐵塙也、居人謂之鐵築地、蛇從淵窟通八頭坂山底之熟路也、昔長者以冶鐵横塞大蛇之熟路云爾、今篠竹也、茅茨也、森々兮、喪々兮、今見之、鐵壁猶峩々兮、巍々兮と有るは然る事も有りつらむを、八頭坂に通ふ事は同じく信なひ難かり、又八頭坂左右有葛根而蔓延、長覃岳谷、是尙大蛇遺子也と云へるなどは、此に蔓延於八丘八谷之間と有るを取りて妄に説を成せる者にて、愈以て僻事なり)、右の天淵記に、寸々蛇流滯處、謂之來次八本杉矣は、出雲社記に、八頭坂三里西去而大原郡斐伊郷中簸川邊有杉八本、祭蛇頭云と有る是なり、此は古事記に謂ゆる切散其蛇者肥河變血而流と有る、其頭は

八雷と化りて飛去れ、ば、此は其時に蛇骨の流來れるが其八本杉の本に滯こほれるなりけり、風土記鈔に、斐伊郷中有八株標杉、素尊所埋蛇骨と云へれば、何れにしても跡有る事なりけり、次に腹皮流止處、謂之皮原と云へる、其地名所見無し、次に八尾流落處、謂之三刀屋尾崎は、社記に、仁田郡尾原村祭蛇尾乃石壺大明神是也と見ゆ、其三刀屋は風土記に謂ゆる、飯石郡三屋郷是なるが、同記に、三屋川源出郡家正東一十五里多加山、北流入于斐伊川(有年魚)と見えて、即ち斐伊河邊西岸の地なり、神名式に飯石郡川邊神社見えたるを、頭注に八岐蛇と云ふは其靈を祀へるなる可し、其同郡須佐神社今宮内村に御在し坐すを、川邊神社は鈔に宮内村邊尾崎村奈倍山大明神也と云へり、其三屋郷は郡家東北廿四里なるを、須佐郷は郡家正西一十九里と有りて、此も處誤へるに似たり、如何、斯れば其天淵記の尾崎と社記の尾原とは事異にて、尾原村なるは其靈を祀れる社と所見たり、其は風土記仁多郡不_レ在神祇官と云ふ中に、大原社、石壺社とて二社有るを、鈔に其大原社を三澤郷尾原村岩坪大明神と云ひ、石壺社を同郷石村御崎大明神と云へる、其岩坪、石壺共に石穴の事にして謂ゆる石窟是なる由、傳十七に註せるが如し、然れば右等の石穴も本大蛇の通ひ住へるなどの迹なるを以て、後に其社を定めて祀ひつるか、又は其大蛇を鎮め給へりし素戔鳴大神を齋ひ奉れるかなる可し、次に蛇枕寄處、謂之草枕は、社記に埋蛇頭之處、草枕山八口是也と云へり、神名式に出雲國大原郡八口神社、風土記に矢口社に作れるを、鈔に神原郷草枕村八口大明神是也と云へり、然るに神名式に尾張國愛智郡八級神社御在し坐すを、天野信景が集説に熱田大宮南或稱下宮、和銅元年九月鎮座素戔鳴尊和魂也と有るを、秦鼎と云ひける人の眠睡雜史と云ふ物にも、「八級宮和銅建なり、素戔鳴尊の和魂を祭る、出

雲國大原郡八口神社同體にして社號口授の祕有り」と有るを以て思ふに、右の八口神社は素戔嗚大神の和魂に御在し坐して、彼の八岐大蛇の祟靈を鎮めさせ御在し坐せるにこそ有りけめ、(斯れば右に擧ぐる社々の中に此八口神社を除きては皆八岐大蛇の怨靈を鎮めたる者なるが、凡て斯る怨靈の類は人畜共に八衢比古・八衢比賣・久那斗の三神の御馭めを受け奉る御定なる事、傳十卷に註せるが如し、故に其所に云へる祇園社の東間に御在し坐す八王子は、右の三神を併せ祭れる稱なるが、小朝熊社神鏡沙汰文には又其を蛇毒氣神と云へり、然るは此八岐大蛇の怨魂も其三神に従ひ奉れる所由有るに依る事なる可きを、其本社は素戔嗚大神に渡らせ給へれば實に其然る所以有る事にこそ、)若て、置八槽地乃天淵之坤隅也と有るは、此に作八假廢八間各置一口槽と有る是なるが、其坤隅と云ふは簸川の西岸なる可き事已に註せるが如し、次に、中古燒鹽濱也、今成田、謂之鹽田と云へるは、其首に、仁多郡三澤郷樋河上天淵者、上古海潮來往之溪曲也とも有りて、甚異しき事ながら、古に意宇・仁多・飯石・大原の四郡と島根・秋鹿・楯縫・出雲・神門の五郡と相接続かずして截断たりし頃ほひは、今の神門水海はしも西東に通りて潮海にて有りしかども、漸次に海は凹く成り山は凸く成るに隨ひて、地理相續きて風土記の今の如く成れる物から、已に天孫降臨章第一一書には、吾兒事代主射鳥遊遊在三津之碕と有る、三津は風土記に仁多郡三津郷郡家西南廿五里云々、故云三津(神龜三年改字三澤)と有る地にして、今は甚く奥まりたる處には有れども、古は潮海なりしかば、其邊まで海潮の往來ひけむは然も有りぬ可き事なりかし、(同記に、大原郡海潮郷郡家正東一十六里卅三步、古老傳云、字能治比古命、恨御祖須我禰命而北方出雲海潮押上漂御祖之神、此海潮至故云得鹽、神龜三年改字海潮)と云へる海

潮郷は、斐伊郷よりは猶も奥まりたる地には有れども、海潮の上れるを以て、上世右の天淵の邊にて鹽をも焼きつる事の有りつらむを何かは疑はむ、)又其次に、悶熱宛轉匍匐、舊跡猶存岩、天淵東岸是也と云へるは、其上文に、素戔嗚尊計奇計、置八槽醴舟、又作艾偶女裝之置東山頂、其影沈八槽、大蛇見之以爲眞女、便矯八頭飲八槽中、無女、仰見山頂、無端吞艾女、熱悶、素戔嗚尊拔所佩十握劍斬蛇寸々と云ふに相應せたる文にして、紀記の趣には全く合はざる事ながら、艾偶女を拵らへて眞女と思はせて令吞給ひ、又其に就て悶熱ひ苦しみ宛轉匍匐て終に去る處を知らずして其處に留まり伏寝て大神に斬られ奉りけむは、信に然も有りぬ可き事なり、然しながら上に已に粗云へるが如く、此正書の首に、是時素戔嗚尊自天而降到於出雲國簸之川上山、時聞川上有啼哭之聲、故尋聲竟往者云々と有るは、第四一書に到出雲國簸川上所在鳥上之峯と有るに同じくして、風土記に仁多郡鳥上山郡家東南卅五里(伯耆與出雲之堺有鹽味葛)と有る是なり、此を第二一書には、是時素戔嗚尊下到於安藝國可愛之川上也と有るは、同記に意宇郡長江山郡家東南五十里(有水精)と有る地にして、古に安來國と云へる是なり、然れども其長江山は初めて天降り御在し坐し著かせ給へる處にして、其より簸之川上に移るはし御在し坐して彼の二神に頼まれ奉られ給ひて大蛇を退治させ給ふ御謀略已に成りて、其の亡ほし給へりし地は彼の三澤郷なる天淵にてこそは有りつらめ、第三一書に、其斬蛇之地則出雲簸之川上山是也と有るは、其簸川の水源なる山と云ふ事にて、鳥上の峯を指すには非ずして、其天淵の所在の山を云ふと所見たり、天淵記に、仁多郡三津郷樋河上天淵者云々、去杵築海濱二十許里也、去溫泉者十餘町之下流有焉と云へる、溫泉は、風土記仁多郡條に、通飯石郡堺漆仁

川邊二十八里、卽川邊有藥湯、浴之則身體穆平、再濯則萬病消除云々、故俗人號云藥湯也と見え、飯石郡條に、通仁多郡堺溫泉川邊二十二里と有る是を云へるなり、其記の文法を見るに、樋河の事を仁多郡にては何れも斐伊河上と云ひ、其より下飯石郡にては斐伊河と云ひ、其より下大原郡にては斐伊大河と云へれば、此を簸之川上山と云ひて違へるには非ざる者なり、(其天淵記に、於越經大原郡福武莊到八頭坂麓長者云々、又爾何人、對曰、我名脚摩乳、妻名手摩乳、少女名稻田姬、而我是此地主也と有るは、右の斐伊大河の東に在り、次に、又河西山腰泉涌出焉、以樋通之河東、故呼水爲樋河と云ふ事有るは、風土記に大原郡斐伊鄉屬郡家、樋速日子命坐此處、故云樋、神龜三年改字斐伊と有るを知らず、樋字に就て説を成せる者にて、云ふにも足らざる事ながら、其次に、又此去河上二里有餘、有深溪、名天淵、卽大蛇之窟宅也と有るは、其斐伊大河の西岸飯石郡の續きより河上二里有餘にして仁多郡の湯村に至る程を知るべき便宜と成れり、其溫泉川を一名漆仁川とも云ひて、飯石、仁多二郡の堺に當れるを、天淵はしも此邊に在る事なれば、信に簸之川上山と云へるなむ是なる可くぞ所思えたる、然れば此斬蛇の地を今までに強に鳥上之峯とのみ思ひしは猶至らざりしなりけり、天淵記は後世に成れる者と雖も、其地を推して書せる物にし有れば、紀記の注釋の如き者なり、但中には信ひ難き事將尠からざれば、前後の文を合せて正し讀ますば有るべからず、) ○至尾劔又少缺は、緣起此に同じく有るを、第三一書に、斬頭斬腹其斬尾之時劔又少缺と有るは其次第を云ひて事の委しき者なり、第二一書に、拔劔斬之、至斬尾時劔又少缺、第四一書に、斬彼大蛇時斬蛇尾而双缺など有るも、其旨相異ならざる者なり、古事記には故切其中尾時、御刀之双毀と有るは、此も同じ事に

て、其上文に身一有八頭八尾と見えたる、其八岐と成れる中央の尾を斬らせ給ふ御時に當りて、御手に應へて御刀の双の缺けたる事を詳明にして、彼の神劔を藏し持たる其所在を云へる者なり、(然るに頃年出でたる伊勢本に右の其字無くして、切中尾時と作きて中字を阿都流と訓める事なれども、其尾に切中ると云は、闇に切り當てたる事に成るなり、此は第三一書の如く頭を斬り腹を斬り其尾を斬ると次第を正して上より下に切り給へるにこそ有りけれ、尾に切り中るなど云ふ拙き斬り様を如何でかは爲させ給はむ、中字記傳の説の如く那加と訓みて有るべくこそ、) 然れば至尾とは頭より斬り下げて其尾に及ぶを云ふなり、劔又は四神出生章等六一書又古事記平國段にも出づ、美都流岐能波と訓むべき由傳八に云へり、少缺は伊佐々加訶祁伎と訓むべし、古事記には右の如く少字無きが故に、御刀之双毀の双毀字を記傳に波加祁伎と訓まれき、和名抄に、齧、和名波加久、毀齒也と有る、此語を用ふる事なり、卽ち上章第二一書に、是時以鏡入其石窟者觸戸小瑕と有るは、事は異なりながら語勢相類たる所なり、偕劔双の右の如く毀ると云ふも、其大神の寸々に斬らせさせ給へる事の甚々峻しく御在し坐せりし御有状を伺ひ知り奉る可き所なる者ぞかし、(其は其斬らせ給ふ御事の緩く御在し坐せらむには、少缺と云ふには至らせ給ふまじかるを、其十握劔を打ち振りて斬り殺し給ふ御事の烈しきを云へるなり、) ○故割裂其尾視之は、緣起も此と同文なり、第二一書には、割而視之と作り、第三一書には故裂尾而看と書かれ、第四一書には即擘而視之と所見たり、金澤本の訓に従ひて割裂は古事記の如く佐志佐伎氏と訓む可し、上に謂ゆる斬は頭腹尾と漸次に横に截り斷つ事なるを、此佐久は堅に御劔を刺し通して割裂せ給へるを云ふなり、天淵記に割是之中と云へるも、其尾の中心を刺割かせ給へる御事

を申せるなり、倭古事記には、御刀之双毀、爾思怪以御刀之前、刺割而見者と續きたり、思怪とは、其下に故取ニ此大刀ニ思異物ニ而と有るに應ふ所なり、如何にと成れば、其斬り給ふ物に觸れて劍刃の缺くべき事ならぬを、却りて其物の爲に劍刃の缺けたるを怪しませ給ひて、其尾を刺割きて探索り見むと所思し成らせさせ給へる是なり、此言は凡て事の異りたる時に當りて其來由を不審しみ尋ね求むる義なり、其石屋戸段に、於是天照太御神以爲怪細開石屋戸ニ而云々、天照太御神思奇而稍自戸出而臨坐之時云々などの類多在るを考ふ可し、故此の思怪と云ふは、口訣に双少缺者當有物儀乎と云ふ註に合へる所なるなり、(然るは當有物とは、物の有るまじき所に物の有ればこそ御劍刃は缺けたるなりけれ、然れば其物は如何にして有りけるぞと究めさせ給はずは留止まらせ給ふまじかりける所なる者をや)○中は、其割裂給へる尾中を云ふなり、第二書に、則劍在尾中、第四書に尾中有ニ神劍と有る是なり、天淵記には至尾双少缺、割是之中と有るも右に同じきを、唯古事記に切ニ其中尾と云ふは、八岐と成りて八尾有る其左右の兩端なるには非ずして其中央に在る尾を云ふなれば、其中尾は尾中とは別なり、思ひ混ぶる事勿れ、○有ニ劍は、比登都能劍有理と訓むべし、第三書には此と同じき阿夜志伎劍と訓み、又第四書には有ニ神劍とも書かれ、古語拾遺には得ニ靈劍とも見えたり、倭此は次に謂ゆる草薙劍と云ふは日本武尊に起れる稱にて本よりの名なるには非ず、又本名天粟雲劍と有るも、大蛇の上に雲氣の常に有るを以ての稱にて、本名とは云ひながら猶其初よりの名には非ざるなり、斯れば此に一劍と有るも、下に神劍と有るも其名を指せるならずして唯に劍と云ふ義なれば、是ぞ眞に當昔の傳なるには有るべき、此一劍の事を古事記には都牟刈之大刀と有り、其も大刀の交

利なるを以て云ふ稱にて、此劍の利用の稱譽へたるのみなり、記傳九(十丁)に、都牟刈とは俗に豆都加理と云ふに同じき由に説かれたるは實に然る言なり、伊勢太神宮なる神寶の中に須我流横刀と有る須我流と此の都牟刈とは同言なるにて、今刀劍を抜くに須良理と云ひ、物を清く斷つ事を須都伎理とも豆都加理と云ふも同じ狀なる言となむ聞えたりける、(通證に、都牟刈與ニ都留岐ニ通、倭建命歌云ニ都流岐能多知、亦見ニ古事記と云へり、然れども都流岐とは劍の稱なり、都牟刈とは其尖く截る、狀を云ふなれば、右の説は冠辭考にも出でたる説なれども云ふに足す)○此所謂草薙劍也とは、後に日本武尊より此稱有りて世に名高き故に所謂とは云へるなり、第二書に是號ニ草薙劍と見え、第三書に名爲ニ草薙劍と有るも、後の稱を始に及ぼしたる者なる事、此第四書に此今所謂草薙劍矣と有る今字は、日本武尊以後を指し云へるに心を著けて曉る可くなむ有りける、緣起は此と同じ傳なるに、此所謂叢雲劍也と書し、古語拾遺にも得ニ靈劍、其名天叢雲と有るは、其本名を以て記せる意なる可くして實々しく所思ゆる者から、古事記に、在ニ都牟刈之大刀、故取ニ此大刀ニ思異物、白ニ上於天照太御神也、是者草那藝之大刀也と有れば、素戔嗚大神の此得させ給へる當昔は唯大刀とのみ云へるにして、天粟雲劍と云ふ稱も其來由を白して天上に奉らせ給へるより後に出來る名なる可からむ事、右にも已に云へるが如し、(然れば、都牟刈之大刀と云へるは劍の交利なるを美稱へたる稱にし有りければ、其名と云ふには非ざれども、其始めて得させ給へる御時の美稱の傳はれるとぞ云ひつ可き) 倭此の大御劍はしも、天照太神の天石窟に御在し坐し、時に近江國伊吹山に落し給へりし御劍なる事、已に傳十七及上に註せるが如し、然るに寶鏡開始章などに引ける古書に、彼の御天降の時に授けさせ御在し坐しける此草薙

劍の御事を十握劍と所見たれば、當昔天上にての稱是なり、右に十握劍と云ひ、此に草薙劍と云へれば、傳八に云へるが如く劍とは兩刃なるを云ふ稱なり、又古事記には草那藝之大刀と見えて、大刀は片刃なる刀の大なるを云ふなり、然るに同記日代宮段に、以其御刀之草那藝劍置其美夜寶比賣之許、而取伊服岐能山之神、幸行と有りて、其神氣に中られさせ御在し坐して御惱み坐せる終に、此時御病甚急、爾御歌曰、袁登賣能、登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知、會能多知波夜と歌はせ給へる、是には都流岐能多知と有り、然るを神名式に伊豆國田方郡劍刀乎夜爾命神社と有る、劍刀は發語にて尾へ係かりたるが、乎夜爾は緒八瓊の義なるを、發語より尾と係かれるなり、其尾は即ち古事記に、故所斬之刀名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張、と云ふ尾にて其世端を云ふなれば、常には劍は突を主とし刀は斷を專と爲るを、其兩用を相兼ねたるを劍刀とは云ふなりけり、然れば此大御劍の製は全く劍の狀になむ御在し坐すとは聞えたる、(斯れば劍と云ふは兩刃なるを云ひ、大刀と云ふは偏刃なるを云ふ事なるに、劍は鋒を以て突を主とし大刀は刃を以て截を專と爲る事なるに、其を劍之大刀と云ふ時は右の兩用を相兼ねて實に尖利なるを云ふ稱と聞ゆ、) 故に此大御劍はしも豈大蛇の尾中に有たる毒針の如き物ならむや、掛まくも甚も可畏き天照皇太神の御物にて、此も謂ゆる十握劍にて御在し坐しけるなり、或説に「此は作れる劍には非ず、蛇の尾を云ふ、凡て蜂蠆の毒針、蜈蚣の牙、魚鱗の鱗に至りても自然の劍帶なり、今大蛇の尾年所を経て堅牢なれば斬に至りて刃を損じたと見る可し、實劍とは見るべからず」と云へり、其は凡て蟒蛇の類は大に鐵を忌怖るゝ物なり、所以に天淵記にも、昔長者以治鐵横塞大蛇之熟路云と有るは信しからぬ事ながら、蛇の禁忌の物を以て其を避けたる事を云ふなり、

り、然れば眞の御劍ならむには如何は尾中に收る事の有らむと思ふより右の或説は出でたりける者ならめども、上に引ける師説に此大蛇を氣吹雄命の所變なる由に云はれたるは實に然る言なるにて、然計の甚じき荒振神にし有りければ、又如何にしてか有つ方有りてこそは尾中に收めたるなる可かりけれ、但上に擧げたる古事記に見其腹者悉常血爛也と云ひ、緣起にも其腹皆爛壞と有るは、其主神は氣吹雄命と云ふ神にも有れ已に蛇體と成りては其鐵氣に犯されざる事を得ず、此を以て其身の多く腐爛れたるにこそは有るべかめれ、古語拾遺御天降段に、即以三八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫と有るに應へて、其下に、至乎磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏鑿石凝姥神齋天目一箇神齋二氏、更鑄鏡造劍と所見たり、蛇尾に換へて何ぞ眞劍を令造らるゝ事の御在し坐さむ、此を以ても天淵記及神社考等に天照太神の天石窟に入り給へりし御時に散亡て伊吹山に落ちたりと云ふ古傳の實に信なふ可きを知れりきかし、(谷重遠説に、已寸斷大蛇至尾、猶不敢放過、割之得神劍者、敬格乎天也と云へれども、敬の天に格るには有るべからず、其尾中に秘し持たりし神劍の出づべき時有りて此に出づる者なり、故に此御劍はしも本より蛇尾の毒針には非ず、又自然に其物の生れたるにも非ず、天上にて天目一箇神の作られし御物なる事已に傳十七卷に云へるを、猶下に至りて委しく云ひてむかし、) ○本名天藜雲劍と云ふ本名は、本文に所謂草薙劍也と云へる後の稱呼に對へて云ふなり、四神出生章第九一書に、是謂岐神、此本號曰來名戸之祖神焉と見えたるを、神武天皇御紀に、夫磐余之地、舊名片居、亦曰片立と有る舊名是なり、應神天皇御紀に、初天皇爲太子行于越國時、拜祭角鹿笥飯大神、時大神與太子名相易、故號大神曰去來紗別神、太子名譽田別尊、然則可謂大神

本名譽田別神、太子元名去來紗別尊トシノナと有りて、本名トシノナを元名とも云へり、此例猶神名式に山城國葛野郡大酒神社を下に元名大辟神と有り、大和國十市郡天香山坐櫛眞命神社（大月次新嘗）と有りて下に元名大麻等乃知神と有り、攝津國住吉郡大海神社と見えて下に元名津守氏人神と有り、隱岐國知夫郡海神社二座と有りて下に元名和多須神と見えて、何れも始名と云ふ義にて亦名に對へる本名には非ず、（其亦名に對へると云ふは、譬へば日神の御事を天照皇太神と申し奉るは正名にて謂ゆる御本名と云ふ者なり、又大日靈貴尊と申し奉る如きは亦御名に渡らせ給へるを申すなり、若て此なるは本名天叢雲劍にて、亦名草薙劍と云には非ず、舊名と後稱との謂なり、傳十卷見る可し、）故に景行天皇四十年御紀に、一云王所佩劍藪雲自抽之薙攘王之傍草、因是得免、故號其劍曰草薙也、藪雲此云茂羅玖毛と見え、此にも至日本武皇子改名曰草薙劍と有るが如く、神代より以來日本武尊の謂ゆる野火難に遇はせさせ給へりし當昔までの舊名を天叢雲劍と申せりしなりけり、楮右に藪雲此云茂羅玖毛とは、此續きに大蛇所居之上常有雲氣と云へる是なり、若て此雲氣と云ふは大蛇の氣を吐きて雲と爲れるを云ふには有るべからず、斯る奇異に神靈しき大御劍なる故に其大蛇の深く祕藏カクモタると雖も其神氣の秀出ホニイデて上に見はるゝにて、彼の雄略天皇三年御紀に、栲幡皇女の讒シゴチられさせ御在し坐しければ、俄而皇女養持神鏡詣於五十鈴河上、伺人行埋鏡經死、天皇疑皇女不在、恒使闇夜東西求覓、乃於河上虹見如蛇四五丈者、掘虹起處而得神鏡と有るも、其皇女の持たせりし神鏡の神氣、虹の如く蛇の如き狀して其埋め在したる土中より虛天に見はれ昇れるなれば、其をも雲氣とは云はゞ云ふべく、此大蛇の上なる雲氣をも如く虹とも云はる可くして、共に其神物の靈氣の發見れたる者なり、香具山

日記に其大蛇常住之傍有奇雲氣と有るを以て尋常の雲に非ざる事を明らむ可し、此次に素戔嗚尊曰是神劍也と詔け給へるも、斯る靈瑞をば見行はし御在し坐してこそは御言に告し給へりけり、（故に霧跡に猶如豐城劍氣射斗牛之間とは注し給へりけり、下學集に、初此蛇帶劍時、其尾常有雲氣、故曰天叢雲劍と有り、又雄略天皇御紀通證に引ける吳書曰、初堅入洛、軍城南甌宮井上每且有五色氣、堅命人浚探得漢傳國璽と有り、西蕃の酋長はしも我皇御孫尊の御奴として彼國の人民を馭むる官吏の如き者なり、渠が傳國璽と云ふ人作の物にすら然る靈瑞有りける者を、況てや此は天照太神の御物にして、皇御孫尊の天津璽と授傳へさせ給ふ程の珍寶にて御在し坐すを思ふ可くなむ、）○蓋云々敷は傳五に云へり、○大蛇所居之上は、緣起も此に同じ、古語拾遺には大蛇之上と有りて所居の字無し、此字舊訓の任に袁流と訓むべし、神功皇后御紀に、拆鈴五十鈴宮所居神云々、於尾田吾田節之淡郡所居之有也と見え、天武天皇元年御紀にも吾者高市杜所居名事代主神、又牟狹社所居名生雷神者也とも見えたる例是なり、上字は例の字閉と訓むべし、（常には上字富登理と訓む事なれども、然云ふ時は其近傍の事と成れるを、此なるは其上方を射て立ち升る物有るを云ふなれば字閉なり、）○雲氣は、此に因りて其劍名を天叢雲劍と名づくる所以を思ふに、彼藪雲此云茂羅玖毛と有ると等しく訓むなる可し、此は八岐大蛇の尾中に神劍を收藏し深く包むと雖も、其氣の上に發見れて藪がる雲の如く變隸たりしを云ふにて、眞の雲には非ざりし故に殊更に氣字を被加たる者なれども、古き任に此二字を引合せて玖毛とのみ訓みては其劍名と相當らず、故に此は其意を得て雲氣を此にては茂羅玖毛となむ訓むべき事なりける、猶藪雲と云ふ例は中臣壽詞に、天忍雲根神還天乃二上仁奉土且云々、天忍雲根神天浮雲仁乘且

天乃二上七上坐云々と有るは、謂ゆる水取の御事に依りて御使を天上に奉らせ給へるなるを、大同本記にも右と同じ傳を載せて、皇御孫命詔久、後仁毛恐仕奉事勇乎志詔天、天牟羅雲命天二上命後小橋命止三名賜也と有りて、別神にては坐せども、天押雲根神に並びて天牟羅雲命と云ふ名有るも、右の天浮雲に乗りて其御使に仕へ奉られしを以てなり、故に聚雲と浮雲とは分ち云ふも其義一なるを見るべし、猶天孫本紀天香語山命の兒天村雲命有り、又神名式に阿波國麻殖郡天村雲神伊自波夜比賣命神社二座と有るなど、共に此の劍の縁には非すと雖も聚雲の例に引けるなり、(因云此の天聚雲劍を縁起には叢雲劍と作り、拾遺にも天叢雲劍と作り、通證に聚與叢同、說文叢生貌と云へり、然る言なり) ○故以名敷は、上に蓋と云ふより係りて此に終めたるにて、蓋と推し量りて其來由を疑へる辭なり、拾遺は此と同じからずして、此文を大蛇之上常有雲氣、故以爲名と有るは治定の辭なり、其方や勝りたるらむ、○至日本武皇子改名曰草薙劍は、縁起には倭武尊東征之歲改名爲草薙劍と見え、又拾遺にも、倭武尊東征之年、到相模國遇野火難、即以此劍薙草得免、更名草薙劍也と有る是なり、下學集にも、日本武尊征東夷、皇子至駿州浮島原、夷放火原草而禦之、皇子拔腰之劍一揮、四方一里之草木刈薙、其火自滅矣、從此改名曰草薙劍と見えたるも、古傳に依れる者なる可し、故に大御劍の御所在より明らかめ奉らずは有るべからず、其大略を云ふべし、此下に、素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也と有る、此事を古事記にも、故取此大刀思異物而白上於天照太御神也と所見たるは、上に云へるが如く、白上は右の大蛇を退治させ給へりし始末を奏聞し給へるなり、又其神劍を私に以安くまじき物として上獻らせ給へるなり、是に於て皇太神の御言に、

我屏天岩屋時、落此劍江州伊布貴山、是我劍也と詔り給ひて受取らせさせ給ひて、其大御許になむ留め置かさせ給へりけるを、天孫降臨章第一一書に、故天照太神乃賜天津彦々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍と見えたる、此御時にぞ皇御孫尊に事依し奉らせ給へりける、偕其八坂瓊曲玉は天下を事依し授け奉らせ給へる大御璽に御在し坐し、八咫鏡は其第二一書に、是時天照太神手持寶鏡云々、祝之曰、吾兒視此寶鏡當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡と有りて、此神劍に係させ給へる御詞無きを、大殿祭詞に、天津璽乃鏡劍乎捧持賜天言壽宜久、皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比臣と所見えたる、此安國止平氣久の御言ぞ専ら其大御劍に就たる壽詞には有りけらし、其次文に事問之磐根木根乃立知草能可岐葉乎毛言止臣と有りて、武事を以て此天下を言向させ給へる御言の有るを以ても知るべく、下に引ける神宮の書共に載せたる皇太神の此時の御言に、皇孫如八尺瓊之勾以曲妙御宇、且如白銅鏡以分明看行山川海原乃提神劍平天下焉と有るは信に此時の御言なりけむを、正史に逸して佗書に傳はれる者とぞ所思えたる、(此は神皇系圖・天口事書・神皇實錄・寶鏡開始章等に出でたるを校合せて其宜しきを取れり、此事仲哀天皇八年御紀に、筑紫伊視縣主祖五十迹手聞天皇之行、拔取五百枝賢木立于船之軸、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍、參迎于穴門引島獻之、因以奏言、臣敢所以獻是物者云々と有りて、右に擧げたる此に云へる壽詞と全く同じきを以て人皆取らざる事にては有れども、決めて上世には其御天降の時の古事を取りて天皇を稱奉れる例なりし者と所聞ゆれば、本より同じかりぬ可き事なる者ぞかし、)崇神天皇六年御紀に、先是天照太神

云々、竝に祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照太神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬（神籬此云比莽呂岐）と所見たるは、上件に謂ゆる鏡劍二種を合せて天照太神と書されたるにては有れども、其實は素戔嗚尊の御名を漏らされたる者なり、此御事を古語拾遺に、至磯城瑞垣朝漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏擊石凝姥神裔天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍、以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻神璽鏡劍是也、仍就於倭笠縫邑殊立磯城神籬、奉遷天照太神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬命奉齋焉と見えて、八咫鏡を指して天照太神と申し奉れるからは、草薙劍も其御璽には渡らせ給へれども素戔嗚大神にも御體なる由は、熱田大神宮鎮座記に、熱田大神一座、合祭神一座、素戔嗚尊云々、元是二座也、至于淨御原朝加三座と有るを以て心得べく、又神社考詳節熱田宮條に、長明（一云光行）海道記、熱田宮者素戔嗚尊也、景行天皇時自出雲國垂跡于此と有る、此自出雲國の四字は素戔嗚尊と申すに混れ出たる事にて取るべからずと雖も、此宮をして其大神を祀奉ると云ふは、受くる所有りて必ず古説なる可きを曉る可き者なり、若て垂仁天皇二十五年御紀に、爰倭姬命求鎮座太神之處而云々、到伊勢國、時天照太神誨倭姬命曰、是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也、傍國可憐國也、欲居是國、故隨太神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照太神始自天降之處也と有る、此にも素戔嗚大神の御名なむ有りぬ可き御事なるを略きて被載ざりけるは、後に草薙劍はしも此御許を放れさせ御在し坐して熱田神宮に鎮坐せるを以てなり、皇太神宮儀式帳に、此掛畏天照坐太神月讀大神二柱所稱伊弉諾尊伊弉册尊共爲夫婦合所生神、御形鏡坐と有る文を熟見るに、御形鏡坐とは右に謂ゆる天照坐太神の御なり、然るに此は皇太

神の出自を申し奉る可き所ならざるに月讀大神を相並べ相並べ擧げたるは、八咫鏡と草薙劍と共に並び御在し坐しける程なりし傳の遺れる者にして、當昔ならましかば月讀大神御形劍坐と云ふべき文の決めて有るべき所ならましを、已に熱田神宮に御在し坐す世と成りては、其文はしも自然に略かりぬ可き事なりかし、然るにても此傳はしも月讀大神と素戔嗚大神とは同神に渡らせ給へる確かなる證になむ有りける、（但別宮に月讀宮と申す御在し坐せども、同帳に奈良朝廷御世定祝と有りて倭姬命の古のならざれば、右の文に拘はる可き事には非ざるなり、又神名式に度會郡草名伎神社見ゆ、外宮儀式帳所管社の中に出でたり、若くは倭姬命の當昔草薙劍を鎮め奉らせ給へる御社なりけむかとも思ひしかども掛まくも、恐こき天津日繼の大御璽をしも皇太神の御許を離ち奉りて別處に御在し坐さしむ可きに非ず又草薙劍と云ふ名はしも伊勢に御在し坐しける當昔の御名に御在し坐さざれば、後に熱田神宮に鎮り御在し坐せる其大神の御爲に此に遙宮を建て祀奉られたるにこそ、）然して景行天皇四十年御紀に、冬十月壬子朝癸丑日本武尊發路之、戊午枉道拜伊勢神宮、仍辭于倭姬命曰、今被天皇之命而東征、將誅諸叛者、故辭之、於是倭姬命取草薙劍授日本武尊曰、慎之莫怠也、是歲日本武尊初至駿河、其處賊陽從之欺曰、是野也、麋鹿甚多、氣如朝霧、足如茂林、臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之情、（王謂日本武尊也）放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之、向燒而得免、（一云王所佩劍藜雲自抽之藜王之傍草、因是得免、故號其劍曰草薙也、藜雲此云茂羅玖毛）王曰、殆被欺、則悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津と有る、右の枉道拜伊勢神宮とは、其纏向宮より出立させ御在し坐して直に東路に就て下らせ給ふ可き御事なるを、道を枉げ

て殊更に皇太神宮に參入らむと所思ほし成りぬるにて、是ぞ即ち草薙劍の東國を平治て其道口とも云ふべき尾張國に留任せ給はむと所思す神の御心に因れる者なりけらし、古事記にも、故受命罷行之時、參入伊勢太御神宮拜神朝廷、即白御姨倭比賣命者、天皇既所以思吾死乎、何擊遣西方之惡人等而返參上來之時、未經幾時、不賜御軍衆、今更平遣東方十二道之惡人等、因此思惟、猶所思看吾既死焉思泣罷、時倭比賣命賜草那藝劍、亦賜御囊、詔若有急事解茲囊口と有りて、右の如く東西征伐の辛き事を申して患泣せ給へるに、此二種の神寶を授けさせ給へる御事を想像り奉るに、其御劍はしも天皇の大御命を以て倭姫命の奉仕らせ給へる太御神に渡らせ給ひ、其御囊はしも其下文に火打と見えて、熱田大神宮鎮座記に謂ゆる天火徹是なり、此は甚も可畏き皇太神の御の八咫鏡の御缺にし御在し坐せば、神宮の御許を放ち奉らせ給ひ難き神寶にて渡らせ給へる者を、緣起に倭姫命感其心授一神劍、曰、努々力々莫離於身又賜一囊、若有急事解茲囊口、倭武尊拜領劍囊行と見えたる如く、其心を感じ給ふとも皇太神の御諭にても御在し坐さむらむには倭姫命の御心には行給ひ難き御心なるを以ても、天照太神素戔鳴尊二柱の大御心に御在し坐す可き事疑ふ可からずなむ有りける(其御詞に若有急事解茲囊口と詔り給ひて、野火難の事を前知して懇到に教へ授けさせ給へるを以ても神の御託言かとも所思めかしき御事なり、又右の慎之莫忘也と見え授一神劍曰努々力々莫離於身と有る御言はしも、其行末の御事をさへに係て見徹し給へる御詞なるを思ふにも愈著明き御事なりかし、故に緣起に、但倭武尊於氣吹山受病者所以放神劍於身故也と見えたり、此天火徹の御事は已に傳二十卷に云へり)次に、是歲日本武尊初至駿河、其處賊陽從之欺曰云々は、古事記には、故爾到相武國之

時、其國造詐白、於此野中有大沼、住是沼中之神甚道速振神也、於是看行其神入坐其野、爾其國造火著其野と見え、又古語拾遺にも、到相模國遇野火難と有る事なれども、相模國と爲るは誤なり、緣起も御紀と同じく、倭武尊到駿河之時、賊帥陽從之欺曰、是地也、原野蕭條、目極四遠、麋鹿爲群、有娛遊獵、倭武尊信其言、入野中覓獸、賊有謀殺之意、放火燒野と見えて、駿河國と爲るは信に然る事なり、又古事記に國造と有るも誤なる可き事は、駿河も相模も其國の出來始れるは此よりは後にて成務天皇御世の御事にし有りければ、其以前の事は、御紀の上文に、朕聞、其東夷也識性暴強凌犯爲宗、村之無長邑之無首、各貪封堺並相盜略と見えたる是にて、右に謂ゆる賊帥と云ふ者はなれば、國造など云ふべき者を未だ置かれざる以前に然る者は有るべくも非ざるを、自ら國造の號を僭に稱り居たりけむが、今此日本武尊の御在し坐しては其罪を糺彈され奉らむ事の心苦しめて、然負氣無き逆事を成せる者なりけらし、(國造本紀に、珠流河國造、志賀高穴穗朝世、以物部連祖大新川命兒片堅石命定賜國造と見え、廬原國造、志賀高穴穗朝代、以池田坂井君祖吉備武彥命兒意加部彥命、定賜國造と有りて、此景行天皇四十年よりは二十年餘も過ぎて後に置かれたりし者なり、又相模國造志賀高穴穗朝、武刺國造祖神伊勢都彥命三世孫弟武彥命定賜國造と有り)次に、賊有殺王之情(王謂日本武尊也)放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之向燒而得免と見えて、下に、一云王所佩劍聚雲自抽之確攘王之傍草、因是得免、故號其劍曰草薙也と有るは、古事記に、爾其國造火著其野、故知見欺而解開其姨倭比賣命之所給囊口而見者、火打有其裏、於是先以其御刀刈撥草、以其火打而打出火、著向火而還出、皆切滅其國造等、即著火燒とも

見えて甚委しき事なるが、縁起を合せ見るに、賊有謀殺之意、放火燒野、倭武尊忽被註誤計略難施、其所帶神劍自然抽出、薙四面之草、又開所持囊、中有火打一枚、驚喜敲火、向燒得免、悉焚滅其賊黨、曾無噍類と有る、此書し様尤宜しかる可し、其は古事記に先以其御刀刈撥草と有れども、此の一云にも自抽之薙攘王之傍草と有るが如く、自然に引き出て草を薙たる方なむ草薙と名に負へる所由著く且慥なる上に、縁起に計略難施と見えたるが如く、進退共に此に極盡させ給へる所にて神劍の威靈を顯はして皇子を助け救ひ奉らせ給へる意味なむ甚深く所見たりける、然るは此神劍の自然に引き出て草を薙ぎ給へるは、皇子の近傍に枯草等の有りては終に其爲に過またれさせ給へらむを、救ひ奉らむとして其草を賊黨の屯する方へ薙ぎ除けて其向火を著させ奉りて一時に滅ほし給はむ神謀なるを、皇子忽に其意を得させ御在し坐して、其御姨倭姫命の御言を思ほし出でさせ御在し坐して、忽に御囊口を解き開かせ給へば、其天火徹なむ出現はれさせ給ひける故に火を打ち出して著けさせ給ひ、却らまに彼賊黨をしも悉くに燒き亡ほし給へるなり、故に其御紀の次文に、王曰殆被欺、則悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津と所見たれば、古事記に、燒津還出、皆切滅其國造等とは有れども、實は刃に血ぬらさずして燒亡ほさせ給へる事決なき者なり、神名式に駿河國益頭郡燒津神社御在し坐すを、風土記に、燒津神社、瑞齒別天皇四年己酉所祭市杵島比咩也と見えたるは、此時に助け奉らせ給へりし古傳の存て其反正天皇御世に令祭給へるにこそ、萬葉三(二十一丁)に、燒津邊、吾去鹿齒、駿河奈流、阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳と有る是なり、(通證に、倭名抄益頭郡萬之都、風土記作麻賤、疑益頭本燒津之音、後轉爲萬之都也と云へるは然る言なり、此御社府中より南三里計な

る所の海邊に燒津村と云ふ有りて入江大明神と申すと云へり、通證に今屬伊豆國田方郡と云へり、) 又傳十八にも已に引ける風土記に、安倍郡思津機山志津機神社、日本武尊征東蝦夷之時、遭野火、屯此山、避其勞厄、尊深志專守倭姫命之神教、(神教見世記) 依之以栲幡千千姫祭此山、合之以稚日女尊、(天照太神有深理、潛心宜辨之、志津機之名者本女功、依兩神名與其功業而號之也)と見えたる、栲幡千千姫命は已に十七に註せるが如く御戸開神に御在し坐して、古語拾遺に謂ゆる天棚機姫神是なり、次に其稚日女尊と申奉るは彼の三女神の御事に御在し坐して、其女工に依れる御名を弟棚機姫神と申奉る由、傳十三、十五、十八に條々に説き奉るが如し、故に此三女神はしも軍事を守らせ給ふ神に御在し坐せば、此野火難を救はせ給へるに依りて祀らせ給へりけむ事、又右の燒津神社の御事を以ても知るべきを、同記に、益頭郡益頭云々、原本神社、勾大兄廣國押武金日天皇二年乙卯二月所祭手力雄神也と有るは、遙に世を経て後に祀られたる者から、益頭と燒津と二處に分れたる事なれども、共に古の燒津の地なりければ由有るに、其手力雄神はしも右の栲幡千千姫命と相並ばして共に御戸開神にて渡らせ給へるを、上に云へる燒津神社は市杵島姫命に御在し坐せるなむ、合せ祭るとは無けれども右の志津機神社と同例なるも故有る御事にこそは御在し坐すべかりけれ、又同記に鳥渡郡直日神社所祭手力雄神也と有るも由有り、但右の三社は式外なり、又神名式に廬原郡久奈岐神社見ゆ、風土記に、鳥渡郡草薙神社、一書曰、日本武尊越東夷至駿河國浮島原、與安倍市、東夷敷尊、託狩獵令遊御廣野、日中縱火、于時十月旬、衆草枯死而恰如塗油烟、已進而尊軍危、所帶之叢雲劍自脫拂野火、依此有草薙名、(中略) 此神社者所祭天照太神之地也と書せる、廣野は其上に

吉田川（出_レ自_レ廬原川）廣野社日本武尊所_レ奉_レ祭素盞鳴尊也と所見たれば、此勞阨を免かれさせ給へりし所以を以て同時に齋き奉らせ給へるなりけり、又其草薙神社の次に草薙山（或矢田山）と云ふ名有るは、其神劍の自ら抽き出て草を薙きたるよりの名なる可く、或矢田山と云ふは八咫鏡の御事にして、其御缺の天火徹を以て向火を著させ給へりし跡なる可く思はれ、又其次に深澤出_レ鯉鰻魚當_レ國造之用と有るは、上に引ける古事記に、其國造詐白、於_レ此野中_レ有大沼、住_レ是此沼中之神甚道速振神也と有る沼なる可くぞ所思えたる、又風土記伊穗原郡に、東草奈岐（或久佐奈岐）云々、草奈岐神社、稚足彥天皇元年辛未始祭_レ之奉_レ官幣と有り、然れども式に載れる郡は異なりと雖猶上の方にて、此は式外なるが、此は野火難に遇ひ給へりし其東の極なるを以て、其成務天皇の御世に祭らしめ給へるにこそ有りけり、此即ち此に至_レ日本武皇子改_レ名曰_レ草薙劍と書させ給へる御事の所以なりける、（然るに、風土記に引ける香具山日記に、叢雲或稱_レ草薙劍云々、尾中有_レ一奇神劍、奪取_レ之名草薙亦別名也、草者生_レ無_レ主之地、此葦原自_レ天孫降臨無_レ草叢之神專_レ其國、輝然焉如_レ繁草逢_レ利鎌拂_レ其枝葉、故天孫降臨之後有_レ草薙之號云々と云ひて、神代より已に此號有りと思へる者は甚じき僻説なり、） 借右に謂ゆる二所の草薙神社はしも天照太神に渡らせ給へる事、風土記の文に依りて著明く、且此は草薙劍の威靈を顯はさせ御在し坐しける御迹を尊び奉らせ給ひて齋き奉らせ給へるなれば、天照太神素盞鳴尊二柱の大御靈に御在し坐せども、其主神を記して從祀を漏らされたりし者と見奉る可き事、右に引ける熱田大神鎮座記に熱田大神一座合祭神一座素盞鳴尊と見え、長明（一云光行）海道記に熱田宮者素盞鳴尊也と有るは更なり、其攝神八劍神社を素盞鳴尊和魂也と傳へ、又此次に擧ぐる氷川神社は彼の窺

河に起れる神社なるが、其祭神を素盞鳴尊と云ふ傳の有るを以て天照太神と共に鎮り御在し坐す御事を思ひ合せて考ふ可し、借此素盞鳴大神の御事はしも十三及上に註せるが如く、掛まくも甚も可畏き天神御子の大神祖神に御在し坐せば、天照太神に亞ぎては最も至尊み奉らせ給ふ可き御事申し奉るも更なり、彼の崇神天皇の大御世に鏡劍を鑄改めさせ給へる後にも猶皇太宮には其御模造を留められて、今も古の如く祀奉らせ給ふ御事に渡らせ給へるを、中古より以降如何なりける荒振神の心なりけむ、其大御劍は此素盞鳴大神の大御靈に御在し坐す御事を忘れさせ給へるが如く成りて、外々しく思ひ成し奉らせ給へる状に成り以て來ぬこそ天津日繼の御爲にも天下後世の爲にも祥はしからざる事と思えたりけれ、已に日本武尊の御時に至る迄も其御崇敬厚く御在し坐しける證には、傳二十及上に云へる如く、神名式に武藏國足立郡氷川神社（名神大月次新嘗）を、頭注に日本武尊東征之時勸_レ請素盞鳴尊也と見え、入間郡中氷川神社を日本武尊東征之時勸_レ請稻田姬命と有る、此御一事を以て當昔の御消息をなむ想像り奉る可かりける、然るに其草薙劍の鎮り御在し坐す熱田大神はしも、名神大社と申奉らるゝ迄にて宮號をも進らせられず、自餘の大社と等し竝に會釋ひ奉らせ給へるこそ、朝威の衰へさせ御在し坐して人臣の朝廷に傲る種はひとは成れる者にて、上古の天皇をば天壓神と可畏み奉れりし神々しく武き大御稜威の、萬國に振はせ給はざる始とは成りけれと悲しとも何とも云に言無くなむ有りける、然れども天照太神の大御心と其神劍を日本武尊に授けさせ御在し坐して、東國の咽喉と有る尾張國に留止らせ給ふ御事と成れるは、即ち其東夷を押へて朝威を萬國に振はしめ給ふ神慮と推し量り奉られ、比年東夷の皇國を窺ふに就ても信み奉る所無きには非ずなむ有りける、已に古語拾遺に、至_レ大寶年中_レ初有_レ

記文神祇之簿、猶無明案、望秩之禮未制、其式、至天平年中、勸造神帳、中臣專權任意取捨、有由者小祀皆列、無緣者大社猶廢云々、況復草薙神劔者、尤是天璽自日本武尊愷旋之年、留在尾張國熱田社、外賊偷逃不能出境、神物靈驗以此可觀、然則奉幣之日、可同致敬、而久代闕如不脩其禮、所遺一也、有以て、其遺失十一條の第一に擧げられたるなむ實に然る言なりける、朝家の御爲は申し奉るも更なり、天下の爲にも今一等の禮典を加へさせ御在し坐して、伊勢太神宮には及び奉らせ給はざる事は今更に申し奉る限には非ずと雖も、相亞ぐ計の御崇敬を加へ奉らせ給ひて、天照太神と相並びて、此素戔鳴尊はしも天皇の大御祖神にて渡らせ給ふ御事をしも、天下上下の人々と共に相知る可き時をなむ下待れ侍りける、(猶傳二十四卷熱田神宮の下に説き奉るを見るべし、此は草薙劔の御事に就て事の因みに上世に此大神の御事とだに申せば天照太神と相等しく齋き奉らせ給へりし故實を明し、且は天下萬國の大君主宰と御在し坐す掛まくも可畏き皇御孫尊の大御祖神に渡らせ給へる御事を知らしめむ爲に如此く諄言は物爲るなり、又此尾張國に留ませ御在し坐す御事は、上に引ける景行天皇四十年御紀に、朕聞、東夷也、識性暴強凌犯爲宗、村之無長邑之無首、各貪封塚、並相盜略と有りて、古事記に謂ゆる相武國造の如き自立せる者も有る程の事なりしかば、其を鎮めて大神の鎮坐せるにて、後に源賴朝・源尊氏の如き朝家に傲る者も出來りしかども、終に天位を奪ひ奉るに至らざるは、然は云へ大神の御守護厚きに因れる者こそ推し量り奉らるゝ事なりけれ、又然る輩の子孫に至りて天下の悉くに亂れたる極みに及びては、織田大臣・豊臣關白又東照神君の如き人々を出し給ひて世中を令鎮給へるなど、甚々妙に奇しき御守護有る事共なるを、人は此大神の御心とも何とも跋らざるめり、又同じ右の續

きの文に其東夷之中蝦夷是尤強焉、男女雜居、父子無別、冬則宿穴、夏則住櫟、衣毛飲血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或變黨類而犯邊界、或伺農桑以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來未染王化と有る、此は今の蝦夷島の事を語り給へるなるが、其毛民共は追々に皇威に化せられ奉りて今は皇國の民と成れるを、其俗已く東荒夷人に移れり、其は此皇大御國より東南に互りて一大洲有り、大荒の中に在る毛人國なるが、古其土に人物無かりつるを、遙西の國々より渡り行き漸次に開墾きて終に一大部を成せり、其を南北阿米利加と云ふ事なれども、彼が自稱にて、我が皇家より號けさせ給へるならざれば、東荒夷と云ひて可なり、去し嘉永六丑年夏より此大御國に參渡り來初てけるに、御奴國として梳鞭の貢を入れ、て仕へ奉らむとは爲すして、交易に事依せて皇國を伺ひ來れるに、中には劫やかされて渠が術中に墮入る俗吏有り、利欲に羈されて通商交易を望む野民有りて、終に彼が使節をして征夷府の許に置かるゝ事と成りて、天下の人心區々にして穩やかならざりけるを、朝廷には其程より年々に十社奉幣の御事御在し坐して、此熱田大神をしも其一員に加へ奉らせ給へるは、其御崇敬の御有狀古に立復らせ給ふ可き御時なる可く所思えて、甚々尊き大御政になむ渡らせ給へるを、其安政四巳年冬より此春に至りて朝廷の大御稜威世に振ひ起らせ御在し坐して、武臣に東荒夷を近著くる事を甚く咎めさせ給へる大御命を下させ給へるより、天下の士人の速無き夢今覺たる狀して、俄に武事を力めて縦や萬國の軍艦を並べ來らむとも皆殺しにして噍類無からしむ可く成れるは、實に天壓神の大御稜威を頂き奉れるに依れる者にして、草薙劔の神氣天下萬國に貫ぬきて思ゆるに就ても、此大神の東國の方に鎮り御在し坐ける幽契の此に見は

れさせ給へる者と斯る事共の年遍ねく有來るに就ても猶皇御孫尊の大御祖神と御在し坐す天照太神素戔嗚尊の御靈威の可畏さ思えて妙なりとも妙なる事なりかし、

素戔嗚尊曰。是神劍也。吾何敢私以安乎。乃上獻於天神也。然後行覓將婚之處。遂到出雲之清地焉。言曰。吾心清清之。於彼處建宮。或云。武素戔嗚尊歌之曰。夜句茂多菟伊都毛夜霸餓岐菟磨語味爾夜霸餓枳菟俱盧。吾兒宮首者。乃相與邁合而生兒大已貴神。因勅之曰。吾兒宮首者。即脚摩乳手摩乳也。故賜號於二神。曰稻田宮主神。

此は素戔嗚大神の尊き高き廣き厚き大御功の御程を見奉り、清き明き正しき直き大御心の太較を見奉り知るべき所になむ有りけるを、古來の識者唯大凡に云ひ思へるこそ甚轉有りける事なりけれ、今此大神の御爲を明らかめ盡し奉らずては得有るまじくなむ所思えたる、此段の一大事合せて七條有り、一に神劍奉天の御所作なり、二に嫡後の御定なり、三に吾心清々之の御言なり、四に建宮の御政なり、五に謂ゆる八雲の神咏なり、六に生兒の御事なり、七に宮首を任し給へる御趣なり、右等の大綱を擧げられて小目を載せられざるが故に、此結文に已而素戔嗚尊遂就於根國矣と有るを見て、此大神の御大業は此に已に盡したりと思ふは、古書を熟讀む事の甚委しからざる者なり、(其己が委しからざ

る事を願見る事能はずして、此大神をしも荒振る惡しき神の如く云ひ成し奉りて、其大御功御在し坐す御事を見出し奉らざるは何たる罪人ぞや、古書を學ぶには似ず甚々可畏く身毛彌立て所思ゆる御事なり、慎しむ可く又恐る可きなり、) 一云、此に素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也と有るは、已に上に註せるが如く、此大神の天神に對ひて少かも私の御心御在し坐さざる由を委曲に聞え上げ奉らせ給へる御事申すも更なりければ、右に乃字を書かれたる其意にて、打ち置かずして直に天神の御許に急速ぎて奉らせ給へる者なり、第四一書に乃遣五世孫天之葦根神と有る五世孫の字に眼を著くるが故に、此等の乃字を助字の如く云ひ成して、遙かに時去りての後之事と思ふは甚じき強説なる者ぞかし、古事記に、故取此大刀一思異物而白上於天照太御神也と見えたるは、然る大蛇の尾などに斯る神々しき神物の自然にして有るべきに本より非ざるが上に、其大蛇の所居る上に常に奇雲氣の有るは、其神氣の秀に見はれ出づるにて、中々に此國土の物ならず、正しく天上の御物と見定めさせ御在し坐して、其大蛇を斬りて尾中より得給へる由を申し、劍を上りて私の御心御在し坐さざる狀を聞えさせ奉り給へる御事なり、此第四一書にも、尾中有二神劍、素戔嗚尊曰、此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葦根神上奉於天と見え、熱田縁起にも、素戔嗚尊曰、是神劍也、何敢私秘藏乎、獻於天照太神也とも有る、此の私字即ち字眼なり、上章第三一書に、是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天と有る、擅字に對ひて此大神の清明き御心を發し申す御言なる事は申すも更なり、其終に且吾以清心所生兒等亦奉於姊と有る如く、已に彼の御生坐し、男御子等を天照太神に奉らせ給へれば、此にても此神劍を天神の大御

許に獻らせ給ひ、天神より其皇太子天忍穗耳尊に賜ひて天璽と齋はしめ奉らせ給へらむに、己尊の大御靈をも副へて其天神御子を守護り奉らせ給はむとの御結構にこそは御在し坐すべき御事なりけらし、纂疏に、何敢私以安者至公無_レ我也、吾意清々之言出_ニ于此、蓋以_ニ神劍奉_ニ日神者、其意欲_レ傳_ニ之天孫而爲_ニ百王之璽也と宣へる如くにて次に然後行_ニ覓_ニ將_ニ婚之處云々と有りて、速に根國に罷坐さむと爲させ給ふ御急ぎも御在し坐さざる御狀なるは、天神の御許より留め進らせらるゝ由を其御報命に仰せ下されし御事などに依らせ給はずば、如此くしも擅なる私の御行御在し坐さざる此大神の清き御行には打合はされば、其御時の御有狀に考ふ可き趣有る事、上に已に云へるを併せ思ふ可くなむ有りける、(又第五一書に五世孫天之葦根神と有るは、古事記に依るに此大神の四世を淤美豆奴神と申し五世を天之冬衣神と申して、六世は大國主神に當れども、其淤美豆奴神と申すは此素戔嗚尊に渡らせ給ひ、又此天之葦根神は神名秘抄に五十猛命天之冬衣神同神と爲るは甚謂れ有るが上に、此正書の趣は素戔嗚尊の御子大己貴神と見えたる、是實に正説と見ゆれば、古事記は更なり此一書共の傳にも決めて誤有るべき事、下及廿二卷に委しく註せるが如し、然れば此第三一書に此劍昔在_ニ素戔嗚尊許と有れば、久しく御許に置かせ給へるが如くなれども、彼の記に、故取_ニ此大刀思_ニ異物而白_ニ上於天照太御神也と有るを考ふるに、異物と思はし坐せるが故に打ちも置き給はずして直に奉らせ給へる者と見ゆれば、時去りて後の事には非ずして此引續きに在りし御事申すも更なり、古史には此を遙に後に根國に入御在し坐す以前の事に文を成されたるは如何ぞや聞ゆ、)二に然後行_ニ覓_ニ將_ニ婚之處、遂到_ニ於出雲國之清地焉は、古事記に、故是以其速須佐之男命宮可_ニ造作_ニ之地求_ニ出雲國云々と有る是にて、此宮は次に乃相與

澁合而生_ニ兒大己貴神と見え、又其第一一書に乃於_ニ奇御戸爲_ニ起而生_ニ兒と有る謂ゆる隱處の御事にして、已に傳五に註せる八洲起元章に、二神降_ニ居彼島、化_ニ作八尋之殿、又化_ニ堅天柱(中略)然後同宮共住而生_ニ兒と所見たる八尋之殿の御事を、古事記には久美度邇興而生_ニ子と有る是なり、偕又上に註せるが如く、此大神の天上にて已に娶らせ給へりし后神をば大夜之女命と申し奉りて、即ち此第五一書に謂ゆる五十猛命妹大屋姬命次栴津姬命三神の御祖神にて渡らせ給へるを、此御天降の御時に率て天降らせ御在し坐しける御事は、長寛勘文に、后大夜女命山狹村宮柱太知奉而靜坐大御神三是也と見えたるを、神名式に出雲國意宇郡山狹神社同社坐久志美氣濃神社と有る是なるを、風土記には熊野大社夜麻佐社と相並べるも其本后神に御在し坐せば、處は隔たりても並記せるなる可からむと思ゆるに、其山狹神社は大草郷熊野大社の東南山佐村と云ふに御在し坐して、今能義郡に屬けりと云へれば、即ち風土記に母理郡家東南と有る是にて、上に云へる謂ゆる安藝國之可愛之川上に近き地と聞ゆれば、此時に相携へさせ御在し坐して天降らせ給ひけむ事申すも更なるに、其川上なる長江山を磐船山とも云ひて御天降の古迹と思しきに、仁多郡島上山も其山續きにて間合遠からざるを、神名式に同郡伊我多氣神社杵築社記に五十猛命曰_ニ伊我多氣大明神と云へるを抄に、在_ニ横田郷竹崎村島上山麓西北と云へれば、此神の落著かせ給ひし處と思ゆるに、一名船通山と云ふ由なるをも思合せて、其山狹神の御母子四神共に此度同じく出雲國に天降り坐し、御事を知るべし、然るに神名式に意宇郡熊野坐神社(名神大)前神社と相並ばせる前字を佐伎と訓めるは、后神と申し奉る御事にて謂ゆる嫡后の謂なるが、其后神は誰か坐さむ、此奇稻田姬命に御在し坐すべき御事申すも更なるが、已に本后神の御在し坐す上に今如此

しも嫡后神を娶らせ給へるは如何なりける御事ぞと云ふに、本后神を娶らせ給ひては彼の三神を令_レ生給ひて、上天の樹種を將下らせ御在し坐して天下を青山と成させ給はむ御爲なり、此に於て天下悉く青山と成りて大山祇神の御徳眞盛に成り以て來にたるを、此に其御孫と御在し坐す奇稻田姫命を嫡后と爲させ給へるは、其御兒大己貴命を令_レ生給ひて此天下を經營しめ給はむ御心に御在し坐すは然る物にて、此大地の全體はしも摠て海と山との二のみなり、偕其海神は傳六、八に云へるが如く此大神の荒魂に御在し坐せるを、此に山神の御女を娶らせ給ふに至りては、水陸を合せて相有たせ御在し坐せる謂にて、即ち御父大神より可_レ以治_レ滄海原潮之八百重也と云へる御事依の御旨此に至りて調はせ給ふ御政なるにて、甚々妙に奇しき趣有る御事になむ御在し坐し渡らせ給へりける、(此等は己が心任せの事を云ふが如くなれども然らず、右に謂ゆる本后神は神皇產靈尊の御女に渡らせ給へるに、古事記大宜津比賣神の御身より種々物の成り出でたる所に、故是神產巢日御祖命令_レ取_レ茲成_レ種と有るは、此には四神出生章第十一、一書に見たる保食神の御事の傳なるを、此を以て其神の御女大夜之女命の此大神の后神と定まらせ御在し坐して、其御子神等の木種を殖生し給ふ神に渡らせ給へる所以を思ふ可き者なり、又同記に此大神の娶_レ大山津見神之女名神大市比賣_レ生_レ子大年神次宇迦之御魂神と見えたる、此は奇稻田姫命の御姑に坐すを、此に依りて農作神を令_レ生給へるを以ても大山祇神の御女を娶り給へるは由有る御事にて、此大地の全體に係る所由有る者と所見たる是なり、又上に説ける奇稻田姫命と申すにも御田の事に由有りて聞ゆるをも思ひ合さば思半に過ぎなむかし、) 三に乃言曰、吾心清清之(此今呼_レ此地曰_レ清)と云へるは、古事記に、爾到_レ坐須賀地而詔之、吾來_レ此地我御心須賀々々斯、而其地作_レ宮

宮坐、故其地者於_レ今云_レ須賀也と所見たる是なるが、此は唯何の事も無く御心の清々しく成らせ給へるに就て此御言を宣へるが如く思しき物から、然る並々の御事にては御在し坐さじかし、其も又上に註せるが如く出雲風土記に、神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來_レ坐此處而詔、吾御心者安平成詔、故云_レ安來と所見たる、其は此度安藝國可愛之川上に御在し坐し著かせさせ給へりし御時の御事なるにて、其再び上らせ御在し坐し、高天原にして天照大神の大御許にて其清明き御心に御在し坐す由を明らかめ奉らせ給ひ、其に就ては先に清明き御心を以て誓に生み成し奉らせ給へる男御子等を天上に奉らせ給ひ、日神の御子として天降し給ひ、天下を所知食しめ奉らせ給はむ御事を契聞えさせ給ひ、又其御返さひに日神の御生み坐し、三女神を賜はりて其御所置共を受賜はらせさせ給へるに、彼の天壁立極を天翔り行き廻らせ御在し坐しつゝも此安來郷に天降り著かせ給ひて、御心安く御座し坐す由にて詔り給へる御言なる御事は申すも更なり、可愛と云ふ地名を其意を含み成れる者ところそは聞えたりけれ、若て此に吾御心清々之と詔り給へるは、右の第一條に註せるが如く、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上_レ獻於天神也とも云ふは、至公にして私心の御在し坐さぬ謂なるを、已に其天神に奉らせ給へる男御子に其神劍を以て天璽として授け給へらむ御心を含みて奉らせ給へるなれば、其と申すも其男御子を最愛しがらせさせ給へる御所行に渡らせ給へる者にて、此時其上天に奉らせ給へる御使の歸り來れりや未だ歸らずや見る所無しと雖も、此大神の御上に取りては然御心の任に治め奉らせ給へるに就てこそ、清々しく思ほし成らせ給ふ可き御事なる者なりけれ、凡て此時の素戔嗚大神の御心は天照太神を仰ぎ敬ひ奉らせ給へると、其天神御子をしも甚愛ほしと思ほす御爲と、此二事に依りて顯國に御功を立てさせ給へる御事なるは、右

に吾何私以安乎と御言は更なり、此第五一書に吾兒所御之國と有る御言は、皇御孫尊の所知食す御食津國の御事なる、此に准らへて大神の凡ての御事共を見渡すに、實に然のみぞ見えたりける、四に乃言曰吾御心清々之、於彼處建宮と有るは、此地に至らせ御在し坐して御心の清々しく成らせ給へるを以て、此時に所思ほし定めさせ給ふ所有りて、終に其宮室を營なませ給ふ御心なむ定まらせさせ御在し坐しけるなる、然るは上章第三一書日神に辭見の御事を申し奉らせ給へりし所に、今則奉觀已訖、當隨衆神之意、自此永歸根國云々、已而復還降焉と有る上は、本より此顯國に御身を留めさせ給ふ可きに御在し坐さざる筈なるに、御妻問の御事などは申すも更なり、如此く宮室を建てさせ御在し坐すと云ふ事、已に上に云へる如く實に天神より殊なる詔勅を仰せ進らせらるるなどの御事に依らずば、此擅なる私の御心御在し坐さざる大神の御上には御在し坐すべくも非ざる御事なるを思ふに、此吾御心清々之と詔へる御言には、必ず然る幽深き致なむ御在し坐しつ可き事なりける、若て此建宮の御政は、此第二條に謂ゆる嫡后の御爲に奇御戸を建てさせ給へりし御事なる物から、彼の二柱御祖神の八尋之殿に同宮共に住み給ひて大八洲國を生み給ひ、又萬國を建てさせ給へるに等しくして、此須賀宮に御在し坐して彼の滄海原潮之八百重を所治して、此天下國土を所造らし給はむとの御事に渡らせ給へる者とこそは想像り奉らるゝ事なりけれ、然るは傳二十に引ける上章第三一書に、吾以清心所生兒等亦奉於姊と有るは、御父母二神より受賜はらせ給へる此天下を、天照太神の大御命以て皇御孫尊に事依し授け賜はらむ御事を委任ね奉らせ給へるなるを、此時に宮を建て此に留在らせ御在し坐すは、未だ天地開闢て後遠くも有らざる事なりければ、世は實に草昧にして、更に天神御子を天降し奉らせ給ふとも容易く治めさせ給ふ事

信に難在ぬ可き御事に御座し在せば、是を以て二柱御祖神の御功業を繼ぎ奉らせ給ひて、此國土を造成し固めさせ給はむとの御事なるにて、其證第五一書に、韓郷之島是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者未是佳也と有るは更なり、又下に説くべき出雲風土記に、此大神を國引坐八束水臣津野命と有りて、此滄海原潮之八百重在りと有らゆる天下を萬國に裁度て各國と成し給へる御功の御事は、二柱御祖神に繼ぎて尊き御功に坐すを、其御功を立て給へる時は何れの時は御在し坐さむ、此建宮の御後なる可き事云ふも更なる者なりかし、下に引ける欽明天皇十六年御紀百濟國王に仰せ下されし御言に、原夫建邦神、天地割判之代、草木言語之時、自天降來、造立國家之神也と見えたる、建邦神と申すを、鈴屋大人説に此大神に御在し坐する由に云はれたるは然る言にて、萬國の皆も必ず然り、(此に就て師の赤縣太古傳に三皇紀と云ふを立てられ、洛書靈准聽春秋命歷序などの文を取り合はせて、人皇氏九頭九男相像其身九章故曰九皇、乘雲祇車、駕六提羽、而出谷口、分九河、依山川土地之勢、裁度爲九州、謂之九圍、因是區別各居其一、故曰居方氏、人皇乃居中州、以制八輔、此名州之始也と書されたるは、實に愛たき事共なり、此人皇氏と申すは、師説に、天地二皇は伊邪那岐・伊邪那美二神に御在し坐すを、其二神を枕中書に元始天王太元聖母の間に生み坐せると云へる、其は高皇產靈二神に渡らせ給へるに、其の天地二皇の子と有れば決く健速須佐之男命に坐せり、其九頭九男と云ふは其分身九男に御在し坐して大九州の各其一に居給ふとなり、出谷口は、命歷序の本注に又曰、人皇出暘谷と有れば、此扶桑城内なる暘谷の地より出でたる名なる由、大扶桑國考に云はれたるが如し、分九河は、八洲起元章に處々小島皆潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也と有るは、謂ゆる蛭兒淡洲なる由、已に傳

四卷、五卷、六卷に註せるが如し、故に思ふに、其始め處々小島と云ふ狀なりけるを、追次がひて潮沫水沫の凝聚りて一に成れるを、其山川土地の勢に因りて九河を分ちて大九州とは爲させ給へるにて、此は其土地を截裁て其間に海を隔と成し給へるを云ふ也、九州の説は、河圖括地象に、崑崙之墟下洞合右赤縣之州、是爲中、則東南神州曰晨土、正南迎州曰沃土、西南戎州曰滔土、正西冀州曰拜土、正中冀州曰中土、西北柱州曰肥土、正北玄州曰成土、東北咸州曰隱土、正東揚州曰申土と有る是なり、即ち此大地萬國を九圍に分たせ給へる稱なる事太古傳に委し、各居其一曰居方氏は、上に謂ゆる九頭の分身各其一州に御在し坐るが故に居方氏とは申せる由なり、人皇乃居中州とは、皇國は右に謂ゆる正東揚州にして此申土の事なるが、此地の清宮に御在し坐して八輔の分身を御し給ふ御事に御在し坐せども、右は彼の赤縣州にての傳なる故に、己を中州とし中土と爲る傳なれば其心して見るべし、然れば右の建邦神を鈴屋大人の此大神の御事なりと云はれたる先見實に仰ぎ恐る可し、五云、謂ゆる八雲の神詠なり、出雲風土記に、所以號出雲者八東水臣津野命詔八雲立語之故云八雲立出雲と見えたる是なり、抑此歌と云ふ事の世に已に有りけるは、八洲起元章に謂ゆる唱和の御詞是にて、其第二一書に、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟と有るが如し、古今集序に「此歌天地の開け初まりける時より出來にけり」と有りて、本註に「天浮橋の下にて婦神夫神と成り給へる事を云へる歌なり」と見え、續古今集眞名序にも、夫天地之二儀共成一物化神、雌雄之兩元相遷、八州分號、然後有和歌と有るも、専ら右の唱和の御詞を指して歌とは云ふなり、傳四に註せるを見るべきなり、次には寶鏡開始章に、天鈿女命則手持茅繩之稍立於天石窟戸之前巧作俳優と有る、此

事をば古語拾遺に、巧作俳優相與歌舞云々、伸手歌舞相與稱曰、阿波禮阿那於茂志呂、阿那多能志、阿那佐夜憩飲憩と書し、又彼の年中行事秘抄に謂ゆる鎮魂歌一二三四五六七八九十と有るも、拾遺に凡鎮魂之儀者天鈿女命遺跡と見えれば、已に其時の神詠たる可き事、傳十七に委しく註せるが如し、古今集序に「千早振る神代には歌の文字も定まらず素朴にして言の意別け難かりけらし」と有るは、右等の歌共の事を然書されたる者なり、次には此素戔嗚大神の八雲立の御語是なり、同序に「然有れども世に傳はる事は久方の天にしては云々」荒金の地にしては素戔嗚尊よりぞ起りける云々」人世と成りて素戔嗚尊よりぞ三十字餘り一字は詠みける、(素戔嗚尊は天照太神の兄なり、女と住み給はむとて出雲國に宮造りし給ふ時に八色雲の立つを見て詠み給へるなり、八雲立つ出雲八重垣妻隱めに八重垣作る其八重垣を」と見え、其眞名序に、「然而神世七代時、質人淳情、欲無分、倭歌未作、遠于素戔嗚尊到出雲國、始有三十字詠、今反歌之作也、其後雖天神之孫海童之女莫不以和歌通情者」とも書されたるが如く、世に傳はる三十一字の歌はしも此大神の御言に出て、語天地に合ひ、感神人を貫きて、神祇の御情狀をも見奉る可く、人世の思慮をも盡し極む可く、妙に奇しき物此に出來りけるは、實に此大神の御恩賜になむ有りける、但し右の反歌を一本に變歌に作るは誤なり、反歌は美自加宇多と訓むべし、萬葉集の例短歌と反歌と相通はして書ける是なり、次に天神之孫海童之女云々の事は、天孫降臨章第六一書に、皇孫因幸豐吾田津姬、則一夜而有身、皇孫疑之云々、然豐吾田津姬恨皇孫不與共言、皇孫憂之、乃爲歌之曰、憶企都茂播、陸爾播譽辰耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽、又海宮遷行章第七一書に、彥火々出見尊云々、海神則以子豐玉姬妻之、彥火々出見尊選

レ郷云々、豐玉姬云々、乃涉_レ海徑_一去、于時彥火々出見尊乃歌之曰、鳥飲企都劉利、鴨軻茂豆句志磨爾、我我謂爾志、伊茂妹播和素邏珥、世譽能據鄧馭鄧母、又是後豐玉姬聞_レ其兒端正云々、奉_レ報歌曰、赤阿軻娜磨迺、光比訶利播阿利登、人比鄧播伊珮耐、君企珥我譽贈比志、尊多輔妬句阿利計利と有るなど、神代已に如此く歌詠有りけるも、此大神の神詠より起りて上天は更なり海宮に至る迄に至り及べりしなり、況て人世には傳へて世に弘く行なはれぬ可き事なりかし、(土佐日記に、昔阿部仲麻呂と云ひける人は、唐土に渡りて歸り來る時に、船乗る可き所にて彼の國人餞別し別れを惜しみて彼處の詩作などしける、飽かずや有りけむ、二十日の夜の月出づる迄ぞ有りける、其月は海よりぞ出でける、此を見て仲麻呂の主、我國には斯る歌をなむ神代より神も詠み給ひ、今は上中下の人も簡様に別れを惜しみ悦びも有り悲しみも有る時には詠むとて詠めりける歌云々、彼の國人聞き知るまじう思えたれども、言の意を此の男文字に様を書出して此の詞傳へたる人に云ひ知らせければ、心をや聞得たりけむ、甚思の外になむ愛ける云々」と見えたるも、此八雲の神詠より起れる事を云へるなり、偕て世の人如何なりける事にてか、此大神は如右く歌と云ふ物の遠祖神に御在し坐しけるを、其事とは心も著かず、彼の和歌三神と云ふ事をのみ其神と持ち齋きて、益荒雄の益荒猛雄と有るべき行ひは爲す、徒に風月にのみ心走りて、女々しく拙劣き歌を詠み出すと云ふは、本より此大神の御心を心と爲さる輩の事なれば今云ふにも足らざれども、心有りて詠み出でむには、其詠言の上は如何にも有れ、此大神の建く速き御行の御狀をなむ思ふ可き事なりける、(六には乃相與澁合而生兒_三大己貴神_一と云ふは、此大神の已に天照太神と御誓約の御時に生み成し奉らせ給へるは、天神の御子として天降し奉らせ給ひて、此天下萬國を所知坐しめ奉らせ給はむとの御設共御在し坐せる御事

は、已に傳二十に註せるが如し、然るに此に根國に御在し坐すべき事は置きて清宮に留まらせ給ひ、其嫡后奇稻田姬命に其御子を令_レ生給へるは如何なりける由ぞと云ふに、此大神はしも本より此國土を經營らせ給はむ御心と所思ほし成らせさせ給ひて、大いに其御功業共を勤めさせ給ふと雖も、終には彼の根國に御在し坐すべき大御身に渡らせ給ふが故に、其御功業を受繼ぎて此國土を經營らしめ給ひて、其天神の御子に安國と平けく所知坐しめ奉らせ給はむ御爲なり、然るは此時の國土の狀は、已に伊弉册尊は根國に罷らせ給ひ、伊弉諾尊は上天に復命し給へるが上に、此大神の根國に御在し坐しぬれば、此天下國土に主宰と云ふ物無ければ、荒振神所を得て荒びぬ可きは然る物にて、何時の世如何なる時を得てか皇御孫尊の所知し看べき時は有らむと、御子大己貴命をして己尊の御功業を令_レ繼給ふとなり、此に因りて其御子の生ひ出させ給へる後は、其御祖神に屬けて己尊は放れさせ御在し坐して、種々に辛苦なめ進らせ給ひ、其御勢力の強盛に御在し坐して、此大神の御稜威にも劣らせ給ふまじく成らせ給はむ御有様を試み給ひて、終に根國に入御在し坐さむとなり、然るに其大己貴神の御事を、第一一書には此大神の御子清之湯山主三名狹漏彥八島野神御在し坐して、此神五世孫即大國主神と有り、第二一書にも然後素戔嗚尊云々所生兒之六世孫是曰_三大己貴命_一と見え、古事記は本より六世孫に御在し坐せる傳なりと雖も、此正書を以て正しき傳と定む可き事、下又傳二十二卷に委しく論つらひ註せるが如し、偕其大神の御子を甚く辛苦めさせ給へる事は、古事記に故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避_三於大國主神_一所以避_二者云々と有りて、其八十神の爲に燒殺され給へる事有り、其下に爾其御祖命哭患而參_三上于天_一、請_三神產巢日之命云々と有り、次に其八十神の爲に冰目矢を以て打殺され給へる、爾亦其御祖命哭乍求者得

見、即拆其木而取出活告其子言云々、乃速遣於木國之大屋毘古神之御所、爾八十神覓追臻而矢刺之時、自木
俣漏逃而去、御祖命告子云、可參向須佐之男命所坐之根堅洲國、必其大神議也と有る、根堅洲國の事は論有る
事なるが、是大神と后神と處を別にして御在し坐しける證なり、又御祖奇稻田姬命と御子大己貴命と二柱共に同處に
御在し坐しける論なり、若て大己貴命其御父大神の御所に御在し坐しける所に、其女須勢理毘賣出見爲目合而相
婚還入白其父言、甚麗神來、爾其大神出見而告、此者謂之葦原色許男、即喚入而令寢其蛇室云々、亦來日夜者
入吳公與蜂室云々、亦鳴鏑射入大野之中令探其矢云々、爾持其矢以奉之時、響入家而喚入八田間大室
云々と有りて、其御筥を受け奉らせ給ひて其事に堪へさせ給ひて逃退へる時に、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持
之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬、而意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而我之女須
世理毘賣爲嫡妻、而於宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原冰椽多迦斯理而居是奴也と有るは、
其大己貴神の長なりを見行はし御在し坐して、其大國主神と申す御徳を授け傳へさせ給へる御政にて、此素戔嗚大神
の御盛業の美事此に過ぎたるは有るべからずなむ御在し坐しける、(右に引ける文に根堅洲國と有るに論有りと云ふ
は全く其御所の事を云ふにて、根國に入御在し坐してよりは以前の事なり、其前文に、乃速遣於木國之大屋毘古神
之御所と有るに續けるを思ふに、其は傳二十卷に已に註せるが如く、神名式に、紀伊國名草郡伊太郎會神社、名神大、月
次相嘗新嘗と有る此地の事と聞ゆれば、其素戔嗚大神の御在し坐しは、同在田郡須佐神社、名神大、月次新嘗と有る
此地なる可き事、已に傳一に云へるが如し、然れば其下文に、故爾追至黃泉比良坂と有るも、右の根堅洲國より引か

れたる文にて疑はしき事共なり、次々辨へてむを考へ合はす可し、) 七に其宮首を任し賜へる御政なり、因勅之曰、
吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神曰稻田宮主神と見えたる、此事古事記にも於是喚其足名稚神言、
汝者任我宮之首、且負名號稻田宮主須賀之八耳神と有り、吾兒宮とは其后神奇稻田姬命と兒神大己貴神とを棲ま
せ進らせられて、己尊は何れにか物爲させ給はむとの御結構御在し坐しけるが故に、其足摩乳手摩乳神を任じて其御
兒大己貴神の傳と成し進らせられたるなり、然るは一柱は女神に坐し、一柱は兒神に御在し坐すが故に、萬を右の二
神に委任させ給へる御事なり、纂疏に、宮首猶後世六宮之職也と註させ給へれども、猶後世の東宮傳にして六宮職
を兼ねたるが如くにこそは有りけらし、東宮職員令に、傳一人、掌以道德輔導東宮と見え、又東宮坊大夫一人、
掌吐納啓令、宮人名帳、考叙宿直事と有る是なり、其六宮職と云ふは、職員令義解に、中宮職(謂皇后宮其太皇太
后皇太后宮亦自中宮也)大夫一人、掌吐納啓令(謂納啓於上吐令於下也)事と有る、右等の職掌を併せ兼ねた
るが如くして其兒神を傳き奉り、其清宮の萬機を執行し給へる事、右に稻田宮主神と御名に負せ給へるを以て曉る可
き者なり、凡て官を置かせ給ふ初は、四神出生章第十一、一書に又因定天邑君と見えたる、是人世に至りて國造縣主
を任し賜へる事の起りなり、又古語拾遺天石窟段に、令大宮賣神侍於御前、豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門と
書されたる、是内官を被置たる事の初めて物に所見たる始なる由、傳十七・二十に已に註せるが如しと雖も、其は天宮
の御事なり、此は素戔嗚大神の清宮を右の二神に委任て唯に其傳と成し給へるが如しと雖も、却に此一事には止ま
る可からざる御事なり、其大神の此清宮を本宮として、又處々の行宮に御在し坐しつゝも、此大八洲國は申すも更なり、

大地萬國の全を統御し看させ給へるには、許多の官々の神等を任して各其職を以て令し仕奉り給へる者となむ所見たりける、然れば右の清宮はしも此大神の根國に罷り御在し坐すまでの本宮たるのみならず、其を傳へて御子大國主神の天下を主領き御在し坐しける宮所なる事は本より知られ、又其大神に従ひ奉られし官々の神等は皆此大國主神に従ひ奉らるゝ所由此に在る事なりけらし、(猶素戔嗚大神の根國に入らせ給へる迄には、大山津見神の御女神大市比賣命に娶給ひて御子神等を令し生給へる御事の御在し坐すより始めて、世に太じき御功業を立てさせ給へりし御事の御在し坐すを、其は此下より以下に云ふべければ就て見る可し、)○素戔嗚尊曰是神劍也、第三一書に別有し一劍と見え、第四一書に尾中有し一神劍と有る是なり、訓み來れる任に右等の神劍一劍又古語拾遺に靈劍と作る、共に同じく阿夜志伎都留岐と訓むべし、古事記には故取し大刀一思異物而と有るは、其上文に、故切し其中尾一時御刀之双毀、爾思怪以御刀之前刺割而見者、在都牟刈之大刀と有る思怪の言に對へたる者にて、殊に委しき傳なり、偕此神劍を得て神異しき物と所思しける所由は、此時の素戔嗚大神の御心を想像り奉るに、蛇尾より斯る神劍の出たる事本より怪しませ給ふ、其第一なり、其劍を有てる大蛇の上に常に雲氣の立覆へる是其怪しませ給ふ、第二なり、又其神劍の神氣御在し坐して甚神々しく有りて、此國土の有ならず正しく天神の神物なる事を見定めさせ御在し坐して、然るにても如何にしてか此神劍の大蛇の有とは成れりけむと怪しませ給ふ、是第三なり、次に乃上獻於天神也と有るを以て其御心の程を見奉る可し、此神字を阿夜志伎と訓める例は、此第六一書に、于時神光照海忽然有浮來者、神武天皇戊午年御紀に、乃運神策於沖矜、崇神天皇七年御紀に、蓋命神龜以極致災之所由也、雄略天皇御紀に、天皇產而神光滿殿と見

又萬葉二(二十二丁)に、圖負留、神龜毛など有る是なり、凡て阿夜志と云ふ言はしも、傳三に云へるが如く、其見たり聞たりする物の有るに阿夜と指し歎く程の甚案外なる事有る、其所以の思慮り及ばざるに云ふ語なり、丹後風土記に、國生大神伊射奈藝命、天爲通行而梯作立、故云天梯立、神御寢坐間伏、仍怪久志備坐と見え、天孫降臨章第五一書に、亦欲明汝有靈異之威子等復有超倫之氣など有りて、久志備と相並ぶ語なる者なり、萬葉三(十四丁)に、如聞、眞貴久、奇母、神左備居賀、又、(二十七丁)言不得、名不知、靈母、座神香聞、又(三十九丁)海若者、靈寸物香、七(三十丁)に、恠、殊、欲服、此暮可聞、又、(三十六丁)恠毛、吾袖者、干時無香、九(十八丁)に、家見跡、宅毛見金手、里見跡、里毛見金手、恠常、所許爾念久、十一(五丁)に、跡無、戀不止恠、又、(六丁)恠、吾戀、相依無、又、(二十六丁)辰爾波成、不相毛怪、十二(二十六丁)に、名者告而之乎、不相毛恠、十八(十五丁)に、安夜思苦毛、奈氣伎和多流香など見え、靈異記に奇字を米豆良志久、又阿也之支と訓めり、(又奇字を御紀に多く阿夜斯と訓めるを、又久須志とも訓むべき字なり、其言の意は傳六卷四神出生章靈異の下に委しく云ふを見るべきなり、又右の恠字を崇神天皇十年御紀に斯流麻自と訓めり、測り知られぬ謂に出でたる言なるにこそ、字書に非常曰奇と云ひ、貌狀偏奇不常曰怪とも有り、)○吾何敢私以安乎は、第四一書に此不可以吾私用也と書され、緣起にも何敢私祕藏乎と有りて、此私字實に眼目と有る所にて、此大神の至公なる大御意を見奉る可き要文なり、然るは傳二十に委しく云へるが如く、上章第三一書に、是後素戔嗚尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天と有る擅字と相並びて、總ての御事共に天照太神の大御意を

御心と爲させ給ひて、露も己尊ホシノミの自由なる私の御行ひの御在し坐さずして、此に吾心清々之の御言に發はし給へるが如く、實に清き明き正しき直き御志操ミコトノコトバの御程感け奉るにも餘り有る御事になむ御在し坐しける、然れば此に大蛇の尾中より神劍を得させ給へるは、已に天照太神に辭見アハライマシの御事を聞えさせ御在し坐して、根國に罷り御在し坐さむとて天上より天降り御在し坐せる後の御事なれば、奏させ給はずとも有りぬ可き御事なるを、甚如此くしも所思看けるは、已に其男御子をさへに奉らせ給ひて、萬の御事共は天照太神の御所置に従ひ奉らせ給はむとになむ御在し坐々ける、(纂疏に、何敢私以安者、至公無我也、吾心清々之言出_ニ于此、蓋以_ニ神劍奉_ニ日神者、其意欲_レ傳_ニ之天孫而爲_ニ百王之璽と有るは、實に謂れたる御説共なり、)私は公字の對なる事誰も知れるが如し、例は天孫降臨章第二書に、是後神吾田鹿葦津姬見_ニ皇孫_一曰、妾孕_ニ天孫之子_一、不可_ニ私以生_ニ也、其第五書にも、故吾田鹿葦津姬抱_レ子而來進曰、天神之子寧可_ニ以私養_ニ乎、故告_レ狀知聞と有るを、古事記にも、故後木花之佐久夜毘賣參出白、妾妊身今臨_ニ產時_一、是天神之御子、私不可_レ産、故請と有る私も、其事を表立て公に申させ給へる時の語なり、神功皇后御紀に、令_ニ三軍_一曰云々、貪_レ財多欲、懷_レ私内顧、必爲_レ敵所_レ虜と有る懷私は公事を忘るゝを云ふなり、續紀第十六詔に、大宮乎將圍_止云而私兵備_{布止}聞看而と有るは、官軍の公なるに對へて私と云へるなり、第二十五詔に、朕私父母波良何良爾_至至_止爾、可_レ在狀任_止上賜_比治賜_天云々、伊何爾可_レ恐久私父母兄弟爾及事得_幸、甚恐_自進_母不知、退_母不知_止伊奈備奏と有るは、解に「淡路天皇の大御位に即かせさせ御在し坐して、聖武天皇太皇太后上天皇を御父母と頂き給ふに對へて詔り給ふなり」と云はれたるが如く、其御本生の御親族を指して私と宣へ給へるなり、又其第五十四詔に、其高

御座天之日嗣座_非吾一人之私座_止奈母所思行_須と有るも、天下の公なるに對へて私座と宣へ給へるなり、又田令諸國公田義解に、謂_ニ公田_一者乘田也と云ひ、又公私田義解に、謂_ニ位田賜田及口分田墾田等類_一、是爲_ニ私田_一、自餘者皆爲_ニ公田_一也と有る、公私の對も本より右の例なる事云ふも更なり、又源氏の卷々に公私と云ふ事數も知らず多在るを見る可きなり、(又桐壺卷に「此君をば私物に思ほし傳き給ふ事限り無し」と云ふ語有るは、眞に此君のみは我鍾愛の物と取り立て殊に傳づき思し給ふ義なれば、又右の例共に同じ、又「私にも心閑かに罷出給へ云々」帚木に、「如何は私の主とこそは思ひて侍めるを」神に、「殿上人共も私の別惜む多かり」須磨に、「位をも返し奉りて侍るに、私さまには云々」又「侍には親しう仕う奉る限は御供に參る可き心儲して、私の別惜む程にや人目も無し」又「内侍のかみの御許に例の中納言の君の私事のやうにて云々」明石に、「入道は彼國の得意にて年頃相語らひ侍りつれど、私に少か相恨る事侍りて」少女に、「此は御私さまに内々の事なれば、數多にも流れずや成りにけむ」玉鬘に、「唯某らが私の君と思ひ申して頂になむ捧げ奉る可き」初音に、「私の祈は何許の事をか」など聞ゆ、又序に、「争で物音試てしがな、私の後宴有るべしと宣ひて」野分に、「宰相の君内侍などの氣はひ爲れば、私事も忍やかに語らひ給ふ」行幸に、「公の事繁きに私の志の深からぬにや」若菜上に、「私さまの御後見無きは口惜げなるわざになむ」又「我が私の殿と思す二條院にて御儲は爲させ給ふ」若菜下に、「世中速なく思ゆるを、心易く思ふ人々にも對面し、私さまに心を遣りて閑かにも過さま欲くなむと云々」又「宮仕への程も物進ましきに、私の願言に靡き己がじ、哀を盡し云々」柏木に、「神事などの繁き頃ほひ、私の志に任せて隠り居たらむも、例ならぬ事なり」横笛に、「公の御近き衛を

私の隨身に領せむと争ひ給ふよ」御法に、「年頃私の御願にて書かせ奉り給ひける法華經云々」竹川に、「辨宮は況て私の宮仕怠りぬ可き任に然のみやは思し捨てむなど申し給ふ」又「私の思ふ事叶はぬ歎きのみ云々」橋姫に、「即別れ侍りにしも私事には飽かず哀うなむ」椎本に、「皆私の君に心寄せ仕奉り給ふ」總角に、「公にも私にも御暇の由申し給ひて」寄生に、「宮の御私事にて云々」又「其程の事は私事のやうにぞ有りける」東屋に、「唯私の君の如く思ひ傳づき奉りて」又「彼の宮の御前にて甚人氣無く見えしに、多く思ひ疑してければ、私事に思ひ傳づかましを、」又「憤かしき私の心の添ひたるも苦しかりけり」浮舟に、「年改まりて何事か侍らふ御私にも如何に樂もしき御悦多く侍らむ、」又「私の罪も其にて滅ほし給ふらむ」又「私に訪らふ可き人の許に詣で來るなりと云ふ私の人にや艶なる文をば指取らす」蜻蛉に、「私の御志も中々深き勝りてなむ」手習に、「左衛門は此私の知りたる人に饗應ふとて云々」など有るを思ひ互して知るべし、名義抄に私字を和多志又牟古又比會加爾又知比佐志又牟都麻自又阿比牟古又加多麻志又加久流など訓めり言義は我方來と云ふ事にて、物を我方に寄せるに出でたるなる可し、方を多と云ふ事は彼方此方の例有る是なり、○以安乎は官本金澤本共に舊訓於祁良牟夜登詔給比氏と訓めり、即ち將置有乎の義なり、然れば此に例して縁起の祕藏乎をも乎佐米於加米夜母登詔給比氏と訓みつ可き者なりかし、古語拾遺神武天皇段に、其物既備、天富命擊諸齋部、捧持天璽鏡劍、奉安正殿、并懸瓊玉、陳其弊物云々と見えたる奉安をも、此の如くにて奉置と訓むべき習なる是なり、但し此の以安を於祁良牟と訓みては、此神劍に就きては無禮き云ひ様なりと雖も、此時は大蛇の尾中より出でたりと云ふのみにて、未だ天神の御物なりと云ふ事の詳ならざりければ、此時は己尊の私の神寶

なり、然ればこそ大神の御言には麻都流と云ふ崇辭を添へて宣り給はざるなりけらし、此以安は、出雲風土記意宇郡母理郷條に、所造天下大神大穴持命(中略)但八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而王珍置賜而守詔、故云文理(神龜三年改字母理)と有る置に同じき事本よりなり、又傳十七に註せる如く古に神に奠る物にも唯置とのみ云ひけるは、彼の千座置戸は更なり、幣帛に置と云ふ事古言の常なれば、麻都流の言は添はずとも何かは苦しかりぬ可き、其上古事記日代宮段に、以其御刀之草那藝劍、置其美夜受比賣之許、而取伊服岐能山之神(幸行(中略)此時御病甚急、爾御歌曰、袁登寶能、登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知、會能多知波夜、歌竟即崩と有りて、文にも置と有り、御歌にも淤岐斯と詠ませさせ給へり、此事縁起には其後語宮辭姫曰、我歸京華必迎汝身、即解劍授曰、寶持此劍爲我床守、時近習之人大伴建日臣諫曰、此不可留、何者承聞前程、氣吹山有暴惡神、若非劍氣何除毒害、倭武尊高言曰、縱有彼暴神、舉足蹴殺、遂留劍上道到氣吹山云々、既而過鈴鹿山、病痛危迫故歌曰云々、而已倭武尊奄然遷化之後、宮辭姫不違平日之約、獨守御床安置神劍と有り(此安置字も其御歌に淤岐斯と有るに依りて然訓むべき事云ふも更なり、安字は、名義抄に夜須志とも於久とも那牟叙とも登豆とも伎毘志とも阿都志とも志豆加奈利とも伊豆久叙とも佐陀牟とも於佐布とも訓めれば、此の以安乎を於祁良牟夜と訓みて尤に當れる者なりかし、字も亦安置と熟する事人の知れるが如し、○天神は古語拾遺も然り、第四一書に上奉於天と有るは、其高天原を云ひて天神の御事を略かれたりし者なり、古事記には白上於天照太御神也と見え、縁起にも獻於天照太神也と有る是れなり、倍常に天神と申す時は凡て天上に御在し坐す限の諸神の稱なる事、此大地に在らゆ

る衆神を國神と云ふに本より同じ事なり、然りと雖も此に區別有る事にて、古事記に謂ゆる天之御中主神以下を結めて上件五柱神者別天神と書されたるは、別天に互る神に御在し坐す謂なる事、傳一に註せる如くなれば、同じく天神と申し奉る中にも殊に上が上なれば今云ふ限に非ず、右の如く打ち任せて天神と申し奉るは、天照太神に渡らせ給ふと所思しきは、彼の瑞珠盟約章第一、一書に天孫と書かれたるは、古事記に天神御子と作る、此と其訓を同じく爲べき由已に傳十四に註せりき、斯るに其第三、一書には其を日神之子と有るを、天孫降臨章第一、一書猿田彦神の言に天照太神之子とも天神之子とも申し給へる、是即ち天照太神を打ち任せて天神と申し奉る可き確證なる者なり、斯るに其天神之子を又日神之子とも相通はして申し奉れる狀を以て思ふに、此天照太神をしも天神と申し奉るは、尋常に云ふ天上に御在し坐す神と云ふ義には非ずして、日神と申し奉るに同じ、其は四神出生章に、於是共生日神云々、自當早送于天而授以天上之事と有るは更なり、神武天皇戊午年御紀に、今我是日神子孫而向日征虜、此逆天道也と見えたるなど、日を天と云へる例なれば、此に天神と申し奉るは日神と稱へ奉るに等しくして、自餘の天神の例とは同じからざる者になむ有りける、其は傳六に云へり、考へ合はす可き者なり、(此に就て今思出たりけらくは、伊勢風土記に、神倭磐余彦天皇自彼西宮征此東洲之時云々、迺勅詔天日別命曰、國有天津之方宜乎其國、即賜標劍、天日別命奉勅東入數百里云々と見えたる、天津之方と云ふ津は例の處字の義にて、日之方と云ふに等しかりぬ可き事、本文に引ける御紀に引き合はせて知るべし、若て日之方と云ふは東方と云ふ事なるにて、其天日別命と云ふも天東別命と云ふ事にて、東國を搔き別けて言向給ひし由と通ゆ、此等も日を指して唯に天と云へる證

なり、猶目を天と云ふ事の説は、已に傳一卷・十二卷にも委しき説共有り、○上獻は、第四一書に上奉於天と有る上奉をも共に官本に多氏麻都理阿具と訓める、其意を得て多氏麻都理阿宜給比伎と訓むべきなり、古事記には白上於天照太御神也と有る白上也は、白而上理給比伎と訓むべき所なるにて、其は上に已に註せるが如く、白は其八岐大蛇を討ち平げさせ御在し坐して、其神劍を得させ給へりし事、消息を奏聞えさせ給へるを云ひ、上字は多氏麻都理と訓みて、此の上獻に當れる所なる是なり、然る訓みの例は、其は九月十一日奉伊勢太神宮幣儀に、勅忌部參來、忌部稱唯升殿跪、拍手四段、先執豐受宮幣、授後執太神宮幣(拍手如元)自持復版(每執幣拍手一段)訖勅中臣參來、中臣稱唯升殿跪侍、勅好申天奉禮、中臣稱唯復版と見えたる、好申天は中臣の祝詞なり、奉禮は忌部の幣帛なり、此を以て右の白上は其の事柄のみを白させ給へるにも非ず、又神劍のみを唯に奉らせ給ふ計りにては非ざる事を曉る可き者なり、猶太神宮四月神衣祭詞に、和妙荒妙乃織乃御衣乎進事乎申給止申、荒祭宮爾毛如是申天進止宣(禰宜内人稱唯)又六月月次祭(十二月准此)九月神嘗祭等詞に、天照坐皇太神乃大前爾申進天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣(禰宜内人等共稱唯)云々、荒祭宮月讀宮爾毛如是久申進止宣(神主部共稱唯)と有るなど皆右の狀に異ならざるなり、(但右の古事記の白上字は、記傳に麻袁志阿宜多麻比伎と訓まれて、其下に少名毘古那神の寄り來坐せる所に、故爾白上於神產巢日御祖命者云々と有ると同じ趣の所なるに、白上の訓の替る事をば如何と思ふらむ人も有るなめども、始なるは右の如く事を申して神劍を奉れるなり、次なるは唯事を申すのみにして奉り物非ざれば、本より其訓の異なる可き事論を待たず、) 倭此を纂疏に、進雄尊蓋以神劍奉日神者、其意

欲傳之天孫而爲百王之靈也と注させ給へるは、實に其髓を探り得させ給へる御説にて、愛たしとも何とも云むは中々に愚なる事共なり、若て此に乃上獻と見えたる乃字は、上に粗云へるが如く、其事を打ち置かせ給はずして直ちに速に天神の大御許に上獻らせ給へるなる可からむ事は、上文に吾何敢私以安乎と有る文に照らし合せても知らるゝ事なるを、第四一書に、素戔嗚尊曰、此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葺根神上奉於天と見えたる五世孫と云ふに驚きて、其上天に捧げ奉らせ給ひける御事をしも、此大神の根國に入御在し坐さむと爲させ給へりし其際と爲る事は、甚々祥はしからざる説なるにて、若し其如くならむには、其就べき國にも幸行ずして此國土に永く留まらせ御在し坐せる事の意見え難く、又此大神の國土に廣く厚き御功業を立させ御在し坐しける其較略をも見奉り知るべからずして、甚々物損なひなる説なむ出來める、(且其五世孫天之葺根神と申す五世孫は誤なるにて、天之葺根神と申すは其實は五十猛神の御事に渡らせ給へる由、上の細書に粗云へるを、傳二十五卷に就て説くべきなり、古史第七十九段徴に「古事記に故取此大刀思異物而白上於天照太御神也とは有れど、其時速に奉り給へるとは聞えず、唯其事の因に記したる迄の文なり、唯書紀正書に乃上獻於天神也と有れども、此乃字は助辭に等しき用格にて、得ると直に獻り給へると云ふ證と成す程の字に非ず、其は乃遣五世孫天之葺根神と有る乃字を以て曉る可し、五世孫を遣はさむに如何で乃とは云はむ、此にて助字に等しき事を知るべし云々」と云はれたれども、此五世孫と云ふ一を立て、自餘の直ちに獻り給へる正しき傳までも破られたるは中々なる強説なり、若て下學集草薙劍條に、昔天照太神御弟素戔嗚尊配出雲州時、持十握劍而割大蛇尾、尾中有寶劍、初此蛇帶劍時其尾常有雲氣、故曰天叢雲劍也、尊

以此劍奉納伊勢太神宮、神曰、昔我所遺失之劍也と有りて、初より皇太神の所持し給へる趣なるは妄事かと思ふに、天淵記に、素戔嗚尊奉劍天照太神、太神曰、我屏天岩屋時、落此劍江州伊布貴山、是我神劍也と有りて、此時に皇太神の御物と詔り給へる此大御言はしも、素戔嗚大神の御使として參らせ給へりし五十猛命亦名天之葺根神の受賜はり傳へさせたりつらむを、史籍には漏れて、彼の國人の口傳せる者と見えたるが、實に其謂れ有る事となむ所思しかりける、其は上に委しく書せるが如く、彼の八岐大蛇の事は、神社考に、素戔嗚尊在出雲國斬八岐蛇、尾中有神劍、所謂天村雲劍也、尊獻之于天照太神、太神云、是入天岩戸時隕於近江國伊布貴山、予惟日本武尊所佩之劍、乃素戔嗚所獲于蛇尾者也、故八岐蛇靈爲求其舊物而當于尊之行道也、是以言膽吹神八岐大蛇之所變也と有りて、其八岐大蛇と云ひけるは氣吹雄命亦名々美比古命と云ひける神の化れるなるを、竹生島緣起に、霜速彦命生三兒氣吹雄命坂田姬命淺井姬命天降坐豐葦原水穗國と所見たる、此事を大日本根子彦太瓊尊(號孝靈天皇)二十五年乙未と係けたれども、其は竹生島の出來始めを云ふとて其に引かれたりし者にて、其實は神代の事なりけむを、其時はしも何れの時かは有らむ、皇太神の伊布貴山に隕させ給へるを天上より奪ひ去れるならざらめども、其山に天降り著きてより彼の神劍の主と有りて祕藏りけむを、此素戔嗚尊の御爲に斬られ奉りければ、終に其神劍元の天照太神の大御許に此に於て復れるなり、其大蛇を言向て國土人民を損傷る枉事無からしめ、神劍を得させ御在し坐して天照太神の神寶を復し奉らせ給へる御功此に御在し坐せば、皇太神の大御心悅こばせ給へりけむ事、右に是我神劍也と有る御言に其餘韻飽まで見えさせ給へるを思ふ可くなむ有ける、若て上に引ける古事記に、白上於天照

太神也と有る白上の言は、唯其大蛇の事を申させ給へるのみを聞えさせ給ふ如くなれども、當昔然る荒振神の類有りて此國土の平穩ならざりける事も併せて奏させ給へりけむからに、皇太神の大御命以て其志し給ふ根國に御在し坐さむ事を暫く留止め進らせられざらむには、萬に至公なる御行狀にて渡らせ給へる此大神の御所爲共に就て考ふ可からざる所有れば、決めて皇太神の大御許より懇到なる御返事を仰せ遣はさせ給へりけむ御事申すも更なりかし、(偕此大神に限りて然自由なる私の御行ひ御在し坐さざりける證は、常にも云へる如く上章第三一書に、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姉相見而擅自徑去歟云々、則奉觀已訖、當隨衆神之意自此永歸根國矣と有るは更なり、此にも其一劍を得させ給ひて、是神劍也、吾何敢私以安乎と詔り給へる御事の御在し坐すに就て思はゞ思ひ半に過ぎなむ者ぞかし、) 故に其天照太神の是我神劍也と詔り給へりし所以はしも、已に傳十七に云へるが如く、天照太神の天石窟に刺隠らし御在し坐しける御時に在りて、古事記に、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵而、求鍛冶天津麻羅而、科伊斯許理度賣命令作鏡と見えたる、此には其天津麻羅命はしも鏡作神の共工と成りて専ら其御鏡を仕へ奉られし事のみを書かれたれども、其天堅石はしも謂ゆる質石なり、鐵は其鏡劍を被造る料なるを、劍は天津麻羅命一神にて成り、鏡は其二神に互る事なる故に右に令作鏡と有るを、其劍はしも此より後に亡たりしかば自然に略かりて傳はらざるにこそ有りけむ、然は有れども古語拾遺には正しく令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸(古語佐那伎)と有りて、此雜刀と云へるは大刀小刀又矛等を併せたる稱と聞ゆれば、其中に此草薙劍も在りて此御時に出來りけむを、右の天津麻羅命天目一箇神は已に同神に御在し坐す由、傳十三・十五に註せるが如くなれば、

其兩説打ち合ひて違ふ可からずなむ有りけるを、此の寶鏡開始章に、掘天香山之五百箇眞坂樹而、上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、下枝懸青和幣白和幣と有るを始めとして、何れの傳にも劍を懸けられたりと云ふ事は無けれども、傳十七に云へる例を以て推すに、決めて下枝には劍を懸けられたりつらむを、日神を出し奉られし時には専ら鏡を以て御問對の御事など御在し坐しければ、此劍を除くとは無けれども、其方に就きて別に稱へ申さるゝなどの事も非ざりければ、自然に輕き方に成れる狀なりし故に、其混れ共に依りて氣吹山には落下れりけむを、此に素戔鳴尊の武き御稜威に依て得させ給へるを以て、其大神の御勢さへに相加はりて、妙に奇しく異しき神物と成れるから、其奉らせ給へりし程より却りて彼の招實アサヒよりは上に立て、直ちに鏡劍と並ぶ次序とは成りたりける物とこそは想像り奉らるゝ御事なりけれ、(予が此神劍をしも此時に下枝に懸けられたる者なる可しと口を決めて云ふ由は、上世に此三種の寶物をば神に奉るのみならず、御世々々の天皇尊等にも賢木に懸けて奉れる例此彼有れば上古の禮式と見えたる事にて、其は景行天皇十二年御紀に神夏磯姫が奉れるは、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊と見え、仲哀天皇八年御紀にも岡懸主祖熊鰐が奉れるには、豫拔取百枝賢木、以立九尋船之舳而、上枝挂白銅鏡、中枝挂十握劍、下枝挂八尺瓊と書し、伊觀縣主祖五十迹手が捧げたるは、拔取五百枝賢木立于船之舳、上枝挂八尺瓊、中枝挂白銅鏡、下枝挂十握劍と見えたる、右の三共に神代の故事を取れる者なる事著きを、何れも三種なるを以て、右なるにも決めて劍を懸けられたる事の有りけむが、皇太神の磐戸を出でさせ給へる頃ほひより落ち亡せたるより其傳々には漏れたりける物とこそは思えたれ、此次の細書に引ける出雲神賀詞に就き

て云へる事共をも考へ合はず可き者なり、故是よりして皇太神の大御許に鏡瓊と共に御在し坐して、此鏡を合せて謂ゆる三種神寶になむ渡らせ給へりける、天孫降臨章第一一書に、故天照太神乃賜天津彦々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物と有る八坂瓊曲玉はしも天津日繼の御璽なり、八咫鏡は天照太神の御靈に御在し坐し、草薙劍はしも素戔嗚尊の御靈に御在し坐せるを以て、大殿祭祠に天津璽乃鏡劍乎捧持賜天言壽宣志久云々と有り、然るを其第二一書に、是時天照太神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡と所見たるは、其片御手に御取らし坐し、御鏡に就きたる御祝言のみ傳はれるにて、又其片御手に御取らし坐し、神劍に就きたる御祝言の如何してか傳はらざる者なり、事の狀を思ふに、此にも視此神劍當猶視吾與素戔嗚尊云々、以爲齋鏡などの如き御言の御在し坐さずては得有るべからぬ所なるをなむ曉る可かりける、拾遺にも右と同じく鏡の御祝言のみを書せれども、其下に、至于磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安云々、更鑄鏡造レ劍と見えれば、其始の同床共殿の神勅は此二種に互れる事決し、此を以て右に云へるが如く神劍に就きたる御祝言の二書共に脱けたるを知るべきなり、若て上に引ける神宮の古傳には、皇太神の此時に三種神寶を事依し授け奉らせ給へる御言に、皇孫如八尺瓊之勾以曲妙御宇、且如白銅鏡以分明看行山川海原、乃提十握劍平天下と所見たるは、殊に其の三種神寶を寄せ奉らせ給へる御壽詞なるが、此を亦大殿祭祠に試るに、皇我宇都御子皇孫之命此乃天津高御座坐天津日嗣乎萬千秋乃長秋大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比氏と有る、安國止以上は、右の分明看行山川海原と云ふに當りて、鏡に添へたる御壽詞なり、次に平氣久所知食止は、下

に應ふる所有りて右の平天下と有る劍に添へたる御壽詞なるが、彼の玉に曲妙御宇と有るをも含めて、鏡と玉との其二を體として合せ詔り給へるが故に、錯雜れて別れずと雖も、其始に天津璽乃鏡劍乎捧持賜天言壽宣志久と有るに照らして、右の御言は鏡劍に寄せ給へりける御壽詞なる可き御旨を明らかし、(但右に鏡劍二種の御事のみ御在し坐して、玉の御事の見えさせ給はざるから、古語拾遺を始として神皇正統記などにも二種神寶と定めたる事なれども、其は大なる僻事と云ふ者にて、甚可畏き御事なり、其は傳六卷に、古事記に日神の御事依の御事を、此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生子而於生終得三貴子、即其御頸珠之玉緒母由良迦志而賜天照太神神而詔之、汝命者所知高天原矣事依而賜也、故其御頸珠名謂御倉板舉之神と有る下に云へるが如く、此は其長御世の遠御世に御世所看す御璽として事依し奉らせ給へるにて、大殿祭祠にも其意味の御言所見たり、其下文に、皇御孫命乃御世乎堅磐常磐奉護利、五十權御世乃足良志御世爾、田永能御世止奉福爾依氏、齋玉作等我持齋波利持淨麻波利造仕禮留瑞八尺瓊能御吹支乃五百都御統乃玉爾云々と有る、此は其時に當りて作れる御祈玉を以て稱へ申せるには有れども、其始め天上にて然る御言を寄せて授け奉らせ給へる事の例と成れるなり、右の皇御孫命乃御世乎云々の事を、太神宮六月次祭九月神嘗祭等詞に、天津祝詞乃太祝詞ともし見えれば、玉には然る御心を含めさせ給ひて事依し授け奉らせ給へるなりけり、又出雲神賀詞を見るに、是爾親神魯伎神魯美命宣久、汝天穗比命渡天皇命能手長能大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閨奉仰賜志次乃隨爾供齋仕奉氏、朝日乃豐榮登爾神乃禮日利臣能禮自登御禱乃神寶獻良久登奏、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毘坐、青玉能水江玉乃行相爾明御神登大八島國

所知食天皇命能^能手長大御世乎、御橫刀廣爾誅堅米云々、麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留^天見行事能已登久、明御神能大八島國乎天地日月等共爾安久平久知行事能志太米止云々と有る、神乃禮日利とは大國主神の國避の時に右の三種神寶を奉らせ給へるを天穗日命の取り傳へ申せりしに起りて、出雲國造の次々世々に奉り來るを以て臣能禮自とも云ふなり、然れば上なる細書にも云へるが如く、上代の例右の三種の中に何れを一種も廢られざる事著明き者なり、傳二十に註せるが如く、上章第三一書なる此素戔嗚大神の辭見の御詞に、且吾以清心之所生兒等、亦奉於姊と申させ給ひけるは、彼の四神出生章第六一書に所見たる御父大神の御事依に、次素戔嗚尊者可^以治天下也と有るが如く、此天下國土の皆はしも此大神の御物なり、然るを右に、以清心之所生兒等、亦奉於姊と申させ給へる、即ち其天下國土を奉^於姊と云ふ事にて、其を天照太神の御子として食國天下と天津日繼を事依し授け賜へらむ御事を請ひ奉らせ給へるなり、故に此に斯る神劍を得させ御在し坐しても打ち置かずして、直ちに天照太神の大御許に上獻させ給へるは、一には私の御心御在し坐さざる由を見え奉らせ給ひ、一には己尊の御靈として天神御子の同殿に御在し坐して守り奉らせ給はむとの御事に御在し坐しけるも著く、上に已に引ける大殿祭詞に其初に、天津璽乃鏡劍乎捧持賜^天言壽宣^天と有りて、次に其劍に就たる御壽詞は、安國止平氣久所知食止言寄奉賜^天と有りて、彼乃提^天握劍^天平^天天下^天と見えたる是に當れるを、其文に應へて、以天津御量^天事問之磐根木根立知草能可岐葉乎毛言止^天天降利賜^天食國天下^天天津日嗣所知食須皇御孫之命云々と有るは、即ち天下をして安國と平らげて所知看す御事に御在し坐せば、素戔嗚大神の此に其意を寓^天て此神劍をば天神に上獻りて、其天神御子に授け賜ふ可き由をば申させ給へりけむ

御事推して知るべき者なりかし、即ち天孫降臨章なる大巨貴神の御言に、乃以平^天國時所杖之廣矛^天授^天二神^天曰、吾以^天此矛^天卒有^天治功^天、天孫若以^天此矛^天治^天國者必當^天平安^天矣と有るも一事にて、天神御子の武事を以て天下を平らげさせ給はむ御事を申させ給へるに同じ致なる御政になむ御在し坐しける、故に其神代の事は姑く置きて神武天皇戊午年御紀に、不^天若退還^天示^天弱禮^天祭神祇^天、背負^天日神之威^天、隨^天影壓躡^天と詔り給へる大御言の、世に武く雄々しく御在し坐す御事は申すも更なるに、御方よりも此を以て天壓神と名乗らせ給ひ、御虜の方より然稱へ奉りて、虜には壓し勝つべき物と定めさせ給ひ、君には壓し挫かれ奉る物と天下の心互に疑はずして一なるは、全く此神劍に寄りて天照太神・素戔嗚尊の大御稜威を預奉らせ給へる者にして、其起源此に在る事になむ有りける、(世の古學者と云へる輩皇國の武國たる事を云へり、然れども何にして其武國なりけるぞと其然る所以を云はざるは、此に天照太神・素戔嗚尊の深き御幽契の御在し坐すに依りて斯りと云ふ事を知らざるが故に、甚跋々しき心ちして、謂ゆる沓を隔て、痒を搔くの譬に異ならざりけるこそ速無けれ、物皆依る所有り、其因りて起る所以を究めずして何ぞ知る事をば得む、) ○然後は、其神劍を天神に上獻させ給ふ御使を上天に奉遣し給ひ異へて後を云ふなり、○行寬は、右に尋^天聲寬住者^天と有るに等しく、二字引き合はせて麻岐伊傳麻志氏と訓むべき由已に上に云へりき、然は有れども官本・金澤本共に行を由伎都々と訓めれば猶本の任にて有りなむとす、即ち乍^天行の義にて、彼の大蛇を簸川上にて斬らせ給ひ、其得給へる神劍を天上に奉らせ給ひ、其地の御政を果させ御在し坐して簸川上を出去せ給ひがてらに、且は奇稻田姬命と婚合爲させ給はむ宮地を寬めさせ給ふとてなれば、由伎都々と訓みて允に當れり、(萬葉三卷十七丁に、久方、天傳來自、雪自物、往來乍

益、及常世と有るは、往年來乍を疊みたる者にして、此の行乍の例なり、(覓字は上なる一訓に母登米と有り、此なるも母登牟と訓めれば母登米給比と訓み添へて下に續く可きなり、萬葉二(三十八丁)に、秋山之、黃葉乎茂迷流、妹乎將求、山道不知母、六(三十一丁)に、海城婦、玉求良之、七(八丁)に、湯種時、荒木之小田矣、求跡、又(十四丁)古爾、有監人之、覓乍、十(六丁)に、春之去者、妻乎求跡、鶯之、木末乎傳、十二(十丁)に、綠兒之、爲杜乳母者、求云、乳飲哉、君之、於毛求覽、又、悔毛、老爾來鴨、我背子之、求流乳母爾、行益物乎、十三(八丁)に、沼名河之、底奈流玉、求而得之玉可毛、拾而得之玉可毛、又、(二十六丁)奧浪、來因白珠、邊浪之、緣流白珠、求跡曾、君之不來益、拾登曾、公者不來坐、又、(二十七丁)直不往、此從巨勢道栢、石瀬踏、求曾吾來、戀而爲便奈見、十四(十三丁)に、宇惠古奈宜、可久古非牟等夜、多禰物得米家武、十七(四十七丁)に、佐夜麻太乃、乎治我其日爾、母等米安波受家牟など有りて、大抵は上に註せる麻具と同じき物から、其言は目來にて、眼前に物を引き付けて見ける意なれば求めて見るを云ふなり、母登牟と云ふ時は本見にて、彼に引き付けられて見る義なれば探りて見るを云ふなり、故に麻具には來の義有り母登牟には往の意有りて、少か心用ひ有る事なりけり、(名義抄に覓字を母登牟とも美流とも有るを以て、其言に眼目に起れる事を知るべし、但し麻具と母登牟との言義は右の如くなれども、其用ひ様等しくして然計りの異りは無き事なり) ○將^{セム}婚^{ハシ}之處、私記に美阿巴只西牟等已呂乎と有り、即爲^{セム}身合^{ハシ}之處の義にて古言なり、已に傳五に註せるが如く、八洲起元章第五一書に見えたる遂將^{セム}合^{ハシ}交^{ハシ}を、私記に豆比爾美安巴志世牟止須と有るも此に同じきなり、此等の所を古事記國生段に如此言竟而御合生^{ハシ}子、又御天降段に此御子

者御^{ハシ}高木神之女云々^{ハシ}と有るを、記傳に、「續紀第七詔に伊波乃比賣命皇后止御相坐而と有るに據りて、何時も然訓む事とのみ思ふは中々に心狭き事なる可し、美阿波須と云ふは、次に云ふ^{ミトマダ}濫^{ハシ}合^{ハシ}の事にして、古事記に美刀阿多波志都と云ふ語の有る其を、此には天孫降臨章に幸^{ハシ}之と有るを、私記に女之津又美刀阿多波之津と云ふ訓有り、又其の第二一書に幸^{ハシ}之の字を訓める、即ち與^{ハシ}身^{ハシ}の義にて右に謂ゆる合^{ハシ}交^{ハシ}の語是なり、故に此語は男女濫^{ハシ}合^{ハシ}の事なり」と云ふは、八洲起元章に思^{ハシ}欲^{ハシ}以^{ハシ}吾身元處^{ハシ}合^{ハシ}汝身之元處^{ハシ}と有る、即ち身合^{ハシ}の語の因りて生まる可き所なり、其事を承けて直ちに於陰陽始^{ハシ}濫^{ハシ}合^{ハシ}爲^{ハシ}夫婦^{ハシ}と有る、其^{ハシ}濫^{ハシ}合^{ハシ}は與^{ハシ}身^{ハシ}之熟^{ハシ}昨^{ハシ}合^{ハシ}なる由、已に傳四に註せるが如し、其第一一書にも思^{ハシ}欲^{ハシ}以^{ハシ}吾身陽元^{ハシ}合^{ハシ}汝身之陰元^{ハシ}と有りて、下に遂^{ハシ}爲^{ハシ}夫婦^{ハシ}と受けたるも亦右と同じ事なり、此を以て見る時は夫婦交合する事を崇まへては御合^{ハシ}坐^{ハシ}と云ひ、常には身合^{ハシ}と云ひたりけむ事何かは疑を容る可き、(記傳五卷三丁御合の下に「美阿波世と訓むは古語を知らぬ僻事なり」と云はれたるは、其御合の字の訓に就きて云はれたる者にて、此に婚^{ハシ}字を身合と訓む事には非ず) ○到^{ハシ}出雲之清地^{ハシ}と有りて、下に清地此云^{ハシ}素鵝^{ハシ}と見えたるは、唯清^{ハシ}字の訓注にし有りければ、古事記に、故是以其速須佐之男命宮可^{ハシ}造^{ハシ}作^{ハシ}之地求^{ハシ}出雲國^{ハシ}、爾到^{ハシ}坐須賀^{ハシ}(此二字以^{ハシ}音^{ハシ}、下倣^{ハシ}之)「地^{ハシ}と有るに依りて、地^{ハシ}字を登許呂と訓むべき事云ふも更なり、即ち次に於^{ハシ}彼處^{ハシ}建^{ハシ}宮^{ハシ}と有るは、其記に謂ゆる須賀宮なる事、下に委しく云はむが如し、右に宮可^{ハシ}造^{ハシ}作^{ハシ}之地求^{ハシ}出雲國^{ハシ}と有るを、記傳九(三十丁)に「宮^{ハシ}字は作^{ハシ}字の下に在る意に見るべし、宮は御宅^{ハシ}なり、偕此宮造は全櫛名田比賣命に御合^{ハシ}し坐さむ料なり、書紀に然後覓^{ハシ}將^{ハシ}婚^{ハシ}之處^{ハシ}と有る即ち此の文に當るを以て知るべし、凡て上代に婚禮するには先づ屋を造りし事と見

ゆ、彼の伊邪那岐伊邪那美大神の御時にも先づ見立天之御柱見立八尋殿と有りし御事思ひ合す可し、出雲風土記にも、神門郡八野郷郡家西北三里二百一十歩、須佐能袁命御子八野若日女命坐之、爾時所造天下大穴持命將娶給爲而令造屋給、故云八野と云へり」と云はれたるは然る言にて、即ち同記に、大原郡御室山郡家東北一十九里一百八十歩、神須佐乃乎命御室令造給所宿、故云御室と有るは、其竝びに須賀山郡家東北一十九里一百八十歩（有檜粉）と有りて、其方位は本よりにて其里數まで打合へれば決めて其清宮是なる可し、猶古に婚禮するに屋を建て逢ひけむ事は、記傳四（十九丁）に、「萬葉三、（四十八丁）過勝鹿眞間嬢子墓時、山部宿禰赤人作歌に、古昔爾、有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、廬屋立、妻問爲家武云々、是も古賤者と雖も廬屋を建て妻問すと云ふ習俗の有る故に如く此續けて詠まれしと見ゆ」と云はれ、又其二（三十九丁）に、吾妹子與、二人吾宿之、枕付、孀屋之内爾、三（六十丁）に、吾妹子與、左宿之妻屋爾と有るも、別に建てたる事は云はざれども、夫婦隠寐る科に設けたりし物なる故に妻屋とは云ふなり、又武烈天皇御紀影媛歌に、逗摩御暮屋、鳴佐賽鳴須擬と詠めるは、妻隱有小眞廬と云ふ義以て地名の佐保に續けたりし者なり、下に引ける名義抄なる室字の訓の中に佐夜と有るは眞屋と云ふ事にて、其室は夫婦共寝を爲る臥房なるにも思ひ合す可し、萬葉二（二十丁）に、孀隱有、屋上乃（一云室上山）山乃、十（四十三丁）に、妻隱、矢野神山と有るは妻隱有屋と云ふ事にて、右に云へる妻屋の例是なり、（冠辭考に「此は端の手に隠る箭と續くる意なるを、冠辭なれば手てふ語を略きて都麻基毛流と詠めるにや、楮鳴佐賽と冠らせたるは小箭と云ひ係けたるなる可し、箭を古に佐とも云ひしは、卷十三に投左乃遠離居而と詠み、卷二十に、阿良之乎乃、伊乎佐太波佐美

とも有り云々」と云はれたれども然る義には非じかし、猶下の夜霸猊積菟俱廬の下に云ふべし、右に謂ゆる古事記の宮可造作之地は、可建宮之地と云はむが如し、求出雲國と云ふは、其安藝國可愛之川上に降り著き御在し坐して、其より簸川上なる鳥上之峯に到らせ給ひ、其川上に於て彼の大蛇を事向させ御在し坐す以前に、彼の老夫婦二神に勅曰、若然者汝當以女奉吾耶、對曰、隨勅奉矣と有るが如く、其女奇稻田姫命を后神と爲させ給ふ可き御契約御在し坐しよかば、其住める出雲國の内にて妻屋を建てさせ給ふ所を尋覓め幸行しなり、宮地を覓と云ふ事の例は、倭姫命世記垂仁天皇二十五年條に、于時倭姫命詔久、南山末見給被、吉宮處可有見山止詔天、御宮處覓爾大若子命乎遣支云々、其處乎宇太之大字禰奈乎爲天、荒草令刈掃天宮造令坐支、此處被皇太神之欲給地被不有悟給支、其時大河自南道宮處覓爾幸行爾美野爾到給天、宮處覓佗賜比天、其處乎和比野止號支云々、其時大若子命從河御船擊御向參相支、于時倭姫命大悅給天大若子問給久、吉宮處在哉白久、佐古久志呂宇遲之五十鈴川上爾吉御宮處在白支云々と有る是なり、其二十六年條に、爾時倭姫命乃御夢喻給久、我高天原坐懸戸押張原如見見志麻伎志國宮處是處也、鎮理定理給止覺給支とも所見たり、此は神の御靈實を供奉りて宮地を覓むるにて、佗より然爲る事にて、素戔鳴大神の御自ら其御在し坐しつ可き宮地を求めさせ給へると自佗の差は有りけれども、事は一なる故に此に擧ぐる者なり、（垂仁天皇三年御紀に天日槍が住處求むる所に、臣將住處、若垂天恩、聽臣情願地者、臣親歷視諸國、則合于臣心欲被給、乃聽之云々、西到但馬國則定住處と云ふ事も有り、）○乃言曰の言曰を、此にては許登阿宜志多麻波久と訓めり、傳八・十六に已に云へり、考へ合はすべし、此は已に四神出生章第六一書に乃與言曰と有るより始

めて、瑞珠盟約章第三一書に、則稱之曰正哉吾勝、故因名之曰勝速日天忍穗耳尊と有るには稱字を用ひられ、第四一書にも素戔嗚尊云々、乃興言曰、第五一書にも、素戔嗚尊稱之曰云々と見え、又此第六一書にも、大己貴神の御言に、遂到出雲國、興言曰、夫葦原中國本自荒芒至及磐石草木威能強暴、然吾已摧伏莫不和順、遂因言今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有之乎と有て、稱之とも又興言とも被書たり、又景行天皇四十年御紀日本武尊云云と有りて、亦進相模國欲住上總、望海高言曰、是小海耳、可立跳渡と有るを、熱田縁起にも此文を載して高言猶云舉言と注せり、又古事記同段に、爾爲言舉而詔云々、因言舉見惑也など見え、繼體天皇廿一年御紀には亂語揚言曰とも有りて、凡て言舉とは事を舉げて言ひ立つるにて、大いに其得たる所有るを以て聲を高く舉げて誇る状なるを云ふなれば、素戔嗚大神の御心清々しく成らせ給へるに大いに意を得て舉げ給へりし御言なりける者なるなり、(萬葉六卷二十六丁に、千萬乃、軍奈利友、言舉不爲、取而可來、七卷八丁に、八信井、上爾事上不爲友、十三卷九丁に、神柄跡、言舉不爲國、雖然、吾者事上爲、又十丁に、神在隨、事舉不爲國、雖然、言舉叙吾爲云々、百重浪、千重浪敷爾、言上爲吾、十八卷三十一丁に、可久之安良波、許登阿宜世受杼母など有り、)○吾心は、古事記に吾來此地我御心須賀須賀斯と有るに依て、吾御心の如く訓むべし、已に引ける出雲風土記に、意宇郡安來郷云々、神須佐乃鳥尊天壁立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者平安成詔、故云安來也と見え、又拜志郷云々、所造天下大神命、將平越八國爲而幸時、此處樹林茂盛、爾時詔、吾御心之波夜志詔、故云林とも書し、又秋鹿郡多太郷云々、須佐能乎命御子衡杵等乎而留比古命國巡行坐時、至坐此處而詔、吾御心照明正眞成云々と見

え、古事記水垣宮段に、大物主大神顯於御夢曰、是者我之御心とも有るなど何れも御自稱なるが、共に吾御心と有る是なり、風神祭詞に、誰神會天下乃公民乃作々物乎不成傷神等我御心自悟奉禮止宇氣比賜支と有る、此は佗より申すなれば猶更に如此く御字を添へて崇まへ申させ給へる事本よりなり、○清々之は、金澤本には之字を脱せり、下に此今呼此地曰清と有りて、此に吾志清々之と言舉げ爲させ給へるに起りて地名とは成れるなり、楮清字は上に清地此云素鵝と注され、古事記には正しく爾到坐須賀(此二字以音、下倣之)地而詔之、吾來此地我御心須賀須賀斯、而其地作宮坐、故其地者於今云須賀也と有る、即ち右に當れる言なり、記傳九(三十九丁)に「此言の意は濯々斯伎なり、濯ぐを濯がしきと云ふは、騒ぐを騒がしき、很くを很かしきと云ふ同格の語用ひなり、今此地に來坐しつれば御心ちの洗濯きたる如く潔く所思え給ふにて、今俗言に心の清と云ふに同じ、此は唯此時の御自ら所思す御心ちを云へるにて、俗に云ふ心持なり」(採要)と云はれたるは然る言にて、播磨風土記揖保郡上岡里條に品太天皇巡行之時、關井此岡、水甚清寒、於是勅曰、由水清寒吾意宗我々志、故曰宗我富と見え、猶源氏桐壺卷に「須々賀々とも得參らせ奉り給はぬなりけり」と有るを始として其語多在るを、記傳に「其は滯無く速に事の行くを云へれば此とは本より別か」と云はれたれども、凡て物に穢濁はしき者の有る時は滯こほれるを、濯清なる時は速に通る者にし有れば、必ず同言同義なりと所見たり、(又記傳に「此は俗に云ふ心持なり、全體の御心の全體の論には非ず、然るを穢惡しき心性亡て清淨き善心に成り給ふ意と爲るは委しからぬ事なり云々」と云はれたるは然る事にて、此は心法の善惡に就て云ふべき事ならず、)故に此大神の本より清明き御心御在し坐す御事は傳十三、

二十に委しく説き明らかめ奉れるが如く、其一二を申さば、瑞珠盟約章なる誓約の御詞に、如吾所生是女者則可_レ以_レ爲_レ有_レ濁心、若是男者則可_レ以_レ爲_レ有_レ清心と申させ給ひけるに、果して男御子を生み奉らせ給へりしかば、其の第一一書に、故素戔嗚尊既得_レ勝驗、於是日神方知_レ素戔嗚尊固無_レ惡心とも、第三一書に、故日神方知_レ素戔嗚尊元有_レ赤心とも見えたる、是日神の御方にても此大神の清明き御心の程を悉くに所知看させ給へるなり、然して上章第三一書に、於是素戔嗚尊白_レ日神曰、吾所_レ以_レ更昇來_レ者、衆神處_レ我以_レ根國、今當_レ就去、若不_レ與_レ姉相見_レ終不能_レ忍離、故實以_レ清心_レ復上來耳、今則奉_レ覲已訖、當_レ隨_レ衆神之意_レ自_レ此永歸_レ根國矣、請姉照_レ臨天國_レ自可_レ平安、且吾以_レ清心_レ所_レ生兒等、亦奉_レ於姉、已而復還降焉と有るが如く、此御辭見の御時にも返々も其清心の御事を申させ給へるを以ても、此に吾心清々之と詔り給へるは、然る御心の善惡の論には預らざる時にて、實に記傳に云はれたるが如く、其御時の御心持の御事になむ有りける、其は傳二十及上に云へるが如く、出雲風土記に、意宇郡安來郷郡家東南二十七里一百八十步、神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來_レ坐此處_レ而詔、吾御心者安平成詔、故云_レ安來と有るは、此第二一書に所見たる是時素戔嗚尊下_レ到於安藝國可愛之川上_レ也と有る時の御事にて、其は此時天上にて男御子をば日神に奉らせ給ひて天津日嗣と定め奉らせ給ひ、三女神をば率るて御在し坐して、遙々と天路を翔け巡りて天降り御在し坐して著せさせ給へれば、此に於て御心の安く成らせさせ御在し坐しけるが故に右の御言は詔り給はしとなりけり、又此大神の此處にて吾心清々之の御言を擧げさせ給へるは、彼の大蛇を斬らせさせ御在し坐して、國中に荒振る惡神を滅ほして國中の巨害を斷たせさせ給ひ、其尾中より得させ給へりし神劍はしも直ちに天照太神に奉らせ給ひて、其御治

を仰ぎ奉らせ給へれば、今は御心に係らせ給ふ可き隈々しき御事の御在し坐さざりければ、實に其御心持の洗濯きたる如く潔く所思えさせ給ひける故に、其御心の占を以て終に此清地に宮處を定めさせ給ふ御事には至らせ給へる者なるぞかし、(谷重遠説に、吾心清々者、一心清淨無_レ一點之穢_レ也と云へれども、此は其淨不淨に抱はる可き所ならず、其御心持を詔り給へるのみにして別なる意有るべからず、記傳に又云はく、抑前に已に御身の鬚爪など迄を抜きて被ひ給ひしかども猶穢の盡し竟へざりしにや、其後しも大宜都比賣神を不意く殺し給ふ惡行なり、偕後に大蛇を斬りて無上靈劍を得て獻り給へる、此功類無きに依りて、以往の穢は皆盡し竟へたる故に、今自ら御心ち清々しく爲りて所思ほすなる可し」と云はれたれども委しからざる説なり。) ○此今呼_レ此地曰_レ清は、古事記に故其地者於_レ今云_レ須賀也と有る是なり、記傳九(四十一丁)に「此地は出雲風土記を以て細に考ふるに、先づ大原郡須賀山郡家東北一十九里一百八十步(有_レ檜粉)須我小川源出_レ須我山_レ西流(有_レ年魚少少)と見えて、又意宇郡野代川源出_レ郡家正南一十八里須賀山と有る、此須賀山も即ち右の大原郡なるを云ふ、須我山は大原・意宇二郡に亙りて其堺に在り、偕同郡熊野山郡家正南一十八里(有_レ檜檀)也、所謂熊野大神之社坐)と見ゆ、斯れば須我山・熊野山は相並べる處なれば、熊野神宮ぞ即ち此須賀宮處なる可き、共に郡家正南一十八里と有ればなり」(取意)と云はれき、然れども今俊信本を以て此を比較るに、右の野代川源を郡家西南と有りて、熊野山を郡家正南と有ると同じからざれば、行程の共に一十八里と有るが合へりとして如何でかは同處なる事を得む、今地圖を以て考ふるに、須我山は大原と意宇と二郡に亙れる地にて、熊野山は其東に隣れり、若て須我小川を源出_レ須我山_レ西流と云へれば、須我の地は其山の西に在りて、右の熊野神宮

とは東西に隔れるが如きを、同記に、大原郡海潮郷郡家正東一十六里卅三步、古老傳云、宇能治比古命恨御祖須我禰命而、北方出雲海潮押上漂御祖之神、此海潮至故、云得鹽(神龜三年改字海潮)即東北須我小川之湯淵村川中溫泉(不用號)同川上毛間村川中溫泉出(不用號)と所見たる、此海潮の地は右の須我山の西南と聞ゆるが、其須我禰命の名に因るに、其郷名の出來れる以前には其邊迄を係けて須我の内なりし事知られたり、然れば又記傳に「同郡御室山郡家東北一十九里一百八十歩、神須佐乃乎命御室令造給所宿、故云御室」と見ゆ、須我山と南方に相並びて此山も共に郡家東北一十九里一百八十歩と有て相近き地なれば須賀宮の事を如此く傳へたるか、又同郡不在神祇官と有る十七所の中に須我社見ゆ、(補意)と云はれたるに就きて案ふるに、其御室山も共に須我山の内には在れども、其宮を造り給へりし地なるが故に其御室を以て山名と爲るのみこそ有りけれ、等しく其清地の内にし有りければ、下に云るが如くにて、其御室山なむ其須賀宮の在所には有るべかるらし、(然るを通證に、大社記曰、素鷄社在大社與蛇山之間、延喜式風土記所謂出雲社者是而合祭素鷄鳴尊・稻田姬・大己貴命三神と有れども、其にては古記の趣に合はざる事なれば、云ふにも足らざる者ながら心得て有るべし、又萬葉十七卷四十七丁に、情爾波、由流布許等奈久、須加能夜麻、須可奈久能未也、孤悲和多利奈牟と有るは、越中國にての歌なれば、此須我川の事には非ざる者ながら又由有る事、傳二十八卷に云ひ、又因幡國に須賀神の御在し坐す事は其下に云へるなり、) 傳第一一書に、素鷄鳴尊云々、乃於奇御戸爲起而生兒號清之湯山主三名狹漏彥八島篠、一云清之繫名坂輕彥八島手神、又云清之湯山主三名狹漏彥八島野と見えたるは、其須賀宮に御在し坐して令生給へる御兒神なるが、大國主神の八十神の爲に御父

大神の御許に幸行す迄の間は此宮に御在し坐けむと所思ゆる由、下に註せるが如し、若て其清之湯山主は、右に謂ゆる須我山の事なり、湯は右に引ける海潮郷の下に、即東北須我小川之湯淵村川中溫泉(不用號)同川上毛間村川中溫泉出(不用號)と有る是にて、溫泉の下に不用號と云ふ事の二所に出でたるは、唯に溫泉と云ふ事にて、湯山と云ふ號の有るも所々に然る溫泉の有るを以てなり、竊疏に、曰清之湯山主者、出雲清地有溫泉、故爲名と註させ給へる是なり、此を以て須賀宮は後の熊野神宮の地とは異なる所なるを知るべし、或説に湯淵村素鷄鳴尊稻田姬命往跡有之と有れども、然る村里にては無く、山坂などの地ならずては其御子に清之湯山主とも清之繫名坂とも申す御名の有るに相叶はざる者なりかし、又風土記に、同郡佐世郷郡家正東九里二百歩、古老傳云須佐能袁命佐世木葉頭刺而踊躍爲時、所刺佐世木葉墮地、故云佐世と有るも、其海潮郷にも須我山にも西方に當りて遠からざる地にし有りければ、其も此須賀宮に大神の御在し坐しける程の御事と見えて、此にても其宮に住み著かせさせ御在し坐しける證とは成れる者ぞかし、(若て其海潮郷に今須我村と云ふ有り、湯淵村の名も今猶在りと云へり、其不在神祇官、と云ふ須我社は海潮郷須我里に在るを、今諏訪里と云ふと云ひ、又須我山は同郷に在りて保宇奈塚山と云ひ、御室山は同郷飛石村に在りて右の須我山と相並びたる其南方の山是なりと云へり、予未だ其地理を知らざれば猶後に正して註す可きなり) 傳此下に、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮主神と有るに就て考へ有り、其は上に粗云へるが如く、大己貴神の生み出させ御在し坐して隨分長成らせさせ給ふ頃ほひに至りては、大神は此須賀宮を避け給ひて已に外に物爲させ給ひて其御成業をば試み奉らせ給ひけらし、右に引ける風土記海潮郷の

下に、宇能治比古命恨御祖須我禰命而北方出雲海潮押上而漂御祖之神と有るは、古事記に謂ゆる故此大國主神之兄弟八十神坐と有る其中の一神にて御在し坐すべく、其御祖之神と云へるも、同記に大穴牟遲神に對へて御祖命と書せる是にて、須我禰命と申す、須賀は宮號なり地名なり、禰は姊にて女神の謂なるは然る物にて、其宮を稻田宮と云ふも奇稻田姫命の御名を取れるなれば、此には御祖神と御子神等と共に此須賀宮に御在し坐しけるなり、下及二十四卷に云へるを考へ合はす可し、若て其八十神の爲に辛苦られさせ給ひて御父大神の御許に至り坐しけるに、其歸り給ふ所に、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬、意禮爲大國主神亦爲宇都志國玉神而云々是奴也、故持其大刀弓、追撥其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀬追撥而始作國也と有に合せて風土記を考ふるに、其大原郡神原郷、郡家正北九里、古老傳云、所造天下大神命之御財積置給處、則可謂神財郷、而今人猶誤云神原郷耳と有るは、御父大神より授かり給へる神財を收させ給ふ地と聞えたるに、又屋代郷、郡家正北一十里一百一十六步、古老傳云、所造天下大神之築立射處、故云矢代（神龜三年改字屋代）即有正倉、又屋裏郷、郡家東北一十里一百六十步、古老傳云、所造天下大神令殖笑給處、故云矢内（神龜三年改字屋裏）と有るも生弓矢の事に思ひ合せらるゝを、共に其間合遠からざる處なるは、其須我宮に本著きて物爲させ給へるにて、八十神を伐ち給はむ御設此に御在し坐すを以てなり、又城名樋山、郡家正北一里一百步、所造天下大神大穴持命、爲伐八十神造城、故云城名樋山也と有るは、須賀宮より此に出で坐して御軍に及ばせ給はむとして御城を造らせ給へるなり、又來次郷、郡家正南八里、所造天下大神命詔八十神者不置

青垣山裏詔、追撥此處追次坐、故云來次と有るは、其城名樋山より此に攻め至らせ給へる古傳なり、如此く大國主神の八十神を滅し給ふに就たる故事の皆此大原郡に在るは、全く其御祖命と二柱共に須賀宮に御在し坐しけるに依れる者なり、此を以て右の須我禰命は奇稻田姫命に渡らせ給ふ可き由を知り、又須賀宮は其大原郡なる須我山・須我小川又須我社の御在し坐す海潮郷なる事を知れる者なりかし、（但し其より後に大國主命の住み給へりしは、下に引きて註せるが如く、其古事記に見えたる御父大神の御言に、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而於宇迦能山本、於底津名根宮柱布刀斯理、於高天原、冰椽多迦斯理而居是奴也と有る宇迦能山は、風土記に、宇賀郷、郡家正北一十七里廿五步、所造天下大神命讓坐神魂命御子綾門日女命、爾時女神不背逃隱之時、大神伺求給所是郷、故云宇賀と有る其地なり、然れば八十神を滅し給へる迄の宮所は須賀宮にて有りしなりけり、○於彼處建宮は、新宮本に宮豆久理志多麻布と訓み、又古事記に其地作宮坐と有る記傳の訓に因りて、曾許爾那母宮豆久理志給比祁流と訓み調のふ可し、天孫降臨章に其地有一人と云ふ事を、其第四一書には時彼處有一神と作る、其地と彼處と相通はし書ける例是なり、此大神奇稻田姫命と御合ひ坐さむ其宮處を覓給ふとして幸行しけるに、御心の清々しく思ほし感けさせ御在し坐し、かば、其處に住み給ふ可きなりけりと所思し定めさせ御在し坐して宮殿を作らせ給へるなりけり、凡て神等の宮殿を造らせ御在し坐して留め住ませ給へる例、何れも其御心に得させ給ふ處有るを爲させ給ふ事にて、出雲風土記に、秋鹿郡惠朝郷、郡家東北九里卅步、須佐能乎命御子磐坂日子命國巡行坐時、至坐此處而詔、此處者國稚美好國、形如畫鞆哉、吾之宮者是處造事者詔、故云惠伴（神龜三年改字惠曇）と有る、此には御心の事を

云はざれども、國稚美好と愛で給へるに即ち御心の稚やかに美好しく成らせ御在し坐す意を宣ひて、其地を宮處と定め給へるなり、次に多太郷、郡家正北五里一百廿步、須佐能乎命御子衝杵等乎而留比古命、國巡行坐時、至坐此處而詔、吾御心照明正眞成、吾者此處靜將坐詔而靜坐、故云多太と有るも、御心の照明く正眞しく所思えさせ給へるを度として其處に留まり坐せるなり、右等は何れも現御身の御上の事なるが、人代と成りて後に神の御靈の鎮まらせ給へるも然有りけり、其は神功皇后御紀に、皇后之船直指難波、于時皇后之船廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照太神誨之曰、我之荒魂不可近皇后、當居御心廣田國、即以山背根子之女葉山媛令祭(中略)亦事代主尊誨之曰、祠吾子御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭と有る、此廣田長田は元より然る地名の有るに就きて宣り給へるには有るべからず、彼の征韓の御政を守り奉らせ給ひ、終て御心の廣く長く成らせさせ給へる其の處に鎮まり坐さむとは託給へる者にて、廣田長田の號は其御時に始まれる事、此に素戔鳴大神の吾心清々之と御言舉爲させ給へるに起りて、清地の稱有り須賀宮の號有るに等しかりぬ可くして、此例猶多在らむを今其一二を舉ぐ、(右等の御心廣田國・御心長田國の例に依らば御心須賀國などの言も有りつらむを、今物に書して傳はらぬにこそ、萬葉一卷十八丁幸于吉野宮時歌に、山川之、清河内跡、御心乎、吉野之國、又十五卷十二丁に、安我已許呂、安可志能宇良爾と有るなど右と同じ云ひ様なり、) 偕此建宮の御事を、古事記に茲大神初作須賀宮之時と有りて、須賀の號有れば、此にも必ず清宮と書ける所有るべきに、然らざるは其記さる可き因み無きに依れる者なる可し、又此下に稻田宮主神の號有れば其後神の御名に因りて稻田宮と云ふ稱も必ず有りつらむと所思しき由は、此に因勅之曰、吾兒

宮首者云々の事を、古事記には汝者任我宮之首と有れば、本より大神の宮なる事申すも更なる所なり、然るに上に云へるが如く、大神は其後に別處に移り幸行て國土經營の御事を始めさせ御在し坐せる後には、其御祖奇稻田姬命其御子大己貴神と二柱住ませさせ御在し坐しける故に、此には右の如く吾兒宮と有る事なれども、實には其始は大神の宮なる故に我宮とは詔り給へるなりけり、偕其須賀宮は右に引ける風土記に、大原郡御室山郡家東北一十九里一百八十步、神須佐乃乎命御室令造給所宿、故云御室と有る是にて、奇稻田姬命と濫合爲させ給へる奇御戸にこそは有けめ、奇御戸は隱處にて又其の御室に異ならず、其は古に男女隱寢る事は更にも云はず、唯に寢臥すにも其室なりける事は、古事記に大穴牟遲神の御父大神の御所に出で坐しける所に、令寢其蛇室又入吳公與蜂室と有るは、其神を寢なめ試み給ふとして然る枉々しき所に入れ給へるには有れども、其室に令寢給へる意は一なり、次に八田間大室の事有る、此は其大神の御自ら御寢坐さむ料なり、神武天皇戊午御紀虜に宴饗を賜はる所に作大室於忍坂邑と有るも、後に令臥給はむ料と聞ゆる事は、綏靖天皇御紀に、會有手研身命於片丘大室中獨臥于大牀と有る其室に大牀を設けて臥し給へるにて推し度られたり、古事記神名に久々紀若室葛根神と見え、顯宗天皇御紀に爲室壽曰築立稚室葛根云々と有るも、屋は室を主として建つる事、彼の二柱御祖神の八尋殿に久美度を云ひ、此須賀宮に奇御戸の御事御在し坐すを以て准らへ知る可き者なりかし、(天孫降臨章に、鹿葦津姬忿恨乃作無戸室入居其内と有るは、産室なれども右等の寢室に異ならず、又其の居字を許母理と有るをも思ひ合はす可し、萬葉二卷二十丁、柿本朝臣人麻呂從石見國別妻上來時歌に、孀隱有、屋上乃山乃と有るを一云室上山と有る、室上も夜賀美と訓む所なる

は本よりなれども、其夫婦隠る所は室なる故に其意を以て室上に作れる者なり、名義抄に室字を牟呂とも須牟とも興流とも登志とも加會布とも佐夜とも訓めり、其興流と云ふは貴人の寢給ふ事を御興流と云ふ是にて、中務内侍日記に「御興流の後も、急に寝られず云々」、増鏡に「今日の日影に御門は何方に御興流と問ふ云々」、著聞集に「月をも御覽ぜで御興流なれば云々」と有るを云ひて、其寢室に臥し給ふを云へり、又佐夜と云ふ訓有るは、上に引ける武烈天皇御紀影媛歌に、逗摩御暮屋、鳴佐褒鳴須擬と有る、即ち妻隱有小眞廬の義なるに等しく、眞屋にて臥房を云ふ稱なり、○建は、金澤本に都久流と有りて、即ち古事記に其地作宮坐とも作須賀宮とも所見たる作字に當れり、八洲起元章第一一書に、化作八尋之殿、又化堅天柱と有る化作を美多都と訓めるを以て、多都と都久流と其言別にして字は共に一なるを以て辨ふ可し、天孫降臨章第二一書に、時皇孫因立宮殿、是焉遊息、其第六一書に、其於秀起浪穗之上起八尋殿而云々、垂仁天皇二十五年御紀に、故隨太神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、景行天皇十二年御紀に、到豐前國長峽縣、興行宮而居故號其處曰京也云々、即留于來田見邑、權興宮室居之云々、到日向國、起行宮以居之、是謂高屋宮、又仲哀天皇二年御紀に、興宮室于穴門而居之、是謂穴門豐浦宮など猶多在り、斯れば多都も都久流と一かと云ふに然らず、都久流は其人工を盡す方を以て云ひ、多都とは其宮室に就きて言を成せる者なるなり、(然れば多都は體なり、都久流は用なりと雖も、其義相違からざるが故に通はし用ふるも常なれば然のみ抱る可からず、) ○或云と云ふは、樂府に傳はれるを以て云ふなる可し、若て此の細書を古事記には、茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣

賀岐、都麻基微爾、夜幣賀岐都久流、會能夜幣賀岐袁と有りて本文に在り、此御紀は其大體を云ひて、細やかなる事は細書に爲る故に外々しく見ゆめり、右の茲大神は記傳九(四十三丁)に、「茲に始めて大神と申せり、下皆同じ、伊邪那岐命をも黄泉段の次よりは大神と申せり、共に故有る事なる可し」と云はれき、此御紀には然る差別は無くして、初より大神とも申す可き神等には尊字を書かれたりと雖も、其甚じき御功業の全く立たせさせ御在し坐せるに臨みて然稱へ奉る事なれば、此には然書されずとも其心は古事記の如く思ひて有るべき事なり、(但し記傳に「此は熊野宮に鎮り坐す所を指して申せるなり、若然らずは更めて茲大神と云ふべきに非ず、於今云須賀」と云ひて其須賀宮に鎮坐茲大神と云ふ意自ら顯はなり、須賀と熊野とは本一なりしが、漸後には其須賀てふ名は近き邊の山川に残り、熊野てふ名は神宮に残りて終に別なるが如く成れるなり」と云はれたれども、上に註せるが如く須賀宮と熊野宮とは等しからず、須賀宮は遷合して御子を令生給はむ所なるにて、二柱御祖神の八尋殿の如く、熊野宮は第五一書に然後素戔鳴尊居熊成峯而遂入於根國矣と有る如く、根國に入御在し坐さむと爲させ給ふに就て構らせ給へるにて、彼の伊弉諾大神の幽宮の如き者なりかし、初作須賀宮之時と有る初字は、此に遂到出雲之清地、於彼處建宮と云ふ遂字に對へるが如き言にして、立返りて其初を云ふなり、其例傳十三に已に註せり、自其地は上に爾到坐須賀地而詔之、吾來此地、我御心須賀々々斯而、其地作宮坐、故其地者、於今云須賀也と有る、其四の地字を承けて其雲の立起れる所在を云へる者なり、備此雲の立起れる所在は、右に謂ゆる須我山の内かとも所思ゆれども、御歌に垣を成せる趣なるを以て思ふに、等しく其地とは云ひながら其山を圍みて外方なりしなる可くや侍らむ、記傳に

「熊野は隱野コモリヌの義にして御歌詞の都麻基微の由なる可し」と云はれたるも由有りて聞ゆれば、其邊を始として幾條と無く立覆ひ巡れるなりけり、其風土記に、意宇郡出雲神戶、郡家南西二里廿步、伊井奈積乃麻奈子坐熊野加武呂乃命五百津鉏神鉏所ニ取タ而、所レ造ニ天下ニ大穴持命ニ所大神等依奉、故云ニ神戶一（佗郡等神戶且如レ之）と有るは、本より出雲神の神戶と云ふ義なる物から、此に出雲の名有るに本著きて其より神戶の號有りて見る時は、此地に已に出雲の稱有りける者なり、然るは其出雲神戶は大草郷、郡家南西二里一百廿步、須佐乃乎命御子青幡佐久佐日古命坐故云ニ大草一と見えたる其郷中に在りて、神名式に謂ゆる佐久佐神社の所在是なるが、今此を八重垣社と云へるも又御歌に由有りて聞ゆるなり、詞林探要に「昔、簸河上手摩乳脚摩乳夫婦神女稻田姫佐久佐賣社に祀奉る、社なども無く八重垣とて八所に引離々々有レ之、此を佐久佐賣の明神と申す也、大社の御歌とて『日暮れぬ佐久佐賣の刀自早く出よ心の暗に我迷はずな』佐久佐賣の刀自とは稻田姫とかや、又後撰集歌に、『今來むと云ひし計りを契にて待に消ぬ可き佐久佐賣の刀自』云々」と有るは、佐草女と申す事にて、其佐草に住ませ給へる地名を以て稱へ奉る御名と聞ゆ、又山家集に「水尾淀む天の川霧浪掛けて月をば見るや佐久佐美の神」と有も同じ、此には其夫素戔鳴大神の月國に御在し坐す事を寓たりと聞ゆ、必ず承くる所有けるなる可し、借出雲と云ふ事は下に云へるが如く、出雲郡出雲郷、即屬ニ郡家一（説名如レ國）と有るより弘コりて郡名と成り國號と成れりと所思しきを、其も然は定めて云ひ難き事有るは、其次に神戶里、郡家西北二里一百廿步（出雲也、説名如ニ意宇郡一）と有りて、即ち出雲神戶なるが、其出雲郷とは僅に二里餘を隔りて相接ける地なりければ、本は皆がらに其神戶に屬ける地なりけむを、神物・官物一に相分る

頃ほひより官に屬くを郷に收め、神に屬るを神戶と成されたる者なりければ、其本を究むる時は右の意宇郡なる出雲神戶なむ始なりければ、其地名を移せるにて、此に雲の立騰りしと云ふは其出雲郷にては程も隔れ、其には非ざるなり、故に其雲の立ち騰れりしは決めて右の意宇郡熊野山より係けて出雲神戶の邊なりけむ事推て知る可き者なり、（猶下にも云へるが如く、出雲神戶は外にも有りて、秋鹿郡神戶里、出雲也、説名如ニ意宇郡一と見え、楯縫郡神戶里、出雲也、説名如ニ意宇郡一とも見え、神門郡神戶里、郡家東南一十里、説名如ニ意宇郡一と有るなどは是なり、斯れば其出雲と云ふ名の起りは意宇郡に起りて、其出雲郡又出雲郷の名は却に後なり、）雲立騰は、古事記白檜原宮段大后御歌に、佐草賀波由、久毛多知和多理云々、景行天皇十七年御紀に、是日涉ニ野中大石一、望ニ京都一而歌之曰、波辭波辭積豫辭、和藝幣能伽多由、區毛位多知區暮と有り、古事記には倭建命の御歌として其時も別なり、又齊明天皇四年御紀大御歌に、伊磨紀那履、乎武例我禹坏爾、俱謨娜尼母、旨履俱之多々婆、那爾柯那噠柯武と見え、萬葉二（四十三丁）に、石川爾、雲立渡禮、見乍將偈、三（十四丁）に、三吉野之、御船乃山爾、立雲之、常將在跡、七（五丁）に、卷目之、由槻我高仁、雲居立有良志、又、弓月高、雲立渡、又、海原、絕塔浪爾、立有白雲、又（二十七丁）橋立、倉椅山、立白雲、見欲我爲、苗立白雲、九（二十四丁）に、男神爾、雲立登、斯具禮零、十一（九丁）に、雲谷、灼發、意遣、見乍爲、及直相、又、春楊葛山、發雲立居、妹念、十七（八丁）に、麻蘇鏡、吉欲伎月夜爾、雲起和多流、十九（十六丁）に、安之比奇乃、山乃多乎里爾、立雲乎、余會能未見都追、曠蘇良、夜須家久奈久爾、念蘇良、苦伎毛能乎など有り、騰と云ふは唯に懸懸るを云ふには非ずして地中より立ち渡るを云ふなり、（萬葉一卷（七

丁)に騰字を能煩流と訓めり、立騰と云ふ事は新古今集に、「村雨の露も未だ干ぬ真木葉に霧立ち升る秋の夕暮」などの類、雲霧は更なり、烟霞にも常に云ふ事にて奇らしからず、故に茲大神の建宮の初に如此しも雲の立ち騰りけるを、尋常の雲ならむには何の詠言をか爲させ給はむ、此は決めて瑞雲と云ふ事の始とも云ふべき事になむ有ける、其は三五本國考に、大吳氏の此扶桑神州に生出給へる事を徴されたる王子年が拾遺記に、春皇者庖犧之別號、所都之國有華胥之洲、神母遊其上、有青虹繞神母、久而方滅、即覺有娠、歷三十二年而生庖犧、長頭脩目龜齒龍脣、肩有白毫、鬚垂委地、布至德于天下、元々之類莫不尊焉、以木德稱王、故曰春皇、其明叡照於八區、是謂大吳、位居東方、以合養靈化、叶于木德、號曰木皇と見えたる、即ち此古傳に奇稻田姬命の大己貴神を生み奉らせ給へるに合へり、考ふるに其都せる華胥之洲は乃皇國の事也、華は扶桑木の華に因れる皇國の美稱なり、胥は渚と同音なるを以て假用せしなり」と云はれたる、實に何恰き事なるに就きて思ふに、右の神母は此奇稻田姬命を申し奉れるなり、其上は此須賀宮の邊を云ふと見るべし、青虹は右に引ける古事記に自其地雲立騰と有る、其雲を古今集序の小注又新後拾遺集序などに八色雲と有る八を彌の義に見て、顯昭説に、「八雲は五色雲を云ふ」と云へるに合せて、皇極天皇二年御紀に、春正月壬子朔旦、五色大雲滿覆於天、而闕於寅、一色青霧周起於地と有るは、祥瑞と云ふにも非ざれども、五色雲の滿覆へるに青霧の周起れる事の然有りつるに合せて思ふに、右の有青虹繞神母と云へるは、決めて此時の八雲の故事を傳へたりし者とこそは所思えたれ、此須賀宮は奇稻田姬命と御婚せ坐して御兒を令生給はむ爲なるに、果して大己貴神の生み出させ御在し坐しければ、然る祥瑞の祥雲地中より立起り騰

れりけむは實に尤なる御事にこそ御在し坐々けれ、其華渚の渚は洲渚と熟する字にて海岸の事なれば、大吳氏の都し給ふ所と云ふは即ち天日隅宮なる事已に師の説有るが如し、又此扶桑神州に生み坐せる由を以て木公とも申し、大眞東王父とも申し奉る漢名の御在し坐せるに、其木公傳に木公萬神之先也、亦云東王父、冠三維之冠、服九色之服、居於雲房之間、以紫雲爲蓋、以青雲爲城云々と云ふ事有る、以紫雲爲蓋、以青雲爲城は此なる素戔嗚大神の御歌に伊都毛夜霸餓岐と詠ませ給へる御句を彼に訛傳へたるなめり、又淮南子覽眞訓に、乘雲車、駕應龍、道鬼神、登九天、朝帝於靈門、(高誘注言朝於上帝之靈門也)宓穆休于大祖之下、(大祖道之大宗也)と有るは、其大吳氏の上天に復命し給へる時の事なるが、其にも雲車を云へるなど悉に由有る事少からざるは、皆此八雲の瑞に出でたる者なりけり、此に又奇しき事は、其天日隅宮の後に八雲山と云ふ有りて、後世に號けたる所なるが、其神宮の造替有りて、其遷宮の夜に當りては決めて其時に及びて八雲山より一條の雲氣出で、鬚鬚き互り、神體渡御の御事濟みて後晴度る事にて、何れの御時なるも然りと云ふは、此須賀宮の例を延て天地の共に易らぬ御事と見えさせ給へるも亦靈しく奇しく妙なる御事になむ御在し坐しける、(彼の西戎にて此大吳氏に神農・黃帝・小昊・顓頊と云ふを合せて五帝と云ふが、師説に右等の王者等は何れも大國主神の御子孫にて、皆皇國より出興して彼の戎を馭めさせ給へりし皇神等にて渡らせ給へる由云はれたるは然る言なるに、各瑞を得て生れ出でさせ給へりけり、神農の瑞は春秋元命苞に、少典妃安登游于華陽、有神龍首、感之于常羊、生神子、人面龍顏好耕、是謂神農と有るを、師説に、「少典は大吳氏の子なり、事代主神に當る可し、華陽は華渚の陽と聞え、常羊は我が筑紫洲是なり」と云はれき、其神龍の感には

雲の事見えざれども、右に引ける淮南子に乘雲車、駕應龍と有るが如く、雲と龍とは相離れざる者なるを思ふ可し、又黃帝の事は竹書紀年に、母云附寶、見大電繞北斗樞星、光照郊野、感而孕、二十五月而生帝於壽丘云々と有る電は、光有る氣なれば、其も祥雲の類なる事云ふも更なり、日本靈異記にも有五色雲、如電度北と有るを以て、其大電と云ふも雲なる事を知るべし、又小昊の事も、同書に、母曰女節、見星如虹、下流華渚、既而夢接意感生小昊と云へる、星如虹と云へるも本より雲なる事論を待たず、次に顛頊の事は、母曰女樞、見瑤光之星貫月如虹、感已於幽房之宮、生顛頊於若水と有る、此二に星を以て云へるは、其銀色の雲色の流星の如くなるを以て比喩へたる也、斯れば其五帝共に瑞雲を得て生れ給ひしは此素戔嗚大神の此の故事に依り、且は其出雲大神の御子孫なる故に然る祥瑞の御事は御在し坐しけるなりけらし、若て通證に、顏師古曰、四方常有三大雲、五色具而不雨、其下有賢人焉と云ひ、董仲舒説に、太平之時雲則五色而爲慶と有るを初として、其後に戎人の滄りに瑞雲を云ふ物は、右等の皇國にて在りし神世の故事を掠めて其意をも得ずして云へる者なり、憐む可し、○時は、本文より續きて於彼處建宮時の意なり、古事記には先づ其宮を造りて住ませ給ふ事を云ふ故に、立返りて初作須賀宮之時と有る時と此は等しき事、上に其事を註せるに合せ考ふ可し、○武素戔嗚尊は、武と冠ふらせ奉る例此に始めて出たり、神名式に隱岐國海部郡宇受加命神社(名神大)と有るに引合ひて、陽成天皇實錄に、元慶八年三月廿七日戊子授隱岐國正六位上健須佐雄神從五位下と見え、又本國神名帳にも海部郡正三位健酒佐雄明神とも所見たり、傳六に古事記に出でたる建速須佐之男命の御名を引て註すを合せ見る可きなり、(因云宇受加命と云ふ事心得ず、今宇津加

村に御在し坐して宇津賀明神と申す由云へれば、若くは地名なるにてや侍らむ、和名抄郷名に海部郡佐作有るは其大神の御名の素戔の轉なるにや、若くは宇受加は髻華頭挿の略なる可し、出雲風土記に、大原郡佐世郷云々、古老傳云、須佐能袁命佐世乃木葉頭刺而踊躍爲時、所刺佐世木葉墮地、故云佐世と有るをも思ひ合す可くなむ、○歌之曰は、美宇多與美志氏能理多麻波久と訓むべし、借宇多と云ふは、本宇多布と云ふ用語を體言に成したる者なり、崇神天皇十年御記に、大彥命到於和珥坂上時、有少女、歌之曰云々、於是大彥命異之間童女曰、汝言何辭、對曰、勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣と有る詠字を宇多布と訓める是なり、又其間に汝言何辭と有るを以て、辭には非ず歌なりと答へたるにて、唯の辭には意外の深旨を述べからざるを以て、歌以て論申せる意は、謀反の人有りて已に事に及ばむと爲るを、天皇の所知看ざるを愁たみて神の告げ奉るなる可きに、唯の言辭にては盡さざる所有るを以てなり、是歌と云ふ物の所以なり、神功皇后十三年御紀に、武内宿禰、爲太子答歌之曰と有りて、其句中に、會能菟豆彌、于輸珥多氏々、于多比菟々、伽彌鷄梅伽墓と有るを、古事記には、會能都豆美、宇須邇多且々、宇多比都々、迦美祁禮加毛、麻比都都、迦美祁禮加母と有るにて、宇多比と麻比との二相並びたるが、其皇太后尊の壽ぎ給へる御歌に、伊波多々須、周玖那彌伽未能、等豫保枳々々茂苦陪之、訶武保枳々々玖流保之と有るを承けたる者にして、右の豐壽又神壽は歌にして、廻ほし狂ほしき狀に爲るは舞と云ふ者是なり、其麻比と云ふは身振と云ふ事にて、古には歌に各某振と云ふ曲有りて、謠へば必ず舞ひ、舞へば必ず謠ふ物にて有りし者なりけり、若て歌と云ふは物に打と云ふ事有り、其感に依りて響有り、其響に依りて音聲に見はれ言語に出づる者にして、物に訴と云ふも本同

言なるが、訴は唯平言を以て云ふを、歌は言を詠めて嬉しきも悲しきも其感くる所を述べ云ふなれば、物を曲る事に轉と云ふも此に近かるは其言を詠むる謂是也、然れば宇多布と云ふも歌振と云ふ事にて、音に巨細有り言に屈曲有る謂是なり、故に神武天皇戊午年御紀來目歌の下に、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲巨細、此古之遺式也有りて、歌は必ず謠ふ物にして、其には必ず舞ふ事有る物なれば、後世に舞ふ事は更なり其歌をだに言を詠めずして、唯言に云ひ唱ふる例なるを以て、右をば誣ふべからざる者なりかし、(和名抄に雅樂寮宇多末比乃豆加佐と有るは、右に謂ゆる樂府なるが、唯古より傳はれる歌と舞とを主どり仕へ奉るのみにて、當時已に其事は絶えたりし者なり、職員令に、雅樂寮、頭一人、掌文武雅曲正儻雜樂男女樂人音聲人名帳試練曲課事と有るを、義解に、文武雅曲正儻を謂无干戈者曰文、有干戈者曰武と云ひ、雜樂を謂雅曲正舞以外雜樂也と註され、男女樂人云々を謂樂人音聲人男女相雜既非一色、故先稱男女以被之と見え、試練曲課を謂音聲曲度各有大小、課其程限試其成功也と有り、然れども上古の歌舞のみならずれば、已く當時の事は頼みとも爲し難き程の事なり、萬葉十六卷三十丁に、明久、吾知事乎、歌人跡、和乎召良米夜、笛吹跡、和乎召良米夜、琴引跡、和乎召良米夜と有るは、其所屬の歌人笛生の類なれば、歌を今詠む人の謂に非ず、故に其歌はしも其情に感くる時は聲音に發はれ言語に出でざる事を得ず、其出づるに及びては手の舞ひ足の蹈む處も思えざるに至る、即ち歌と云ふ物を成す所以是なり、古事記明宮段に、於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒而、御歌曰云々と有る、此宇羅宜は情舉と云ふ事にて、性情の内に動かせ給へるなれば、即ち御歌詞に出し給ふ所以是に在り、古今集序に謂ゆる夫和歌者託其根於心地、發其花於詞林者

也、人之在世、不能無爲、思慮易遷、哀樂相變、感生於志、詠形於言、是以逸者其聲樂、怨者其吟悲、可述懷、可發憤、動天地、感鬼神、化人倫、和夫婦、莫宜於和歌と有る、信に然る事にて、性情の感動に依りて歌詞を成す所以に合へり、萬葉三(二十八丁)に、極此疑、伊豫能高嶺乃、射狹底乃、崗爾立之而、歌思、辭思爲師、三湯之上乃、樹村乎見者と有るは、歌辭を思ひ巡らして詠み給へりし事を云ふなり、八(二十九丁)に、吾妹兒之、家乃垣内乃、佐由理花、由利登云者、不謂云二似と有るを思ふに、百合を見て唯百合と云ひては歌とは云ふべからず、其性情に感くる所無くは何をか歌とは云ふべからむと云ふ意と見えたり、十六(九丁)に、端寸八爲、老夫之歌丹、大欲寸、九兒等哉、蚊間毛而將居と有るは、翁の自ら感くる所有りて歌へるなり、如何でかは聞く人の感けざる事を得むと云ふ事にて、今人の歌の如く、其詠み出づる心も詞も我だに自ら得ぬ事を人の耳には猶更に入るまじきとは表裡の差有る事なり、十七(八丁)に、大船乃、宇倍爾之居婆、安麻久毛乃、多度伎毛思良受、歌乞和我世と有りて、下に諸本如此可尋之と有れども、其先に、大海乃、於久可母之良受、由久和禮乎、何時伎麻佐武等、問之兒等波母と有るに併せ考ふれば知らるゝ事なり、其何時來坐さむと問へるは其感懷を卜問ふ事にて、即ち歌を乞ひて其情の寄る所を見るなり、十九(十丁)に、遙聞派江船人唱、歌一首、朝床爾、聞者遙之、射水河、朝已藝思都追、唱船人と有る、此は唯歌船を聞かれたるのみなる物から、又其に感くる所有るを以てなる事、其遙之と云ふに近からばと希望む意を藏し詠まれたるを以て知るべし、土佐日記に、「曳く船の綱手の長き春日を四十五日五日まで我は經にけり聞く人の思へるやう、何ぞ唯言なると密かに云ふべし云々」と云はれ、源氏總角卷に、「霜冴る汀の千鳥

打佗て啼音悲しき朝朗かなと詞のやうに聞え給ふ」と有るなどを思ふに、物に深く感くる時は心も亦人をして感けしむ可き所に至れるを、唯に詞の如く云ひては其感淺しとなる可し、古今集序にも唯言歌と云へる事有り、強に詞は飭らずとも平日の言語と同じからむには何をか歌とは云はむ、正に其心有るべき者なりかし、(其眞名序に、及彼時變澆漓人貴奢淫、浮詞雲興、艶流泉涌、其實皆落、其花孤榮、至有、好色之家、以之爲花鳥之使、乞食之客、以之爲活計之媒、故半爲婦人之右、難進大夫之前とは、歌の事世に盛に成り以て來ぬる任に其弊天下に大いに成れる事を徴されたる者なり、今此世中にも歌を沾り學を街ひて、食を俗人に乞ひて活計の媒と成す者少からざるを、已く古にも然る事の有りし者なりけり、此にも委しき論も有る事なれども憚る所有れば今云はずてなむ) 借歌之曰と云ふ事、天孫降臨章第一一書、海宮遊行章第七一書にも有りて、此を宇多與美志氏曰久と訓めり、古事記には此の神詠の事を作御歌と作るを、記傳九(四十四丁)に神武天皇戊午年御紀に、爲御詠之詠、此云宇多預彌と見え、枕冊子にも「歌與美して遣せたる」と有るなどを引きて美宇多余美斯賜と訓まれたり、又雄略天皇四年御紀に歌賦之を宇多與美世與とも訓みたり、借歌に與牟と云ふは唱と云ふ事にて、歌を謠ふと云ふも、其性情に感くる趣を述べて人の感を催ほし誘ふ事なればなり、萬葉一(二十七丁)に、呼兒鳥、象乃中山、呼會越奈流、七(十一丁)に、氏河乎、船令渡、呼跡雖喚、不所聞有之、又(十四丁)圓方之、湊之渚鳥、浪立巴、妻唱立而、八(三十八丁)に、呼立而、鳴奈流鹿之、音遙者、九(二十八丁)に、喚立而、三船出者、十一(四十三丁)に、里中爾、鳴奈流鷄之、喚立而、甚者不鳴、十(六丁)に、喚子鳥、君喚變瀬、又(三十一丁)孀呼舟之、近附往乎、十九(十八丁)

に、足檜木乃、山呼等余米、左夜中爾、鳴霍公鳥など有りて、人の呼は更なり鳥獸の鳴をも呼と云へるは、其鳴聲即ち歌なればなり、古今集眞名序に、若夫春鶯之囀花中、秋蟬之吟樹上、雖無曲折、各發歌謠、物皆有之、自然之理也と有る是なり、(此文を譯して其假字序には、「花に鳴く鶯水に住む蛙の聲を聞けば、生とし活る物何れか歌を詠まざりけると書されたり、況て人の事に感けて詠めらむには、呼立て唱なふには勝りて、如何でかは天地をも動かし、又鬼神をも阿波禮と思はせざる事やは有るべき) 若て口訣に、於此歌有、四妙之儀、字妙句妙意妙始終妙也と有りて、其説に、字妙者三十一字、一月三十日歸一日、天道無窮以准之と云へるは後より推し當てたる事ながら、五七七七七と調へ一首の始終を成して、今古易る事無く神隨にして行はるゝを見れば、實に字妙と謂ひつ可き者なり、通證に、五七七七而節奏出自然、風調徹古今と云へるは實に然る言なり、次に句妙とは、纂疏に句妙者分爲五句、象五行五音也と宣へり、思ふに神代の始に五柱の別天神御在し坐し、次に神世七代の神等御在し坐して天地初めて立つ、是五句を譜として五七言を以て續け、以て全體の一首を成す所以なり、又上三句下二句に調ふは、古事記序に謂ゆる然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖と云ふに合へる者なり、古今集序に、逮于素戔鳴尊、到出雲國、始有三十一字詠、今反歌之作也と有る、反歌は短歌なる事上に已に註せるを、此を引伸して長歌と云ふも、唯其句數の重疊れるのみこそ有りけれ、五七と續けて七七にて結ぶ定格に至りては少かも異ならざる事、妙なりとも妙なる事にし有りければ、此を句妙と云ひて實に允當れるが如し、清輔輿儀抄に、「歌の區々の姿より在るに非ず、千早振る神代には句を調へ名を分つ事無し、唯思に隨ひ志に任せて述べき、出雲の八雲の詞より和

歌、三十一字に定れり、然は有れど言盡し難き時は長く、調足らぬ時は短く云る事有り、是より様々の姿心々の名自然
 出来るをや」と見えたり、次に意妙は、纂疏に謂一篇之巧妙也、と註し給ひ、始終妙は、直指抄に、句々字々本末
 始終全體妙絶之謂也と有るが如し、(但此四妙など云ふ事は上古より必ず然る傳の有けるには非ず、此御歌の義より解
 して後より云ふ稱なれば抱はる可きと雖も、又右の四妙と云へる趣無しとは云ひ難かり、故是を以て今姑く云
 ふのみ)○夜句茂多菟は、釋に八雲立也と註せり、古事記には夜久毛多都に作れり、崇神天皇六十年御紀歌にも、
 椰句毛多菟、伊頭毛多鷄流餓と續けたるを、古事記には夜都米佐須と云へる、其は聖武天皇天平六年御紀に八雲刺曲
 と云有る是なり、萬葉三(四十八丁)に、八雲刺、出雲子等とも有りて、多都を佐須とも通はし詠めり、記傳九(四
 十四丁)に「夜久毛多都は彌雲起にて、彼の雲の立ち騰るを打見給へる任に詔り給へる御詞なり」と云はれたり、然
 るを古今集序小註及新續古今集序に、八色雲の立つを見て云々と書かれたるを顯昭説に五色雲と註せり、皇極天皇二
 年御紀に、春正月壬子朔旦、五色大雲滿覆於天、而闕於寅、一色青霧周起於地と見え、高野天皇御紀に、改元
 於神護景雲詔曰と有りて、今年乃六月十七日申時仁東南之角當天、甚奇久異爾麗雲七色相交天立登天在、此乎朕
 自毛見行之、又侍諸人等毛共見天惟備喜備都々在間仁、伊勢國守從五位下阿倍朝臣東人等奏久、六月十七日爾度會郡
 乃等由氣乃宮乃上仁當天五色瑞雲立覆天在、依此天彼形乎書寫以進止奏利、復陰陽寮毛七月十日爾西北角仁美異雲
 立天在、同月二十三日仁東南角仁有雲、本朱末黃稍具五色止奏利、如是久奇異雲乃顯在流所由乎令勘爾、式部省
 等奏久、瑞書細勘爾、是即景雲爾在、實合大瑞止奏世利、然朕念行久、如是久大仁貴久奇異爾在大瑞波、聖皇

之御世爾至德爾感天天地乃示現之賜物止奏毛常毛聞行須、是豈敢朕德伊天地乃御心乎令感動末都流信岐事波無止奏毛念行
 須、然此方大御神宮上爾示顯給故、尙是方大神乃慈備示給幣流物奈利云々と有りて、七色雲又五色雲と云ふ事も有れ
 ば、八色雲と云ふも無しとは云ふべからざれども、此は唯彌雲起と心得て有るべきのみ、但此は上に註せるが如く瑞
 雲と云ふ物と所思しかしければ、決めて奇異に靈しく妙なる雲にこそは有りつらめ、大神の如此御歌に詠ませさせ御
 在し坐せるを以て思ふ可き者なりかし、(通證に、八雲所謂天八重雲也、八之爲言彌也、稱多之辭、花曰八重、
 鷄曰八聲、紅曰八入之類是也、蓋見疊々山雲之景色、以想大蛇所居之雲氣、感而詠之也と云へり、八は彌なる
 説は然る言ながら、八重雲とは別なり、又大蛇所居の上の雲氣を感給へるには非ず、此は瑞雲なれば其とは一に
 爲べからず) 偕此夜句茂多菟は、上に云へる古事記に自其地雲立騰と有る是なり、然るに、右に引ける崇神天皇
 御紀の椰句毛多菟、伊頭毛多鷄流餓を、古事記には日代宮段に在りて、夜都米佐須、伊豆毛多祁流賀と換へて出た
 り、即八芽萌出藻の義なる由已に記傳に云はれたるが如し、天平六年御紀本末唱和の中に八雲刺曲と云有るも同じく
 八芽萌曲と云ふ事なるにて、八雲立と言意異なり、然るに萬葉に八雲刺の語有るは如何と云ふに、冠辭考に「立を刺
 とも云ひしか物の立ち登るを刺し登るとも常に云ふめり」と云はれたるは然る言にて、其證例を佗に求むるに、古事
 記日代宮段歌に、佐泥佐斯、佐賀牟能袁怒邇と有るは眞嶺立嵯峨と云ふを國名の相樂に係けて續けたるなれば、是立
 を刺と云へるなり、八雲立と八雲刺と其義同じき事此を以て知る可き者なり、(然るを冠辭考に、「語の凡ての狀を云
 はゞ夜都米佐須は古く夜久毛多都は後の語めきたり」と云はれたるは説き得られざるにて、本より右の二は其義別な

るを強て合せたるなれば依り難し、偕大同類聚方十五に佐井高森藥、彌雲國伊宇郡蔭雍守神社之神造云々と有れば、彌雲國とも云ひたりけらし、又は彌は伊夜なるを唯に伊の一言に借用ひたるにや。○伊都毛夜霸餓岐は、釋に出雲八重壙也と註せり、古事記に伊豆毛夜幣賀岐と作りて豆は濁音なり、記傳九(四十四丁)に「伊豆毛は出雲にて、伊傳久毛の傳久を約めて豆と成れるなり、此は國名には非ず、唯出たる雲を云ふ事なり、偕此御歌詞より起りて國名を出雲と負へり、然るから八雲立と云ふ言も其枕詞と成れるなり」(採要)と有るが如し、若て出雲風土記に、所_レ以號_二出雲_一者、八東水臣津野命詔_二八雲立語_一之故、云_二八雲立出雲_一と有るは、詔_二八雲立出雲語_一之故云_二出雲國_一と有るが如し、偕右の八東水臣津野命と申し奉るは、此の素戔嗚尊大神に渡らせ給ふ由、已に、傳八、十三、二十に委しく考徴せる如くなれば、此の詔_二八雲立語_一と云ふは、此に謂ゆる八雲の神詠を指して云ふは、本よりの事にて、更に論つらひを待たずなむ有りける、然して其の出雲郡の下に、所_レ以號_二出雲_一者、說_レ名如_レ國也と見え、又出雲郡即屬_二郡家_一(說_レ名如_レ國)と有れば、其の八雲立出雲と詔り給ひし雲は、右の出雲郷の邊なりしからに、其より郷名と成り、郡名と成り國名とも成れりけむ事、佗國の例に合せても、著明く所思ゆる物から、猶其の本なむ有りける、其は、上に註せるが如く、右の出雲郷に隣りて神戸里、郡家西北二里一百二十歩(出雲也說_レ名如_二意宇郡_一)と有るは謂ゆる出雲神戸なるが、其の出雲郷と、僅に十三四町許り有りて、直に連接ける地と聞ゆるは、古に其の摠てを神戸にて有りつらむを、神領と公邑とを分たれむ爲に、一を郷とし、一を神戸とは爲られたる者と所見ぬり、然れば其出雲郷又神戸里の本と云ふは、同記に、意宇郡出雲神戸、郡家南西二里二十歩、伊非奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命、五百津

鉏神鉏所_二取_レ而、所_レ造_二天下_一大穴持命_二所大神等依奉_一、故云_二神戸_一と有りて、下に佗郡等神戸且如_レ之と有るを以て見る時は、其秋鹿郡・楯縫郡・出雲郡・神門郡に在らゆる神戸は皆出雲神戸にて、其本は此意宇郡なりければ、出雲と云ふ名の起りも亦此に在る事なり、故に是を以て古事記に茲大神初作_二須賀宮_一之時、自_二其地_一雲立騰と有る、其雲の起り立ちし地なむ其意宇郡なりと所思しければ、右に謂ゆる出雲郷と云ひけるも其初は神戸より起れる者なりけり、然して其郷の郡家に屬けるから廣く郡名とは成れるにて、國名と成りしは其よりは遙に以前の事なる可し、其は意宇郡の下に、所_レ以號_二意宇_一者、國引坐八東水臣津野命詔、八雲立出雲國者云々と見え、同郡母理郷條大穴持命の御言に、但八雲立出雲國者我靜坐國と有るを以て、素戔嗚大神の當昔より已に八雲立出雲と云ふ國號有りし事を曉る可し、(記傳に右等の文を引て云はく、「臣津野命は此の御歌詞に依りて後に詔り給へるなり、須佐之男命の八雲立出雲と詠み給へる此國はと云ふ意なり、偕其臣津野命の如此く詔給へるに因りて、遂に國名とは成れるなり云々」と云はれたり、然は有れども古事記には其大神の四世の御孫に淤美豆努神と有りて、此素戔嗚大神とは別神の如く傳へたるから其同神なる事を思ひ漏らされたるが故に、後に其八雲立の神詠を誦へ給へる者の如く思はれたるにて、尤々しからざる事共なり。)夜霸餓岐、記傳九(四十四丁)に「夜幣賀岐は彌重垣にて幾重も有るを云ふ、但此は實の垣を云ふには非ず、八重雲の立ち出づるを垣とは云ひ成し給へるなり、雲霧は彼方此方を隔つる事垣に似たり、上の夜久毛の夜を承けて此夜幣賀岐の夜をば見るべし」と有るが如し、祝詞に天能壁立極と有る壁は加伎と訓むべくして、此も天を垣と云へるなり、垣の事は已に上に云へるが、八重垣と云事は古事記藥栗宮段に爾袁祁命亦立_二歌垣_一と有る其

下に、爾志毘臣亦歌曰、意富岐美能、許々呂袁由良美、淤美能古能、夜幣能斯婆加岐、伊理多々受阿理と有る、此は八重柴垣なり、若て此事を此には武烈天皇御紀に在りて、鮪答歌曰、飲彌能古能、耶陸耶羅羅智積、瑜履世登耶彌古と有るは、八重彌柯垣と云ふ事にて、毛詩に柯字を訓める是なり、和名抄に、枝柯(和名、衣太)木之別也、大枝曰幹(和名、加良)細枝曰條(訓與枝同)蔓(和名、之毛止)木細枝也と見えたり、又鮪臣答歌曰、飲哀柯彌能、耶陸能矩彌智積、智々梅騰謀、儼鳴阿摩之興、智々農俱彌柯垣と有る、此は八重組垣と云ふ事なり、其次に太子歌曰、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余彌、耶爲我與、釐騰魔、耶黎夢之魔柯枳、(一本以耶賦能之魔柯枳、易耶陸智羅智積)と有る、二句は古事記龜栗宮段志毘臣歌に、意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理(下略)と有る夜布士麻理を、記傳に八段に結ぶ事なりと云はれたれば、八重柴垣と云ふに異ならず、又一本なるを其を八重柯垣と云ふ事にて柯垣柴垣相通ふ事を知るべきなり、大嘗祭儀の悠紀主基院の宮垣の事を、拵柴爲垣、押收八重、垣末插拵椎枝者、古語所謂志比乃和惠と見え、又式にも將柴爲垣、押收八重垣末、柱將拵椎枝(古語所謂志比乃和惠)と有り、是上古の八重垣の状なり、偕其出雲を八重垣に觀象させ給へるは、其雲の末の高低有りて等しからざるが、共に八重に圍まりたるに、其柴垣の末の長短有りて揃はざる狀に甚能く似たりけむ事想像る可くなむ有りける、偕此須賀宮を下に吾兒宮と有りて、大己貴神の生み坐してより後は其神の宮處と成れる事上に註せるが如し、然るに大國氏家譜に、大國主命亦稱八重垣大樹神と有るは八重垣は、此須賀宮の垣牆を以て稱なり、大樹は借字にて、大城の義と聞ゆ、名義抄・字鏡集等に城字に加伎の訓有るを思ふに、八重垣を拵める大城の主宰にて渡らせ給ふ

など考へ合はす可き者なり、(今如此く云ふは、上に註せるが如く古事記に自其地雲立騰と有るは瑞雲なるに、其大己貴神を漢名大昊氏と申せるに、王子年拾遺記に、春皇者庖犧之別號、所都之國有華胥之洲、神母遊其上、有青虹繞神母、久而方滅、即覺有娠、歷三十二年而生庖犧)と有るは此の古傳に甚能く契合ひ、又木公傳に、木公萬神之先也、亦云東王父云々、以紫雲爲蓋、以青雲爲城と有るなどは、全く此大神の八雲神詠の事を彼に訛り傳へたる者にこそは有りけめ、○菟騰語味爾は、釋に妻籠也と注せり、古事記には都麻碁微爾と有り、記傳九(四十五丁)に「此は夫妻隱にして、夫婦隱る料にと云ふ意なり、凡て都麻とは夫に對へて妻と云ふのみならず妻に對へて夫をも云ふ稱にて、夫婦の間を互に云へば、俗に都禮阿比と云ふに當れり、此を夫婦を兼ねて云へるなり、偕微字書紀には味と有り、其は意少か異なる可し、碁微は碁母理の約まり、碁味は碁母良世の約りなれば、夫婦を隱らせむ料にと云ふ意なり」と云はれたり、契沖說に、「萬葉に、孀隱有、屋上乃山乃、又、妻隱、矢野神山とも續けたるは、妻の隱る屋と云ふ意なり、其十七(三十九丁)に、和我夜度能、花橘乎、波奈其米爾、多麻爾會安比奴久と有るは花共になり、後撰集に香語味に云々根語味に云々、など有るは香共に根共にの意なり云々」と云へれども、夫婦二神して作らせ給ふ謂に非ず、故に今思ふに妻令隱爾屋作ると續けさせ給へるなりけり、偕上に引ける武烈天皇御紀に、逗摩御暮屢と有るを始として萬葉にも妻隱と云ふ語有を、倒反にして別に隱妻と云ふ語なむ有ける、偕此隱は、次に謂ゆる久美度の久美にして古事記朝倉宮段大御歌に、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波章泥受、能知母久美泥牟、會能淤母比豆麻阿波禮と有る久美と此と一なり、萬葉十(五十五丁)に、穗庭不出、吾戀度、

隱嬌波母、十一(十三丁)に、玉限、石垣淵乃、隱而在り、又、(十九丁)情中之、隱妻波母、又、(二十八丁)天飛也、輕乃社之、齋槻、幾世及將有、隱嬌其毛、又、(四十三丁)里中爾、鳴奈流鷄之、喚立而、甚者不鳴、隱妻羽裳、十三(十三丁)に、朝露之、消者可消、戀久毛、知久毛相隱都麻鴨、又、(二十五丁)幾許雲、不念如、隱嬌香聞、十九(十丁)に、灼然、啼爾之毛將哭、己母利豆麻可母と有るなど、此は何れも忍ばせ置きて通ふ妻の謂なるが、其も妻隱の隠より出でたる者と所聞ゆめり、(其は十一卷十二丁に、足常、母養子、眉隱、隱在妹、見依鴨と有る、隱在妹と云ふは深閨に養はるゝ事を云ふなるに等しく、隱妻と云ふも右と同じき物から、又其に忍ぶ意を具へたる者なり、古事記高津宮段黒日賣が獻れる歌に、夜麻登幣邇、由玖婆多賀都麻、許母理豆能、志多用波閨都々、由久波多賀都麻と有るは、隱水之下婚乍と云ふことにて、忍ばせ給ふ御事を申せるに思ひ合す可し、)若くて右の記傳に、都麻は都禮阿比と云ふに當りて、此は夫婦を兼ねて云へる由に説かれたる、其の夫より妻と云ふは、景行天皇四十年御紀に、日本武尊每有願弟橋媛之情、故登碓日嶺而東南望之、三歎曰吾嬌者耶(嬌、此云菟摩)故因號三山東諸國曰吾嬌國也と見えたる是なり、古事記には阿豆麻波夜又阿豆麻國と作り、偕其上卷に、此八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻々岐迦泥且云々、又其須勢理毘賣命御歌に、夜知富許能、迦微能美許登夜、阿賀淤富久邇、奴斯許會波、遠邇伊麻世婆、宇知微流、斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇能佐岐淤知受、和加久佐能、都麻母多勢良米、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐且、遠波那志、那遠岐且、都麻波那斯云々、と見えたる、此には男より云ふ妻をも女より云ふ夫をも相並べて言

舉させ給へるなり、仁德天皇三十年御紀に、皇后不泊于大津、更引之泝江自山背廻而向倭、明日天皇遣舍人鳥山令還皇后、乃歌之曰、夜莽之呂珥、伊辭鷄苦利夜莽、伊辭鷄之鷄、阿餓茂赴菟麻珥、伊辭枳阿波牟加茂と有るは吾思妻なり、此を古事記には阿賀波斯豆摩邇と換へたり、即ち吾愛妻の義なり、又允恭天皇二十三年御紀、木梨輕皇子輕大娘皇女に竊に通ひ給へる時の御歌に、志哆那企貳、和餓儺句菟摩、箇哆儺企貳、和餓儺句菟摩と詠ませ給ひ、其二十四年に、流輕大娘皇女於伊豫、是時太子歌之曰、云々、去等鳥許會、哆々彌等異絆梅、和餓菟摩鳥由梅と見え、古事記にも此時の輕太子の御歌共に、意富哀爾斯、那加佐陀流、淤思比豆麻阿波禮、云々、能知母登理美流、意母比豆麻阿波禮とも、又麻多麻那須、阿賀母布伊毛、加賀美那須、阿賀母布都麻と見え、又武烈天皇御紀に、太子放影媛袖、移廻向前立歌曰、之喪世能、儺鳴理鳴彌例黎麼、阿蘇寐俱屢、思寐我篋多泥爾、都摩陀氏理彌喻と有り、又繼體天皇七年御紀、勾大兄皇子云々、乃口唱曰、野絶磨俱爾、都磨々祁哥泥底、播屢比能、賀須我能俱爾、俱婆絶謎鳴、阿剛等枳々氏、與慮志謎鳴、阿剛等枳々底、莽紀佐具、避能伊陀圖鳴、飲斯毘羅枳、倭例以梨魔志、阿都圖剛、都磨怒剛絶底、魔俱羅圖剛、都磨怒剛絶底、伊暮我提鳴、倭例爾魔柯絶每、倭我提鳴麼、伊暮爾魔柯絶每、云々と有るは、妻に衣の裔を副へて詠させ給へり、(右に都磨怒剛絶底と有るは、裔取爲而を妻取爲而に係け給へるなり、上に妻覓難而と有るに對へて詔り給へるなり、衣に妻を云ふは千載集に、「衣死なば浮れむ魂よ暫しだに我思ふ人の裔に生まれ」又「君戀ふと浮ぬる魂の眞夜更けて如何なる裔に結ばれねらむ」など有る、此等の魂結の事に云へるにて、狭衣に、「魂しひの通ふ邊に非ずとも、結びや爲まし下交の裔」源氏葵卷に「歎き佗び空に亂るゝ我魂

を結び止めよ下交の裔シタガヒ」など見え袋草紙見人魂歌に「魂は見つ主は誰とも知らねども結び止めよ下交の裔」と三度誦之、男は左女は右の裔を約びて事畢へて解之など有る類なり、又婦より夫を都麻と云ふは、仁賢天皇六年御紀に、有女人、居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫何恰矣と有る、其本註に言於母亦兄於吾亦兄、此云於慕尼慕是、阿例尼慕是、言吾夫何恰矣、此云阿我圖摩播耶、言弱草、謂古者以弱草喻夫婦、故以弱草爲夫と見えたる、此吾夫何恰矣は右に謂ゆる景行天皇御紀に謂ゆる吾婦者耶の對なり、又古事記須勢理毘賣命の其夫大國主神を指して、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐且、遠波那志、那遠岐且、都麻波那斯と諡はせ給へるは更なり、又其高津宮段に、天皇幸之時、黒日賣獻御歌曰、夜麻登幣邇、由玖波多賀都麻、許母理豆能、志多用波閑都々、由久波多賀都麻と見え、萬葉一(二十四丁)天皇崩時、太后御歌に、若草乃、嬌之念鳥立と有る、此には嬌字を假用ひたれども實は天皇の御事を夫と詠み奉らせ給へるなり、集中都麻には嬌又嬌又妻字を通はし用ひて男女の差別の辨へ難きは、其歌がらに依りて知るべき事なれども、正しく夫字を用ひたるは、其十三(二十九丁)に、白雲之、棚曳國之、青雲之、向伏國乃、天雲、下有人者、妾耳鴨、君爾戀濫、吾耳鴨、夫君爾戀禮薄と有るは女の歌と聞えて、上に妾耳鴨の言有り、下に、吾背子之、偲丹爲世等と所見たり、偲都麻と云ふは右の如く男女に互る稱なりけるは如何と云ふに、都麻は聯身の謂にて、男女相共に匹耦すを以て云ふなる可し、字鏡集・名義抄共に婚字を都流牟と有る、即ち聯身の義なる是なり、和名抄に電(和名、伊奈比加利)一云(伊奈豆流比)一云(伊奈豆萬)電之光也と見えたる如く、稻妻を伊奈豆流比と云へる、豆流比は右の都流牟と同じくして稻交の義なり、又同抄

羽族類に、孳尾、尙書云、鳥獸孳尾、孔安國注云、乳化曰孳、交接曰尾(鳥交接俗云都流比)と見え、毛群類に、遊牝(俗云由比、日本私記云豆流比)と有り、又蘭の一種に都流母と云ふ者有り、俗に陽陰草とも云ひて、花の形男女交接の象なるも例の都流牟の義なるなり、是等の事を以て都麻と都流牟と一なる事を知るべき者なりかし、(身を麻と云ふ例は皇御孫尊と申し奉るは皇御身尊と申し奉る義なり、奏御卜儀に御體詞云於保美麻と有るは大御身の義なるなど、已に傳四卷に註せるが如し)○夜羈餓積菟俱虛は、釋に八重墻造也と注せり、記傳九(四十六丁)に「夜幣賀岐都久流は彌重垣造にて此も實の垣を云ふに非ず、彼の雲の垣を成すと云ふ事なり」と見えたり、偲思ふに、上に伊都毛夜羈餓岐と有るは出づる雲の八重垣の狀成る由なるを、此は實に其出でたる雲の垣を成しけるぞと詔り給ひて、上なるは其觀象なるを、此なるは眞物の如く取り成させ給へる、即ち歌なる所なり、若て古事記には此御歌の以前に初作須賀宮之時、自其地雲立騰と有るに合せて、上に八雲立より出雲と續きたるに例して思ふに、此も妻令隱爾屋作を云ふ事を含めて諡はせ給へる事、其須賀宮の初なるに思ひ合せて曉る可き者なりけり、上に引ける武烈天皇御紀歌に、逗摩御暮屢、鳴佐褒鳴須擬と有るは、大和國添上郡佐保の地名に例の小初瀬・小筑波などの小の言を冠せたるなり、佐保は眞廬にして、名義抄に室字を佐夜と訓める、眞屋と同じ事にて夫婦共に寢る臥房の事を云ふなり、又萬葉二(二十丁)に、嬌隱有、屋上乃(一云室上山)山乃、十(四十三丁)に、妻隱天野神山など有る、即ち妻隱有屋と續ける例共なるを思ふ可し、又其二(三十九丁)に、吾妹子與、二人吾宿之、枕付、嬌屋之内爾、三(六十丁)に、吾妹子與、左宿之妻屋爾と有るも夫婦相籠り寢る屋なる謂是なり、(又三卷四十八丁に、古

昔爾、有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、廬屋立、妻問、爲家武と有る 廬屋を布世夜と訓めるも亦右に同じ、但此は御句の續きに就て云へるのみこそ有りけれ、御歌の表は八重垣造の外無きなり、○贈迺夜霸餓岐廻は、釋に其八重垣也と註せり、記傳九(四十六丁)に「會能夜幣賀岐袁の會能は其なり、都麻基微爾の句を承けて云ふ、偕如此二度上詞を返して云ふは古歌の常なり、中頃よりは此格無きを、却りて今世の俗の謠歌には常に多し、是歌謠の自然の勢にて、折返せば其情深く成る事ぞかし」と云はれたり、終の廻は助辭に似たり、其は此八洲起元章第一、一書なる唱和の御詞の妍哉、可愛少女歟、妍哉、可愛少女歟を、古事記には阿那邇夜志、愛袁登賣袁、阿那邇夜志、愛袁登古袁と作れたるを、記傳四(三十丁)に「終の袁は余と云ふに通ひて、袁登賣余袁登古余と云はむが如し、其八重垣袁の袁も其八重垣袁作ると上へ廻る袁には非ず八重垣余の意なり」(下略)と云はれたり、然るに今此を按ふに、此終の廻は歎息の辭にて、右の袁登賣袁袁登古袁は、景行天皇御紀に謂ゆる吾孀者耶、仁賢天皇御紀の吾夫何恰矣などに意同じく聞え、此の夜霸餓岐廻は八重垣何恰と云はむが如くして、其地より立騰りける雲の實の八重垣の狀成しけるよと打見行して何恰と歎息かせ給へるなり、然れば斯る類の終の廻を歎息の袁と云はゞ叶ふ可からむかし、(故に此の贈迺夜霸餓岐廻は、古事記日代宮段倭建命御歌に、袁登賣能、登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知、會能多知波夜と有る會能多知波夜に似たり、是其相近き證なるなり、)偕記傳に、「此一首の意を列ねて云はば今吾須賀宮を造る時しも八重雲の起よ、此立出づる雲の自然に八重垣を成せり、吾妻隠らせむ此宮の料に雲も八重垣を作りける何恰と作り給へるなり」(補意)と有るが如し、故に此八雲立の御歌に就て又奇説有り、其は此の上文に草薙劍を得させ給

へる所に、素戔鳴尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎乃上獻於天神也と有るは、彼の大蛇を退治させ御在し坐しける即直に折置かせ給はずして上天に上獻らせ給へる御事なるが、此清地に到らせ御在し坐しける御時には未だ、其御使の返り降らざる可き事申すも更なり、然れども以前の御契約御在し坐し、かば、又其奇稻田姫命と通ひ給はむ爲に奇御戸を造らせ給はずは得有るべからず、然るに其清地に到らせ御在し坐して吾心清々之の御言を宣ひ舉げさせ御在し坐して彼の處に宮室を建て住せ給はましく所思看ける物から、上章第三、一書に日神に白させ給へる御言に、則奉觀已訖、當隨衆神之意、自此永歸根國矣と聞え上させ給へれば、本より此國に留り御在し坐すべき御心の御在し坐さざる事は申すも更なり、然るに此大神の擅なる私の御行御在し坐さざる由は已に上に註せるが如し、然るに此に須賀宮を作らせ給ふ御事に於ても如何かは天神の御心を憚り奉らせ給はざらむ、故に此を以て推し度るに、其須賀宮を作らせ御在し坐さむと爲る初に自其地雲立騰と有るは謂ゆる瑞雲にて、實に八重の御垣の狀如して立ち巡れしかば、是こそ天神の御心と感けさせ御在し坐して愈其宮を建てさせ給ふに至らせ給へるにて、彼の八洲起元章第五、一書に、遂將合交而不其術、時有三鶴鶴飛來搖其首尾、二神見而學之即得交道と有るも天神の事教へさせ給へる所にして、専ら此と其と事の狀なむ相等しく見えさせ給へりける、(若斯る御心に感けさせ御在し坐せる御事の無からむには、萬に天神の大御心を以て御心と爲させ給へる此大神にては縦や然所思看けるにも爲よ出來させ給ふまじき御事なる者ぞかし、然して上に云へるが如く、天神の御許よりも此國に姑く留ませ御在し坐して國土を經營らせ給ふ可き御事を彼の神劍の御返辭に就きて仰せ遣はされけむから、愈其御心に定めさせ御在し坐けむ事申すも更なる

事なりかし。○相與は、第一一書に乃於奇御戸爲起而と有る奇御戸に同じく、久美度と訓み來れる事實に然る可し、即ち古事記にも故其稱名田比賣以久美度邇起而と有る是なり、是其二柱神妻隱に寢させ給ふ處にて、其清地なる八重垣の中に在りて正寢是なり、其は八洲起元章第一一書に、謂ゆる然後同宮共住而生兒と有に當りて、古事記には雖然久美度邇興而生子と見えたる、其を記傳四(三十三丁)に「久美度は夫婦隱り寢る處を云ふ、物語文などに貴人の寢給ふ事を大殿隱と云へり、久美は許母理の約りたる言にて、朝倉宮段大御歌に、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波草泥受、能知母久美泥牟と有る、此の伊久美波泥受は隱者不寢にて、久美泥牟も隱將寢なり、又書紀武烈天皇御卷歌に、耶陸能矩瀨習枳と云も隱垣なり、又都麻基微爾、夜幣賀岐都久流の基微も久美と通ふ語なり、偕度は處なるなり、萬葉二十(二十四丁)に、阿之可伎能、久麻刀爾多知豆、和藝毛古我、蘇豆毛志保々爾、奈伎志曾母波由と有る、此の久麻刀は隈處にて、即ち久美度と言は同じきなり、(採要)と云はれたるが如し、(偕此に相與を久美度と訓める、相與に同じく住ませ給ふ義以て書かれたるにて、處の意無しと雖も、其邊合は然る身屋を構て物爲させ給ふが故なり)○邊合は、美斗能麻具波比と訓む事、已に八洲起元章に所見て傳四に註せるが如し、但し其事の隔れ、ば此にも説きて其意を令知べきなり、故此美斗は與身の義なり、古事記に故其上比賣者如先期美刀阿多波志都と有るも與身爲與の義なる是なり、記傳四(二十六丁)に、「美斗は御所なり(中略)又久美度邇興と有る度も是なり」と云はれたれども、此には上に相與と有るを久美度と訓みて、即ち夫婦二柱神の御寢坐る屋にて、即ち須賀宮是なる事右に註せるが如くなれば、美斗を御所と爲る時は所字同じ事に相重なりて如何なる

事共なり、美斗能麻具波比は邊合の字の如く上に寢將婚之處と有るに應へて即ち夫婦二柱神の交合爲させ給へるなれば、美斗は與身與身の言の疊まりたるにて御所の義には非ざりける者とこそは所思えたりけれ、故に此言に當て八洲起元章には上に共爲夫婦と書されて下には邊合爲夫婦と見え、其第一一書第十一書には爲夫婦と作れ、第六一書には合爲夫婦と作れたり、(又右の美刀阿多波志都は身と身と觸合ふ事にて、此美刀も御所ならざる事は、天孫降臨章第二一書に木花開耶姬命の御事を、妹有國色、引而幸之、則一夜有身と有る、幸之を美刀阿多波志都と訓めるを、古事記には唯留其弟木花之佐久夜毘賣以一宿爲婚と見えたり、記傳に爲婚を同じく美刀阿多波志都と訓まれたる、實に然る事ながら、此には將婚の字を美阿波世武と訓める、即ち爲身合の義なる由上に云へるに思准らへて曉る可き者なり) 麻具波比は、熟昨合の義なる由已に註せるが如し、其は本目合に起りて右の如く成れるなめり、記傳十(三十五丁)に「爲目合而は具波比は即ち物の合ふ事なれば、然訓みて目を見交す事なり、偕男女殊更に目を交すは互に思ひ合ふ態なれば即ち交通事にも轉云ふなり、此次に相婚と有るが其事なれば目合は唯本の意なり、海神宮段に、爾豐玉毘賣命思奇出見、乃見感目合白其父曰、云々、即令婚其女豐玉毘賣と有るも、令婚が交通なれば上の目合は交に見交す事顯はなり、又邇々藝命の詔に吾欲目合汝と木花之佐久夜毘賣命に詔へるは、御紀には吾欲以汝爲妻と有りて交通事に轉云ふ方なり(採要)と所見たる是なり、又麻具波比の事は其四(二十六丁)に「麻は宇麻なり、何事にても可美く物爲るを宇麻某と云ふ事多し、書紀繼體天皇御卷歌に男女熟く寢る事を宇麻伊禰と有る類なり、具波比は麻より連く故に具と濁れども、古、頭を濁る例無ければ、本は久波比にて久比

阿比の約りたる言なり、凡そ物二が一に合ふを久比阿布と云ふ、萬葉十六(十六丁)に尺度氏娘子が、美き貴人の婚ふをば聽かすて猶々しき醜男に逢ふと聞かして兒部女王の、美麗物、何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六と有る是なり、今世の語に物を作り合すを志久波須と云ふも即ち此の四具比阿波須の約りたるなり、又俗に物の具波比の善き悪きと云ふも久比阿比の善悪なり、又伊勢物語に、「世を憂みの海人とし人を見るからに目久波世よとも頼まるゝ哉」、此の目久波須も久比阿波須の約れるにて、彼方此方目を見合すを云ふなり、楚辭九歌に美人忽獨與余目成と見ゆ、此は彼不_レ成合_レ處と成餘處と宇麻久比阿布を麻具波比とは云ふなり、俗に嫁ぐを一に成と云ふも此意味ならむ(採要)と云はれたるが如し、(又は麻具波比は身_ク咋_ヒ合と見るも僻事には非ざるべし、然る時は上の美斗を與_レ身と云ひては同じ言の相累りて如何なる狀なれども、然る云ひ狀無きには非ず、上の身は其體を云ひ、下なるは麻具波比と云へる一の作用の名なれば、相重なるも苦しからじかし、西田直養説に「浦島子傳に宜向蓬萊宮將_レ遂_レ囊時之志願_レ合_レ眼、鳥子唯諾と云ふ事有るを以て考ふるに、元來男女抱合ひて眼と眼とを一に合する事より起りて、婚字などを米阿波須と云ふなる可し」とも云へり、然して傳四卷に已に註せるが如く、右の角乃布久禮と云ふは男根の稱なれば、四具比阿布と云ひて交通の事を云ふなり、又上に云へる美阿波世須の事をも合せ思ふ可し、)○生兒は、出雲風土記に、飯石郡熊谷郷、郡家東北廿六里、古老傳云、久志伊奈太美等與麻奴良比賣命、任身及將_レ産時、求_レ生處_レ之、爾時到來此處_レ詔、甚久々麻々志積谷在、故云_レ熊谷_レ也と所見たる、是其大己貴神を生み奉らせ給へる傳なる可きが、已に此にて須賀宮を建てさせ御在し坐して其奇御戸に起して濫合爲させ給へりければ、其宮

に於てこそは生み奉らせ給ふ可き御事なりけれ、然るに御子を生み奉らせ給はむ所を求めさせ給ひけるは如何なりける御事なるにか、傳無ければ今此を推し度り知る可き事ならざれども、強て思ふに彼の伊弉册大神の火神を生み奉らせ給ひけるより始めて、御子生の御有狀を男神に見え奉らせ給ふ事を甚く耻し奉らせ給へる定りの如く成れりと見え、海宮遊行章にも、後豐玉姬果如_レ前期、將_レ其女弟玉依姫、直冒_レ風波_レ來_レ到海邊、逮_レ臨産時、請曰、妾産時幸勿_レ以_レ看_レ之、天孫猶_レ不_レ能_レ忍、竊往覘_レ之と有る事の如き御事の御在し坐すが故に、男神の御許を放らせ御在し坐して御子生み坐さむ産屋を建てさせ給はむと、其處を求めさせ給へる御事と所見たり、(但し猶此大己貴神の外にも御子御在し坐しけむかなれども、殊に如此産屋を建てさせ給へる程の御企の殊更に聞ゆるは、猶此の大己貴神を生み奉り給へる度なり、仁徳天皇十一年御紀に、初天皇生日、木菟入_レ於産殿_レ云々、復當_レ昨日臣妻産時、鷓鴣入_レ于産屋、是亦異焉、又允恭天皇七年御紀に、皇后云々、燒_レ産殿_レ而將_レ死と有りて、古に上下共に産室を營みて子を生みたりし事を知るべし、)右の熊谷郷は飯石郡の東北の極に在りて謂ゆる斐伊河の西岸に在り、其東岸は大原郡斐伊郷にて、大神と濫合爲させ御在し坐す料に物爲し給へりし宮處の須我山・御室山は其斐伊郷郡家より東北一十九里一百八十歩に在れば、今の里程にて三里餘も隔れるを、熊谷郷は其西南に在れば凡四里餘も有りぬ可し、若て其熊谷郷に並びて三屋郷、郡家東北二十四里、所_レ造_レ天下_レ大神之御門即在_レ此處、故云_レ三刀矢_レ(神龜三年改_レ字三屋)即有_レ正倉_レと所見たる、此御門は何れを本宮として立て給へりける御門なりけむ、今此を攷ふるに然郷名とまでも成れるは、尋常の御社に就きたる御門にては本より有るべくも非ずなむ有りければ、彼の須賀宮の御事に此には大神の御言に我兒宮と有

りて、即大己貴神の宮と成れる事、上に云へる事共に併せ考ふ可し、斯れば其須賀宮の外郭の御門此三屋郷なりければ、其御門の傍の地をトして産屋を建てさせ御在し坐して、御子を生み奉らせ給へりと此所を見奉るや、然る可く侍らむかし、(風土記に御門屋社、神名式に三屋神社と有る是なり、或説に此社を在美止也村、河邊也と云ひ、又は三刀屋郷給ニ下村一宮大明神也、所祭ニ大穴持命也とも云へり、又右の熊谷郷の事は今下熊谷村に駒形明神とて御在し坐す是なりと云へるは然も有るにや、) 備右の久志伊奈太美等與麻奴良比賣命の御言に詔ニ甚久々麻々志積谷在と有るは、御子生み坐さむ處は力めて隈々しき處なむ可しかりければ、此所に御在し坐して其處を得させ給へる事を好こばせ給へる御言なる事、上に求ニ生處之と有るを合せてなむ曉る可かりける、源氏梅枝(五丁)に「何事にかは侍らむ、隈々しく思したるこそ苦しけれとて云々」と有り、備此に久々麻々志積と有るは第一一書に於ニ奇御戸爲起而生兒と有る、久美度は隱處なるに等しく、奥まりて幽閑なる地を云ふなり、萬葉一(十三丁)に、味酒、三輪乃山、青丹吉、奈良能山乃、山際、伊隱萬代、道隈、伊積流萬代爾云々と有りて山際と道隈とを並べたり、山の間合なると道の屈曲れるとを相對へたるなり、又、(十五丁)其雪乃時無如、其雨乃間無如、隈毛不落、思乍叙來、其山道乎と有るも、上に時無如間無如と有るに照し應せて隈毛不落とは諺はせ給へるにて、事の有る隈を漏さず思ほし續けさせ給へる謂なるが、言義又上に同じ、又、(二十九丁)吾行河乃、川隈之、八十阿不落、萬段、願爲乍、二(十五丁)に、追及武、道之阿回爾、標結吾勢、又、(十九丁)此道乃、八十隈毎、萬段、願爲騰、六(十八丁)に、許伎多武流、浦乃盡、往隱、島乃埼々、隈毛不置、憶會吾來などの久麻は、何れも隱と言義同じく凹み曲れるが如きを云ふなり、

源氏帚木(三十六丁)に「然る可き隈には能くこそ隠れ行き給ふなれ」若紫(四丁)に「何の至深き隈は無けれど、唯海の面を見渡したる程云々」紅葉賀(二十一丁)に「如何なる物の隈に隠れ行きて」榊(二十一丁)に「月の少し隈有る立葺の本に」須磨(四十一丁)に「旅の御座所は奥迄隈無し」明石(十一丁)に「彼の浦に靜やかに隠らふ可き隈侍りなんや云々」松風(十八丁)に「若く見顯はさる可き隈にも非ぬをとて」少女(二十一丁)に「殿は今こそ出させ給ひけれ、何れの隈に御在し坐しつらん」柏木(十一丁)に「院の下部廳の召次所何かの隈まで嚴めしう爲させ給へり」匂宮(十丁)に「打ち忍び立寄りむも物の隈も著き彷彿の隱有まじきに」橋姫(十九丁)に「少し立隠れて聞くべき物の隈有りや」又(三十三丁)「住所も山里めいたる隈などに」總角(二十五丁)に「指し籠り隠ろへ給ふ可き物の隈だに無き御住ひなれば」浮舟(十丁)に「人の思ひ至るまじき隈有る構よと宣ひて」など見えたり、其外にも心の隈など云ふは表に知られ難き程に隠ろひたる所有るを云ふなり、(然れば熊は借字なる事云ふも更なり、久麻には岳又は阿又は隈又は隩字を訓めり、岳は文選注に山曲也と云ひ、阿は釋名に曲阜曰阿と見え、隈を説文に水曲隩也と注し、隩を爾雅に水厓内爲隩、厓外曰隈と註せり、備其隈を隱と云へる所有り、末摘花に「少し折れ残りたる隱の方に立寄り給ふ、其陰に就きて立隠れ給へば」若菜上に「此方は隠れの方にて只氣近き程なるに」柏木に「砂子薄き隠れの方に蓬所得貌なり」總角に「中納言は隠ろへたる方に入り給ひて忍びて御在す」寄生に「北面などやうの隠れぞかし、」又「隠れの方より寢殿へ渡り給ふ御後手を見送るに」東屋に「甚忍びて侍らひ給ひぬ可き隠れの方の候はゞ甚もく嬉しくなむ、」又「然らば彼の西の方に隠ろへたる所爲出て甚憤ろしげなれど、然ても過ひ給

ひつ可くは」手習に「人騒がしからぬ隠れの方になむ伏せたりける」など多し、右の隈を隠れの心と見、又此隠れを隈と通はし説きてぞ其義は知る可からむかし、○大己貴神此にては即ち素戔嗚大神・奇稻田姬命二柱神の御直の御子に渡らせ給ひ、次に脚摩乳・手摩乳神に負せて吾兒宮首に任し給へるも、即ち此大己貴神の宮を申す事云ふも更なり、然るに此第一一書には、素戔嗚尊云々則見_三稻田宮主養狭之八箇耳女子_一號_三稻田媛_一、乃於_三奇御戸_一爲_レ起而生兒、號_三清之湯山主三名狹漏彥八島篠_一云々、此神五世孫即大國主神と所見たる、此神と云ふは其八島篠神を斥せるにて、素戔嗚大神よりは凡て六世孫に當らせ給へり、又第二一書にも先づ始に眞髮觸奇稻田媛命の御名を擧げられて、次に然後素戔嗚尊以爲_レ妃而所_レ生兒之六世孫、是曰_三大己貴命_一と有り、然れば右の所_レ生兒と云ふは其八島篠神を申せるに、其兒之六世孫と云へば素戔嗚大神よりは七世孫にて渡らせ給へる状なり、然して古事記を見るに、故其櫛名田比賣以久美度邇起而所_レ生神名謂_三八島士奴美神_一（中略）兄八島士奴美神娶_三大山津見神之女名木花知流比賣_一生子布波能母遲久奴須奴神、此神娶_三淤迦美神之女名日河比賣_一生子深淵之水夜禮花神、此神娶_三天之都度聞知泥神_一生子淤美豆奴神、此神娶_三布怒豆奴神之女名布帝耳神_一生子天之冬衣神、此神娶_三刺國大神之女名刺國若比賣_一生子大國主神と所見て姓氏錄（大和國神別地祇）なる大神朝臣條に、素佐能雄命六世孫大國主命と有る世數に相契合_レれば、定に異なる義有るまじき事ながら、然る古説共を飽まで知りつゝ書かれたる古語拾遺にも、然後素戔嗚神娶_三國神女_一生_三大己貴神_一と所見たるも、此正書の御旨正しきを得たるが故に其家の古傳を立て然らむ記されたりけらし、故に此の大己貴神の御世系に就きては此の正書を以て正しとす、右の六世孫など云ふには委しき辨有りと雖も、此の第一一書の傳二十二

卷に云ふを見て知るべきなり、（平田古史第七十六段徴に「布波能母遲久奴須奴神深淵之水夜禮花神など、餘神の名の状とは甚く違ひて都に心得難く實に在りし神ならむには出雲風土記に少かなりとも其事蹟も有るべき物なるに且つ其事見えず、又淤美豆奴神冬衣神の名は須佐之男命の姑く齋き置かし、天叢雲劍の謂に由りて負ひ坐せる名なるに、布波能母遲久奴深淵之水夜禮花と云ふ名は然る由も無く、又木花知流比賣と云ふ名も斯る例は無く、又淤迦美神之女云々と云ふ事も師説は有れど信難く、天之都度聞知泥布怒豆怒布帝耳など云ふ名共も凡て覺束無し、然れば布波能母遲久怒須怒神深淵之水夜禮花神と云ふ二代は、大國主神を須佐之男命の六世孫と云ふ傳も有る故に後に其代數を合さむとして作れる中古の杜撰なる可くぞ所思ゆる、故に其傳には依らずて神祇譜に大己貴神此神者素戔嗚尊孫子天之冬衣神之子也と有るに依りて冬衣神を須佐之男命の孫なる事を知り、其御父は淤美豆奴神なれば此れ即ち八島士奴美神なる事を知りて定めつ」と云はれて、素戔嗚大神の四世孫と定められたり、然りと雖も其は漢文に常も有る格にて、大己貴神は素戔嗚尊の子孫にして天之冬衣神の子なりと云ふ事なれば、右の古事記の六世孫と一なるを、唯事略きて文を成せるのみの差なり、其の心得違にて出来る其定めに就きて強ひたる説共の無きには非ずなむ有りければ一向に従ひ難かり、故に予は此の正書及古語拾遺の傳を正として其の定論は次なる傳廿二卷に云ふべし、故に此御名を第二一書に大己貴此云_三於_三褒姒娜武智_一と其訓を注されたり、古事記には大穴牟遲神と作れたるを、其記傳九（五十九丁）に「此御名の訓は萬葉三（三十三丁）に、大汝、少彦名乃、將座、六（二十三丁）に、大汝、少彦名能、神社者、十八（二十五丁）に、於保奈牟知、須久奈比古奈野、神代欲里と見え、古語拾遺には大己貴神と作る、此文

字は書紀に因れるながら古語於保那武智神と注し、姓氏錄(和泉國神別地祇)長公條には大奈牟智神と書かれ、文徳天皇齊衡二年實錄には大洗磯前神の寄り來坐せる所に我是大奈母知少比古奈命也と有り、三代實錄にも大名持神と作れたる所多く、神名式には大和國吉野神大名持御魂神社(名神大、月次相嘗新嘗)播磨國完栗郡伊和坐大名持御魂神社(名神大)筑前國夜須郡於保奈牟智神社など有る、此等を以て曉る可し、然して大穴と作るは萬葉七(二十三丁)に、大穴道、少御神、作、妹勢能山見吉、又出雲國造神賀詞に、國作志大穴持命、又神名式に、大和國葛上郡大穴持神社、能登國羽咋郡大穴持神像石神社、出雲國意宇郡布自奈大穴持神社、野城社坐大穴持神社、出雲郡大穴持神社、多伎社、大穴持神社、大隅國噲嗒郡大穴持神社、出雲風土記には所造天下大神大穴持命など多く所見たり、此等も於富那と訓むべき證は、和名抄に信濃國埴科郡郷名の大穴を於保奈と記せる是なり、(以上補意)と云はれたり、然るに此に於褒姍武智と有るを決に僻事とは云ひ難かるにこそ、其は古事記高天原の下に訓高下天云阿麻と注し、八尺鏡の所に訓八尺云八阿多と書けるは、天を阿麻、尺を阿多と云ふ本語を注されたるにて、高阿麻能原八阿多鏡とは云ふまじき事なるが如くして、此も於褒姍武智と云ふが本の唱なりつらむを、其語の約りて於褒姍とは成れるにこそ有りけり、然云へりとは何どかは此を僻訓なりとは定めらる可き、御名義姍武智は古語拾遺に古語事之甚切稱阿那と所見たる阿那にて、貴字を武智と注されたるは、四神出生章に大日靈貴此云於保比屢咩能武智と有る武智に等しく、實に貴字に當れる訓なる事、已に傳六に注せるが如し、若て此大神は御父素戔嗚大神より事依され奉られさせ御在し坐して大國主神と御名に負して此天下國土の全を主領かせ御在し坐せば、此顯國の内在りと有らゆる

八百萬神の首領に渡らせ給ふが故に崇まへ尊み奉りて然稱へ奉りける御事と所見たり、其は此大神の和魂大物主神は大三輪神にて渡らせ給へるに、御紀は更なり神名式姓氏錄等に大神と作かれ、和名抄郷名に大和國城上郡大神、於保無和と有るも、大和國にて此神に勝れる神の御在し坐さざる故に直に大神の字を大三輪に用ひられたるは更なり、其御子事代主神をば何方にても賀茂神と申し奉る賀茂も神字の轉なるを以て思ふに、天神御子の天降り御在し坐さざりし以前には此顯國に在らゆる諸神の中より勝り出て、大神と申せば此大己貴神に渡らせ給ひ、神と申すは何時事も事代主神の御事にて御在し坐す申し習はし有りけるに因れる者なり、況て其御名を稱へては實に於褒姍武智とこそは申し奉る可き當然の御事にて有るなりけれ、(右に引ける和名抄の大神を於保無和は美を音便に無と云へるなり、通本には和を知に作れり、大貴の義と見むも僻事には非ざる狀なれども猶和の誤なる可く所思ゆるなり、己字は己か己か己か甚詳ならざるなり、己字は須傳爾と訓みて盡の義なりければ、盡貴の意を以て書かれたるにかと思へども然に非ず、又己字は通證に、此紀歌及萬葉集中常謂於乃禮而詠之那者多矣、己與名蓋義通と云へれば此方良近し、然して又己字は説文に、己也、四月陽氣已出、陰氣已藏、萬物皆成文章、故己爲蛇象形と有る、此字の方なむ此大神の御事迹に合せ奉りて作れたる者と所見れば姑く定むる者なり、猶考ふ可し、)然して其於褒姍武智の約りて於褒姍と申すから、大穴牟遲神と申し奉る御事上に註せる如くなるを、上野國神名帳には大奈智明神・小奈智明神と云ふ御名も御在し坐すを以て見れば武智をも切て唯に智とは申せるなりけり、偕右に引ける大己貴神・大穴牟遲神・大汝神と作れたる如きは皆上の意なるを大穴持神大名持神と書されたる共は又別に一の御名にて普通にては非じかし、其

は傳二に註せるが如く名と云ふは此國土を云ふ稱なり、武烈天皇御紀御歌に、那爲我與地盤來と有るは、地震之動來者なるに、推古天皇七年御紀に、地動舍屋ナキリテ悉破、則令四方ナカ傳祭地震神と所見たるを、又類史に、天平六年遣使畿内七道諸國、檢差祭地震神社なども有りて、地震を那爲と訓めるは、地を那に震を爲に當てたる者にて、爲に震動ウツかす意有るは、萬葉三（三十九丁）に、鹽左爲能、浪乎恐美と有る左爲は、佐和久と云ふ義なる是なり、又産土を宇夫須那と云へるは産爲地の義なり、本草和名に鉛、和名奈末利と有るは地餘の義にして、地中より生み餘りて成れる謂なる可く、金を加禰と云ひ、連語の時に加那某と云へるは堅地の義なる可く所思えたり、此等は正しく地を那とも云ひける一の證是なり、偕近頃ナホの言に大名小名と云ふ有りて字音に唱へ來る事には有れども、元は豪農ナリハヒトを云ふ稱にして、其大いに地處ナホを持てるを大名とぞ云ひけむ、萬葉二（十三丁）日並皇子尊贈賜石川郎女御歌に、大名兒、彼方野邊爾と有るは、大名の兒女と云ふ事にて、石川朝臣は蘇我の支流にて、河内國石川郡に土著る豪族なるを以て大名とは云ふなり、孝德天皇大化元年御紀に謂ゆる御名入部は古事記の御名代にて、其は田地に其御名を負する事にて、後世に其領誰領と云ふ事にて趣は異なれども、其名と云ふは元來土地に起りたる者なれば歸る所に於て違はず、偕東鑑に名主の稱有り、又字音に某名又は其名田と云ふ名主は地の主の意、某名又名田は右の御名入部などの如し、偕此地は産業を成す處たり、地を那と云ふは體なり那理は地有にて地上にて必ずしも無くては得有るまじき事を力むるを云ひて其用と成るなり、其那理と云ふは此國土を修理固成し給ふ義を以て成の義なり、又此より出て農作ナリハヒの事是なり、其は傳十二に註せるが如く、御紀には農をも業をも農業をも農作をも稼穡をも那理波比と訓み、又田宅をも別

業をも那理杼許呂と訓める、其も農所と云ふ義なる、其委しき事は其所に詳かに書せるを見て知るべきなり、然れば此大名持命を大地持命オホナホチノミコトとも大業持命オホナホチノミコトとも申す義に見奉りて又然る可くなむ有りける、斯れば大己貴神と大名持命と二方に唱へ別くべきなり、強に一に爲む事は強説にぞ有るべき、傳二十七國作大己貴命の所に注し奉るが如く、大己貴神と申し奉るは其は大神を國神の主領として崇め奉れる稱名なり、大名持命と申す時は其名を持てる國神の君長にて渡らせ給ふ御事なるをなむ思ひ合す可かりける、萬葉六（二十三丁）に、大汝少彦名能、神社者、名著始鷄目、名耳乎、名兒山跡負而云々と有るにても、土地を名と云ひて其地形を成る上にて必ず名有り、又此にて大名持命少名毘古那命と申す名の義をも合せ曉る可くなむ有るべかりける、地神本紀に、大己貴命與少彦名命二柱神坐於葦原中國、如水母浮漂之時、爲造號成已訖と有る號成も亦右と同じ事になむ有りける、（記傳に「凡て古名の弘く長く聞ゆるを譽れとすめれば、天皇の宮所を遷し給ひ、御子御在し坐さぬ后又御子等は御名代の氏を定め、又名背・名根・名妹など云ひ、萬葉二卷に大名兒など有るも皆名高き由の美詞なり、又人に向ひて那牟遲と云ふも名持てふ言にて美る稱なり、若て此命は天下を作り治め知り給へる御名の世に勝れたれば美稱へ申せるなりと有り」と云はれつれども、未だ其意を盡されざる者なり、已に傳二卷に云へる名と云ふ言の意を味く考に互して曉る可くなむ、）斯りければ、大己貴神と申し奉るは、此顯國に在りと有らゆる諸神の上に抽出て勝れて甚に貴き大神に渡らせ給ふ所由を以て美稱へ奉れる御名なるが故に御紀には此大己貴神と申し奉る方を以て打ち任せたる本の御名と爲て書させ給へる者なりけり、若て其大名持神と申し奉る名は大地を那と云ふに起り、其より成の言と成り業と事と成れる由已に傳二に引ける、景行天

皇の大御言に、大倭國者以_{ナス}行事_ヲ負_レ名國也と詔給へる其行事は成業と云ふ事にて、其成業の最大なる事此國土を作り成し給ふに過ぎたるなむ非ざりける、故に思ふに此八洲起元章に天神の二柱御祖神に事依し奉らせ給ふ所に、宜_ニ汝往循_レ之と有る此循字は、天下を所知食_シ有_テたせ給ふ謂なるを、古事記に、修理固成是多陀用幣流之國と所見て、此修理固成の言と右の循字と相對ふ所にて其成字の義は已に傳五に云へるが如し、偕此第六一書に、夫大己貴命與_ニ少彥名命_ニ戮_レ力_一心經_ニ營_ニ天下_一と有り、其文より承けて、下に嘗大己貴命謂_ニ少彥名命_一曰、吾等所_レ造之國、豈謂_ニ善成_一之乎、少彥名命對曰、或有_レ所_レ成、或有_レ不_レ成、是談也蓋有_ニ幽深之致_一焉と有りて、造字と成字とを相對へさせ給へる御言なむ御在し坐しける、斯りければ、成は元地爲_ニの言より出て、此大地を經營らせ給へる御事に始まるなりければ、大名持神と申し奉りて即ち此國土を造成して有_テたせ御在し坐す意とも成れる者なり、猶傳二十二卷大國主神の御名の説に合せて心得べくなむ有りける、(如此く見ては那の意異なるが如しと雖も然らず、地は元より那なり、其を經營を成と云ひ、又農を那理と云ふは、其を小さく分ちて云ふにこそ有りけれ、天下國土を成すと云ふにも其意等しき者なり、) ○吾兒宮は、素戔嗚大神の御子大己貴神の宮の謂なり、其は上に云へるが如く、此須賀宮はしも素戔嗚大神其后神と相與_ニに遷合_ニ給はむと爲て建てさせ御在し坐しける宮都には有れども、已に其御子を生み奉らしめ給へりし後は、其御祖奇稻田姬命と御子大己貴神とを此宮に留め奉らせ給ひて、己尊は其所を移して別處に離れ放らせ給ひて其御子の生長を試みさせ給ひて、國土經營の大任を授けさせ御在し坐して大國主神と成し奉らせ給はむとの御心にて、此須賀宮を吾兒宮とは殊更に詔り給へるなり、又上に引ける大國家譜に大國主命亦稱_ニ八重垣大樹

神と有るも此時の御歌に因れる亦名なるを以て知るべし、古事記には此を我宮と有るは、此大己貴神を六世孫と立つる故なり、其始は素より大神の宮なるを、此を避りて別處に物爲させ給ふが故に大己貴神に讓り奉らせ給ふとして、此に吾兒宮とは詔り給へるになむ御在し坐々ける、偕此吾兒宮は、阿賀美古能美夜と訓むべし、萬葉二(二十八丁)に、其故皇子之宮人、又一云、刺竹之皇子宮人、又、皇子乃御門之、荒卷惜毛、又、(三十五丁)吾大王、皇子之御門乎、(一云刺竹皇子御門乎)三(五十九丁)に、萬代爾、如此毛欲得跡、憑有之、皇子乃御門乎など有り、(但此に見と有るは皇子の意にては非ざるなり、唯美古能美夜と云ふ事の例に引けるのみ、若て右に宮を御門と云ひ換へたる御門は門戸の事には非ず、嚴處の美にして、即ち其宮室の稱なり、) ○首は、官本に宮首を美夜能都加佐と有るを、金澤本には美夜豆加佐と訓み、又傍に首字を意字登と有り、又私記には美也乃於布止爾波、美也乃津加左爾波と所見たれば、古くより兩の訓有るなりけり、此を都加佐と訓めるは仕長の謂にして、上に云へるが如く、後世に謂ゆる東宮傳と三宮の長官の如く任れ奉られし者なり、即ち此に吾兒宮首は、和名抄に、職員令云、春宮坊美古乃美夜乃豆加佐と有る是なり、大元の狀は天孫降臨章第二一書に、是時天照大神復勅_ニ天兒屋命_一太玉命、惟爾二神亦同侍_ニ殿内_一、善爲_ニ防護_一と有るに其意味能く相似たり、應神天皇四十年御紀に、立_ニ菟道稚郎子_一爲_ニ嗣_一(中略)以_ニ大鷦鷯尊_一爲_ニ太子輔_一之令_ニ知_ニ國事_一と有るは、後に東宮傳を置かるゝ始めの如くなれども、其起り即ち此の吾兒宮首なむ其始めには有りける、持統天皇十一年御紀に東宮大傳又春宮大夫を置かるゝ事所見たるに、大傳を意富伎加志豆伎と訓み、又加美とも訓みたり、又大夫を都加佐能加美と訓めるも此の吾兒宮首と云ふになむ當れりける、職員令義解に、

東宮傳一人掌_レ以_レ道德_レ輔_レ導東宮_トと見え、東宮坊大夫一人、掌_レ吐_レ納啓令_一宮人名帳考叙(謂_レ坊内諸司及宮人考叙、其宮人考叙者坊司按定、更送_レ中務省_一)宿直事_トとも有る、此二の職掌を合せたる如くして大己貴神を傳き奉らしめ給へりしなりけり、又纂疏に、宮首猶_レ後世六宮之職_ト也と有るは、職員令義解に中宮職(謂_レ皇后宮_一其太皇太后皇太后宮亦自中宮也)大夫一人、掌_レ吐_レ納啓令_一(謂_レ納_レ啓於上_一吐_レ令於下_一)事_トと有りて、釋に宮人名帳考叙宿直之事可_レ同_一春宮大夫_トと所見たり、和名抄に中宮職奈加乃美夜乃豆加佐と有る是なり、若て首字を都加佐と訓むを仕長の義なりと云ふは、孝德天皇二年御紀に、首長也と有るを以て知られたり、萬葉八(五十八丁)に、宮爾毛、縱賜有、十六(二十五丁)に、宮許會、指_レ毛遣米、情出爾、行之荒雄良、十八(二十一丁)に、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絶、大君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等能都可佐會、又(二十八丁)於保伎見能、等保能美可等々、末伎太末不、官乃末爾末、美由伎布流、古之爾久太利來、十九(二十七丁)に、宇都會美能、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有、官爾之在者、天皇之、命恐、夷放、國乎治等、二十(五十丁)に、加久佐波奴、安加吉許己呂乎、須賣良弊爾、伎波米都久之且、都可倍久流、於夜能都可佐等、許等太且氏、佐豆氣多麻徹流など有る、何れも其續きに就きて然る所由を合せ知る可き者なり、(和名抄に神祇官太政官には官字を都加佐と訓めり、八省には省字を訓み臺をも職をも坊をも寮をも司をも監をも署をも府をも皆都加佐と訓めり、又職掌を都加佐杼流と云ふ、登流は執_レ事執_レ政の執にて其事を執り行ふ由なり、又其より轉りて岸の高き處野の高き處を岸_ト司_一又野司_トなど云ふは、仕長の義にては本より非ざれども右に云へる官の都加佐を借り用ひて高處の稱とは爲る者なり、)又一訓意布登と有るは意

毘登の訛なる可し、古事記に我宮之首と有るを、記傳九(四十七丁)に「首は都加佐と訓めるも誤には非ねど猶意毘登と訓むべし、姪尸に某首と云ふをも然訓むべし、私記にも忌部首讀_レ於比止_トと有り、書紀に三輪君子首忌部首子首など云ふ名を子人とも書けるは、子の韻に意を含める故に自然に古毘登と唱へらるゝなり、元明天皇御紀に大津連意毘登と云ふ人名を、元正天皇御紀聖武天皇御紀には首と作れたり、然るを意字登と訓むは旅人を多毘登商人を阿伎宇杼藏人を久良宇杼と云ふ例の音便にて正しからず、偕此は本尊稱にて大人_トの意なる可し、尊みて云へるは、允恭天皇二年御紀に即謂曰首也、余不_レ忘矣と有る、是對_レ人_トを指して云へり、偕其首長の意に云へるは、景行天皇四十年御紀に、村之無_レ長_レ呂_レ之勿_レ首_一、顯宗天皇御紀に縮見屯倉首、孝德天皇二年御紀に村首(首長也)など有り、(採要)と所見たり、其景行天皇御紀なるは神武天皇御紀に邑有_レ君村有_レ長と見えたる其對文の如きなるを、相照して長と君と首と共に同義なる事を曉る可し、又成務天皇四年御紀に、詔之曰(中略)是國郡無_レ君_一長_一縣邑無_レ首_一渠_一者焉、自_レ今以後國郡立_レ長、縣邑置_レ首、即取_レ當國之幹_一了_一者_一任_レ其國郡之首長_一、是爲_レ中區之蕃屏_一也と所見たるにも、君長に首渠を對へ、長に首を並べられたるをも合せ思ふ可き者なり、若て此に故賜_レ號於二神_一曰_レ稻田宮主神_トと有る宮主を此の宮首に對照す時は、意毘登は大人_トなれば實に其宜しきを得たるが如しと雖も、右に註せる都加佐と云ふにも去敢ぬ事共し有りければ、都加佐を本訓とし意毘登をも傍訓として互に其義をなむ合せ思ふ可き所なるぞかし、(但記傳に「書紀に乃相與澁合而生_レ兒大己貴神_一、因勅_レ之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也と有るは傳の異なるなり」と云はれたれども、予を以て云ふ時は、却りて古事記に我宮之首と有るよりは此に吾兒宮首と有るなむ正しきを得たり

ける心ち爲られける、其は此須賀宮は初は大神の宮なりしかども、其御兒大己貴神に譲り聞えさせ給へる事此文に依て詳らかなりければ、其に就きて吾兒宮首と云ふを立て上下に相貫き云へる以て知るべし、○卽は奇稻田姫命には父母と御在し坐し、大己貴神には外祖父母に渡らせ給へれば、此宮首は佗神に譲るまじかりけりと深く御心を含めさせ給へる御言なり、○故賜_ニ號_ニ於_ニ二神_一とは、猶賜_ニ職_ニ於_ニ二神_一と云はむが如し、古事記には、且負_ニ名號_ニ稻田宮主須賀之八耳神_一と有る、其負_ニ名號_ニと云へる是なり、倍此號と云ふ義はしも已に傳二に註せるが如く、鈴屋大人説に「名と云ふ本の意は爲_{ナリ}なり、爲とは爲りたる状を云ふ、其は常に爲_{ナリ}人と云ふも其爲りたる形狀を云ふ事なり、又物の形を那理と云ふも同意にて、名と云ふも其物の有る形なり、譬へば筆は文を書く手なる由の名、硯は墨を磨る由の名なるが如し、萬の物の名皆然り、人名も其有る形に依りて負ひたる者なり」と云はれたるは、彼の景行天皇の大御言に、大倭國者以_ニ行事_一負_レ名國奈利と詔り給へりし其行事とは、鏡を造らせれば鏡作神と御名に負はし給ひ、玉を造る方に功坐せば玉祖命など御名に負せる事は申すも更なり、其子孫の氏々にも鏡造連・玉祖連と云ふなど皆各自の職掌行事を以て仕へ奉るが故に、其即ち氏なり名なる事已に委しく説けるを以て知るべきなり、然れば此に賜_ニ號_ニ於_ニ二神_一と有るは、其稻田宮主神と云ふ宮_{ミヤ}首_ノの職掌行事を任し給ふ御事と成れるなり、(此名と云ふ事は、後世の人の漫りに物に號くるとは甚く異なりける者にて、古には其職掌行事を成し行ふ、其即ち取も直さず名と云ふ物なる事を曉りねかし、)然して其名を人に賜ふと云ふ例は、古事記に、須佐之男大神の遙望呼_ニ謂_ニ大穴牟遲神_一曰、其汝所_レ持_ニ之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追_ニ伏坂之御尾_一亦追_ニ撥河之瀬_一而意禮、(二字以_レ音)爲_ニ大國主神_一、亦爲_ニ宇都志國玉神_一而、

其我之女須世理毘賣爲_ニ嫡妻_一而云々と有るも然にて、其大國主神と云ふ職掌を爲し宇都志國玉神と云ふ行事を爲す可しと詔り給へるにて、其爲_レ字即ち右に謂ゆる名なる者なり、又其海神宮段にも、其和邇將_レ返之時、解_ニ所_レ佩_ニ之紐_一小刀、著_ニ其頸_一而返、故其一尋和邇者、於_レ今謂_ニ佐比持神_一也と有る、此には其名を賜ふとは書されざりけれども、紐小刀の謂ゆる鋤_カを賜へるを負ひ持てる形狀に依りて其名とも成れるなりければ、其名を賜へる例上の如くになむ有るべかりける、又右に引ける高橋氏文の續きに、磐鹿六雁命_波、朕我王子等_爾阿禮子孫_乃八十連_屬爾遠_久長_久天皇_我天_津御食_乎齋忌取持_天仕奉_止負_賜天と有るは、右の大御詔に謂ゆる膳夫に仕へ奉らるゝ行事なる者なり、又其下に、纏向朝廷歲次癸亥、始奉_ニ貴詔_一勅_所賜_ニ膳臣姓_一と有るは其名を賜ふ事にて、名とは即ち膳臣の職掌を以て仕へ奉る事に拜れ奉るを云ふ事、決なき者なりかし、(此外斯る例猶多在りけるを、今は其思ひ出づる一二を載せて古に號を賜ふと云ふは其職掌行事に任し給ふ事を示さむとてなり、)○稻田宮主神は第一一書には稻田宮主簀狹之八箇耳と所見たる、素より二神に互る美稱なるを、第二一書には、有_レ神名曰_ニ脚摩手摩_一、其妻名曰_ニ稻田宮主簀狹之八箇耳_一と有りて脚摩乳、手摩乳は夫婦二神の稱なるを、合せて其夫神一柱の御名とし、又稻田宮主簀狹之八箇耳と云ふを其妻神一神の御名と爲るは、甚く異なる傳なるが上に、此名は右に賜_ニ號_ニ於_ニ二神_一と見え、古事記にも負_ニ名號_ニ云々と所見たりければ、其よりは後の名なるを其始に及ぼされたる事大なる誤なる者なり、又古事記には、於是喚_ニ其足名椎神_一告言、汝者任_ニ我宮之首_一、且負_ニ名號_ニ稻田宮主須賀之八耳神_一と有るは、此正書にも合へりと雖も、其美稱を足名椎神一神の名と爲る事又此も異なる傳なる者ぞかし、名義稻田宮と云ふは其須賀宮の一名なる可し、其は上文に謂ゆる遂

到_二出雲之清地_一焉、乃言曰_二吾心清々之_一、於_二彼處_一建_レ宮と有るに因りて、初は古事記の如く須賀宮とぞ云ひけむを、其は前文に然後行_レ覓_レ將_レ婚之處と有る如く、其后神と共に住ませ御在し坐さむとて建てさせ給へる宮處に在りければ、其御名を取りて稻田宮とは號けさせ給へりけらし、若て此にて吾兒宮とは詔り給ひつれども、大己貴神の最幼稚く御在し坐すが爲に、其脚摩乳・手摩乳神を以て傳づき進らせ給ふ御事に渡らせ給ふ程の御事なりければ、其御兒神の御名を以て負せ給ふ可きに非ず、故に是を以て御母奇稻田姫命の御名を以て其宮號とは定めさせ給へる者こそは推し量り奉らるゝ御事なりけれ、(記傳に「稻田は須賀地の舊名なる可し、故に稻田宮とも云ひけむ、斯れば稻田比賣と云ふは此に宮造りて御婚坐せるよりの名なる可きを、父の初に名告れるは後名を廻らして語傳へたるなり」と云はれたれども委しからざるなり)稻田は、上に註せるが如く、奇稻田姫命の御名を久志伊奈太伎比咩神と申し奉る伊奈太伎を切めて伊奈太とは申せるにこそ有りけれ、元は櫛_{クシ}髻_{イナクキ}より出で、上に謂ゆる故素戔嗚尊立化_二奇稻田姫爲_一湯津爪櫛_一而_レ挿_二於_レ御髻_一と有るに本著ける御名なりける者なり、然るに其伊奈太伎の言を居て此に稻田宮とも云ふは、右に註せるが如く其后神の御名を以て號けさせ給ふ所なるが、其義供御の御營田の御事にも係る可くなむ有りける、然るは此大神の上天にして天照太神の御營田を損はせ御在し坐しけるより、其即ち天津罪と成りて、天照太神はしも天石窟に入らせさせ御在し坐して世中は常夜往けるを以て、八百萬神等相共に祈り申されしかば髻戸を開かせ御在し坐して出させ給へるに就きて、素戔嗚尊に千座置戸の解除をしも科せ給へりける其驗に依りて、天照太神の御爲にも皇御孫尊の御爲にも二無く善はしき大神としも成らせさせ御在し坐して、少かも擅なる私の御行とては御在し坐さず

坐して、萬に天照太神の大御心を御心として政ごたせ給ふ清き明き御行に御在し坐して、先に天津罪と過またせ御在し坐しける食物・衣服・住宅の御事を漏らさず此顯國に布き行はせ御在し坐して、其恩頼を幸はへさせ御在し坐しければ、此須賀宮に夫婦二神の住ませさせ給ふ其御政の初には、先づ農作_{ウラヒ}の御事より起し給ふ可かめれば、終に字の如く稻田宮と云ふ稱には成れりけむかし、然して上にも引ける出雲風土記に、意宇郡出雲神戶、郡家南西二里二十歩、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命五百津鉏神鉏所_ニ取_レ而_一、所造_二天下_一大穴持命二所大神等依奉故云_二神戶_一、(佗郡等神戶且如_レ之)と有りて、其秋鹿・楯縫・出雲・神戶等の四郡なる神戶里の説も右に同じかりければ、已に此大神の御營田の御事を始めさせ御在し坐して其神戶の皆をしも其御兒大己貴神に授け給ふ事灼然かり、斯りければ其本處と有る此須賀宮に稻田宮の稱有るなむ其后神の御名を兼ねて甚良はしき事なりける、(右の熊野加武呂乃命と申すは大神素戔嗚尊に渡らせ給ふ御事、已に故大人等の説有るが如し、又大穴持命二所大神等と云ふ事詳ならず、若くは御母子二柱の御事を申せるにやとも思ひしかども、此は其熊野神宮の御料と御兒大己貴神の御料とに充させ給へりけむ事、傳二十六卷に云へる事共と一に考ふ可し、古史第九十一段徴には此を大穴持命少彦名命二柱の御事と被定たり、然りと雖も神戶は其神封の事にし有りければ少彦名命に係けむ事猶落著かぬ心ちぞ爲る、又其飯石郡に須佐郷、郡家正西一十九里、神須佐能袁命詔、此國者雖_二小國_一國處在、故我御名者非_レ著_二木石_一詔而即_レ己命之御魂鎮置給_レ之處、然即大須佐田小須佐田定給、故云_二須佐_一即有_二正倉_一と見えたるも、此大神の御營田の御事を功しませ御在し坐しける證なるなり、)宮主と續く主は記傳九(四十九丁)に「首_{オビト}と同意なり」と云はれたるが如し、傳十七に註せる大宮

へて、此二神の稻田宮主として須賀宮の大御政を攝ね給へる事をも知るべくなむ、(上に引ける職員令東宮坊大夫の下に掌_ト吐_ト納_ト啓_ト令_ト云々事と見え、中宮職大夫の下にも掌_ト吐_ト納_ト啓_ト令_ト事と有る、義解に謂納_ト啓_ト於_ト上_ト吐_ト令_ト於_ト下_ト也と有るも亦八箇耳の所以に近かる者なり)

已而素戔嗚尊遂就於根國矣。

已而は、此にては事訖而と云はむが如くなるが、其須賀宮を右の二神に委任ね置させ御在し坐して、其御子と御祖とを留め残させ御在し坐して、直に根國に就り御在し坐し、狀なれども、此大神の御大業はしも此に大己貴神の受け繼がせ御在し坐せる是此の大經なるが故に其神の御事迹は一書共に明らかなるを以て、其他の事共は摠て略き漏らされたる者なり、然れども此素戔嗚大神の此より後に顯國にて得建てさせ給ひける其大造の御功績の御迹はしも猶幾許か御在し坐すらむ、數も限りも知られさせ御在し坐さざる御事なるを、古事記を始として其餘の諸書に散見する者猶許多有り、故に今は其御事迹を拾ひ集めて其御盛徳の較略を百千が一も明らめ奉らむとす、若て此に素戔嗚尊遂就於根國矣と有る事なれども、其は大己貴神の生長らせ給ふ狀を見認させ給はずては必ず出來させ御在し坐すまじき所謂なむ御在し坐々ける、其は何を以てなるぞと云ふに、其始めは高天原より日神に辭_レ見_レして天降り御在し坐し來らせ給ひて、此顯國に暫時にても留め住ませ給はむとは所思しも寄せ給はざりしかども、彼の大蛇を事向させ給ふに至りて、奇稻田姬命を后神と爲させ給ふ可き勢に自然に成り行かせ給ひ、其に就きては后神と遷合爲給はむ宮室を營ま

せ御在し坐して同宮に共に住せ給ふ可き御事としも成り以て行きつゝ、終に其后神をして御兒大己貴神を令_レ生給ひ、此後に其御母子二神を其須賀宮に留めさせ給ひて又別なる處に物爲させ給ひ、外ながら其御兒神の消息を伺はせ御在し坐しけるに、果して八十神の事故有り此に縁りて御父子共に相遇ひ給ひ、其御兒神の御徳の眞盛に御在し坐す程を見奉らせ給ひて、終に大國主神と成し奉らせ給ひて、御心の殘る隈無く物爲させ給へりし後にこそは根國に御在し坐し著かせ給ひけめとなむ所思しかりける、(然るは、此大神の凡ての御政はしも即ち大己貴神の御所業と成れる以て凡ては略かれたりし者と所見たるながら、其大神の御事迹を心得むには此に取り入れて此を知らずは有るべからざるなり) 其一には國引の御故事なり、此は上に註せるが如く素戔嗚大神須賀宮に御在し坐して、奇稻田姬命に遇ひ給へる初より、大己貴神を令_レ生給へる後まで係けて物爲させ御在し坐しけるにて、其は出雲國の事なり、其より諸國を巡り作らせ給へるは、此上文に、因勅之曰、吾兒宮首者即脚摩乳手摩乳也と有る其時に、御母子二柱を其稻田宮主神に託して何れの國か佗に物爲させ給ひける程の御事と所見たり、楮國引の御名を八東水臣津野命と申し奉れる御事は、已に上に徴し奉れる如く、全く此大神の御名に渡らせ給へる由、出雲風土記に、所_レ以_レ號_レ出雲者八東水臣津野命詔_レ八雲立語之故云_レ八雲立出雲と有る、是即ち上に謂ゆる夜句茂多菟の神詠なるを以て知るべし、次に、所_レ以_レ號_レ意字_レ者國引坐八東水臣津野命詔、八雲立出雲國者狹布之稚國在哉、初國小所_レ作故將_レ作縫_レ詔而云々、國々來々引來、縫國者自去豆打絶而八穗米支豆支乃御埜也、此而堅立加志者石見國與_レ出雲國之堺有名佐比賣山是也、亦持引綱者蘭之長濱是也、亦云々國々來々引來縫國者三穗之埜也、持引綱者夜見島是也、固堅立加志者有_レ伯耆國大神岳是

也、今者國引訖詔者、意字杜爾御杖衝立而意惠登詔、故云意字（所謂意字杜者郡家東北邊田中在、熟是也、圍八歩許其上^レ有^レ木以茂）と所見たる初國小所^レ作の御言は、二柱御祖神の生み置かせ御在し坐しける其國の全體の事をば語り出させ給へるなり、此事傳廿七に云ふべし、楮上古に出雲國と云ひけるは風土記に謂ゆる意字・飯石・仁多・大原四郡の地なりけるを、更に國引坐して、島根・秋鹿・楯縫・出雲・神門の五郡に當る地は全く其時に出來成れるなりけり、楮右の佐比賣山は神名式に石見國安濃郡佐比賣山神社御在し坐す是なるが、其は須佐比賣の略と聞えたるに、其相對へる大神岳は同式に伯耆國會見郡大神山神社と所見たる、大神は即ち八束水臣津野命に御在し坐して、即ち素戔鳴大神に渡らせ給ふが故に崇まへては御名を申さず、直に大神岳とこそは申し習ひたりけらし、此二山相並び立てるは即ち其素戔鳴大神御夫婦に渡らせ給ひて、中間に御杖を衝立てさせ御在し坐して東西に御在し坐す御事は、彼の伊弉諾伊弉册二神の天柱を中間に置きて、御夫婦の御語らひ御在し坐しけるに奇しき迄能く相類たる御事共なり、（右の御杖を衝立てさせ給へりし塾^{コト}の事は、傳四卷磯敷盧島の下に引ける私記に、古説云、天神所^レ賜瓊矛、探^レ得磯敷盧島^ニ畢即以^ニ其矛^ニ衝^立此島^ニ爲^ニ國柱^ニ也、即其矛化^レ爲^ニ小山^ニ也と有るに其事の狀亦相通ひて聞ゆるはや、）然して同記に、所^ニ以^ニ號^ニ島根^ニ者、國引坐八束水臣津野命之詔而負^レ給名、故云^ニ島根^ニと所見たる、島根と云ひけるは古に肥川の西に流れて島なりし時の根元と云ふ義以て號けさせ給ふ所なるが、同記に、同郡朝酌郷、郡家正南一十里八十四歩、熊野大神命詔、朝御齋勒養夕御齋勒養五糞組之處定給、故云^ニ朝酌^ニと有る、熊野大神は素戔鳴尊にて渡らせ給へり、其四世孫にて淤美豆奴神の築立て給へらむには、其御齋處を定めさせ給ふ許りには又世を経ずしては至るまじき

御事なり、此を以ても古事記の世數に誤有るを知りて素戔鳴尊と八束水臣津野命と同神にて御在し坐す御事を明らかに可し、又同郡千酌驛、郡家東北一十九里一百八十歩、伊佐奈根命御子都久豆美命此處坐、然則可^レ謂^ニ都久豆美^ニ、而今人猶千酌號耳と所見たる、此都久豆美命と申すは、傳六、二十に徴し奉れるが如く、月夜見尊の御事に渡らせ給へれば、即ち素戔鳴大神の御事なり、此を以ても古事記に淤美豆奴神を其四世孫と爲る事の誤れるを知るべきなり、其は此大神の已に根國に御在し坐しけむには、其より後に出來れる地に其住ませ給ふ可き謂の且ても無き事なるを知るべし、又杵築郷、郡家西北二十八里六十歩、八束水臣津野命之國引給之後、所^レ造^ニ天下^ニ大神之宮將^レ奉與諸皇神等參^ニ集宮處^ニ、杵築故云^ニ寸付^ニ（神龜三年改^ニ字杵築^ニ）と有るは、天孫降臨章第二一書に謂ゆる大己貴神の天日隅宮の御事なるが、國引給之後と云ふは、素戔鳴大神の已に國引給ひ置かし、其地盤の有るを、更に宮造り仕へ奉らるゝに就ては猶其上を築き固めさせ給へるとなり、又右にて國引坐と云ふと所^レ造^ニ天下^ニと云ふとの差別判然に所見たるなり、其は國引と云ふは其文に見えたる如く有餘を取りて、不足を補綴^トふ事にて、國の格好^{カタチ}を成し整ふるを云ひ、所^レ造^ニ天下^ニと云ひ又作^レ國と云ふは、其大體には抱はる事無く田野山川を修理る事是なり、又右に八束水臣津野命と所^レ造^ニ天下^ニとを引續けて書せるは、此正書の如く素戔鳴尊の御子即ち大己貴神にて渡らせ給へる趣なり、又其次に、同郡伊努郷、郡家正北八里七十二歩、國引坐意美豆努命御子赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社即坐^ニ郷中^ニ、故云^ニ伊農^ニ（神龜三年改^ニ字伊努^ニ）と所見たる、此神は傳十三及十六に註せるが如く熊野大隅命に渡らせ給ひて、即ち天照太神素戔鳴尊御誓の御時に生み出させ御在し坐しける謂ゆる五男神の中の一神にて渡らせ給へれば、右に國引坐意美豆努命御

子と有るは、即ち素戔嗚尊御兒と申さむに異ならずなむ有りける、此を以ても、右に八束水臣津野命と申し奉れるは愈以て素戔嗚大神の御事にて渡らせ給ふ由を思ふ可き者なりかし、(但素戔嗚尊と申し奉れるは其全體の御名にて渡らせ給ひ、八束水臣津野命と申し奉るは其國引坐せる御事にのみ専ら係りたる御名なり、又下に出雲神賀詞を引きて云へる櫛御氣野命と申し奉る大御名は、天上より神逐れさせ給ひて後に國土人民の衣食住の事を幸ひ給ひ、謂ゆる天下を所知食し、大御名なり、其條々思ひ混ふ可からず、) 右に引ける風土記の文四所共に八束水臣津野命の御事には國引坐と冠ふらせ奉れるは、風土記の例大已貴神には何處なるも所造天下大神大穴持命と冠ふらせ奉れると同じ事なり、倭國引坐と有るは誰が心にも出雲國をのみ縫作らせ給へる御事と一向に思ひたれども、其は甚狹き見解と云ふ者なりけり、已に皇太神宮祈年月次等祭詞は皇祖天神の大御言にして謂ゆる天津祝詞の太祝詞事と云ふ物なるに、其文の中に、狹國者廣久嶮國者平久遠國者八十綱打掛引寄如事、皇太御神能寄奉と所見たる、狹國者廣久と云ふは海岸の地處の彌増に土砂を寄せて廣大に成る事を云ひ、峻國者平久とは山岳の險阻しきも歳年に平坦に成して田畑の殖る事を云ふなり、若て遠國者八十綱打掛引寄如事と云ふは、全く八束水臣津野命の故事なるにて、風土記なる國引の文に、國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三自之綱打挂而霜黑葛閣々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾、國々來々引來縫國者云々と有ると、遠國々の有餘を見行はして八十綱打ち掛けさせ御在し坐して引き寄せて國を建て給へる傳なり、皇太神の如此く譬へて詔り給へるを以ても豈右の出雲一國の事ならめやは、此大八洲國は更なり、外國の全と雖も素戔嗚大神の然物爲させ御在し坐して

國を建て給へる者にし有りけれども、余國には已に其傳を亡へるに僅に出雲國に其古語の遺れるながら、國引坐の言にて大地の摠てを云ふ事灼然くなむ有りける、其は已にも引ける欽明天皇十六年御紀百濟國王に仰下されし語に、昔在天皇大泊瀬之世、汝國爲高麗所逼、危甚累卵、於是天皇命神祇伯受策於神祇、祝者迺託神語、報曰、屈請建邦之神、住救將亡之主、必當國家謚靖人物又安、由是請神往救、所以社稷安寧、原夫建邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也と有る、建邦神と申すは我素戔嗚大神の古説なる事已に故大人等の説の如し、猶傳廿二に云へり、考へ合はす可き者なり、此事に合せて赤縣太古傳三皇紀に引かれたる彼の土の古傳に、人皇氏九頭九男相像其身九章、故曰九皇、乘雲祇車駕六提羽而、出谷口分九河、依山川土地之勢、裁度爲九州、謂之九圍、因是區別、各居其一、故曰居方氏、人皇乃居中洲、以制八輔、此名州之始也と云ふ事の有る依山川土地之勢裁度爲九州と云ふ文は、右の風土記の國引の文に亦思ひ合す可き古説なる者ぞかし、然れば此に八束水臣津野命と申し奉るを、韓地には建邦神と云ひ、赤縣にては人皇氏と傳へたるなり、但通證に、或曰、此謂檀君也、東國通鑿曰、當初無君長、有神人、降檀木下、國人立爲君、是爲檀君、國號朝鮮、唐堯時也云々と云へり、然れども右の檀君と云ふも天上より降り來れる神人にては有りけれども、唯君長として推し尊まれたる神にこそ有りけれ、此大神の國を建て給へるは堯の時の如き人世の事には非ず、遙に古の事にして大に趣の異なる所以右に已に述ぶるが如し、又右の人皇氏の古説は傳廿七卷に注す可し、其二には、傳廿四に注せるが如く古事記に又娶大山津見神之女名神大市比賣生子大年神、次宇迦之御魂神(二柱宇迦二字以音)と有る是なり、右に云

へる國引坐の御功は此素戔嗚大神の御世の涯際の御大業に御在し坐して、其根國底國に就り御在し坐す迄の御事業の最大なる者是なり、偕右の又字は上に故其櫛名田比賣以久美度邇起而所生神名謂八島士奴美神と有るに對へたる者なるが、其八島士奴美神と申すは、上に粗云へる如く實には大己貴神の御事に渡らせ給へるなり、然して其神はしも國土經營の御事業を受け奉らせ給ふ可き神と定め置き奉らせ給ひ、次には此宇迦之御魂神大年神を令生給へるは、其國土に農作る御魂神を令在奉らせ給はむとて更に又御妻問の御事御在し坐しけるなり、若て此御妻問は出雲國にての御事には御在し坐さじ、其國を放り御在し坐して何れにか別處に物爲させ給へりし御時の事と所見て、其風土記などにも所見無きを以て今此を考ふるに、已に傳九に粗註せるが如く、備後風土記に、疫隅國社昔北海坐武塔天神南海神之女子乎與波比爾出坐爾云々、即詔久吾者速須佐能袁神也云々と所見たる、北海は出雲國を云ふと聞え、武塔天神の塔子は、齋宮寮式に塔稱阿良々岐と有るに依に、武塔は多祁阿良々岐と訓みて、即ち此大神の神性の雄健く荒々しく御在し坐す意を以て號け奉れる者なる可し、其南海神之女子は、口訣に南海龍女と有るに就て考ふるに、其に引ける私記に闇霧是山神也と云ひ、小倉神社鎮座傳記に高霧神亦名闇霧神云々、即是與大山祇神合力而坐神也とも有るは、實は大山祇神と高霧神とは御夫婦の御間に御在し坐すなり、此を以て推すに、神名式に伊豫國越智郡大山積神社（名神大）御在し坐す、此御許に通はせ御在し坐しけるなりけり、然るは和名抄郡名に右の越智を乎知と注せるは小市と云ふ事にて、其大市比賣命の大市に對へる如き地名なるも、亦然思ひ合す可き便宜とぞ所思えたる、偕市^{イチ}としも稱へ奉れるは、傳十三・十八に云へるが如く宗像神をしも市姫命と稱へ奉り、又天高市など云ふ市に同じく

して物の輻湊^{フツツ}り集會ふ地を云ふ號なれば、又然る御事共に係けて御功坐す女神になむ御在し坐せるなる可き、記傳九（五十一丁）に「大市は和名抄郡名に大和國城上郡大市（於保以智）此は書紀崇神天皇御卷・垂仁天皇御卷にも所見たる地なり、參河國碧海郡大市播磨國揖保郡大市（於布知）備中國窪屋郡大市（於布知）神名帳に伊勢國安濃郡大市神社など有り、此地々の中に由有る有らむか」と云はれき、又和名抄郡名に石見國邑知（於保知）と有るも大市なるにや、神名式に那賀郡大歲神社・大飯彦神社御在し坐すも由有りける事共になむ、（右の北海・南海と云ふは、其疫隅社の立たせ給へる備後國より定め云ふ方位なり、纂疏に引かれたる風土記に、武塔神乃進雄神之別號、其祠今見在備後州、曰疫隅社と所見たる、即ち神名式に深津郡須佐能袁能神社と有る是なり、然して出雲國は山を隔て其北方に在れば北海と云ふべく、伊豫國は海を渡りて其南邊に在れば南海となむ云ふべき事なりける、右の風土記の事を彼の神逐はれの御時と云ふ説共は皆誤なり、偕此大神の神大市比賣命に御合ひ坐し、奇御戸はしも何處なりけむ、更に所見無きを、今思ふに山城國などには非らじかと所思ゆる子細なむ有りける、然して古事記には其御子大年神次宇迦之御魂神（二柱）と有る事なれども、已に傳八に註せるが如く、上代本記に土御祖神社の祭神を書せるに宇賀魂大年神一座と有りて實は一神に御在し坐しけるを、其穀種を司り給ふ方を以て宇迦之御魂神と申し、農作の方を司り給ふ方を以て大年神と稱へ別けたるにこそは有りけり、其實は一神に御在し坐すが故に右の如く兩名を重復ても申し習へるなりけり、若て神名式に山城國乙訓郡自玉手祭來酒解神社（名神大月次新嘗元名山崎社）と有るは、其神大市比賣命の御父大山祇神に渡らせ給ひ、同郡小倉神社（大月次新嘗）は闇霧神に御在し坐して、其女神の御爲に